庁 議 次 第

日 時 平成31年2月13日(水)

午前9時30分

場 所 別館3階 市長公室

- 1 市長あいさつ
- 2 議題
- (1) 朝霞市産業振興基本計画(案)
- (2) 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)
- (3) 平成31年第1回朝霞市議会定例会提出議案

朝霞市産業振興基本計画【概要版】

市民生活と調和し 豊かな暮らしを実現する あさか産業の振興

1 計画策定の趣旨と目的

近年の全国的な少子高齢化による人口変動やAIやIoTといった様々な技術の発展等の社会・経済環境の変化への柔軟な対応が求められています。

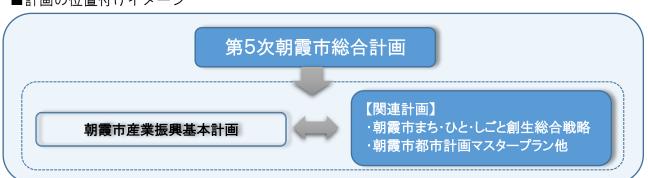
こうした社会状況の変化や高い交通利便性を有しながら豊かな自然を残す本市の特性を 背景に、産業振興の目標や施策の方向性を明らかにし、小規模事業者をはじめとする事業 者、市民、行政や産業団体等が一体となって本市ならではの地域特性を生かした産業振興 を進めていくため、朝霞市産業振興基本計画を策定します。

2 計画の位置付けと計画期間

新たに策定する本計画は、「第5次朝霞市総合計画」を上位計画と位置付け、「朝霞市都市計画マスタープラン」、「朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の関連計画と整合性を図りながら、本市の産業施策の目標等を示すものとします。また、本計画は、都市農業振興基本法第10条に基づく地方計画を兼ねることとします。

なお、本計画の期間は、平成31年度(2019年度)から平成40年度(2028年度)までの10年間とし、当該施策を総合的に推進していくこととします。

■計画の位置付けイメージ



■計画期間

	平成 31 2019	平成 32 2020	平成 33 2021	平成 34 2022	平成 35 2023	平成 36 2024	平成 37 2025	平成 38 2026	平成 39 2027	平成 40 2028
第5次朝霞市									1	
総合計画									\	
朝霞市産業振										
興基本計画				中間見						

【本計画の全体像】 本市の「現況と課題」を整理したうえで、5つの視点を抽出し、産業振興における「方向性と施策体系」を整理しています。さらに基本目標の実現に向け、各施策を主導して

いくリーディング・プロジェクトを4つ設定しています。

市内の現況

・市民消費は、最寄品は市内、買回品は市外へ流出。

現況と課題

・事業者及び若年層(市民)の望ましい街の姿は「魅力 的な店が多く集まっている街」。

抽出された課題

①市民のライフスタイルに応じた商業環境づくり ②魅力的な店舗が集まる拠点エリアの活性化と賑わいの創出

市内の現況

- ・人口増加率は 5.1%、全国の市のうちでも 16 位と 高水準で人口が増加傾向。
- ・医療、治安や子育て等、より良い生活環境の構築に 対する市民ニーズが高い。

抽出された課題

- ③安心・安全で快適な生活環境づくり
- ④市民生活を支えるサービス力の維持・向上

市内の現況

- 著名な学術・開発研究機関、関連事業所が立地。
- •一部の事業者間では、地域内同業種連携が行われて いるものの、事業者連携は2割弱にとどまる。

抽出された課題

⑤市内事業者による新たな産業モデルづくり

市内の現況

- ・にんじんの指定産地、市民と農家の交流機会が多い。
- ・農家の高齢化が進み、耕作していない農地が増加 する一方、地産地消の取組意向のある農家も多い。

抽出された課題

<u>⑥あさか農業の強化と市民に身近な農業づくり</u>

市内の現況

- ・製造業や小売業等で厳しい景況感。卸売業、製造業 や小売業等で休業・廃業意向のある事業者が一定 数存在。
- ・ものづくり事業者の経営課題は、「従業員の高齢化」 や「売上高の減少」、商業・サービス業事業者の困 りごとは「売上の伸び悩み」や「人材不足」。建設 業では専門人材に対するニーズも高い。

抽出された課題

- ⑦既存のものづくり産業の維持強化
- ⑧市内のものづくり等産業を支える人材の確保・育成
- ⑨商業・サービス業における人材の確保と育成

方向性と施策体系

方向性1 暮らしにマッチした生活環境の創造

- 1-1市民等で賑わう拠点づくり
- 1-2個店や商店街の魅力アップ
- 1-3市民の買物環境等の向上

方向性2 安心・安全な市民生活を支える産業の活性化

- 2-1生活を支え高めるサービス機能の強化
- 2-2コミュニティ・ビジネスの育成

方向性3 社会環境の変化に呼応した新たな産業の創出と育成

- 3-1 社会環境の変化をリードする新たな産業の育成
- 3-2 あさかにマッチした企業誘致と産業集積の推進
- 3-3産業ネットワーク基盤の創造

方向性4 市民に身近なあさか都市農業の確立

- 4-1都市農業の推進と担い手育成
- 4-2農地の多面的機能の促進と市民とのふ れあいの機会づくり

方向性5 産業人材・産業基盤を強化する総合的な支援の充実

- 5-1産業基盤の強化に向けた取組推進
- 5-2 起業しやすい環境づくり
- 5-3産業を支える人材の確保・育成
- 5-4働きやすい環境づくり

4つのあさかリーディング・プロジェクト

1 あさか起業×リノベーション・プロジェクト

【概要】

暮らしのニーズにマッチした小売・飲食・福祉・子育て 等の商業・サービス業等に係る起業者が、商店街をはじ めとする市内の空き店舗等を活用して事業を開始し、ま た、展開していくことを地域ぐるみで支援するための仕 組みづくりを行います。

2 あさか型企業誘致プロジェクト

【概要】

市内の低・未利用地や一般国道 254 号和光富士見バイパ ス沿道地域等での産業基盤整備の検討を行うとともに、 都市型産業等のターゲット業種を絞るなど、本市の特性 に合った企業誘致や産業集積の推進を図ります。

3 あさか野菜の地産地消プロジェクト

【概要】

あさか野農業協同組合の本店移転を契機として、市民・ 農家・JA・朝霞市商工会・行政が協力し、市民と生産 者が交流できる場づくりを行います。また、新たな需要 を創造するため、あさか農産物の高付加価値な商品開発 やプロモーションを行うとともに、市民や事業者等と協 働して地産地消の取組を実施します。

4 あさかで働こうプロジェクト

【概要】

働きやすい職場づくりを実践する市内事業者を市が表彰 等を行うとともに、そのPRに取組むことで、市民の市 内での就職と定着を後押ししていきます。併せて、埼玉 県・ハローワーク朝霞・民間の人材マッチング事業者等 とも協働し、市内の潜在求職者の発掘に向けてセミナー や相談会、マッチング等を行い、事業者と求職者をとも に支援できる体制を構築していきます。

基本目標

市民生活と調

和 豊かな暮らしを実現する あさか産業の振

朝霞市産業振興基本計画(案)

市民生活と調和し 豊かな暮らしを実現する あさか産業の振興

朝霞市

はじめに

本市は、都心に近く、交通の利便性に優れているだけでなく、 「むさしのフロントあさか」に象徴される武蔵野の豊かな自然 が残るまちです。

自然と都市生活の調和が本市の魅力であり、こうした魅力を 背景として、これまでに住宅都市として大きく飛躍するととも に、多種多様な産業活動が営まれてきました。

一方、全国的な少子高齢化による人口構造の変化やAI、IoTに代表される技術革新、また、ライフスタイルの多様化などの影響により、特に本市の産業の中核をなす小規模事業者をはじめとする事業者の方々は、厳しい経営環境に置かれています。

市長

顔写真

しかしながら、今後、市内へ移転が想定される企業の存在や

子育て世代の女性の活躍、農業分野における朝霞産野菜を活用した取組など、新たな明るい兆しも見ることもできます。

こうした現状を複合的に捉え、住宅都市としての強みを生かし、朝霞ならではの産業施策を進めていくために、今回、平成31(2019)年度から平成40(2028)年度までの10年間を計画期間とする朝霞市産業振興基本計画を策定いたしました。

本計画の策定に当たって、市内事業者や市民の皆様がどのような施策を必要としているのかを知るために、産業実態に係るアンケート調査や事業者ヒアリングなどを重ねてまいりました。

こうした市内事業者や市民の皆様の声を頼りに、朝霞市産業振興基本計画策定委員会の 委員の皆様には、およそ2年間に渡り、議論を重ねていただき、市にとって必要な施策の 方向性を示していただいたものと考えております。

今後、本計画に基づき、市内の産業振興を推進してまいりますが、産業振興は、行政の みで行えるものではございません。

本計画の基本目標である「市民生活と調和し 豊かな暮らしを実現する あさか産業の振興」の実現に向けて、皆様のお力添えをいただき、市民生活と産業が調和した活気の溢れるまちにしたいと考えておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に御尽力賜りました朝霞市産業振興基本計画策定委員会委員の皆様をはじめ、多くの御意見をお寄せいただいた事業者、市民の皆様に、改めて心から御礼申し上げます。

平成31年3月

目次

■本編

Ι	産業振興基本計画策定の経緯と趣旨	
1	計画策定の趣旨と目的	1
2	計画の位置付けと計画期間	1
Π	全国的な社会環境の変化	
1	昨今の人口トレンド	2
2	長期的な景気と雇用の情勢	3
3	産業のグローバル化の趨勢	4
4	人々のライフスタイルやニーズの多様化	5
5	国内産業構造の変化	6
${ m III}$	本市の現況	
1	位置	7
2	人口と世帯数	7
3	年齢3区分人口及び世帯構成について	9
4	人口動態及び移動	11
5	土地利用について	15
IV	産業の実態	
1	市内産業全体の傾向	16
2	5 つの視点から見る市内産業の実態	20
V	市内産業の課題整理	
1	産業に関わる課題の整理	43
VI	産業振興基本計画における目指すべき姿(基本目標)、施策の方向性及び施策内容	
1	目指すべき姿(基本目標)	46
2	施策の方向性	47
3	施策体系一覧	48
4	施策及び主な事業内容	49
VII	リーディング・プロジェクト	
1	リーディング・プロジェクトとは	64
2	4つのリーディング・プロジェクト	65
VIII	産業振興基本計画の推進に向けて	
1	計画の進捗管理	72
2	計画を進めていくための推進体制の構築	73
■資	料編	
1	計画における地域区分について	74
2		
_	1/15/2 11/1-2/14/07/2011 FI FI FI / 1/15/2 2/2 A / 1/1/11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
3	朝霞市産業振興基本計画策定委員会名簿	77
3		
3 4 5	朝霞市産業振興基本計画の策定経緯	78

【本計画の全体像】 本市の「現況と課題」を整理したうえで、5つの視点を抽出し、産業振興における「方向性と施策体系」を整理しています。さらに基本目標の実現に向け、各施策を主導して

いくリーディング・プロジェクトを4つ設定しています。

市内の現況

・市民消費は、最寄品は市内、買回品は市外へ流出。

現況と課題

・事業者及び若年層(市民)の望ましい街の姿は「魅力 的な店が多く集まっている街」。

抽出された課題

- ①市民のライフスタイルに応じた商業環境づくり ②魅力的な店舗が集まる拠点エリアの活性化と賑わいの創出
- 市内の現況
- ・人口増加率は 5.1%、全国の市のうちでも 16 位と 高水準で人口が増加傾向。
- ・医療、治安や子育て等、より良い生活環境の構築に 対する市民ニーズが高い。

抽出された課題

- ③安心・安全で快適な生活環境づくり
- ④市民生活を支えるサービス力の維持・向上

市内の現況

- 著名な学術・開発研究機関、関連事業所が立地。
- •一部の事業者間では、地域内同業種連携が行われて いるものの、事業者連携は2割弱にとどまる。

抽出された課題

⑤市内事業者による新たな産業モデルづくり

市内の現況

- ・にんじんの指定産地、市民と農家の交流機会が多い。
- ・農家の高齢化が進み、耕作していない農地が増加 する一方、地産地消の取組意向のある農家も多い。

抽出された課題

<u>⑥あさか農業の強化と市民に身近な農業づくり</u>

市内の現況

- ・製造業や小売業等で厳しい景況感。卸売業、製造業 や小売業等で休業・廃業意向のある事業者が一定 数存在。
- ・ものづくり事業者の経営課題は、「従業員の高齢化」 や「売上高の減少」、商業・サービス業事業者の困 りごとは「売上の伸び悩み」や「人材不足」。建設 業では専門人材に対するニーズも高い。

抽出された課題

- ⑦既存のものづくり産業の維持強化
- ⑧市内のものづくり等産業を支える人材の確保・育成
- ⑨商業・サービス業における人材の確保と育成

方向性と施策体系

方向性1 暮らしにマッチした生活環境の創造

- 1-1市民等で賑わう拠点づくり
- 1-2個店や商店街の魅力アップ
- 1-3市民の買物環境等の向上

方向性2 安心・安全な市民生活を支える産業の活性化

- 2-1生活を支え高めるサービス機能の強化
- 2-2コミュニティ・ビジネスの育成

方向性3 社会環境の変化に呼応した新たな産業の創出と育成

- 3-1 社会環境の変化をリードする新たな産業の育成
- 3-2 あさかにマッチした企業誘致と産業集積の推進
- 3-3産業ネットワーク基盤の創造

方向性4 市民に身近なあさか都市農業の確立

- 4-1都市農業の推進と担い手育成
- 4-2農地の多面的機能の促進と市民とのふ れあいの機会づくり

方向性5 産業人材・産業基盤を強化する総合的な支援の充実

- 5-1産業基盤の強化に向けた取組推進
- 5-2 起業しやすい環境づくり
- 5-3産業を支える人材の確保・育成
- 5-4働きやすい環境づくり

4つのあさかリーディング・プロジェクト

1 あさか起業×リノベーション・プロジェクト

【概要】

暮らしのニーズにマッチした小売・飲食・福祉・子育て 等の商業・サービス業等に係る起業者が、商店街をはじ めとする市内の空き店舗等を活用して事業を開始し、ま た、展開していくことを地域ぐるみで支援するための仕 組みづくりを行います。

2 あさか型企業誘致プロジェクト

【概要】

市内の低・未利用地や一般国道 254 号和光富士見バイパ ス沿道地域等での産業基盤整備の検討を行うとともに、 都市型産業等のターゲット業種を絞るなど、本市の特性 に合った企業誘致や産業集積の推進を図ります。

3 あさか野菜の地産地消プロジェクト

【概要】

あさか野農業協同組合の本店移転を契機として、市民・ 農家・JA・朝霞市商工会・行政が協力し、市民と生産 者が交流できる場づくりを行います。また、新たな需要 を創造するため、あさか農産物の高付加価値な商品開発 やプロモーションを行うとともに、市民や事業者等と協 働して地産地消の取組を実施します。

4 あさかで働こうプロジェクト

【概要】

働きやすい職場づくりを実践する市内事業者を市が表彰 等を行うとともに、そのPRに取組むことで、市民の市 内での就職と定着を後押ししていきます。併せて、埼玉 県・朝霞公共職業安定所・民間の人材マッチング事業者 等とも協働し、市内の潜在求職者の発掘に向けてセミナ ーや相談会、マッチング等を行い、事業者と求職者をと もに支援できる体制を構築していきます。

基本目標

市民生活と調 和

豊かな暮らしを実現する

あさか産業の振

I 産業振興基本計画策定の経緯と趣旨

I 産業振興基本計画策定の経緯と趣旨

1 計画策定の趣旨と目的

近年、我が国の産業を取り巻く環境は、全国的な少子高齢化による人口変動、人々のライフスタイルの変化、AI*やIoT*といった様々な技術の発展等、日々目まぐるしく変化しています。こうした社会・経済環境の大きな変化は、朝霞市(以下「本市」という。)内の産業においても、様々な影響をもたらします。そして、地域産業を持続的に維持・発展させていくためには、こうした環境の変化に柔軟に対応していくことが必要です。

本市は、「彩夏祭」に代表されるエネルギッシュな市民の活力、「むさしのフロントあさか」に象徴される豊かな自然、高い交通利便性等を有しています。

そこで、これらの社会・経済環境の変化やまちの特性を背景に、本市の産業振興の目標や施策の方向性を明らかにし、小規模事業者をはじめとする事業者、市民、行政や産業団体等が一体となって本市ならではの地域特性を生かした産業振興を進めていくため、朝霞市産業振興基本計画(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置付けと計画期間

新たに策定する本計画は、「第5次朝霞市総合計画」を上位計画と位置付け、「朝霞市都市計画マスタープラン」、「朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の関連計画と整合性を図りながら、本市の産業施策の目標等を示すものとします。また、本計画は、都市農業振興基本法第10条に基づく地方計画を兼ねることとします。

なお、本計画の期間は、平成 31 (2019) 年度から平成 40 (2028) 年度までの 10 年間と し、当該施策を総合的に推進していくこととします。

■計画の位置付けイメージ



■計画期間

	平成 31 2019	平成 32 2020	平成 33 2021	平成 34 2022	平成 35 2023	平成 36 2024	平成 37 2025	平成 38 2026	平成 39 2027	平成 40 2028
第5次朝霞市										7
総合計画										
朝霞市産業振										
興基本計画				中間見	見直し					

Ⅱ 全国的な社会環境の変化

全国的な社会環境の変化 Π

1 昨今の人口トレンド

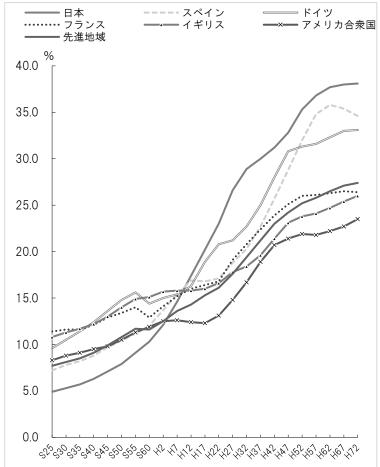
我が国は、先進国の中でも高齢化 の進むスピードが非常に速く、平成 27(2015)年国勢調査での高齢化率 は、26.6%に到達しました。先進各 国と比較すると 1980 年代までは下 位、90年代では中位でしたが、現 在では最も高い数値となっていま す。今後、進行のスピードは徐々に 鈍化していくことが想定されます が、高水準を維持し続けることは間 違いありません。

そのため、人口構造の歪みから、 生産年齢人口の減少等の人材不足を 中心として、産業面でも多くの課題 が生じています。

今後、出生率の改善等がなされな い限り、人口が増加に転じることは 難しい状況です。

 $[\boxtimes \mathbb{I} - 1, \boxtimes \mathbb{I} - 2]$

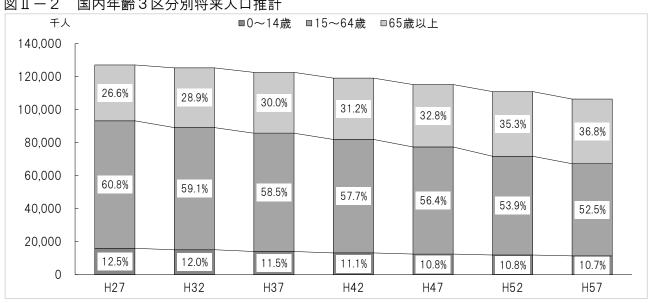
図Ⅱ-1 先進各国での高齢化率の推移



(注)使用データは「UN, World Population Prospects: The 2015 Revision」、日本の数値は、2020年以降は国立社会保障・人口問題研 究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中 位仮定による推計結果。先進地域とは、北部アメリカ、日本、ヨー ロッパ、オーストラリア及びニュージーランド。

資料:「平成29年度版高齢社会白書」(内閣府)

図Ⅱ-2 国内年齢3区分別将来人口推計

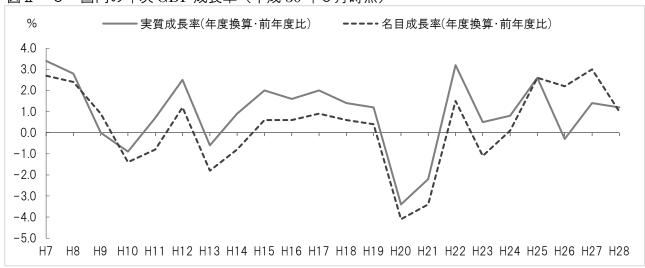


資料:「日本の将来推計人口(平成 29 年推計)」(国立社会保障人口問題研究所)

2 長期的な景気と雇用の情勢

平成 24 (2012) 年以降、国際的な景気回復やアベノミクス**等の経済政策により、企業収益が過去最高になる等、我が国の経済には緩やかな回復基調が見られます。そして、景気拡大の期間は、いざなぎ景気(1965 年 11 月~1970 年 7 月の 57 か月間)を超えたとも言われています。

しかし一方、GDP*の伸び率が緩慢であることに加え、賃金の上昇率も緩やかにとどまっており、国民にとっては回復の実感が得られない状況が続いています。併せて、急速なスピードで進む高齢化や生産年齢人口の減少等が課題となり、今後は労働生産性を高めていくことが必須となっています。 [図Ⅱ-3]

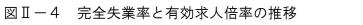


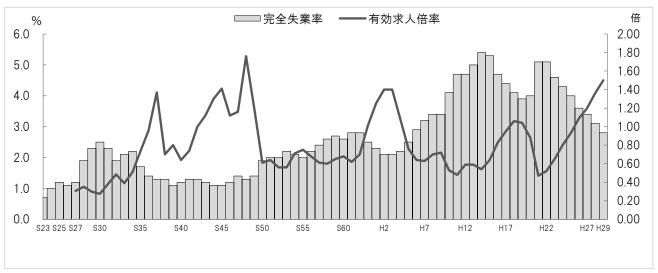
図Ⅱ-3 国内の年次 GDP 成長率 (平成 30 年 5 月時点)

資料:国民経済計算(内閣府)

昨今の雇用トレンド**を見ると、上記の景気状況と連動し、雇用情勢にも回復基調が見られます。平成23(2011)年以降、完全失業率は徐々に低下、有効求人倍率には増加が見られ、平成29(2017)年では非常に高い水準(完全失業率2.8%、有効求人倍率1.50)となっています。

ただし一方で、事務的職業においては、依然有効求人倍率は低く、職種による雇用のミスマッチや偏りが生じています。 [図 I - 4]





資料: 労働力調査(総務省)

職業安定業務統計(厚生労働省)

3 産業のグローバル化の趨勢

我が国の輸出入額は、リーマンショック時に一度は極端に減少したものの、長期的には 増加傾向にあり、継続的に産業活動のグローバル化が進んでいます。

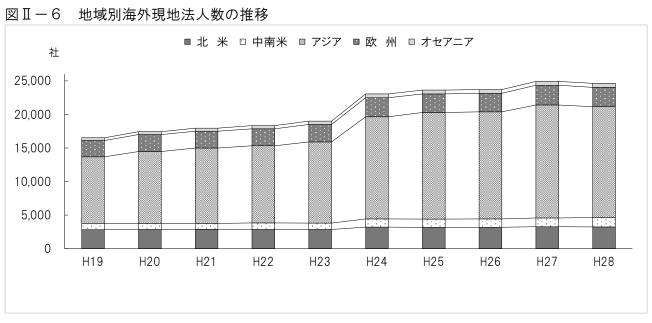
また、海外の現地法人数は微増・微減を繰り返しているものの、長期的に見ると増加しており、特に中国等を含むアジア圏における増加が顕著となっています。

なお、一部の製造業大手では、国内回帰が進んでいる反面、相対的に安価な労働力の確保に加え、大規模な消費地を抱えるアジア圏の存在もあり、現地法人の設立や生産拠点の海外移転等、今後もグローバル化が進展するものと考えられます。

[図Ⅱ-5、図Ⅱ-6]

図Ⅱ-5 輸出入額の推移

資料:貿易統計(財務省)



資料:海外事業活動基本調查(経済産業省)

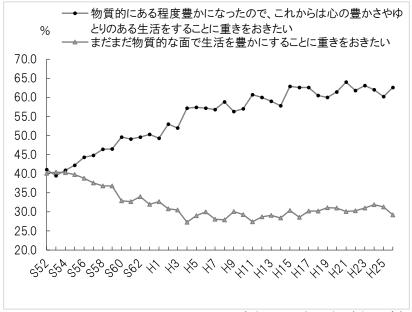
4 人々のライフスタイルやニーズの多様化

経済が安定成長期に入り、社会が成熟するにつれ、人々のライフスタイルにも様々な変化が現れています。

昭和50年代から国民意識の変化を見ると、物質的な豊かさではなく、心の豊かさやゆとりのある生活に対する関心が徐々に高まっています。

こうした大きな趨勢を背景として、近年では「モノ」消費から「コト(体験)」消費へ*の移行と言われるように、SNS*の普及も相まって、経験や体

図Ⅱ-7 心の豊かさか、まだ物の豊かさかについての時系列変化



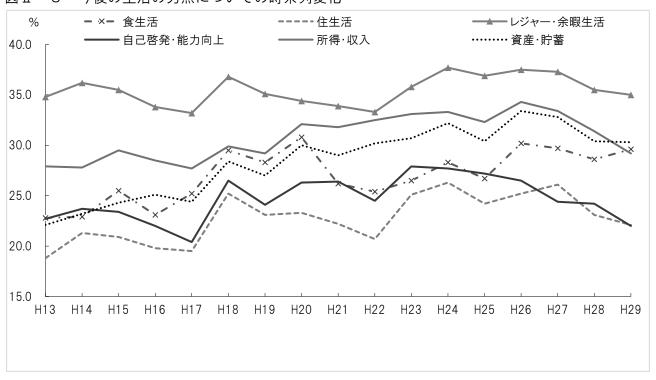
資料:世論調査(内閣府)

験を自由に発信し共有できる環境等により、ライフスタイルの多様化が進んでいると考えられます。

また、今後、生活をする上で重点を置きたいことについては、レジャー・余暇生活に対する興味や関心の度合が最も高く、さらに、ここ数年では食生活に対する意識が上昇するといった変化も見られます。

 $[\boxtimes \mathbb{I} - 7 \setminus \boxtimes \mathbb{I} - 8]$





資料:世論調査(内閣府)

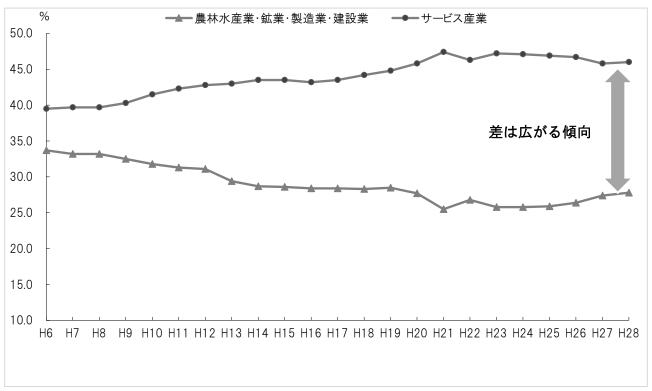
5 国内産業構造の変化

我が国における製造業は、戦後、高度経済成長をけん引した主力産業となっていました。しかし、経済や社会が成熟するに伴って、徐々にサービス産業(注)のGDP*に占める割合が高くなってきています。その一方、サービス産業の生産性は、製造業等と比較すると低成長にとどまっており、今後の高齢化等の問題を踏まえると、生産性向上が大きな課題となっています。

このことは、未来投資戦略*2018 においても「次世代ヘルスケア・システムの構築プロジェクト」の一環で、「医療・介護現場の生産性向上」が掲げられている等、業務効率化、高度な人材育成や確保が喫緊の課題となっています。

[図II-9]





(注)サービス産業には多くの定義が存在するが、ここでは「サービス産業動向調査」に倣い、経済活動別分類の情報通信業、運輸・郵便業、宿泊・飲食サービス業、不動産業、専門・科学技術、業務支援サービス業、教育、保健衛生・社会事業、その他のサービスを含んだものとしている。

資料:国民経済計算(内閣府)



本市の現況 Ш

1 位置

本市は、県庁所在地であるさいたま市から約9km、東京都心から約20kmの埼玉県南西部 に位置しており、東は和光市と戸田市、西は新座市、南は東京都練馬区、北は志木市とさ いたま市に接しています。総面積は 18.34km²、埼玉県の総面積 3,797.75km²の約 0.48%を 占めています。

交通状況では、東京メトロ有楽町線・副都心線と直通運転を行っている東武東上線が市 の中央部を北西から南東の方向に走り、さいたま市など県央地域と結ぶJR武蔵野線が市 の北部を南西から北東の方向に走っています。

[図Ⅲ-1]

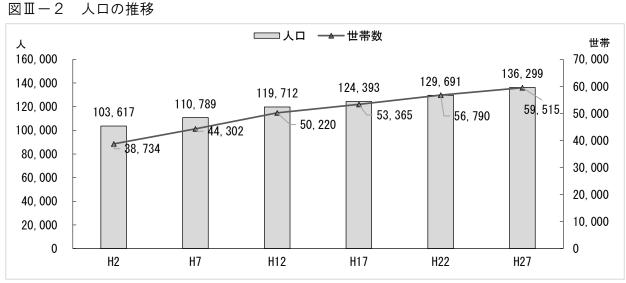
千葉県 朝霞市 20km 朝霞市 東京都 東京湾 神奈川県

図Ⅲ-1 本市の立地環境

資料:第5次朝霞市総合計画

2 人口と世帯数

本市の人口は、平成27(2015)年10月で136,299人、世帯数は59,515世帯となっており、 全国的に人口減少が見られる中、平成2(1990)年から平成27(2015)年までの長期的な推移 を見ると、人口・世帯数ともに継続的に増加しており、直近の平成 22(2010)年から平成 27(2015)年までにおいても6,608人の増加傾向が見られます。 [図Ⅲ-2]



本市の平成22(2010)年から平成27(2015)年までにおける人口増加率は、5.1%となっており、志木市・和光市・新座市(以下「近隣市」という。)と比較すると、増加率は最も高く、県の平均値(1.0%)も上回っています。

また、全国の政令市を除くすべての市のうち、本市の人口増加率 (平成 22(2010)年 10月から平成 27(2015)年 10月まで) は、全国 16位となっており、高水準で人口流入等が進んでいると考えられます。 [表 Π -1、表 Π -2]

表Ⅲ-1 人口・世帯数の比較

<u>X</u> <u> </u>	<u> </u>						
		人口(人)		世帯数(世帯)			
	H22	H27	増減率	H22	Н27	増減率	
埼玉県	7, 194, 556	7, 266, 534	1.0%	2, 841, 595	2, 971, 659	4.6%	
朝霞市	129, 691	136, 299	5. 1%	56, 790	59, 515	4.8%	
志木市	69, 611	72, 676	4.4%	28, 433	30, 607	7.6%	
和光市	80, 745	80, 826	0.1%	37, 385	36, 898	▲ 1.3%	
新座市	158, 777	162, 122	2.1%	64, 436	67, 250	4.4%	

資料:国勢調査(総務省)

表Ⅲ-2 人口増減率 上位 11~20 市

順位	都道府県	市	H22 (人)	H27 (人)	増減数	増加率
11	茨城県	つくば市	214, 590	226, 963	12, 373	5.8%
12	沖縄県	南城市	39, 758	42, 016	2, 258	5. 7%
13	佐賀県	鳥栖市	69, 074	72, 902	3, 828	5. 5%
14	大阪府	吹田市	355, 798	374, 468	18, 670	5. 2%
15	千葉県	印西市	88, 176	92, 670	4, 494	5. 1%
16	埼玉県	朝霞市	129, 691	136, 299	6,608	5. 1%
17	愛知県	高浜市	44, 027	46, 236	2, 209	5.0%
18	埼玉県	ふじみ野市	105, 695	110, 970	5, 275	5.0%
19	滋賀県	草津市	130, 874	137, 247	6, 373	4. 9%
20	滋賀県	栗東市	63, 655	66, 749	3, 094	4.9%

資料: 国勢調査(総務省)

市内5地域における地域別人口推移を見ると、東部地域で人口・世帯数ともに6.5%増と最も高くなっていますが、内間木地域では人口・世帯数ともに減少傾向にあります。

表Ⅲ-3 地域別人口の推移

[表Ⅲ-3]

		人口 (人)		世帯数(世帯)			
	H22	H27	増減率	H22	H27	増減率	
内間木地域	1, 592	1, 573	▲ 1.2%	574	561	▲ 2.3%	
北部地域	27, 476	28, 796	4.8%	12, 172	12, 681	4.2%	
東部地域	25, 111	26, 744	6. 5%	11, 229	11, 957	6.5%	
西部地域	25, 478	26, 620	4. 5%	11, 465	11, 993	4.6%	
南部地域	50, 034	52, 566	5. 1%	21, 350	22, 323	4.6%	

3 年齢3区分人口及び世帯構成について

平成7 (1995)年から平成27 (2015)年までにおける年齢3区分人口の推移を見ると、15 歳未満人口の割合はやや減少しているものの、実数では平成7(1995)年から平成 12(2000)年までにかけて一度大きく増加した後、約18,000人を維持しており、少子化の 傾向は見られません。また、15歳から64歳人口の割合については、約10%減少している ものの、実数では増加傾向にあります。

一方で、65歳以上人口は7.8%から18.9%と大幅に増加し、実数に関しても8,681人 から 25,398 人と大幅に増加しています。 [図**Ⅲ** — 3]

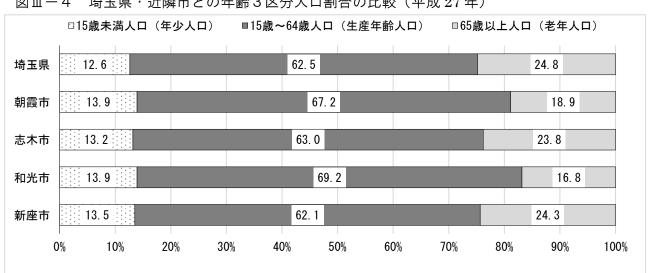
□15歳未満人口(年少人口) ■15歳~64歳人口(生産年齢人口) ■65歳以上人口(老年人口) 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% H7 15.0 77. 1 7.8 H12 15. 1 74. 3 10.5 71. 2 H17 15.2 13.7 H22 14. 2 69.1 16. 7 H27 13.9 67. 2 18.9

図Ⅲ-3 年齢3区分人口割合の推移

資料:国勢調杳(総務省)

また、年齢3区分人口割合について近隣市と比較すると、本市は和光市と類似した年齢 構成となっており、65歳以上人口の割合が相対的に低くなっています。

[図Ⅲ-4]

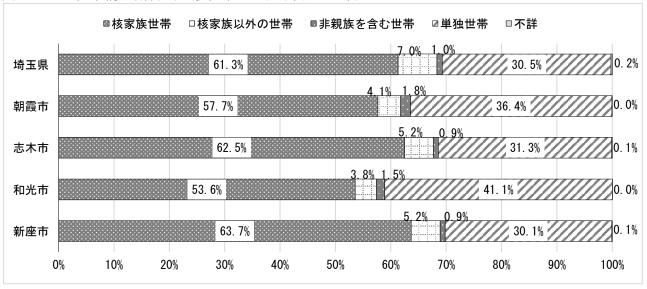


図Ⅲ-4 埼玉県・近隣市との年齢3区分人口割合の比較(平成27年)

次に、近隣市と比較した世帯構成割合を見ると、本市は和光市に次いで単独世帯割合が 多く、36.4%とやや高くなっています。

[図Ⅲ-5]

図Ⅲ-5 世帯構成割合(一般世帯のみ)(平成27年)



資料:国勢調査(総務省)

これら単独世帯のうち、平成22(2010)年から平成27(2015)年までの近隣市の単独高齢世帯(65歳以上の高齢者のみの世帯)の増減率を見ると、志木市が39.8%と最も増加率が高く、次いで新座市で35.9%と、増加が顕著に見られます。

一方、本市は18.0%となっており、相対的に低い増加率となっています。

表Ⅲ-4 単独高齢世帯の増加率比較

	H22 (人)	H27 (人)	増加率
埼玉県	204, 212	275, 777	35.0%
朝霞市	4, 168	4, 920	18.0%
志木市	1,962	2, 742	39.8%
和光市	2,012	2, 484	23. 5%
新座市	4,822	6, 553	35. 9%

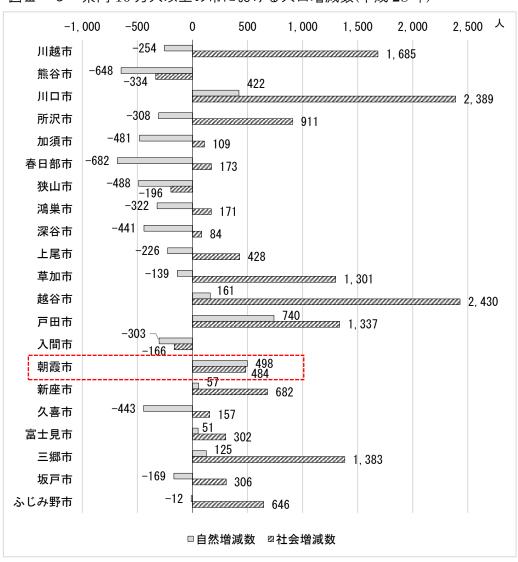
[表Ⅲ-4]

4 人口動態及び移動

平成 28(2016)年中における県内人口 10 万人以上の市(さいたま市を除く。)及び周辺市における人口動態を見ると、最も自然増数が多かったのが戸田市の 740 人、社会増数が多かったのが川口市の 2,389 人となっています。本市は自然増数 498 人、社会増数 484 人、ともにプラスの値となっており、自然増が社会増を上回っています。

[図**Ⅲ** — 6]

図Ⅲ-6 県内 10万人以上の市における人口増減数(平成 28年)



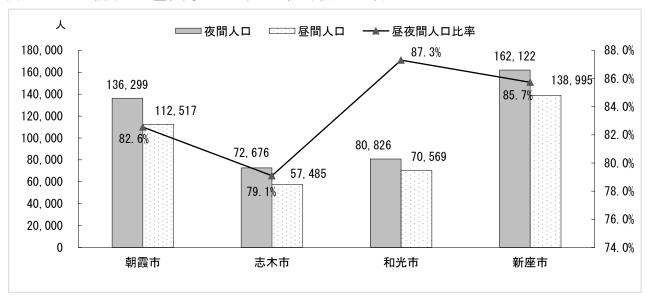
資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(総務省)

資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(総務省)

昼夜間人口比率について近隣市と比較すると、本市は82.6%となっており、和光市、 新座市よりやや低い比率となっています。

[図Ⅲ-7]

図Ⅲ-7 近隣市との昼夜間人口比率の比較(平成27年)



平成 27 (2015) 年の本市からの流出人口は 48, 184 人、流入人口は 24, 402 人となっており、流出人口が 20,000 人程度多くなっています。また、流出人口については、平成 22 (2010) 年と比較すると、3,156 人の増加が見られます。

平成 27 (2015) 年の従業地・通学地の上位 10 市区町村を見ると、最も多い市外への移動先は新座市、次いで、千代田区、板橋区、豊島区、新宿区と東京都内が主要な従業地・通学地となっています。また、平成 22 (2010) 年から平成 27 (2015) 年までにおける増減率では、さいたま市、新宿区での増加が顕著になっています。

[表Ⅲ-5、表Ⅲ-6、図Ⅲ-8]

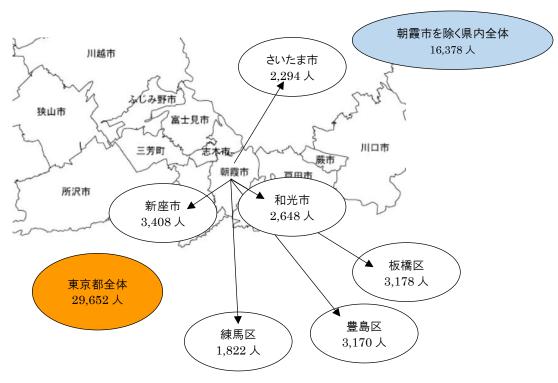
表Ⅲ-5 流出入人口の推移 (単位:人)

	H22	H27	増減
流出人口	45, 028	48, 184	3, 156
流入人口	24, 440	24, 402	▲ 38

表Ⅲ-6 市外への主な従業地・勤務地

	H22(人)	H27(人)	増減数(人)	増減率
新座市	3,302	3,408	106	3.2%
豊島区	3,272	3,170	▲ 102	▲ 3.1%
板橋区	3,249	3,178	▲ 71	▲ 2.2%
千代田区	3,143	3,384	241	7.7%
新宿区	2,682	3,105	423	15.8%
和光市	2,531	2,648	117	4.6%
港区	2,324	2,502	178	7.7%
さいたま市	1,948	2,294	346	17.8%
練馬区	1,873	1,822	▲ 51	▲ 2.7%
中央区	1,836	1,783	▲ 53	▲ 2.9%

図Ⅱ-8 流出イメージ(平成27年)

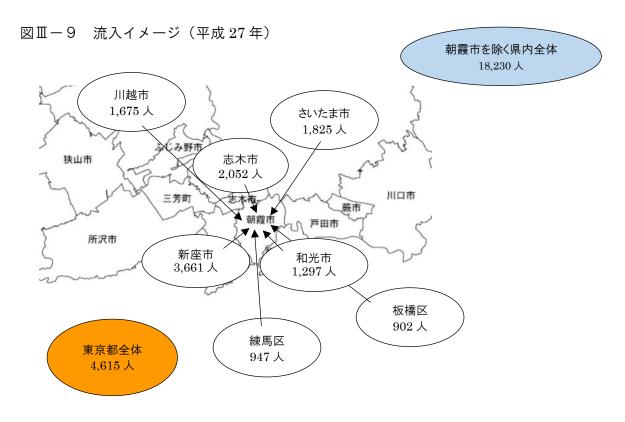


平成 27 (2015) 年の本市を従業地・通学地とする市外居住者の人口流入状況を見ると、最も多いのは、流出人口と同様に新座市、次いで、志木市、さいたま市、川越市と県内市からの流入が多い状況です。また、周辺の練馬区や板橋区からも、1,000 人弱の流入が見られます。

 $[表 \Pi - 7 \setminus \boxtimes \Pi - 9]$

表Ⅲ-7 朝霞市を従業地・通学地とする者の主な常住地

	H22(人)	H27(人)	増減数(人)	増減率
新座市	3,765	3,661	▲ 104	▲ 2.8%
志木市	2,193	2,052	▲ 141	▲ 6.4%
さいたま市	1,685	1,825	140	8.3%
川越市	1,671	1,675	4	0.2%
富士見市	1,662	1,551	▲ 111	▲ 6.7%
和光市	1,446	1,297	▲ 149	▲ 10.3%
ふじみ野市	1,032	1,043	11	1.1%
練馬区	985	947	▲ 38	▲ 3.9%
板橋区	932	902	▲ 30	▲ 3.2%
所沢市	754	773	19	2.5%

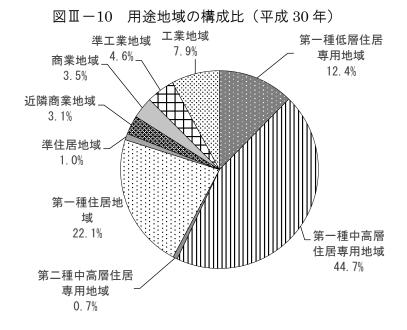


5 土地利用について

本市の用途地域の指定状況を見ると、第一種中高層住居専用地域が44.7%と最も多くなっています。また、住居系地域は80.9%、商業系地域(近隣商業地域、商業地域)は6.6%、工業系地域(準工業地域、工業地域)は12.5%となっており、住居系地域が8割を超えています。

用途地域の分布では、市内3つの鉄道駅を中心に商業地が形成され、周辺を住宅地が取り囲んでおり、黒目川と新河岸川に沿った地域に田畑が多く残っています。

[図Ⅲ-10]



資料:朝霞市



Ⅳ 産業の実態

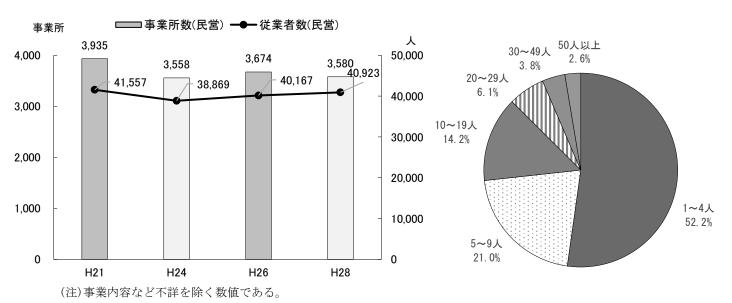
市内産業の実態を把握するに当たり、市内の事業者等にご協力いただき実施した産業実態に係るアンケート調査等を基に、事業所数や従業者数の推移等の概要や詳細を整理した上で、本市の産業の傾向や特徴を把握していきます。

1 市内産業全体の傾向

本市の平成 28(2016) 年における民営事業所数は、3,580 事業所、従業者数は、40,923 人となっており、平成 24(2012) 年の同調査と比較すると事業所数、従業者数ともに微増しています。しかし、平成 21(2009) 年以降の長期的な推移を見ると、平成 21(2009) 年時点での事業所数、従業者数が最も多くなっており、産業規模はやや縮小傾向にあると考えられます。また、従業者規模別の民営事業所割合では、「 $1\sim4$ 人」の事業所が 5 割を超えて多くなっています。

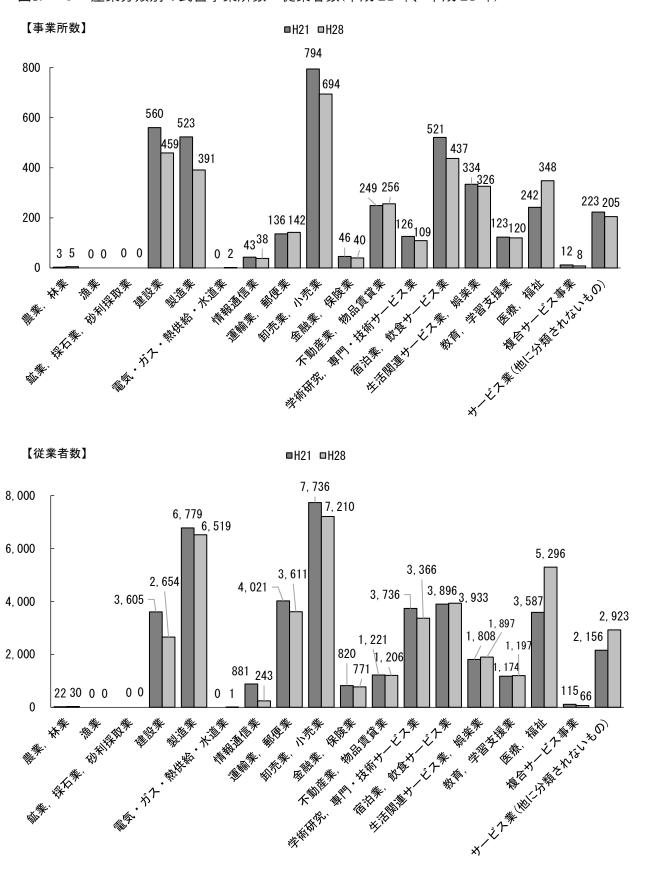
図Ⅳ-1 本市の民営事業所・従業者数の推移

図Ⅳ-2 従業者規模別事業所割合(平成28年)



資料:平成21年、26年経済センサスー基礎調査(総務省) 平成24年、28年経済センサスー活動調査(総務省)

図Ⅳ-3 産業分類別の民営事業所数・従業者数(平成 21 年、平成 28 年)



資料:平成21年、28年経済センサスー活動調査(総務省)

地域別に事業所集積状況を見ると、平成 28(2016)年では南部地域が最も多く、次いで 北部地域となっています。南部地域は、工業地域や朝霞駅周辺の商業地域が包含されてお り、北部地域では、朝霞台駅周辺の商業地域があるため、事業所が立地しやすい環境にあ ると考えられます。また、従業者数では、西部地域が最も多く、次いで南部地域となって います。西部地域は、朝霞台駅周辺の商業地域、工業地域や準工業地域があり、比較的従 業者規模の大きな事業所が立地しているものと考えられます。

事業所数及び従業者数の推移を見ると、特に内間木地域及び南部地域においてそれぞれ大きな減少傾向が見られます。製造業や運輸業の集積が見られる内間木地域の事業所数は12.9%の減少、従業者数は22.7%の減少となっています。また、卸売業,小売業等が集積する南部地域では、事業所数でも12.1%減、従業者数で11.7%の減少となっています。

[表 $\mathbb{N}-1$ 、 $\mathbb{N}-2$ 、表 $\mathbb{N}-3$]

表 IV-1 地域別全事業所数・全従業者数の推移

	事業所数	(事業所)	増減率	従業者	数(人)	増減率
	H21	H28	垣侧竿	H21	H28	恒侧平
内間木地域	310	270	▲ 12.9%	3, 790	2, 930	▲ 22.7%
北部地域	774	710	▲ 8.3%	7, 705	7, 849	1.9%
東部地域	530	528	▲0.4%	4, 464	4, 520	1.3%
西部地域	756	697	▲ 7.8%	11, 859	13, 498	13.8%
南部地域	1, 565	1, 375	▲ 12.1%	13, 739	12, 126	▲ 11.7%
合計	3, 935	3, 580	▲ 9.0%	41, 557	40, 923	▲ 1.5%

(注)地域区分は、P74 参照のこと 資料: 平成 21 年、28 年経済センサスー基礎調査(総務省)

表 一 2 地域別 民営事業所における事業所数(平成 28年)

	内間木地域	北部地域	東部地域	西部地域	南部地域	合計
合計	270	710	528	697	1, 375	3, 580
農林漁業	0	1	1	1	2	5
鉱業,採石業,砂利採取業	0	0	0	0	0	0
建設業	40	89	87	72	171	459
製造業	104	39	30	48	170	391
電気・ガス・熱供給・水道業	0	1	0	1	0	2
情報通信業	0	7	6	14	11	38
運輸業, 郵便業	39	26	14	27	36	142
卸売業, 小売業	27	127	109	129	302	694
金融業,保険業	1	6	7	12	14	40
不動産業,物品賃貸業	15	59	44	59	79	256
学術研究、専門・技術サービス業	0	24	21	26	38	109
宿泊業、飲食サービス業	5	112	50	105	165	437
生活関連サービス業,娯楽業	2	73	53	66	132	326
教育, 学習支援業	1	22	23	23	51	120
医療, 福祉	5	76	57	75	135	348
複合サービス事業	0	2	1	2	3	8
サービス業 (他に分類されないもの)	31	46	25	37	66	205

表N-3 地域別 民営事業所における従業者数(平成 28 年)

	内間木地域	北部地域	東部地域	西部地域	南部地域	合計
合計	2, 930	7,849	4,520	13, 498	12, 126	40, 923
農林漁業	0	3	7	12	8	30
鉱業,採石業,砂利採取業	0	0	0	0	0	0
建設業	246	527	601	443	837	2,654
製造業	924	461	133	2, 924	2,077	6, 519
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	1	0	1
情報通信業	0	38	53	97	55	243
運輸業,郵便業	916	658	338	764	935	3,611
卸売業,小売業	148	1, 259	940	1,657	3, 206	7, 210
金融業,保険業	3	63	142	328	235	771
不動産業,物品賃貸業	43	300	174	438	251	1, 206
学術研究、専門・技術サービス業	0	148	122	2, 911	185	3, 366
宿泊業、飲食サービス業	31	1, 247	364	1,031	1, 260	3, 933
生活関連サービス業、娯楽業	27	512	208	360	790	1,897
教育,学習支援業	4	168	567	175	283	1, 197
医療, 福祉	166	1, 308	602	1, 771	1, 449	5, 296
複合サービス事業	0	22	6	11	27	66
サービス業 (他に分類されないもの)	422	1, 135	263	575	528	2, 923

資料:平成28年経済センサスー活動調査(総務省)

(単位:事業所)

(単位:人)

2 5つの視点から見る市内産業の実態

(1) あさかの暮らしと商業

―買物場所等の多様化により消費が市外へ流出、商業環境の魅力低下が懸念される―

①市民の買物場所について

市民の日ごろの買物は、飲食料品や日用雑貨・文具、医薬品は「市内のスーパー・コンビニ・ドラッグストア・ファミレス」が主な利用場所となっています。

普段着・寝具、高級衣料、書籍・雑貨、家電製品・家具、外食では「市外のショッピング センター・デパートなど商業施設」が主な利用場所となっています。また、理・美容に関 しては「市内の住宅地にある中小商店」(24.2%)が最も多くなっています。

主に最寄品*は市内で購入し、買回品*については市外の商業施設やインターネットで購入する市民が多く、市外へと消費が流出している傾向にあることが分かります。

[表Ⅳ-4]

表Ⅳ-4 市民の買物等の利用場所

(%)

							\ - -	- 17	-	
	合	市	市	ド市	市	タ市	用通	ス通	そ	不
	計	内	内	ラ内	内	外	〜 信	丶信	の	明
		の	の	ッの	の	· の	販	雑 販	他	
		駅	住	グス	シ	デシ	売	誌 売		
		前	宅	スー	3	パョ	$\overline{}$	なへ		
		中	地	トパ	ッ	ーツ	イ	ど電		
		小	12	アー	Ľ	トピ	ン	利 話		
		商	あ		ン	なン	タ	用や		
		店	る	フコ	グ	どグ	- 1	~ フ		
			中	アン	セ	商セ	ネ	ア		
			小	ミビ	ン	業ン	ッ	ッ		
			商	レニ	タ	施	١	ク		
			店	ス・	-	設	利			
飲食料品	500	4.6	4.2	80.6	14.2	24.2	5.4	1.6	3.2	5.2
日用雑貨·文具	500	4.2	7.2	58.6	13.2	31.0	10.2	8.0	3.2	11.0
普段着•寝具	500	1.2	1.8	13.6	21.2	58.6	16.6	3.2	4.6	14.2
高級衣料	500	0.0	0.4	1.8	2.2	69.0	9.2	1.2	5.4	21.2
書籍・雑貨	500	22.4	11.2	20.4	11.2	26.0	17.8	1.6	4.0	14.6
家電製品·家具	500	8.0	2.8	4.8	9.4	63.6	23.6	2.6	5.8	13.4
理·美容	500	22.0	24.2	7.8	4.4	19.6	1.6	0.6	12.8	14.6
医薬品	500	1.8	4.6	78.4	4.0	7.8	3.0	0.4	3.0	10.8
外食	500	17.8	12.8	28.4	5.8	45.8	0.6	0.0	11.2	14.2

(注)網掛けは20%以上のもの。表側の「不明」は除く。

資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (産業・まちづくりに関する市民向けアンケート)※1

※1 産業実態に係るアンケート調査(産業・まちづくりに関する市民向けアンケート概要)

①調查地域 : 朝霞市全域

②調査対象 : 朝霞市に居住する 18 歳以上の男女個人

③標 本 数 : 1,487 サンプル (宛先不明(13 通)を含む総発行数は 1,500 サンプル)

④抽出方法 : 住民基本台帳より無作為抽出

⑤調査方法 : 郵送配布・回収法

⑥調査期間 : 平成 29 年 9 月 15 日~10 月 4 日

⑦有効回収数:500 サンプル (33.6%)

②市民の商店街利用について

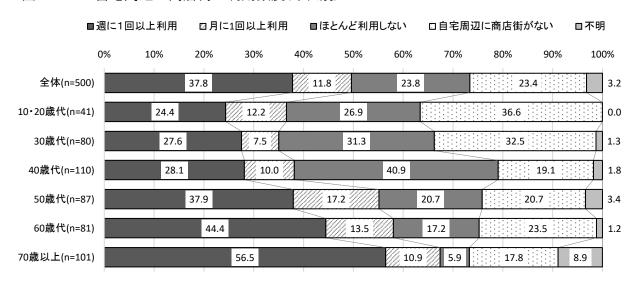
自宅周辺の商店街の利用頻度では、「週に1回以上利用」(37.8%)と最も多く、次いで「ほとんど利用しない」(23.8%)、「自宅周辺に商店街がない」(23.4%)となっています。年代別では、年代が高くなるにつれ、利用頻度が多くなっていますが、40歳代では「ほとんど利用しない」が多くなっています。

商店街を利用する目的では、「食料品を購入」(85.4%)が最も多く、次いで「日用雑貨等 を購入」(53.1%)、「飲食」(30.5%)となっています。

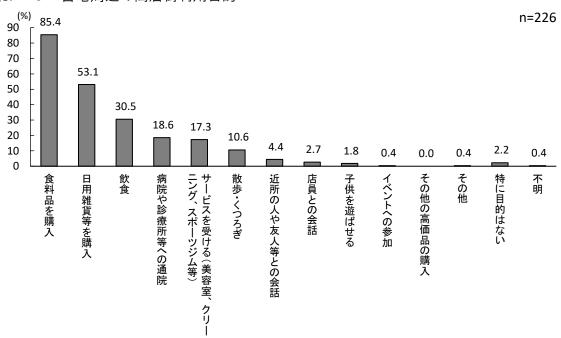
年代が高くなるにつれ、商店街の利用頻度が多くなるものの、40歳代以下の比較的若い世代で、利用する頻度が低くなっています。

[図N-4、図N-5]

図Ⅳ-4 自宅周辺の商店街の利用頻度(年代別)



図Ⅳ-5 自宅周辺の商店街利用目的



資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (産業・まちづくりに関する市民向けアンケート)

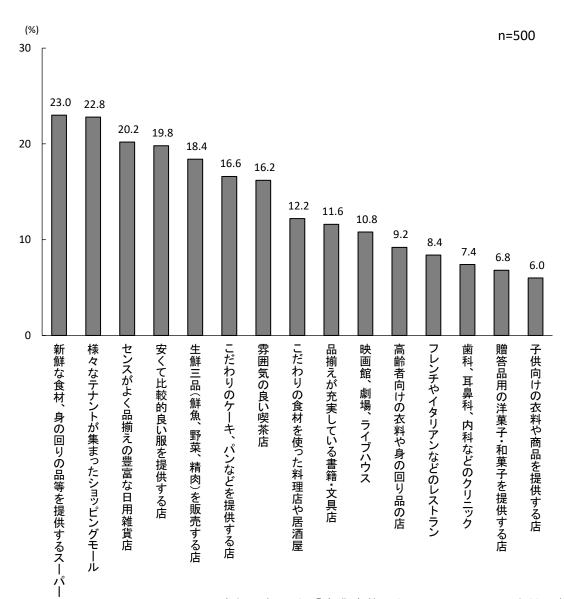
③市民が望む商店街にあったら良い店

地域の商店街にあれば良いお店等としては、「新鮮な食材、身の回りの品等を提供するスーパー」(23.0%)が最も多く、次いで「様々なテナントが集まったショッピングモール」(22.8%)となっています。

一方、「センスがよく品揃えの豊富な日用雑貨店」や「雰囲気の良い喫茶店」における 市民ニーズがやや高く、チェーン店等だけではなく個店*に対するニーズも高いことが推察 されます。

 $[\boxtimes \mathbb{N} - 6]$

図Ⅳ-6 地域の商店街にあれば良い店舗など(上位15項目)



資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (産業・まちづくりに関する市民向けアンケート)

4)小売業の現状と経営上の困りごと

本市の小売業は、平成 28 (2016) 年の事業所数が 503 事業所、従業者数は 5,184 人となっており、平成 24 (2012) 年と比較すると、ともに減少しています。

年間商品販売額では、平成19(2007)年から平成26(2014)年までの推移を見ると、埼玉県では4.5%減となっているのに対し、本市は31.4%減で、大幅な減少が見られます。

[表Ⅳ-5]

表Ⅳ-5 県・近隣市との年間商品販売額の比較

		小売業	
	H19(百万円)	H26(百万円)	増減率
埼玉県	6, 337, 840	6, 052, 973	▲ 4. 5%
朝霞市	90, 681	62, 172	▲ 31.4%
志木市	56, 791	44, 172	▲ 22. 2%
和光市	56, 468	53, 127	▲ 5.9%
新座市	123, 287	107, 085	▲ 13. 1%

資料:商業統計(経済産業省)

また、本市の小売業売場面積を見ると、平成 26(2014)年で 54,151 ㎡となっており、平成 19(2007)年からの推移では 26.0%減と大幅に減少しています。

次いで、本市の商店街(注)数、商店街における事業所数、大規模小売店舗数、従業者数等についても、すべてにおいて減少傾向が見られ、商業統計に掲載のある11の商店街でも全体的に事業所数、従業者数ともに減少しており、厳しい経営環境となっていることが推察されます。 [表IV-6、表IV-7]

表Ⅳ-6 県・近隣市との小売業売場面積の比較

2011 0 / 21/94/1	, C 07 1 70 不 70 3 四 良 07 20 -	τ∧	
	H19 (m²)	H26 (m²)	増減率
埼玉県	6, 928, 355	6, 824, 126	▲ 1.5%
朝霞市	73, 169	54, 151	▲ 26. 0%
志木市	63, 242	50, 614	▲ 20.0%
和光市	51, 087	48, 470	▲ 5. 1%
新座市	141, 427	136, 988	▲ 3. 1%

資料: 商業統計(経済産業省)

表Ⅳ-7 商店街数等の推移

	商店街数	事業所数 (事業所)	大規模小 売店舗数	大規模小 売店舗内 事業所数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
H14	12	279	5	7	2, 358	36, 224	30, 180
H19	12	250	5	15	2, 488	39, 273	35, 289
H26	11	158	4	9	1, 527	25, 304	23, 551
増減	1	▲ 92	1	A 6	▲ 961	▲ 13, 969	▲ 11, 738

(注) 商業統計における一つの商店街とは、小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して 30 店舗以上集積しているものをいう。ただし、事業所等は小売業の業種に該当するもののみの数値である。

資料:商業統計(経済産業省)

こうした現状において、小売業を含むサービス業の事業者の困りごとは、「売上の伸び悩み」(45.6%)が突出しており、次いで「人材不足」(24.5%)となっています。また、小売業や飲食サービス業で「売上の伸び悩み」が50%以上と多くなっているほか、飲食サービス業で「仕入れ原価の高騰」(45.5%)、生活関連サービス業で「経営者の高齢化」(39.1%)、医療・福祉で「人材不足」(33.3%)なども多くなっています。

そして、事業者における周辺商業地域全体の問題点は、「廃業する店が多い」が最も多く選ばれており、厳しい経営環境の中、廃業する店が多くなっていることが推察されます。

表Ⅳ-8 経営上困っていること(業種別・上位 10 項目)

(%)

	合計	売上の伸び悩み	人材不足	経営者の高齢化	仕入れ原価の高騰	化ま者との競争激	営業経費の増加	朽化・事業所の老	の不足マーケティングカ	後継者の確保	売場面積が狭い
全体	241	45.6	24.5	21.6	19.1	14.9	13.7	10.0	6.6	5.8	5.0
小売業	67	59.7	20.9	23.9	26.9	19.4	10.4	10.4	3.0	4.5	6.0
飲食サービス業	44	50.0	25.0	22.7	45.5	6.8	18.2	11.4	9.1	6.8	0.0
生活関連サービス業	46	37.0	17.4	39.1	13.0	13.0	13.0	15.2	4.3	2.2	8.7
医療•福祉	36	33.3	33.3	5.6	0.0	22.2	8.3	5.6	13.9	16.7	8.3
その他	45	42.2	31.1	13.3	4.4	13.3	20.0	6.7	6.7	2.2	2.2

(注)網掛けは30%以上のもの。表側の「不明」は除く。

資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (個人を主たる販売先とする企業向けアンケート)※2

※2 産業実態に係るアンケート調査(個人を主たる販売先とする企業向けアンケート概要)

①調査地域 : 朝霞市全域

②調査対象 : 個人を主たる販売先とする企業(市内の小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医

療・福祉等)

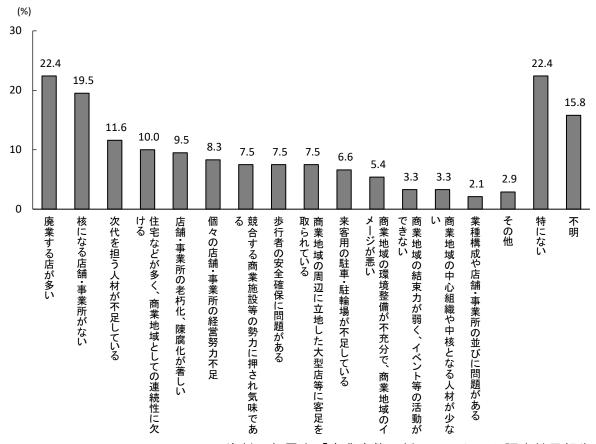
③標本数:929 サンプル (宛先不明 (71 通)を含む総数は1,000 サンプル)

④抽出方法 : 経済センサス⑤調査方法 : 郵送配布・回収法

⑥調査期間 : 平成 29 年 9 月 14 日~ 9 月 29 日

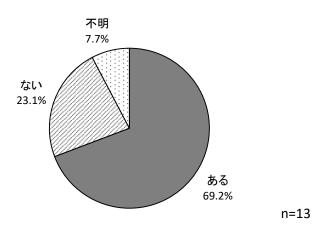
⑦有効回収数:241 サンプル (25.9%)

図Ⅳ-7 周辺商業地域全体の問題点



資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (個人を主たる販売先とする企業向けアンケート)

図Ⅳ-8 市内商店街の空き店舗の有無



資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (商店会向けアンケート)※3

※3 産業実態に係るアンケート調査(商店会向けアンケート概要)

①調査地域 : 朝霞市全域

②調査対象 : 朝霞市内に所在する商店会団体

③標本数:13サンプル

④抽出方法 : 全数

⑤調査方法 : 郵送配布・回収法

⑥調査期間 : 平成 29 年 9 月 14 日~ 9 月 29 日

⑦有効回収数:13 サンプル(100%)

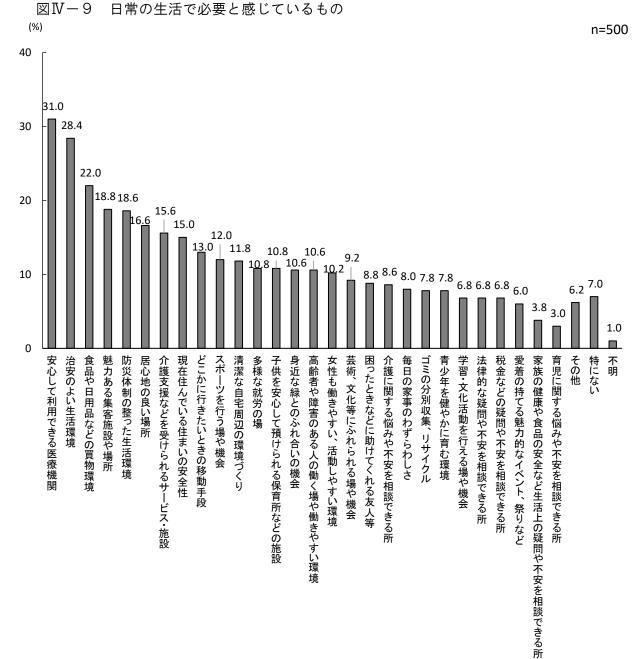
(2) あさかの市民生活とサービス業 ―市民の安心・安全に対する高いニーズ―

①市民生活で特に必要と感じているもの

市民が日常生活で必要なものとして挙げられている項目は、「安心して利用できる医療機関」(31.0%)が最も多く、次いで「治安のよい生活環境」(28.4%)となっています。

市民が生活する上で、安心・安全に関連する項目が上位2項目となっており、これらのサービスに対するニーズが高いことが分かります。

[図**W**-9]



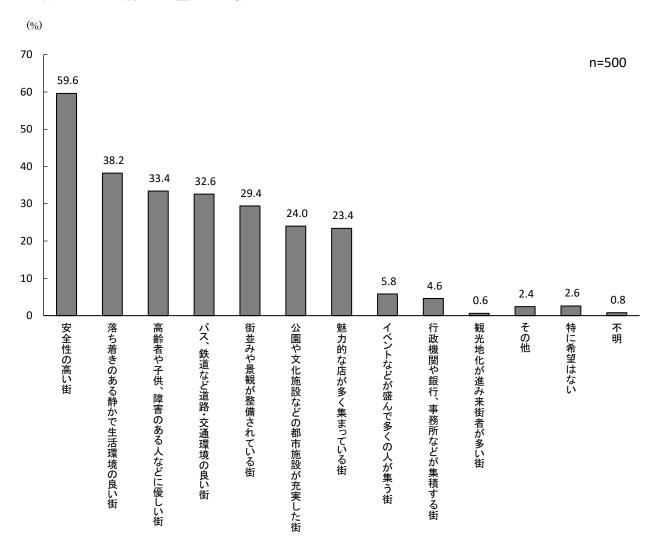
資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (産業・まちづくりに関する市民向けアンケート)

②居住地の望ましい姿について

市民の居住地域における望ましい街の姿では、「安全性の高い街」(59.6%)が最も多く、次いで「落ち着きのある静かで生活環境の良い街」(38.2%)、「高齢者や子供、障害のある人などに優しい街」(33.4%)、「バス、鉄道などの道路・交通環境の良い街」(32.6%)となっています。

これら、「安全性の高い街」、「落ち着きのある静かで生活環境の良い街」や「高齢者や子供、障害のある人などに優しい街」等の項目が高くなっていることから、日常生活で必要なものと併せて、特に安心・安全に関する市民サービス等へのニーズが高いことがうかがえます。

図Ⅳ-10 居住地の望ましい姿



資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (産業・まちづくりに関する市民向けアンケート)

③市民生活を支えるサービス業の状況

市内サービス業のうち、事業所数の多い業種は「飲食店」で397事業所、「洗濯・理容・ 美容・浴場業」で248事業所、「医療業」で207事業所、「不動産賃貸業・管理業」で173事 業所となっており、住宅都市として生活に密着した業種が多くなっています。

また、従業者数の多い業種は、「飲食店」で 3,460 人、「学術・開発研究機関」で 2,710 人、「社会保険・社会福祉・介護事業」で 2,680 人、「医療業」で 2,605 人となっています。

このうち、「社会保険・社会福祉・介護事業」では1,000人を超える増加が見られ、福祉や子育てに関する市民ニーズの高まりに対応した産業の変化が見られます。

[表Ⅳ-9]

表N-9 サービス業の民営事業所数・従業者数

	事業	听数(事業	美所)	従美	業者数(人	.)
	H24	H28	増減	H24	H28	増減
不動産業,物品賃貸業	247	256	9	1, 189	1, 206	17
不動産取引業	59	59	0	362	362	0
不動産賃貸業・管理業	162	173	11	533	584	51
物品賃貸業	22	23	1	286	259	▲ 27
学術研究、専門・技術サービス業	112	109	▲ 3	4, 160	3, 366	▲ 794
学術・開発研究機関	5	3	▲ 2	3, 437	2,710	▲ 727
専門サービス業(他に分類されないもの)	54	54	0	224	248	24
広告業	5	4	▲ 1	23	16	▲ 7
技術サービス業(他に分類されないもの)	47	48	1	279	392	113
宿泊業、飲食サービス業	447	437	▲ 10	3, 581	3, 933	352
宿泊業	10	9	▲ 1	100	84	▲ 16
飲食店	404	397	▲ 7	3, 132	3, 460	328
持ち帰り・配達飲食サービス業	31	31	0	343	389	46
生活関連サービス業、娯楽業	314	326	12	1,550	1,897	347
洗濯・理容・美容・浴場業	250	248	▲ 2	789	745	▲ 44
その他の生活関連サービス業	29	32	3	159	148	▲ 11
娯楽業	33	46	13	598	1,004	406
教育,学習支援業	120	120	0	1, 182	1, 197	15
学校教育	10	10	0	498	560	62
その他の教育、学習支援業	110	110	0	684	637	▲ 47
医療,福祉	260	348	88	3, 741	5, 296	1, 555
医療業	192	207	15	2, 228	2,605	377
保健衛生	3	2	▲ 1	12	11	▲ 1
社会保険・社会福祉・介護事業	64	139	75	1, 437	2,680	1, 243
複合サービス事業	8	8	0	76	66	▲ 10
郵便局	8	6	▲ 2	76	39	▲ 37
協同組合(他に分類されないもの)	_	2	_	_	27	_
サービス業(他に分類されないもの)	204	205	1	2,500	2923	423
廃棄物処理業	14	16	2	225	236	11
自動車整備業	43	39	▲ 4	262	315	53
機械等修理業	20	17	▲ 3	118	95	▲ 23
職業紹介・労働者派遣業	7	7	0	106	188	82
その他の事業サービス業	62	68	6	1, 476	1770	294
政治・経済・文化団体	17	18	1	103	99	▲ 4
宗教	28	28	0	86	72	▲ 14
その他のサービス業	1	12	11	2	148	146

⁽注)各年経済センサスー活動調査では、産業中分類項目・小分類項目で複数、格付不能な事業所及び従業者数があるため、各項目を足し合わせた数値が合計に一致しないことがある。

(3) ものづくり産業等の特徴

―多くの業種で規模が縮小しているが、事業者間連携に意欲的な事業者も―

①製造業の現状

平成28(2016)年における製造業の事業所数は、「金属製品製造業」が65事業所で最も多く、次いで、「印刷・同関連業」が57事業所となっています。従業者数では、「食料品製造業」が1,580人で最も多く、次いで、「輸送用機械器具製造業」が1,389人となっており、これらの業種は事業所が少ないことから、他業種に比べ規模の大きい事業所が立地していると考えられます。

また、平成 24(2012)年から平成 28(2016)年までの変化を見ると、事業所数全体では 66 事業所が減少、従業者数は 392 人の増加となっています。「輸送用機械器具製造業」や「食料品製造業」といった特定の業種では、従業者数の大幅な増加が見られる反面、増加は一部の業種に限られており、その他多くの事業所で従業員数の減少が見られます。

[表Ⅳ-10]

表Ⅳ-10 製造業における民営事業所数の推移

	事業	所数 (事業	所)	従	業者数(人)
	H24	H28	増減	H24	H28	増減
合計	457	391	▲ 66	6, 127	6, 519	392
食料品製造業	15	12	▲ 3	1, 142	1, 580	438
飲料・たばこ・飼料製造業	-	_	-	-	_	_
繊維工業	13	10	A 3	49	36	▲ 13
木材・木製品製造業(家具を除く)	6	3	A 3	26	22	▲ 4
家具・装備品製造業	14	14	0	136	139	3
パルプ・紙・紙加工品製造業	17	14	A 3	277	161	▲ 116
印刷・同関連業	68	57	▲ 11	897	756	▲ 141
化学工業	9	11	2	159	168	9
石油製品・石炭製品製造業	4	3	1	45	40	▲ 5
プラスチック製品製造業	34	22	▲ 12	527	219	▲ 308
ゴム製品製造業	2	2	0	15	20	5
なめし革・同製品・毛皮製造業	3	4	1	48	42	▲ 6
窯業・土石製品製造業	7	12	5	113	174	61
鉄鋼業	4	3	1	38	26	▲ 12
非鉄金属製造業	15	12	A 3	115	94	▲ 21
金属製品製造業	79	65	▲ 14	609	527	▲ 82
はん用機械器具製造業	16	12	▲ 4	128	119	▲ 9
生產用機械器具製造業	44	39	▲ 5	323	304	▲ 19
業務用機械器具製造業	26	25	▲ 1	204	363	159
電子部品・デバイス・電子回路製造業	11	8	▲ 3	148	73	▲ 75
電気機械器具製造業	12	13	1	93	83	▲ 10
情報通信機械器具製造業	3	4	1	22	31	9
輸送用機械器具製造業	25	21	▲ 4	741	1, 389	648
その他の製造業	28	25	▲ 3	226	153	▲ 73

⁽注)平成24年経済センサスー活動調査では、産業中分類項目で複数、格付不能な事業所及び従業者数があり、表上は掲載していない。

資料:平成24年、28年経済センサスー活動調査(総務省)

平成 28 (2016) 年における製造出荷額は、「食料品製造業」で約 255 億円と最も多く、次いで、「輸送用機械器具製造業」で約 133 億円、「印刷・同関連業」で約 71 億円となっています。平成 22 (2010) 年から平成 28 (2016) 年までにおける製造出荷額全体を比較すると、約 115 億円の減少となっており、中でも「プラスチック製品製造業」で約 253 億円の大幅な減少となっています。これは、積水化学工業(株)東京工場の閉鎖の影響によると考えられ、関連産業の縮小が懸念されます。

[表Ⅳ-11]

表Ⅳ-11 製造業の製造出荷額の推移

(単位:万円)

	H22	H28	増減
合計	9, 002, 032	7, 853, 496	▲ 1, 148, 536
食料品製造業	1, 348, 998	2, 550, 764	1, 201, 766
繊維工業	X	X	-
家具・装備品製造業	146, 400	84, 987	▲ 61,413
パルプ・紙・紙加工品製造業	283, 700	223, 139	▲ 60,561
印刷・同関連業	788, 235	713, 722	▲ 74,513
化学工業	257, 424	X	_
石油製品・石炭製品製造業	553, 499	583, 940	30, 441
プラスチック製品製造業	2, 846, 038	319, 726	▲ 2, 526, 312
ゴム製品製造業	X	X	_
なめし革・同製品・毛皮製造業	X	X	_
窯業・土石製品製造業	152, 235	203, 314	51,079
鉄鋼業	X	X	_
非鉄金属製造業	55, 294	86, 468	31, 174
金属製品製造業	546, 100	327, 123	▲ 218, 977
はん用機械器具製造業	48,808	38, 672	▲ 10, 136
生産用機械器具製造業	370, 128	708, 828	338, 700
業務用機械器具製造業	266, 393	356, 032	89, 639
電子部品・デバイス・電子回路製造業	50, 963	17, 230	▲ 33,733
電気機械器具製造業	185, 152	62, 749	▲ 122, 403
情報通信機械器具製造業	18, 994	X	_
輸送用機械器具製造業	867, 130	1, 330, 092	462, 962
その他の製造業	131, 653	126, 871	▲ 4, 782

(注)表中の「X」は秘匿数、「-」は欠損値を表す。

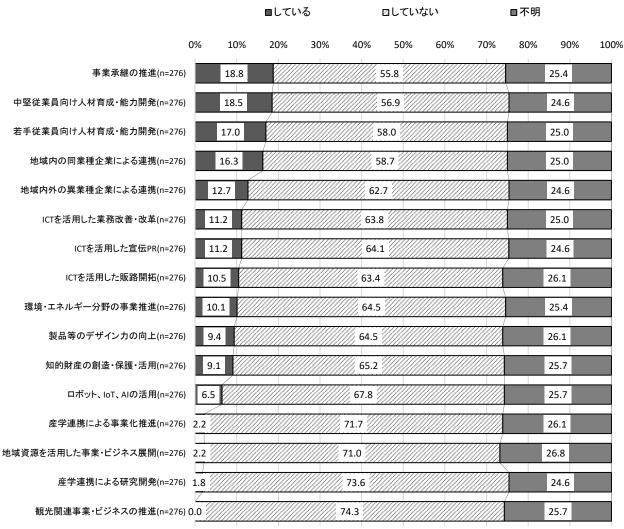
資料:工業統計(経済産業省)

②ものづくり事業者等における事業課題への取組経験

事業課題に対する現在の取組経験において、「している」の割合が高かったのは「事業 承継の推進」(18.8%)、「中堅従業員向け人材育成・能力開発」(18.5%)、「若手従業員向 け人材育成・能力開発」(17.0%)、「地域内の同業種企業による連携」(16.3%)となって います。

[図Ⅳ-11]

図Ⅳ-11 事業課題に対する取組経験



資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (事業者を主たる販売先とする企業向けアンケート)※4

※4 産業実態に係るアンケート調査(事業者を主たる販売先とする企業向けアンケート概要)

①調査地域 : 朝霞市全域

②調査対象 : 事業所を主たる販売先とする企業(市内の製造業、建設業、運輸業、情報通信業、専門・技

術サービス等)

③標 本 数 : 928 サンプル (宛先不明(72 通)を含む総数は 1,000 サンプル)

④抽出方法 :経済センサスから無作為抽出

⑤調査方法 : 郵送配布・回収法

⑥調査期間 : 平成 29 年 9 月 14 日~ 9 月 29 日

⑦有効回収数:276 サンプル (29.7%)

③ものづくり事業者等の抱える問題意識

市内ものづくり事業者のヒアリング結果からは、本市は事業を行う上で、交通アクセス性に非常に優れている反面、慢性的な人材不足を筆頭に、事業拡大に要する用地不足の問題が挙げられています。

この他にも、今後の取組意向等では、現状あまり進んでいないものの、事業者間連携に 対する問題意識が高いことが特徴となっています。

[表Ⅳ-12]

表Ⅳ-12 ものづくり事業者のヒアリング意見

12.10	12 000ライグ事業有のにアプラク心光
項	主な意見
目	
	・昨今のIoT*やAI*等の技術進展に伴い、ビッグデータ*といったデータ蓄積
事業	先(データセンター等)の開発が進んでおり、関連する半導体需要の高まりに
	よって、売上が急増し、製造が追いつかない状況。
のアンマッチ	・仕事があっても、材料の仕入れ用の資金がないため、仕事を受注できないジレ
ノマ	ンマの状況。
j	・販路開拓をしたいが、繁忙のため難しく、行政でマッチングの機会を作っても
	らえるとありがたい。
立	・ドローン*の研究開発や製造を行っているが、本市に立地を決めたのは、道路網が
地	充実していることに加え、空港までの高速バスが運行していること等、立地環境
環境に	が良く、高い利便性を持つためである。
気に	・工場が手狭になってきており、移転を考えているが、移転先が見つからない。
つい	・市内にまとまった工業専用地域がなく、工場を大型化することが困難であり、本
て	社、工場2か所、研究所の4つの拠点に分かれている点が課題。
困	・人材不足は深刻な状況。若い人が汗水をたらして稼ぐ目的や夢を持てる世の中に
	なってほしい。
りごと等	・事業が急激に拡大しており、事業所が手狭になっているとともに、人材不足が深
等	刻化している。
事	・コマ対戦やソーラーカーを競争させるイベント等を商工会や市がトップに立ち、
業	参加企業を集め、大学や研究機関を巻き込むことで、市内工場を集めて交流でき
業者連	る場によって事業者間連携を進めていくことが必要。
携	・住宅周りに係る困りごと(瓦の修理や水回りのトラブル等)に対して、市内の職
等	人ネットワークによる連携によって取り組んでいくことが必要。
	人名ットワークによる連携によって取り組んでいくことか必要。

資料:事業者ヒアリング調査※5

※5 事業者ヒアリング調査の概要

①調査対象 : 実施したアンケート調査に回答があった市内事業者

②調査期間 : 平成 29 年 9 月~平成 30 年 8 月

③調査方法 : 対面インタビュー方式

④実施件数 : 20 件

(4) あさかの農業

―農家・農地は減少する反面、地産地消に対して意欲的な農家も多い―

①市内農家数・農地面積の現状

農地は、良好な景観の形成や雨水の貯留・流出抑制等の防災機能といった多面的な機能を担っており、市民生活にとって重要な役割を果たしています。しかし、本市の総農家数及び農業就業人口について、平成7(1995)年から平成27(2015)年までの20年の期間で見ると、いずれも徐々に減少傾向にあります。

さらに、平成22(2010)年と平成27(2015)年を比較すると、兼業農家*で42戸減少しているのに対し、専業農家*では若干の増加が見られます。また、農業就業人口の減少の内訳では、女性が24人で減少幅が大きくなっています。

農地規模別に平成22(2010)年から平成27(2015)年までの農家数の増減を見ると、50~100aの中規模農家において28戸と最も減少が見られます。

[表N-13、表N-14]

表Ⅳ-13 農家数及び農業就業人口の推移

			Н7	H12	H17	H22	Н27	増減 H22→H27
総農家数 (戸)		393	338	309	281	234	▲ 47	
	専業		76	7	80	51	64	13
	兼業	農業が主	92	36	12	16	7	A 9
	ポ未	兼業が主	225	203	124	118	85	▲ 33
	自給的	農家		92	93	96	78	▲ 18
農	業就業	人口(人)(注)	767	556	491	337	312	▲ 25
	男		334	261	245	174	173	1
	女		433	295	246	163	139	▲ 24

(注)15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に農業のみに従事した者、又は農業と兼業の双方に従事したが、 農業の従事日数の方が多い者 資料:農林業センサス(農林水産省)

表Ⅳ-14 農地規模別農家数の推移

(単位:戸)

	Н7	H12	Н17	H22	Н27	増減 H22→H27
総農家数	393	338	309	281	234	▲ 47
30 a 未満	1	4	7	2	3	1
30∼50a	82	66	48	46	45	▲ 1
50∼100a	137	103	98	86	58	▲ 28
100∼150a	45	47	34	29	30	1
150~200a	29	21	22	15	12	▲ 3
200 a 以上	9	5	7	7	8	1
自給的農家	90	92	93	96	78	▲ 18

資料:農林業センサス(農林水産省)

経営耕地面積を見ると、平成 27(2015)年では 14,311a(樹園地*等を含む)となっており、田・畑ともに減少傾向にあります。平成 22(2010)年と平成 27(2015)年を比較すると、畑で約 2,000a の減少が見られます。 [表 $\mathbb{N}-15$]

表Ⅳ-15 経営耕地面積の推移

(単位:a)

		Н7	H12	H17	H22	H27	増減 H22→H27
経	営耕地面積合計	26, 437	21, 683	19, 245	16, 780	14, 311	▲ 2, 469
	田	8, 192	5, 147	3, 869	2, 745	2, 568	▲ 177
	畑	16, 789	15, 346	12, 832	11,632	9, 586	▲ 2,046
	その他(樹園地 他)	1, 456	1, 190	2, 544	2, 403	2, 157	▲ 246

資料:農林業センサス(農林水産省)

②耕作していない農地について

市内農家に耕作していない農地について聞いたところ、「ある」が 50.7%、「ない」が 47.8%と概ね半々の割合となっています。

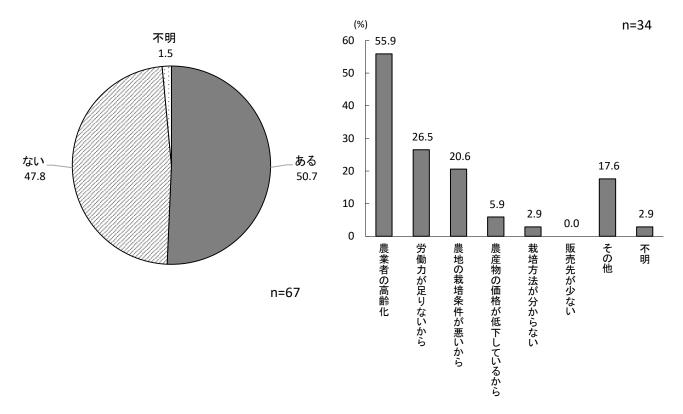
耕作していない理由では、「農業者の高齢化」(55.9%)が最も多く、次いで「労働力が足りないから」(26.5%)、「農地の栽培条件が悪いから」(20.6%)となっており、上位2項目が担い手に係る問題となっています。

こうした担い手に係る問題が主な原因となり、耕作できていない農地のある農家が5割を超えて多くなっていることがうかがえます。

[図**V**-12、図**V**-13]

図 $\mathbb{N}-12$ 耕作していない農地の有無

図 $\mathbb{N}-13$ 耕作していない理由



資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (農家向けアンケート)※6

※6 産業実態に係るアンケート調査(農家向けアンケート概要)

①調査地域 : 朝霞市全域

②調査対象 : 朝霞市内に所在する農家

③標 本 数 : 200 サンプル

④抽出方法 : 農地台帳から無作為抽出

⑤調査方法 : 郵送配布・回収法

⑥調査期間 : 平成 29 年 9 月 14 日~ 9 月 29 日

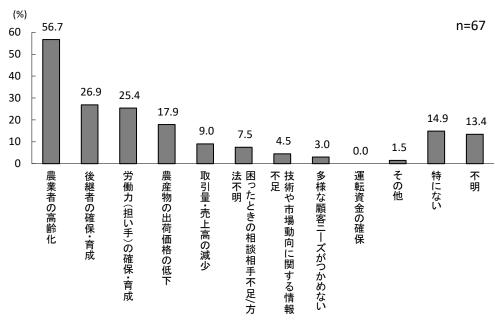
⑦有効回収数:67 サンプル (33.5%)

③農業経営の課題や困りごと

農業経営の課題や困りごとでは、「農業者の高齢化」(56.7%)が最も多く、次いで「後継者の確保・育成」(26.9%)、「労働力(担い手)の確保・育成」(25.4%)となっています。以上のことから、市内農家では、後継者や担い手の確保といった、人材に関する多方面の課題が顕著に現れている状況となっています。

[図**IV**−14]

図Ⅳ-14 農業経営の課題や困りごと



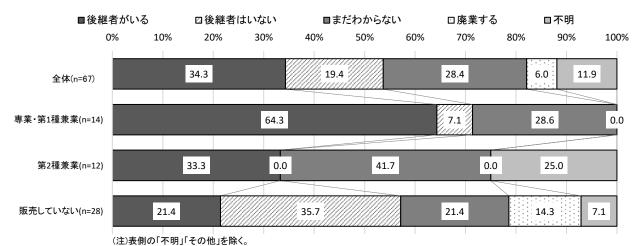
資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (農家向けアンケート)

4後継者の有無

後継者の有無について、農業形態別に見ると、専業農家*や第1種兼業農家*で「後継者がいる」(64.3%)が最も多くなっています。また、農作物を出荷や販売していない農家では、「後継者はいない」(35.7%)、「廃業する」(14.3%)が他農業形態より多くなっています。

[図Ⅳ-15]

図Ⅳ-15 後継者の有無(農業形態別)



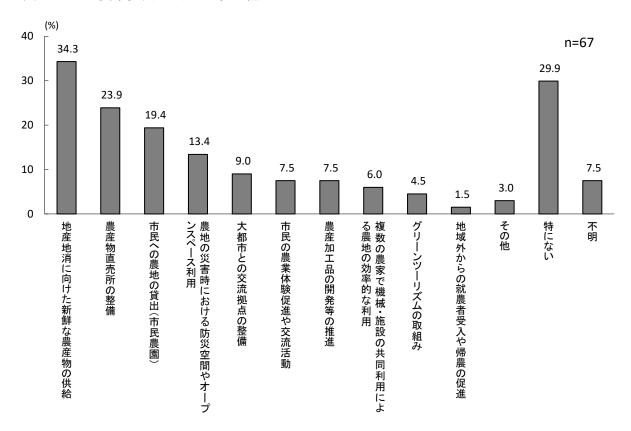
資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (農家向けアンケート)

⑤農業振興に向けて取り組んでいきたいこと

農業振興に向けて取り組んでいきたいことでは、「地産地消^{*}に向けた新鮮な農産物の供給」(34.3%)が最も多く、次いで「農産物直売所の整備」(23.9%)となっており、身近な地域で農産物を販売していくことに対する取組意向が高いことがうかがえます。

[図**W**-16]

図Ⅳ-16 農業振興に向けて取り組んでいきたいこと



資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (農家向けアンケート)

(5) 事業者の操業環境

―厳しい景況感の中、人材不足等「人」に関することが事業課題に―

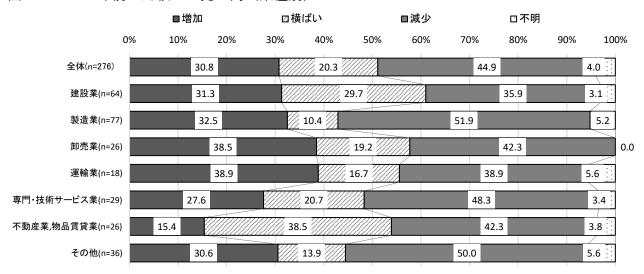
(1)ものづくり等事業者の景況感・経営上の課題等

3年前と比較した売上高の増減について、業種別に見ると、「増加」が最も多いのは運輸業(38.9%)となっており、次いで卸売業(38.5%)となっています。一方、「減少」が最も多いのは製造業(51.9%)となっています。

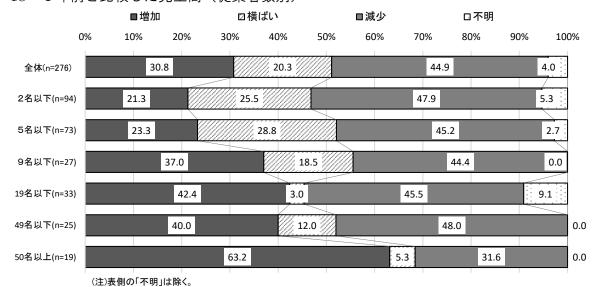
3年前と比較した売上高の増減について、従業者数別に見ると、従業者数50人以上の事業所の「増加」(63.2%)が最も多く、概ね従業者規模に比例して「増加」の割合が高くなっています。全体では売上高が「減少」したと回答した事業所が多く、中でも製造業では半数以上が「減少」となっており、特に厳しい業況が推察されます。

 $[\boxtimes \mathbb{N}-17, \boxtimes \mathbb{N}-18]$

図Ⅳ-17 3年前と比較した売上高(業種別)



図Ⅳ-18 3年前と比較した売上高(従業者数別)

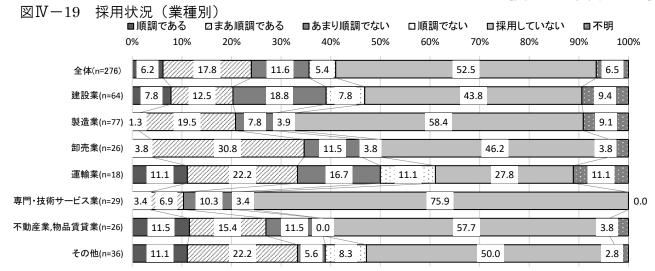


資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (事業者を主たる販売先とする企業向けアンケート) 採用状況について業種別に見ると、卸売業で「順調である」・「まあ順調である」割合 (計34.6%)が高くなっています。

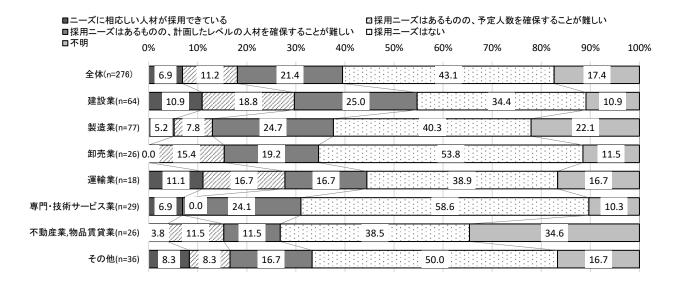
若年者(35歳未満)の採用状況について、業種別に見ると、どの業種でも「採用ニーズはない」が多くなっていますが、建設業で「採用ニーズはあるものの、予定人数を確保することが難しい」(18.8%)や「採用ニーズはあるものの、計画したレベルの人材を確保することが難しい」(25.0%)の割合がやや高くなっています。

採用活動をしていない事業所が5割を超えて多いが、建設業や製造業では「採用ニーズ はあるものの、計画したレベルの人材を確保することが難しい」も多く、業務上の専門性 や知識・経験等、人材ニーズに関するハードルが高い業種があることがうかがえます。

 $[\boxtimes \mathbb{N}-19, \boxtimes \mathbb{N}-20]$



図Ⅳ-20 若年者(35歳未満)の採用状況(業種別)



資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (事業者を主たる販売先とする企業向けアンケート) 経営上の課題では、「従業員の高齢化」(27.9%)が最も多く、次いで「受注量・取引量・売上高の減少」(25.0%)、「一般従業員の確保」(20.7%)となっています。業種別では、運輸業で「従業員の高齢化」(61.1%)が突出して多くなっています。

今後、重点的に取り組みたい課題について、業種別に見ると、建設業では「従業員の確保・育成」(60.9%)がやや多くなっています。

以上のことから、総じて高齢化による人材確保が大きな課題となっていることがうかがえます。 $[{\rm k} \mathbb{N} - 16 , {\rm k} \mathbb{N} - 17]$

表N-16 経営上の課題(業種別・上位 20 項目)

(%) 技 専 家と 量 従 者 開 場 する ത 門 の に 社 成 が に関 発に 取 技 の 引 の の 高齢 占 騰 等 確 代 場 先に 引 め ۲ 確 出 10 が 動 めの資 向等に る の 会い よる周辺 量 を 客 競争 んる組 . 対 応 有 る 人件費割 生 か の 事業 売 原 環 価 上 る た変 織 へ の 対する情報不 境 環 的 高 の 境 合 മ 材 化 制 の の 減 度 変 凩 対 全体 276 27.9 25.0 20.7 17.0 12.3 11.6 11.6 10.5 9.8 8.7 7.6 5.4 5.1 2.9 1.8 1.4 1.1 建設業 64 37.5 26.6 37.5 32.8 17.2 10.9 3.1 10.9 9.4 17.2 6.3 4.7 6.3 3.1 0.0 0.0 1.6 1.6 0.0 0.0 製造業 77 26.0 32.5 13.0 18.2 13.0 10.4 10.4 9.1 11.7 11.7 9.1 5.2 2.6 7.8 2.6 0.0 2.6 3.9 2.6 卸売業 26 30.8 11.5 30.8 0.0 3.8 0.0 0.0 26.9 11.5 11.5 11.5 0.0 19.2 11.5 11.5 3.8 7.7 0.0 7.7 0.0 運輸業 18 61.1 44.4 0.0 16.7 22.2 5.6 16.7 5.6 0.0 5.6 5.6 5.6 5.6 5.6 0.0 0.0 0.0 5.6 0.0 専門・技術サービス業 29 10.3 24.1 10.3 13.8 172 6.9 3.4 10.3 34 0.0 0.0 0.0 6.9 6.9 6.9 3.4 0.0 10.3 34 0.0 不動産業,物品賃貸業 26 7.7 3.8 3.8 7.7 3.8 11.5 15.4 0.0 0.0 0.0 3.8 7.7 11.5 0.0 3.8 7.7 0.0 0.0 0.0 3.8 その他 36 25.0 27.8 22.2 13.9 11.1 13.9 16.7 13.9 13.9 0.0 11.1 2.8 5.6 0.0 8.3 2.8 2.8 0.0 0.0 0.0

(注)網掛けは 20%以上のもの。

表 N-17 今後重点的に取組みたい課題(業種別・上位 20 項目)

衣取一口 ラ	1友里		A1-1	拟阻	OF 1.	_ C , =	木咫	未	・性力	. ־ נינ	1 11/	_ 20	サロ	1)								(%)
	솜핢	従業員の確保・育成	利益率の向上	専門人材の確保・育成	営業力の強化	後継者の育成	取引先企業との協力・連携の推進	販路開拓・拡大	現状維持	従業員満足度の向上	顧客満足度の向上	経営幹部人材の確保・育成	働き方改革の整備	廃業・休業	施設や設備のリニューアル	新分野・新事業への進出	事業所等の規模拡大	キャッシュフロー の改善	む)の開発新製品・新技術(サービスを含	下請け企業からの脱却	進他企業との協力・戦略的連携の推	コンプライアンスの強化
全体	276	31.2	19.9	16.3	16.3	15.9	14.9	14.1	14.1	12.3	11.6	10.1	8.7	8.3	6.5	5.1	4.3	4.3	4.3	4.0	3.6	3.6
建設業	64	60.9	21.9	23.4	14.1	25.0	21.9	9.4	12.5	18.8	20.3	9.4	10.9	4.7	6.3	4.7	3.1	4.7	0.0	6.3	3.1	1.6
製造業	77	20.8	26.0	18.2	14.3	11.7	22.1	11.7	20.8	9.1	5.2	10.4	3.9	11.7	6.5	5.2	2.6	3.9	11.7	5.2	5.2	1.3
卸売業	26	23.1	26.9	19.2	30.8	3.8	11.5	23.1	11.5	7.7	15.4	15.4	7.7	15.4	0.0	3.8	0.0	3.8	3.8	3.8	0.0	3.8
運輸業	18	50.0	11.1	0.0	33.3	22.2	11.1	22.2	0.0	27.8	5.6	5.6	11.1	5.6	0.0	0.0	11.1	5.6	0.0	5.6	0.0	16.7
専門・技術サービス業	29	17.2	13.8	13.8	10.3	17.2	6.9	31.0	13.8	10.3	10.3	3.4	10.3	3.4	10.3	20.7	10.3	6.9	3.4	3.4	6.9	3.4
不動産業,物品賃貸業	26	11.5	7.7	7.7	11.5	11.5	0.0	3.8	11.5	7.7	7.7	11.5	15.4	0.0	11.5	0.0	0.0	7.7	3.8	0.0	0.0	0.0
その他	36	22.2	16.7	13.9	13.9	16.7	8.3	11.1	13.9	8.3	13.9	13.9	8.3	13.9	8.3	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	5.6	8.3
(3-) 450 HILLI - 000 (13) I	~ 1 ~	. —																				

(注)網掛けは20%以上のもの。

資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (事業者を主たる販売先とする企業向けアンケート)

②商業・サービス事業者の景況感・採用等

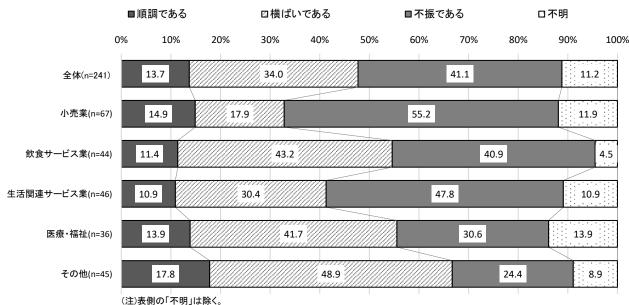
最近の業績について、業種別に見ると、小売業、生活関連サービス業で、「不振である」と回答した割合がそれぞれ 55.2%、47.8%と高くなっています。その他を除く、飲食サービス業、医療・福祉で「横ばいである」と回答した割合がそれぞれ 43.2%、41.7%と高くなっています。

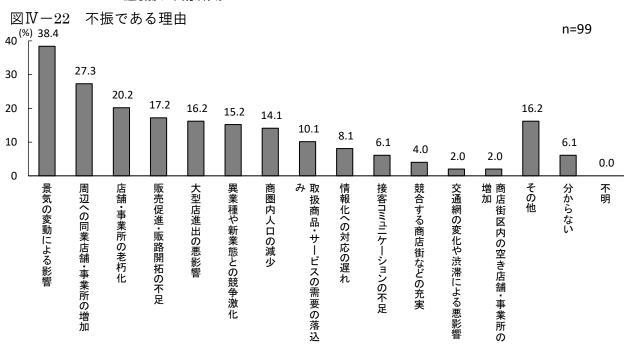
不振である理由では、「景気の変動による影響」(38.4%)が最も多く、次いで「周辺への同業店舗・事業所の増加」(27.3%)となっています。

業績が「不振である」と回答した事業者が4割を超え、「順調である」と回答した事業者を大きく上回っており、業種によって偏りが見られますが、小売業や生活関連サービス業で「不振である」が多く、特に厳しい操業環境となっていることがうかがえます。

 $[\boxtimes \mathbb{N}-21, \boxtimes \mathbb{N}-22]$

図Ⅳ-21 最近の業績(業種別)

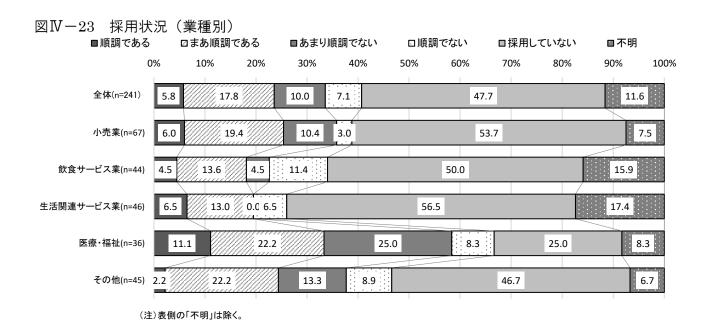




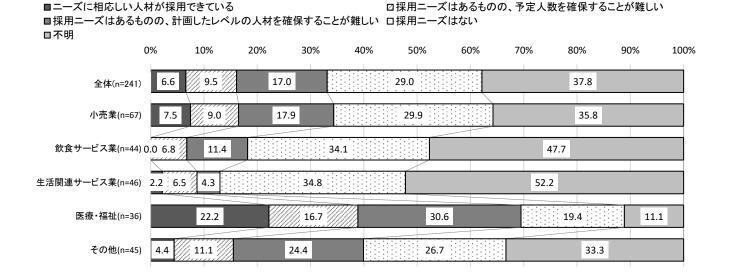
資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (個人を主たる販売先とする企業向けアンケート) 採用状況では「採用していない」(47.7%)が最も多く、次いで「まあ順調である」(17.8%)となっています。

また、若年者(35歳未満)の採用状況では「採用ニーズはない」(29.0%)が最も多く、次いで「採用ニーズはあるものの、計画したレベルの人材を確保することが難しい」(17.0%)となっており、医療・福祉で「ニーズに相応しい人材が採用できている」(22.2%)が多く、「採用ニーズはあるものの、計画したレベルの人材を確保することが難しい」(30.6%)も多くなっています。

[図IV-23、図IV-24]



図Ⅳ-24 若年者(35歳未満)の採用状況(業種別)



資料:朝霞市「産業実態に係るアンケート調査結果報告書」 (個人を主たる販売先とする企業向けアンケート)



V 市内産業の課題整理

1 産業に関わる課題の整理

市の現況と産業の実態を踏まえ、今後、市内産業に必要と考えられる視点を9つの課題として整理しました。

課題1 市民のライフスタイルに応じた商業環境づくり

市民の消費は、買回品*を中心に市外へ流出する傾向にあります。そして、世代によっても買物行動に違いがあり、例えば年代が若くなるにつれ、商店街の利用率も減少するといった特徴等が見られます。

そこで、今後さらに進む少子高齢化や共働き世帯の増加、また転入してくる若者等、 多様な市民のライフスタイルの違い等を踏まえ、商業・ショッピング環境を作ることが 必要です。

課題2 魅力的な店舗が集まる拠点エリアの活性化と賑わいの創出

周辺商業地が活性化していると考える事業者は、全体の15%を下回っており、商業地の問題は「廃業する店があること」や「核になる店舗がないこと」となっています。実際、小売業や5人以下の商業・サービス業の事業所で、「廃業や閉店」の意向がある事業者が一定数いることや、空き店舗の増加や解散意向のある商店会が複数ある等、市内商業環境の魅力の低下が推察されます。

そこで、既存の顧客のみでなく、市内で生活する若年層や新たに転入してきた市民等、多様化する顧客ニーズを踏まえ、各店舗の魅力を向上させていくことや、商業環境の魅力の向上に向け、空き店舗の活用促進や地域の核となる店舗の誘致等による、街の賑わい創出に向けた取組が必要です。

課題3 安心・安全で快適な生活環境づくり

産業実態に係るアンケート調査結果を踏まえると、市民は「安心・安全で快適な生活環境」に対するニーズが高い傾向が見られます。この理由は、本市がこれまで昼夜間人口比率80%台で推移してきており、住宅都市としての性格が強く、より良い生活環境を望む市民が多いことが起因していると考えられます。そして、こうした特性は、子育て世代等を中心に今後も強まっていくことが推察されます。

そこで、産業の側面から、市民ニーズの高い「安心・安全で快適な生活環境」を実現 していくことが必要です。

課題4 市民生活を支えるサービス力の維持・向上

市内の商業・サービス業における事業所数は減少傾向にあり、特に小売業や生活関連 サービス業、規模の小さい事業所で売上高の減少といった課題が多く見られ、厳しい景 況感が推察されます。一方、医療・福祉は堅調な景況を示しており、福祉や子育てニーズ の高まり等による影響が見られます。

今後、本市の豊かな市民生活を支える市内事業者のサービス力の維持・向上のため、既

存産業の支援とともに、高付加価値なサービス創出に向けた支援が必要です。

課題5 市内事業者による新たな産業モデルづくり

市内には著名な研究機関が立地しており、関連する事業所も複数立地しているほか、 先端的な技術(ドローン**等)開発に取り組む事業所も見られます。一方、ものづくり事 業者のうち、地域内での同業種企業による連携に取り組んだことのある割合は2割を下 回る等、事業者間での繋がりや連携があまり進んでおらず、事業者の持つ潜在力が充分 に生かしきれていないことが推察されます。

そこで、同業種連携の支援や異業種連携の可能性等も探ることで、市内外に打って出る新たな産業モデルを創出していくことが必要です。

課題6 あさか農業の強化と市民に身近な農業づくり

市内の農地は市北東部を中心に分布しており、南西部では住宅地と農地が混在しています。また、本市はニンジンの指定産地*になっており、農業祭など市民との交流も盛んに行われています。一方で、担い手の高齢化や農業人材の不足等の影響もあり、耕作していない農地がある農家が多いといった特徴も見られます。

今後、農業就業人口の減少が見込まれる中、農業人材を持続的に育成していくことに加え、優良農地の保全や耕作していない農地の再生等により、農地を有効活用することが必要です。また、都市近郊の立地を生かしつつ、ニンジン等の野菜を中心とした安心・安全な農産物を市内外に供給し、地産地消*や市民の農業体験を推進することで住宅都市に相応しい都市農業*を確立することが必要です。

課題7 既存のものづくり産業の維持強化

市内のものづくり事業者は、製造業を中心に、「売上高の減少」等の課題を多く挙げており、厳しい景況感にあることが推察されます。また、従業者数2人以下の事業所では、廃業や休業を予定している事業者も一定数存在しています。一方、市の交通利便性に対する評価は高いものの、産業利用に適した土地の不足もあり、移転の可能性のある事業者が、やや多いといった特徴もあります。

そこで、製造業等の主要な産業におけるICT*利活用等による高度化を支援し、産業力を強化していくことに加え、事業者が市外に移転せず、安定的に操業を続けていくことのできる環境づくりや経営力の強化が必要です。

課題8 市内のものづくり等産業を支える人材の確保・育成

本市のものづくり等産業の人材確保に対するニーズは高いものの、業種や事業所規模等の特性に応じて、そのニーズや内容が異なっています。例えば、建設業や製造業では専門性を重視する傾向があり、運輸業ではそもそも人材の確保が難しくなっている状況が見られます。

そこで、業種や事業所の規模に合わせた人材に関する支援を実施し、市内のものづくり等産業を支える人材を継続的に確保し、育成していくことが必要です。

課題9 商業・サービス業における人材の確保と育成

市内の商業・サービス業事業者における人材確保の動向を見ると、医療・福祉や比較的 規模の大きい事業所では、採用意欲が高くなっていますが、小売業や生活関連サービス 業、小規模な事業所では、経営者の高齢化等が経営課題として挙げられています。

そこで、商業・サービス業の業種、事業所の規模に応じた、人材の確保や育成における 総合的な支援が必要です。

VI 産業振興基本計画における目指すべき姿(基本目標)、 施策の方向性及び施策内容

VI 産業振興基本計画における目指すべき姿(基本目標)、施策の方向性及び 施策内容

1 目指すべき姿(基本目標)

本市は、東京近郊に位置し、緑豊かな住宅都市という特性を有するとともに、今なお高水準で人口が増加傾向にあることに特徴があります。この特徴に呼応し、安心・安全に対する市民の生活ニーズが高く、生活を支える産業(飲食店、食品小売業や医療・福祉等の業種)における従業者数割合が高くなっています。その一方、消費者のライフスタイルの変化等の影響により、買回品*を中心に消費が市外へと流出し、事業者の高齢化等も相まって、商業・サービス事業の経営環境は、徐々に厳しくなりつつあります。

また、ものづくり等の業種では、先端技術の研究開発機能を担う事業者に加え、様々な技術を有する事業者が数多く立地している反面、産業利用が可能な土地の不足や人材不足等、事業の継続・拡大に対するマイナス要因を有しています。

小規模事業者をはじめとする市内事業者にとっては、これまで以上に厳しい経営環境が 想定される一方、事業所の移転、子育て世代の女性の活躍や農業分野における地産地消^{*}の 取組等、新たな動きが見られます。

こうした複合的な現状を鑑み、今後も本市の持つ住宅都市としての強みは大きく変わらないという認識のもと、産業と生活の循環的な強化に向けた施策を進めていくことで、豊かな市民生活の実現を目指します。そこで、以下のとおり本計画の目指すべき姿(基本目標)を定めます。

目指すべき姿(基本目標)

市民生活と調和し 豊かな暮らしを実現する あさか産業の振興

2 施策の方向性

目指すべき姿を踏まえて、産業振興施策の方向性を次のとおり定めます。

施策の方向性

1 暮らしにマッチした生活環境の創造

市の拠点エリアを中心に、商業等の賑わいの核となる場所づくりを進め、市民や来街者等のライフスタイルに応じた新たな生活環境の創造を目指す。

2 安心・安全な市民生活を支える産業の活性化

市民の関心が高い「安心・安全」のニーズに応え、豊かな生活の実現に寄与する環境・サービスの創出を、各エリアの特性を踏まえながら進めていく。

3 社会環境の変化に呼応した新たな産業の創出と育成

社会環境の変化やトレンドを踏まえ、AI*やIoT*等の技術も視野に入れながら、新たな産業の創出や同業種・異業種間のネットワーク化を推進する。

4 市民に身近なあさか都市農業の確立

都心からのアクセスの良さを生かした都市農業*の推進と、市民に身 近で付加価値の高い、あさか農業の確立を目指す。

5 産業人材・産業基盤を強化する総合的な支援の充実

地域経済を支える小規模事業者・中小企業が、今後も事業を維持、拡大できるよう、経営や事業承継を支援することで産業基盤の総合的強化を目指す。また、新たな産業の芽となる起業の促進を進め、同時に業種や規模によって異なる人材ニーズに対し、本市の産業を支える人材を確保し、育成していくとともに、働きやすい環境づくりを推進する。

3 施策体系一覧

方向性に基づき、施策体系を次のとおり定めます。

1 暮らしにマッチした生活環境の創造 1-1市民等で賑わう拠点づくり 1-2個店や商店街の魅力アップ 1-3市民の買物環境等の向上 2 安心・安全な市民生活を支える産業の活性化 2-1生活を支え高めるサービス機能の強化 2-2コミュニティ・ビジネスの育成 3 社会環境の変化に呼応した新たな産業の創出と育成 3-1社会環境の変化をリードする新たな産業の育成 3-2あさかにマッチした企業誘致と産業集積の推進 3-3産業ネットワーク基盤の創造 4 市民に身近なあさか都市農業の確立 4-1都市農業の推進と担い手育成 4-2農地の多面的機能の促進と市民とのふれあいの機会づくり 5 産業人材・産業基盤を強化する総合的な支援の充実 5-1産業基盤の強化に向けた取組推進 5-2起業しやすい環境づくり

5-3産業を支える人材の確保・育成

5-4働きやすい環境づくり

4 施策及び主な事業内容

1 暮らしにマッチした生活環境の創造

1-1 市民等で賑わう拠点づくり

	市の北部には朝霞台駅・北朝霞駅、南部には朝霞駅が位置し、駅を中
	心に住宅地が広がり、コンパクトに都市機能が集積しています。また、
	駅周辺では、彩夏祭や朝霞アートマルシェ*等市内外から多くの人が訪
	れるイベントも行われ、賑わいを見せています。また、本市は、平成
+/ / // +HIT THE	32(2020)年に行われる東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技
施策概要	大会の射撃会場となり、大きなビジネスチャンスとなることが期待され
	ます。
	こうした現状や動向を踏まえ、交流人口の更なる増加と賑わいの創出
	を目指し、積極的に空き店舗等の街の空間を活用することにより、賑わ
	いの拠点づくりを進めていきます。
	・まちづくりと連携した賑わい形成事業
	・同業種の集約化推進支援事業
古光ノコージ	・事業者等と連携した空き店舗活用促進事業
事業イメージ	・シティ・セールス事業【既存】
	・商工会支援事業【既存】
	・商店会支援事業【既存】

■施策の進捗に関する各指標

	名称	基準値 計画策定時	中間値 平成 35 年度 (2023 年度)	目標値 平成 40 年度 (2028 年度)
活動指標	空き店舗の活用件数		2件	5件
成果指標	小売事業所数	502 事業所	520 事業所	540 事業所

【アートマルシェの様子】



資料:朝霞市



資料:朝霞市

1-2 個店や商店街の魅力アップ

= 1 Have 1 Induction 1 / 2 / 2 / 2 / 2			
	市内商店街の店舗数が減少する等、市民にとって身近な買物環境の魅		
	力低下が懸念されます。一方、市内には、個店*の強みを強化すること		
	で、徐々に売上が増加している事業者も見られます。また、朝霞市商工		
+/- / / +m - -	会では、「あさかの逸品*」や「あさかばる*」といった個店*の魅力を		
施策概要	積極的にPRする取組も行われています。		
	既存の取組をより効果的に進めていくことに加え、あさかならではの		
	地域性を生かした商品開発や魅力や個性が詰まった個店*づくり、加え		
	て商店街の魅力向上に向けた取組を推進します。		
	・地域の核となる個店づくり事業		
	・高付加価値な商品等の開発支援		
事業イメージ	・魅力的なイベント等の実施支援		
	・商工会支援事業【既存】		
	・商店会支援事業【既存】		

■施策の進捗に関する各指標

	名称	基準値 計画策定時	中間値 平成 35 年度 (2023 年度)	目標値 平成 40 年度 (2028 年度)
活動指標	個店*の魅力をPRす る取組件数	4 件	5 件	6 件
成果指標	商店街店舗数	158 件	165 件	175 件

【あさかの逸品】



資料:朝霞市商工会

【あさかばる】



資料:朝霞市商工会

1-3 市民の買物環境等の向上

	本市では、買回品*を中心に市民の消費の市外流出が顕著になってい
	ると同時に、「新鮮な食材、身の回りの品等を提供するスーパー」や
	「センスがよく品揃えの豊富な日用雑貨店」等の立地を望む市民ニーズ
+//-/	が高く、市内における買物環境の更なる充実と利便性の向上が望まれて
施策概要	います。
	そこで、商業機能の創出や誘致、また、商店会や朝霞市商工会の活動
	を支援することで、市民ニーズにマッチした買物環境づくりを進めてい
	きます。
	・市民ニーズ等にマッチした商業機能の誘致
	・市民の買物行動等ニーズ調査
事業イメージ	・インターネット商店街**の立上げ支援
	・商工会支援事業【既存】
	・商店会支援事業【既存】

		基準値	中間値	目標値
	名称	計画策定時	平成 35 年度	平成 40 年度
			(2023年度)	(2028年度)
活動指標	買物施設等誘致件数 (累積)	_	1 件	2件
成果指標	小売業売場面積	48, 470 m ²	49, 500 m ²	$50,500\mathrm{m}^{2}$

2 安心・安全な市民生活を支える産業の活性化

2-1 生活を支え高めるサービス機能の強化

	本市は住みやすい街として評価が高い一方で、「安心して利用できる
	医療機関」、「治安のよい生活環境」に関する事柄を困りごととして挙げ
	る市民の割合が高く、「安心・安全」な生活環境が大きな関心事となっ
	ています。
	また、県内でも待機児童数が多く、徐々に高齢化も進展し、子育てや
施策概要	医療・福祉等の生活関連サービスに対する需要の高まりが想定される
	中、安心・安全な市民生活の実現に向け、子育て、医療・福祉等の市民
	サービスを充実させていくことが必要です。
	そこで、こうしたニーズが見込まれる業種の育成、進出や誘致等を進
	めるとともに、ICT**等の技術を用いた事業者のサービス機能強化の
	支援に取り組んでいきます。
	・子育てや医療・福祉等の市民生活を高める産業の育成・進出支援
古光人)	・ICT*等を活用した生活サービス創出等支援
事業イメージ	・配食サービス創出支援
	・オンライン学習サービス創出支援

	名称	基準値 計画策定時	中間値平成35年度	目標値 平成 40 年度
			(2023年度)	(2028年度)
活動指標	子育てや医療・福祉等の 市民生活を高める産業 の事業者への融資件数	7 件	10 件	13 件
成果指標	サービス業事業者数(宿 泊業、飲食サービス 業、生活関連サービス 業、娯楽業、教育・学 習支援業、医療・福祉)	1, 231 事業所	1, 255 事業所	1, 280 事業所

2-2 コミュニティ・ビジネスの育成

	事業者、行政、NPOや地域住民等が協力し、地域における課題解決
	 や生活の質等の向上を、ビジネスを通じて実現する様々な取組が進んで
	います。
	こうしたコミュニティ・ビジネス*に対して、4割弱の市民が子育て
	支援や福祉分野が本市にふさわしい分野と考えています。また、市内で
施策概要	は「市民活動支援ステーション を中心に、地域のネットワークや人脈
727 (1982)	を活用し、市内NPO等の担い手によってこれらの分野の課題への取組
	が進められています。
	今後は、既存の市民活動や事業の拡大を支援するため、埼玉県や金融
	機関等と連携し、子育てや買物支援等の課題にも応えるコミュニティ・
	ビジネス*の育成に向けて取り組んでいきます。
	・子育てシェア*等地域のコミュニティ・ビジネス*の立ち上げ支援
事業イメージ	・新たな買物支援サービスの創出支援
	・起業家育成支援事業【既存】

	名称	基準値 計画策定時	中間値 平成 35 年度 (2023 年度)	目標値 平成 40 年度 (2028 年度)
活動指標	起業家育成支援セミナ 一参加人数	31 人	45 人	60 人
成果指標	支援による新規コミュ ニティ・ビジネス*の立 ち上げ件数 (累積)	_	1件	2件

3 社会環境の変化に呼応した新たな産業の創出と育成

3-1 社会環境の変化をリードする新たな産業の育成

	市内産業の活性化には、社会環境の変化を見据え、個々の事業者が持
	つ高度な技術を生かし、新たな産業を育成していくことが必要です。
	本市の産業は、著名な研究機関、関連するものづくり事業所が立地し
施策概要	ていることに加え、近年、先端技術の研究開発を行う事業者が市内に移
旭	転してきています。
	そこで、先端技術領域等で共同事業化に向けた研究会や勉強会の開催
	を進め、様々な事業者を巻き込んで新産業の育成支援を行うことで、地
	域のイノベーション**創出を図ります。
	・先端技術等における産業モデル創出検討会等
事業イメージ	・新産業等のインキュベーション施設*の整備検討
尹未1ノーン	・新たな技術に関する導入支援
	・ものづくり等研究開発支援

	名称	基準値 計画策定時	中間値 平成 35 年度 (2023 年度)	目標値 平成 40 年度 (2028 年度)
活動指標	製造業、学術研究、専門・技術サービス業等 の事業者への融資件数	3件	4件	6 件
成果指標	製造業、学術研究、専門・ 技術サービス業等の事 業者数	500 事業所	510 事業所	520 事業所

3-2 あさかにマッチした企業誘致と産業集積の推進

	本市の南部には国道 254 号、東部には東京外環自動車道が走っていま
	す。平成25(2013)年には東武東上線と東京メトロ副都心線の直通運転
	が開始され、鉄道による都心へのアクセス性も向上し、また、一般国道
	254 号和光富士見バイパス*が全線開通する予定もあり、更なる交通利
	便性の向上が期待されます。これらのことから、産業の立地優位性がま
	すます高まり、製造業をはじめとする新たな企業立地等多様な産業の集
松华旭西	積が期待されます。
施策概要	一方、市域の一部では住工混在が見られ、事業活動の維持や拡大に対
	する影響が懸念されます。
	こうした立地環境を踏まえ、朝霞市都市計画マスタープランと整合性
	を図りつつ、関係機関と連携し、一般国道 254 号和光富士見バイパス※
	周辺等での低・未利用地*の有効活用や土地区画整理等の支援や検討を
	行い、本市の特性にマッチした企業誘致を進め、事業所の増加を図る取
	組を推進します。
	・市有地の産業活用の検討
	・朝霞市東A地区土地区画整理事業の支援や地区計画等による産業基盤
丰 业 /) 、 、	整備
事業イメージ	・一般国道 254 号和光富士見バイパス*の有効的な活用の検討
	・旧朝霞第四小学校跡地利活用事業【既存】
	・地域未来投資促進法基本計画に基づく支援【既存】

	名称	基準値 計画策定時	中間値 平成 35 年度 (2023 年度)	目標値 平成 40 年度 (2028 年度)
活動指標	産業集積に係る土地利 用のための庁内検討会 開催回数	_	2 回	4 回
成果指標	関連の取組による市内 への事業所誘致件数 (累積)	_	2件	5 件

3-3 産業ネットワーク基盤の創造

	朝霞地区4市商工会による「仮想工業団地」、朝霞市商工会による
	「あさか産業フェア*」や研修会等において、事業者のマッチングや交
	流の取組が行われています。
	一方、市内事業者のうち、地域内での同業種企業による連携に取り組
	んだことのある割合は2割を下回り、事業者間相互の関係が希薄になっ
施策概要	ています。企業間連携は、経営資源の相互活用や共同受注等効果が大き
	いため、推進することが必要です。
	こうした現状を踏まえ、朝霞市商工会等の団体が持つ既存のネットワ
	ークを強化していくとともに、技術者間、事業者間の多彩な関係づくり
	を進め、新製品開発など事業課題の解決に繋がるようなネットワーク基
	盤の構築と強化を図ります。
	・技術交流会やイベント等による事業者マッチングの場づくり
- 	・同業種や異業種交流の機会づくりの創出
事業イメージ	・朝霞市商工会との連携による事業者ネットワーク支援
	・商工会支援事業【既存】

■施策の進捗に関する各指標

	名称	基準値 計画策定時	中間値 平成 35 年度 (2023 年度)	目標値 平成 40 年度 (2028 年度)
活動指標	展示会等の開催回数	1 回	2 回	3 回
成果指標	商工会組織率	56%	59%	62%

【4市仮想工業団地 HP】

埼玉県南西部4市仮想工業団地
■ ■ ~頑張る製造業応援隊(!!)~ ■ ■

朝霞市商工会・志木市商工会・和光市商工会・新座市商工会

資料: 4市仮想工業団地

4 市民に身近なあさか都市農業の確立

4-1 都市農業の推進と担い手育成

1 1 H	来の推進と追い于月成
	本市ではニンジン等の露地野菜*を中心に、様々な農産物が生産され
	ており、都市近郊の立地を生かした庭先販売など、地産地消*の取組が
	積極的に行われ、農家と消費者の距離が近い都市農業*としての特性を
	有しています。
施策概要	こうした都市農業*の環境特性を生かしつつ、あさか野農業協同組合
旭	(以下「JA」という。)の本市への本店移転を契機として、朝霞市商
	工会やJAと連携し、高付加価値な農産物のPR、新たな販路の開拓、
	あさか産の農産物を使用したメニューの開発促進等により、地産地消*
	の強化を通じた高収益化の実現を目指します。併せて、農業に対するイ
	メージアップを図り、担い手の育成や確保に取り組んでいきます。
	・朝霞市商工会やJA等との連携による商品開発の支援
	・ファーマーズマーケットやJA等を拠点とした地産地消*推進事業
	・健康等をテーマにした農産物PR事業
古光 /) 、 、	・農業振興支援事業(担い手確保、農業人材育成の継続的支援)
事業イメージ	【既存】
	・地場産野菜振興事業【既存】
	・農業祭事業【既存】
	・生産緑地地区の追加指定の促進【既存】

	名称	基準値 計画策定時	中間値 平成 35 年度 (2023 年度)	目標値 平成 40 年度 (2028 年度)
活動指標	農業振興に係る研修会 等の参加者数	25 人	35 人	50 人
成果指標	認定農業者数	25 経営体	30 経営体	35 経営体



資料:朝霞市

4-2 農地の多面的機能の促進と市民とのふれあいの機会づくり

	多面的機能や促進と市民との場合のでの機会ってが
	市内農地では、「さつまいも堀り体験」等の農業体験を中心に、市民
	が農業に触れる機会が多く作られ、農業に対する理解を深める場や食育
	を考える場として機能しています。また、農地は、良好な景観の形成や
	雨水の貯留・流出抑制等の防災機能といった多面的な機能を担ってお
施策概要	り、市民生活にとって重要な役割を果たしています。しかし、市内の農
	地面積は徐々に減少している状況があります。
	今後も更なる都市化の進展による農地の減少が予想されるため、その
	多面的機能の維持と向上に向けて、農地の保全や集約化に取り組むとと
	もに、市民農園事業等の事業を積極的に行っていきます。
	・農地集約化の推進
	・農地保全の推進【既存】
事業イメージ	・市民農園事業【既存】
	・農業だより発行【既存】
	・農業体験事業【既存】

■施策の進捗に関する各指標

	名称	基準値 計画策定時	中間値 平成 35 年度	目標値 平成 40 年度
活動指標	農地利用最適化推進活動	120 日	(2023 年度)	(2028 年度)
成果指標	遊休農地解消率	45%	50%	55%

【農業祭の様子】



資料:朝霞市

【農業体験の様子】



資料:朝霞市

5 産業人材・産業基盤を強化する総合的な支援の充実

5-1 産業基盤の強化に向けた取組推進

0 1 産業産品の場合に対力に利用に				
	市内事業者のうち、大多数を占めている小規模事業者・中小企業は、			
	規模が小さいほど厳しい景況感となっています。加えて、多くの製造業			
	や小売業では「売上の伸び悩み」といった経営課題が上位に挙げられて			
	おり、経営基盤の弱体化が懸念されます。また、事業者、従業者の高齢			
施策概要	化も進んでおり、小売業を中心に廃業意向のある事業者もいるため、事			
	業承継や操業継続の支援に取り組む必要があります。			
	そこで、国、埼玉県や朝霞市商工会等と連携して、小規模事業者や中			
	小企業向けに、設備投資や運転資金等の資金調達を円滑化するととも			
	に、事業者の経営相談、販路拡大や事業承継等の支援をしていきます。			
	・経営相談(経営全般に係るコーディネーター等の派遣)			
	・販路開拓及び販売促進支援			
事業イメージ	・事業承継推進や操業継続の促進			
	・中小企業支援事業【既存】			
	・個人住宅リフォーム資金補助事業【既存】			

	名称	基準値 計画策定時	中間値 平成 35 年度 (2023 年度)	目標値 平成 40 年度 (2028 年度)
活動指標	中小企業融資実行件数	53 件	58 件	63 件
成果指標	民営事業所数	3,580 事業所	3,650 事業所	3,720 事業所

5-2 起業しやすい環境づくり

3 一 2 起来し	イタン条境のくり
	本市では、朝霞市商工会等と連携し、「起業家育成支援相談」や「起
	業家育成支援セミナー」を実施してきました。こうした取組により、市
	内の起業件数は徐々に増加しています。また、事業者でもレンタルボッ
	クス**やシェアオフィス**の運営等の起業を支援する取組が行われてい
施策概要	ます。
	今後も市内の起業活動をさらに拡大していくため、既存の起業セミナ
	- 内容を拡充する等しつつ、市外に向けても本市での起業をPRすると
	ともに、起業家間の交流の場づくり等も進め、起業家のサポート体制を
	整えていきます。
	・若者、女性、シニアを対象としたベンチャービジネス等に関するセミ
	ナの一実施
	・起業家の交流の場づくり支援
事業イメージ	・起業家と事業者のマッチングに向けた調査事業(データベース化等の
	取組)
	・起業家に向けた情報提供
	・起業家育成支援事業【既存】

■施策の進捗に関する各指標

	名称	基準値 計画策定時	中間値 平成 35 年度 (2023 年度)	目標値 平成 40 年度 (2028 年度)
活動指標	起業家育成相談件数	31 件	45 件	60 件
成果指標	市の支援を受けて起業 した件数	9件	15 件	20 件

【起業支援セミナーの様子】



資料:朝霞市

【セミナーのチラシ例】



資料:朝霞市

5-3 産業を支える人材の確保・育成

- 0 産業を入れるが得りには、日本			
	近年、団塊世代の退職、少子化による新規就労者数の減少等により、		
	多くの分野で人材不足が深刻化しています。		
	本市では特に医療・福祉、建設業、運輸業等の業種で人材不足が大き		
	な課題となっており、少子高齢化が進む中、必要な人材の確保や育成に		
施策概要	対する支援が必要です。		
	そこで、朝霞公共職業安定所等の専門機関や民間企業とも連携しなが		
	ら、人材確保等に対する支援、さらには専門的な技術を持った企業のO		
	B等のスキルの高い人材等と地元企業とのマッチングを推進し、事業者		
	や従業員のニーズにマッチしたスキルアップを支援します。		
	・若者、女性、シニア、障害者の就労支援		
	・多様な人材活用の仕組構築(企業OB等の人材と地元企業のマッチン		
	グ支援等)		
事業イメージ	・人材能力開発支援(事業者による合同勉強会、朝霞公共職業安定所や		
	埼玉県と連携した取組)		
	・内職相談事業【既存】		
	・就労支援事業【既存】		

■施策の進捗に関する各指標

	名称	基準値 計画策定時	中間値 平成 35 年度 (2023 年度)	目標値 平成 40 年度 (2028 年度)
活動指標	就職相談会開催回数		2 回	4 回
成果指標	市の支援を受けて就職 た人数	4人	11 人	18 人

【就職支援セミナーの様子】



資料:朝霞市

5-4 働きやすい環境づくり

	ワーク・ライフ・バランス*がある程度進んでいるのは、従業者数が
	多い事業者にほぼ限定されていることに加え、取組を行っている事業者
	はまだ少数であるため、多様な働き方に向けた支援が必要です。加え
	て、女性や高齢者向けに雇用対策を講じている事業者は少数に限られて
施策概要	おり、多様な人材を生かしきれていない状況です。
	そこで、朝霞市商工会や朝霞公共職業安定所等と連携しながら、職住
	近接*を始めとする多様な働き方の実現に向け、コワーキングスペース
	やシェアオフィス、SOHO*、サテライトオフィス*の整備支援
	等、誰もが働きやすい職場環境づくりを支援していきます。
	・ワーク・ライフ・バランス*の普及啓発
	・SOHO*、シェアオフィス*等の整備支援
事業イメージ	・職場への人材定着支援
	・生産性向上に対する取組支援【既存】
	・勤労者支援事業【既存】

	名称	基準値 計画策定時	中間値 平成 35 年度 (2023 年度)	目標値 平成 40 年度 (2028 年度)
活動指標	ワーク・ライフ・バランス *推進企業認定数	_	25 事業所	60 事業所
成果指標	市内民営事業所従業者数	40,923 人	41,700 人	42, 500 人

™ リーディング・プロジェクト

Ⅲ リーディング・プロジェクト

1 リーディング・プロジェクトとは

本計画では、個別の課題を複合的に捉えて、個別事業をパッケージ化し、計画の実現を目指します。これをリーディング・プロジェクトとし、戦略的に産業振興を図っていきます。また、プロジェクトの実施に当たっては、事業者、市民、行政、産業団体など、地域を構成する各主体との連携等が不可欠なことから、これらの主体が一体となり、また庁内の関係部署との連携を図りながら、各プロジェクトを推進していきます。

2 4つのリーディング・プロジェクト

【あさか起業×リノベーション・プロジェクト】

1. プロジェクトの背景と趣旨

- ・人口の増加が続く本市では、消費行動の多様化を中心とした市民のライフスタイルの変化によって、頻繁に商店街を利用する市民の割合は全体の3割を下回っており、中心市街地に位置する商店街においても空き店舗が点在しています。その一方、魅力的な商業・サービス、また、子育て環境の充実等に対する市民ニーズは高くなっています。こうした市民ニーズを踏まえ、空き店舗の有効活用が望まれます。
- ・また、本市は都心まで鉄道で約20分と距離が近く、都内へと通勤する市民が多く居住しています。中でも、子育てを機に就労から一度離れた女性や企業のOB・OG等、多様なスキルを持った人材も多く集まっています。こうした状況に加え、市内での起業件数も増加傾向にあることから、スキルが高く意欲を持った市民が活躍できる場づくり等、まちぐるみで起業を支援する仕組みが必要となっています。
- ・そこで、商店街の空き店舗等のリノベーション*等によって既存空間を生かしつつ、市 民ニーズにマッチした、魅力的な個店*の開業やコミュニティ・ビジネス*の起業等と いったことを支援するための仕組みづくりや人と人が繋がる場づくりを行います。

2. プロジェクトの進め方(イメージ)

- ・既存の朝霞TMO*を中心に、新たに金融機関や関係団体等のメンバーが一体となって、 まちの課題の共有、エリアマネジメント*のあり方やプロジェクトの目指すべき姿等の 検討を行っていきます。
- ・さらに、検討メンバーを中心にその他の協力者を募り、商店街等で活用できる望ましい場づくりを進めていきます。また、既存の起業家育成支援事業を生かしつつ、起業意欲のある方の支援を通じて、人が繋がる仕組みづくりを行っていきます。

3. 関連する個別事業 (イメージ)

- ・事業者等と連携した空き店舗活用促進事業
- ・起業家の交流の場づくり支援
- ・子育てシェア*等地域のコミュニティ・ビジネス*立ち上げ支援
- ・SOHO*、シェアオフィス*等の整備支援
- ・市民ニーズ等にマッチした商業機能の誘致

【参考イメージ:リノベーションまちづくりの事例 (北九州市)】



資料:北九州市 RENOVATION MAP (リノベーションマップ) より抜粋

【あさか型企業誘致プロジェクト】

1. プロジェクトの背景と趣旨

- ・本市では、民営事業所数が長期的には減少傾向にあり、今後移転の可能性がある事業者はものづくり事業者のうち23.2%と、他都市と比較してその割合は高く、中でも専門・技術サービス業で特に高くなっています。その一方、専門・技術サービス業に含まれる「学術・開発研究機関」の雇用力は高く、世界的にも有名な事業所が立地しています。また、一般国道254号和光富士見バイパスの全線開通等によって、今後、更なる産業の集積やそれに伴う雇用創出等の経済効果が期待できます。
- ・一方、市域 18.34 k ㎡のうち、4 割弱が宅地として利用されており、今後数年は人口の増加が予想されることから、一層の宅地化の進行が想定されます。このため、産業利用に適した用地が不足し、新規の企業立地や事業拡大等による市内事業者の市内移転も困難となっています。
- ・そこで、一般国道 254 号和光富士見バイパス周辺等での産業利用を目的とした土地区 画整理事業を支援するとともに、都市計画マスタープランに示されている土地利用方 針等をもとに産業利用に適した用地の創出を検討し、新たな企業の「立地」と既存事 業者の「留地」を目指します。さらに、生活関連産業等の本市の特性等にマッチした 都市型産業の誘致を積極的に進め、雇用創出やそれに伴う職住近接の推進等を図りま す。

2. プロジェクトの進め方(イメージ)

- ・土地区画整理事業等の産業利用に向けた土地利用の支援、検討。
- ・市内産業特性等の把握を通じて、相応しい事業所等の検討。
- ・ターゲットとなる産業や特性を絞り、市内事業者と関連性の高い市外企業に対して積 極的に訪問を行い、誘致へと繋げていきます。

3. 関連する個別事業 (イメージ)

- ・ 十地区画整理事業や地区計画等による産業基盤整備
- ・先端技術等における産業モデル創出検討会の開催
- ・ものづくり等研究開発支援
- ・一般国道 254 号和光富士見バイパス*の有効的活用の検討

【あさか野菜の地産地消プロジェクト】

1. プロジェクトの背景と趣旨

- ・市内の農地面積及び農家戸数は共に縮小傾向にあります。その一方、市民農園の利用 ニーズは高く、9割以上の市民農園が利用されている状況です。「市内の農業」に対し て興味を示す市民も3割を超え、特に30歳代の若年層で最も多く、様々な農業体験や 農業祭をとおして市民と生産者の交流が行われており、農業に対する市民の関心が高 まっています。
- ・このような中、「あさか野菜 d e ベジグルメ**」のような飲食店と生産者が協働し、市内で採れるニンジン等の野菜を使ったメニューを開発する等、「新鮮な食材」に対する高い市民ニーズに応える取組も進められています。また、生産者においても「地産地消*に向けた新鮮な農産物の供給」に対する取組意向が3割を超えており、さらに一歩進んだ地産地消*を進めていく機運が高まっています。
- ・そこで、平成30(2018)年度にJA本店の本市移転に伴い、当該施設を地産地消*の拠点とし、市民と生産者が相互に交流できる場を構築します。また、消費者ニーズにマッチした商品開発等の取組を進めていくとともに、関係機関との連携を通じて、より一層市民にとって農業が身近に感じられるようなプロモーション等の取組も進めていきます。

2. プロジェクトの進め方 (イメージ)

- ・平成30(2018)年度のJAの本店移転に伴い、関係機関(朝霞市農業委員会、朝霞市商工会、JA、金融機関、市内飲食店、市民、行政等)が協力して市民と生産者が交流できる場づくりを行っていきます。
- ・農産物を活用した高付加価値な商品の開発や本市の健康まつり等のイベントであさか 野菜の「いいところ」を打ち出したプロモーションを行う等、市民と事業者等と協働 して地産地消*の取組を進めていきます。

3. 関連する個別事業 (イメージ)

- ・朝霞市商工会、IA等との連携による商品開発の支援
- ファーマーズマーケット、JA等を拠点とした地産地消※推進事業
- ・健康等をテーマにした農産物PR事業
- 市民農園事業
- •農業体験事業
- ・高付加価値な商品等の開発支援

【参考イメージ:生産者・飲食店交流時の展示、横浜農場での関係者の交流(横浜市)】





資料:「横浜市の農畜産物等のブランド化に向けたプロモーションの取組について」より抜粋

【あさかで働こうプロジェクト】

1. プロジェクトの背景と趣旨

- ・本市では、建設業や製造業等のものづくり事業者、医療・福祉等において、人材に関わる事柄を課題に挙げる事業者の割合が特に多く、従業者の円滑な確保による課題解決が急がれます。その一方、本市は県内他市と比べて生産年齢人口割合が比較的高く、また、再就職先を求める潜在的求職者が一定数居住しており、市内での就職意向を持つ市民も2割弱存在しています。こうした潜在的求職者の掘り起こしを進め、掘り起こした人材が市内企業に就職・定着するための施策を進めていく必要があります。
- ・一方、働き方改革が進む中で、多様な働き方への対応や長時間労働の是正等、ワーク・ライフ・バランス*の推進が求められています。これに伴い、働き方についての社会の意識も変化しており、人材の市内企業への就職・定着のためには、市内企業によるワーク・ライフ・バランス*の推進等により、働く意思を持つ方が、働きたいと思える事業者を市内で増やしていく取り組みも併せて進めていく必要があります。
- ・そこで、市内での就職意向を持つ市民が地元企業で働く機会を創出し、事業者が円滑 に雇用を確保できるよう人材のマッチングを進めることで、人材不足の解消を図りま す。

2. プロジェクトの進め方 (イメージ)

- ・働きやすい職場づくりに積極的に取り組む事業者を市が認定し、ホームページ等でP Rすることで、市内事業者のワーク・ライフ・バランス*の推進を図るとともに、市民 の市内企業への就職と、その後の定着を後押しします。
- ・朝霞公共職業安定所をはじめとして、埼玉県や朝霞市商工会、民間の人材マッチング 事業者等の関係団体と連携し、潜在的求職者の発掘のための新たなセミナーや相談会 などを開催するとともに、発掘した人材の市内事業者へのマッチング支援を一貫して 行う体制づくりを進めます。

3. 関連する個別事業 (イメージ)

- 就労支援事業
- ・若者、女性、シニア、障害者の就労支援
- ・多様な人材活用の仕組構築(企業OB等の人材と地元企業のマッチング支援等)
- ・ワーク・ライフ・バランス※の普及啓発

Ⅷ 産業振興基本計画の推進に向けて

Ⅲ 産業振興基本計画の推進に向けて

1 計画の進捗管理

動・成果レベルで進捗を評価

本計画では、各種調査結果を踏まえ、本市の課題を整理し、基本目標及び施策の方向性、施策内容、個別の事業取組内容を示しました。

そこで今後、各施策に関連する個別事業のうち、主要な活動指標及び成果指標の状況等を可能な限り把握することが必要です。事業の進捗度合を確認していくために、PDCAサイクル*を意識し、目的・目標の伴った事業の計画(Plan)、事業実施(Do)、活動及び成果の測定・評価(Check)、見直し(Action)の考え方を導入することで、事業の効果を高めながら、本計画の進捗管理を行っていきます。

別事業の実施

2 計画を進めていくための推進体制の構築

本計画を具体的かつ実効的に進めていくために、単に事務事業評価等の進捗管理のみでなく、本計画の策定に係る第三者機関でもある「朝霞市産業振興基本計画策定委員会」を基に、進行管理を行う組織を設け、進捗状況の報告を行うと同時に、評価をしていくことで、本計画の実効性を高めていきます。

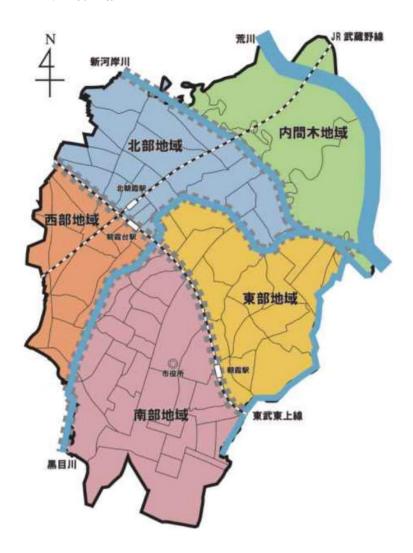
また、当該組織は、本計画策定時と同様に、有識者、金融機関等の関係団体、事業者等により構成し、事業の必要性や有効性等について議論を進め、本計画の進捗確認や情報交換を行います。

資料編

1 計画における地域区分について

本計画では、分析に際して、『朝霞市都市計画マスタープラン平成28年11月改訂』における地域区分(内間木地域、北部地域、東部地域、西部地域、南部地域の5地域)を参考に、次のとおり地域区分の設定を行いました。

■地域区分の設定



2 朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市産業振興基本計画策定委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 朝霞市産業振興基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に関し、必要な 事項を調査審議するため、朝霞市産業振興基本計画策定委員会(以下「委員会」とい う。)を置く。

(所掌事務)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 基本計画の策定に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、基本計画の策定に関し市長が必要と認めること。 (組織)
- 第4条 委員会は、委員13人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 知識経験を有する者
 - (3) 商工業関係団体から推薦された者
 - (4) 農業関係団体から推薦された者
 - (5) 労働関係団体から推薦された者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 (会長及び副会長)
- 第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員会に副会長1人を置き、会長の指名によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

- 第6条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画を策定する日までとする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するとこ ろによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説

明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民環境部産業振興課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

3 朝霞市産業振興基本計画策定委員会名簿

(任期:平成29年8月3日~平成31年3月31日)

敬称略

委員要件		氏名	備考
1号委員	学識経験	aくだ あつし 福田 敦	関東学院大学 経営学部教授
2号委員	知識経験	藤田 正彦	埼玉縣信用金庫朝霞支店 支店長
		高橋。甚次	朝霞市商工会 会長
3号委員	商工関係団体	かたなべ じゅんいち 渡邊 潤一	朝霞市商工会 工業部会 部会長
		はしもと まさひろ 橋本 雅洋	朝霞本町商店会 会長
		高橋 隆	朝霞市農業委員会 会長
4号委員	農業関係団体	たなか かつのり 田中 克典	さいたま農林振興センター 農業支援部 技術普及担当 主任専門員
		しみず えいご 清水 永悟	あさか野農業協同組合 指導経済部 経済課 課長
5号委員	労働関係団体	うえぞの あきお 上薗 晃勇	埼玉土建一般労働組合朝志和支部 書記長
6号委員	関係行政機関	こばやし まさあき 小林 正明	朝霞公共職業安定所 所長
7 号委員	公募市民	すずき あすか 鈴木 明日翔	公募委員候補者名簿登載
1 7 安貝	公 分印以	くぼ ひろこ 久保 宏子	公募委員候補者名簿登載
8号委員	市長が必要と認める者	こたき まさかず 小瀧 正和	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 計画管理部 課長

(平成31年3月1日時点)

4 朝霞市産業振興基本計画の策定経緯

開催日	内容
平成29年8月3日	第1回朝霞市産業振興基本計画策定委員会
	○会長の選任及び副会長の指名
	○計画策定に対する考え方について
	○策定スケジュールについて
	○調査体系について
平成29年10月26日	第2回朝霞市産業振興基本計画策定委員会
	○市産業の現況について
	○各種調査実施状況について
	○市産業の特徴や課題についての意見交換
平成30年1月18日	第3回朝霞市産業振興基本計画策定委員会
	○小売業界の現状について
	○各種調査の分析結果について
	○市産業の課題についての意見交換
平成30年2月15日	第4回朝霞市産業振興基本計画策定委員会
	○朝霞市産業振興基本計画骨子(案)について
平成30年4月23日	先進地視察
	○商工会が運営する商業施設について
	(神奈川県葉山町)
平成30年4月27日	第1回朝霞市産業振興基本計画庁内検討委員会
	○副委員長の選任
	○現在までの経過と朝霞市産業振興基本計画骨子(案)
	について
	○策定スケジュールについて
平成30年5月14日	第5回朝霞市産業振興基本計画策定委員会
	○これまでの議論及び今後のスケジュールについて
	○市の実施している主な事業の紹介
	○朝霞市産業振興基本計画における施策体系(案)
平成30年5月31日	先進地視察
	○インキュベーション施設について
	(東京都武蔵野市)
平成30年7月3日	第2回朝霞市産業振興基本計画庁内検討委員会
	○朝霞市産業振興基本計画の施策体系(案)について
	○朝霞市産業振興条例(案)について
平成30年7月26日	第6回朝霞市産業振興基本計画策定委員会
	○朝霞市産業振興基本計画における施策及び想定事業
	(案)について
	○朝霞市産業振興条例(案)について

平成30年10月17日	第3回朝霞市産業振興基本計画庁内検討委員会
	○朝霞市産業振興基本計画(素案)について
	○朝霞市産業振興条例(案)について
平成30年10月18日	第7回朝霞市産業振興基本計画策定委員会
	○朝霞市産業振興基本計画(素案)について
	○朝霞市産業振興条例(案)について
平成30年10月27日	市民説明会
平成30年11月9日~	パブリックコメント・岸内コメントの字佐
12月10日	パブリックコメント・庁内コメントの実施
平成31年1月18日	第4回朝霞市産業振興基本計画庁内検討委員会
	○これまでの経過報告について
	○朝霞市産業振興基本計画(案)について
平成31年1月28日	第8回朝霞市産業振興基本計画策定委員会
	○これまでの経過報告について
	○朝霞市産業振興基本計画(案)について

5 用語の解説

計画中の用語について、五十音順・アルファベット順に解説します。

【あ行】

■ I o T

Internet of Thingsの略称。様々なモノがインターネットに接続され、情報交換によって相互に制御する仕組みのこと。センサーや機器、ロボット等のモノがインターネットに繋がり、データが蓄積・連携されることによって、データを生かした業務効率化等の課題解決を行うこともできる。

■朝霞アートマルシェ

平成 21 (2009) 年度から、朝霞駅南口・東口駅前広場において、10 月上旬に開催されている秋のイベント。手作り作品の展示販売、ワークショップによるアート作品づくり体験等が行われる。

■あさか産業フェア

朝霞市産業文化センターで開催される産業フェア。市内商工業の商品や製品の展示販売、ものづくり体験イベント等が行われる。

■朝霞TMO

朝霞駅周辺の中心市街地活性化に係る事業の企画立案や総合的な推進を目的に立ち上げられたTMO(Town Management Organization)組織。行政機関や民間事業者のみで進めにくい事業を官民連携等によって実施する取組。

■あさかの逸品

朝霞の風土、歴史、素材等を生かしたアイデアのある商品、製法、品質、機能等の商品特性に優れた朝霞市をアピールできる商品を認定し、あさからしさをPRしていく取組。

■あさかばる

期間中にチケットを買うことで、限定メニューを市内店舗で食べ歩きや飲み歩き等ができるイベント。

■あさか野菜 d e ベジグルメ

市内の農家及び飲食店等の事業者、野菜ソムリエがコラボレーションし、「made in Asaka」をキーワードに、あさか野菜を使った商品やメニューの開発を行う取 組。

■一般国道 254 号和光富士見バイパス

一般国道 254 号は東京都文京区を起点に埼玉県西部地域を縦貫し、長野県松本市に至る延長 284 k mの路線。うち当該バイパスは、和光市内の東京外かく環状道路から朝霞市、志木市を経て富士見市内の一般国道 463 号までの延長 6,850mを指す。

■イノベーション

新しい技術の発明として用いられることも多いが、新しいアイデアから社会的・経済的 に価値のある広範な創造のことを指す。

■インキュベーション施設

創業間もない企業や起業家に、低賃料のスペース提供、マーケティング支援等の経営ノウハウを提供し、その成長を促進させることを目的とした施設。

■インターネット商店街

一般に、インターネット上で、複数の商店ページが1サイトにまとめられていること。 電子商店街等様々な呼称がある。

SNS

Social Networking Serviceの略称。一般に、Web上で社会的なネットワークを構築することができるサービスを指す。

■エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権 者等による主体的な取組。

A I

Artificial Intelligenceの略称。一般的には、「大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことを目指したもの」(一般社団法人 人工知能学会設立趣意書より抜粋)とされており、様々な産業分野での実用が期待されている。

【か行】

■買回品

耐久消費財や趣味品等を指す用語で、一般に価格・品質が比較され、消費者が複数の店舗を買い回る商品や製品。

■兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上いること。

■合計特殊出生率

15 歳から49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子供の数に相当。

■子育てシェア

顔見知りの親や保護者の間で子どもを預けたり、預かったりすること。

■個店

個別の店舗のこと。チェーン店との区別するため用いられることが多い。

■コミュニティ・ビジネス

市民等が主体的に、地域の抱える課題に対してビジネス手法を用いて解決する事業全般を指す。

■コワーキングスペース

主に起業家やフリーランス等の個人事業主等が、机、椅子、ネットワーク設備等の実務環境を共有しながら仕事を行うオープンスペースのこと。スペース内で利用者間の交流が行われることが多い。

【さ行】

■サテライトオフィス

企業や団体の拠点から離れた場所に設置されるオフィスのことで、拠点オフィスの衛星に見立てられて「サテライトオフィス」と呼称される。通勤時間の短縮等、融通の利く働き方の実現を目的に整備されることが多い。

\blacksquare G D P

Gross Domestic Product (国内総生産)の略称で、一定期間内に国内で生産された財とサービスの付加価値の合計額を示す。

■指定産地(農産物)

消費量の多い野菜を毎年作る、規模の大きな産地。

■シェアオフィス

一般に、コワーキングスペースと類する言葉であるが、よりオフィスに近い機能を持つ 作業場のこと。個人ブースシェアオフィスの方が個人作業場という意味合いが強い。

■樹園地

果樹、桑、茶などの木本(もくほん)作物を規則的又は連続的に栽培している土地で肥培管理している土地のこと。

■職住近接

人が働く「職」の場と、住まう「住」の場の距離が近接していること。職住分離と対比され、労働者・事業者にとって、通勤時間の短縮等のメリットが期待される。

■専業農家

世帯員の中に兼業従業者が1人もいない農家のこと。

■ SOHO

Small Office/Home Office(スモールオフィス/ホームオフィス)のこと。パソコン等の情報通信機器を利用して、小さな事務所や自宅、マンションの一室等で仕事を行う独立自営型のワークスタイル。または、そうしたワークスタイルに対応した集合オフィス拠点のこと。

【た行】

■第1種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家のこと。

■地産地消

地元地域内で生産されたものを、地域内で消費することを指す。特に、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を指すことが多い。

■低・未利用地

適正な土地利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況等)が低い「低未利用地」の総称。「未利用地」の具体例は、空き地、工場跡地、耕作放棄地等で、「低利用地」は、暫定的に利用されている資材置き場や青空駐車場等。

■都市農業

市街地及びその周辺の地域において行われる農業のこと。

■トレンド

傾向のこと。

■ドローン

無人で遠隔操作・自動制御を行うことができる航空機の総称。

【は行】

■ビッグデータ

従来のデータベース管理では、記録・保管・解析が難しい巨大なデータ群のこと。

■PDCAサイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)のサイクルのことで、事業活動における品質等の管理を行い、円滑に事業を進める手法のこと。

【ま行】

■未来投資戦略

近年、世界情勢に大きく変化が見られる中、「Society 5.0」の実現に向けて、最先端の取組を伸ばし、日本経済全体の生産性の底上げを図るため、内閣府の示した「新しい経済政策パッケージ」のこと。

■「モノ」消費から「コト(体験)」消費へ

いわゆるモノ(物)からコト(出来事・体験)へと消費志向がシフトすること。一般的 にモノの充足よりも、体験を重視した消費行動モデルを指す。

■最寄品

日用品や食料品等、購入頻度が高く、消費者が時間をかけず購入する商品のこと。

【ら行】

■リノベーション

手を加え、修復し、再生すること。一般には、中古住宅の機能・価値再生のための包括 的な改修のこと。

■レンタルボックス

店舗がテナントに売り場としてショーケース等のスペースを賃貸するサービスのこと。

■露地野菜

一般的には、温室や温床などの特別の設備を使わず露天の耕地で作物を栽培する農法のこと。

【わ行】

■ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」を意味し、仕事と仕事以外の生活の調和を図り、両方を充実させる働き方・生き方のこと。

朝霞市産業振興基本計画

平成31年3月

編集·発行 朝霞市 市民環境部 産業振興課

〒351-8501

埼玉県朝霞市本町1-1-1

T E L : 048-463-1111

URL: http://www.city.asaka.lg.jp

施策体系

基本理念の実現に向け、基本方針に基づいて取組む施策の体系を以下に示します。 ※新規施策に関しては、背景に色付けしています。

施策の区分			施策の項目	方針
		(ア)	生ごみの減量化の推進	継続・新規
		(1)	市民への意識啓発	推進・継続・新規
		(ウ)	環境教育の充実	推進・継続
-	①家庭ごみ	(I)	啓発イベントの実施	継続・新規
		(才)	再使用・再資源化の促進	継続
(1)排出抑制計画		(カ)	店頭・販売店回収の促進	継続
(リデュース・リユース)		(+)	家庭ごみ有料化の検討	継続
		(ア)	生ごみ減量化の推進	推進
		(1)	事業者への意識啓発・セミナーの開催	推進•検討•継続
F	②事業ごみ	(ウ)	ごみの減量・再資源化事業の検討	推進・検討・新規
		(I)	小規模事業者に対する適正排出の推進	検討
		(才)	製造事業者等の責任の確立	継続
			_	
		(ア)	分別排出の徹底	推進・新規
		(1)	集団資源回収活動の促進	推進
		(ウ)	小型家電品の再資源化	推進
-	①家庭ごみ	(I)	学習機会の提供	推進
		(才)	紙類の再資源化の促進	推進•検討・継続
(2)再資源化計画		(カ)	生ごみの再資源化の推進	継続
(リサイクル)		(+)	再生品の利用促進	継続
		(ア)	実地検査・指導の推進	推進
-		(1)	紙類の再資源化の推進	推進
	03711217	(ウ)	関係情報の収集・提供	継続
		(I)	生ごみ再資源化の推進	継続
		(77)	分別の徹底	推進•検討
L	①ごみ集積所の	(ア)	プがの歌感 ごみ排出マナーの向上	継続
	管理	(ウ)	安全管理の徹底	継続 • 検討
(3) 収集・運搬計画		())	文王旨珪の 版區	
	②収集業務の向上			推進•検討
L	③事業ごみ排出の過	10000000000000000000000000000000000000		継続・新規
	4高齢者・障害のあ) 	継続
		70/3 (0.) X	THE HOLE
	①安全・適正な維持	· 持管理		推進・継続
/ 4\ +===================================	②計画的な施設整備			推進
(4)中間処理計画 -	③新技術の情報収集			推進・継続
	4広域処理の検討	`		継続
	O. 100 - 21 / 100 - 100			4.5.10.0
	①最終処分場の確保	₹		継続
(E) E/p bs ()=1=	②最終処分場の延命			継続
(5) 最終処分計画	③最終処分とリサイ		の現地調査・確認	継続
	④自然環境への負荷		1000	継続
	S Emmons Property			
	01+///st = bs 707/1 #			+r+0
(6)災害廃棄物処理計画	①被災時の処理体制	训の構築		新規

むさしの フロント 歩さか

第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(改定)【概要版】 朝霞市市民環境部資源リサイクル課

〒351-0033 埼玉県朝霞市大字浜崎 390-45 TEL: 048-456-1593 http://www.city.asaka.lg.jp



第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画 (改定)【概要版】



市民一人ひとりが自然に気を配り環境に負担をかけないまち 朝霞

計画の改定にあたって

1 背景と目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するもので、概ね5年毎に見直しを実施します。今回、本市総合計画などとの整合を図り、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果も定期的に検証し、必要に応じて新たな対応を行うものです。

2 改定内容

今回の主な改定内容は、平成 25(2013)年度から平成 29(2017)年度の本市のごみ処理実績値及び、国・県の目標値を基にした目標値の変更。また、目標値の変更及び世相に応じた施策の変更を行いました。

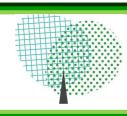
3 計画目標年度

本計画は、平成 26 (2014) 年度を初年度として、10 年後の平成 35 (2023) 年度までを計画期間とします。今回、計画の進捗状況を 把握し、計画の見直しを適切に実施するため、中間目標年度の平成 30 (2018) 年度に見直しを実施しました。

平成 26 年度 初年度 平成 30 年度中間目標年度

平成35年度計画目標年度

(今回の改訂)



むさしの フロント 本さか

平成31(2019)年3月(改定)

朝霞市



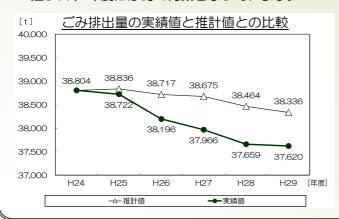
ごみ排出量の実績値

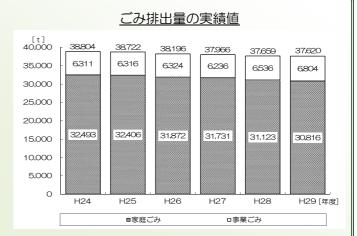
ごみ排出量の実績値は過去6年間で減少傾向を示し、平成29(2017)年度の実績値は推計値を716t(約2%)下回っています。

生活系ごみは平成 24 (2012) 年度から 741t 減少し、平成 29 (2017) 年度には約 2%減となっています。

事業ごみは平成 24 (2012) 年度から 837t 増加し、平成 29 (2017) 年度には約 12%増となっています。

生活系ごみ原単位(集団回収量除く)は平成 24 (2012)年度から 23g/人・日減少し、平成 29 (2017)年度には約4%減となっています。





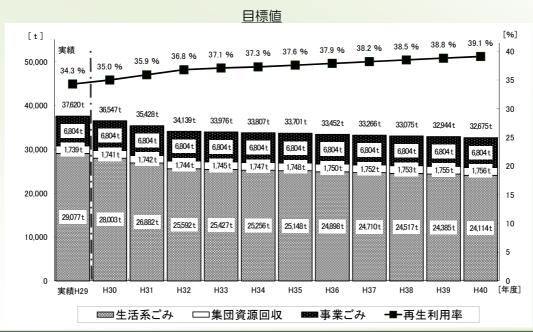




ごみ排出量の目標値

ごみ排出量の目標値を示します。ごみ排出量は減少することが予測されますが、本市は最終処分場を有しておらず民間に処理を委託しているので、適正かつ低コストでの再資源化を行う方法情報収集、研究等を行うなどできうる限りの再資源化を行います。

本市は、廃棄物の減量を推進するとともにその適正な処理を図り、併せて市民及び事業者に対し、 廃棄物の減量及びその適正な処理に関する意識啓発を進め、自主的な活動を促進するよう、低炭素・循環型社会の形成に向けた各種施策を実施・拡充していきます。



基本理念

市民・事業者・行政の3者の協働による低炭素・循環型社会の構築

基本方針

方針1:3尺が根づいた社会づくり

方針2:市民・事業者・行政の役割分担に基づく低炭素・循環型社会の形成

方針3:安心・安全で環境負荷の少ない廃棄物処理システムづくりの推進

ごみ減量化・資源化目標

指標	単位	平成24年度(基準年度)	平成 29 年度 (改定後の 基準年度)	平成 35 年度 (第5次目標年度)	平成 40 年度 (目標達成後の推計値)
ごみ排出量	t/年	38,804	37,620	(推計値) 36,053 (目標値) 33,701 ※10.4%削減	(推計値) 35,361 (目標値) 32,675 ※13.1%削減
リサイクル率	%	28.9	27.3	(推計値) 25.7 (目標値) 30.9 ※3.6 ポイント増加	(推計値) 24.6 (目標値) 32.6 ※5.3 ポイント増加
再生利用率	%	35.2	34.3	(推計値) 32.8 (目標値) 37.6 ※3.3 ポイント増加	(推計値) 31.9 (目標値) 39.1 ※4.8 ポイント増加
生活系ごみ排出量	t /年	30,059	29,077	(推計値) 27,534 (目標値) 25,148 ※13,5%削減	(推計値) 26,642 (目標値) 24,114 ※17.1%削減
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	g/人•日	626	574	(推計値) 521 (目標値) 476 ※17.1%削減	(推計値) 487 (目標値) 441 ※23.1%削減
事業ごみ排出量	t/年	6,311	6,804	(推計値) 7,304 (目標値) 6,804 ※増減なし ※推計値に対して 7.3%削減	(推計値) 7,790 (目標値) 6,804 ※増減なし ※推計値に対して 14.5%削減
集団資源回収率	%	21.7	17.0	(推計値) 12.3 (目標値) 16.8 ※O.2 ポイント減少	(推計値) 9.5 (目標値) 16.5 ※O.5 ポイント減少

※: 改定後の基準年度(平成29(2017)年度)に対しての増減率を示す。

第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画



市民一人ひとりが自然に気を配り 環境に負担をかけないまち 朝霞





平成31(2019)年3月(改定)

朝霞市

はじめに



本市では、「市民、事業者、行政の3者の協働による低炭素・循環型社会の構築」を基本理念として、「第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画」を、平成26(2014)年3月から10年間の計画を策定し、ごみの減量化等の目標を掲げ、ごみの排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rを推進してまいりました。

平成30(2018)年度は、第5次朝霞市一般 廃棄物処理基本計画において中間年度に設定してお

り、今回事業ごみの排出量増加など一部目標を達成していない状況から、中間見直しを行い改定いたしました。

本市におきましては、今後も人口の増加や景気の回復とともにごみの排出 量増加が懸念されていることから、さらなるごみの減量化・資源化を推進す るため、市民、事業者、行政による3者での3Rに取り組む必要がございま す。

平成28(2016)年度に策定された、第5次総合計画の具体施策では、排出抑制や資源化の推進により、限られた資源の有効活用や、環境への負荷を低減させるための、ごみの減量化を掲げておりました。また、計画的な施設整備の推進による、新たなごみ焼却処理施設を建設することを指標に掲げておりましたが、平成30(2018)年8月に、和光市と「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」を締結し、ごみ焼却処理施設を和光市に建設し、共同でごみ処理を行うことの検討を開始しました。今後は、両市による広域化の実現に向け、協議してまいります。

結びに、本計画の中間年度改定に当たりまして、長期間にわたりご審議いただきました朝霞市廃棄物減量等推進審議会の皆様をはじめ、パブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様並びに関係団体の方々に、心から御礼を申し上げますとともに、今後の計画推進につきましても、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31(2019)年3月

目 次

第	1	編		計画	画概	要	ح	地	域	特	性		•	 		•	•	 	• •	• •	• •		• •		• •	• •	 •		 • •	1	
	第	1	章	計画	画策	定	の	趣	旨					 				 									 		 		2
	1		計画	Ī見ī	直し	の	目	的						 				 									 		 		2
	2		計画	の作	立置	付	け							 				 									 		 		3
	3		計画	īの オ	付象	区	域							 				 									 		 		4
	4		計画	īのタ	付象	廃	棄	物						 				 									 		 		4
	5		計画	目標	票年	度								 				 									 		 		1
	第	2	章	朝氰	夏市	の	概	要						 				 	•								 		 	!	5
	1		地理	的	• 地	彤	的	特	性					 				 									 		 	!	5
	2		人口	· †	世帯	の	推	移						 				 									 		 	(3
	3		産業	別京	沈 業	人		の	推	移				 				 									 		 	'	7
	4		土地	利月	用の	推	移							 				 	•								 		 	?	3
	5		将来	人口	□ .									 				 									 		 	(9
	6		市の	成 (ノ立	゙ち								 	•			 				• •					 		 	9)
	7		ごみ	処耳	里事	業	の	経	緯					 	• •			 	•		• •	• •					 		 	. 10)
第	2	編		≓ā	み処	理							_	 				 									 		 -	1 2	
-,-																															
	第	-	章	関道	里法	令	•	計	画					 	•			 						•	• •		 	•	 	. 13	
					^																										
	1		関連																												
	2		国の	方釒	计及	び	県	の	計	画				 				 				• • •					 		 	. 1	5
	2		国の国及	方針びり	計及	び 達	県 成	の 目	計 標	画				 				 			• • •	• • •			• • •		 		 	. 15	5
	2 3 第		国の国及	方金 びり ご∂	計及県の	び 達 :理	県成の	の目状	計標況	画 				 	• • •			 	• •	• • •	• • •	• • •		•	• • •	• • •	 		 	. 15 . 15	5 5 7
	2 3 第 1	2	国の国及章 用語	方針 び ご で の こ	計及の外の	.び 達 理 	県成の .	の 目 状 	計 標 況 	画 				 	• • •	• •		 	• •	• • •	• • •	• • •		•	• • •	• • •	 		 •	. 1; . 1; . 1'	5 7 7
	2 3 第 1 2	2	国国軍軍用生	方びごの系	対限み定ごみの処義み	び達理・の	県成の・分	の目状・別	計標況.区	画 分			• •	 	• • •			 	• •			• • •		•	• • •		 		 	. 1; . 1; . 1' . 1'	5 7 8
	2 3 第 1 2 3	2	国国章用生ごの及び記述の	方びごの系処	計県み定ご里及の処義みフ	び達理・の口	県成の・分一	の目状・別・	計標況.区.	画・・・分・								 				• • •			• • •		 		 	. 15 . 17 . 17 . 18	5 7 8
	2 3 第 1 2 3 4	2	国国章用生ごごの及	方びごの系処排	対限み定ご里出及の処義みフ量	び達理・のロ・	県成の ・分一・	の目状・別・・	計標況.区..	画 分				 				 									 		 	. 15 . 17 . 17 . 18 . 19	5 7 7 9
	23第12345	2	国国章用生ごごりの及 語活みみサ	方びごの系処排イ	対視み定ご里出り及の処義みフ量ル	び達理・のロ・・	県成の ・分一・・	の目状・別・・・	計標況.区...	画 分								 									 		 	. 15 . 17 . 17 . 18 . 19 . 20	5 7 7 9 5
	23第123456	2	国国章用生ごごリ国の及 語活みみサ及	方びごの系処排イびの系処排イび	. 计県み定ご里出り県及の処義みフ量ルの	び達理・のロ・・平	県成の.分一 ・.均	の目状・別・・・値	計標況 ・区・・・と	画 ・・・分・・・の	······················比	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						 									 		 	. 15 . 17 . 17 . 18 . 19 . 20 . 25 . 26 . 26	5 7 7 3 5 6
	23第1234567	2	国国章用生ごごリ国収の及 語活みみサ及集	方びごの系処排イび・	計長み定ご里出り県重及の処義みフ量ルの搬	び達理・のロ・・平・	県成の.分一・・均・	の目状・別・・・値・	計標況.区...と.	画 ・・・分 ・・・の・	··· ·· ·· ·· · · · · · · · ·																 		 	. 15 . 17 . 17 . 18 . 19 . 20 . 25 . 26 . 30	5 7 7 8 9 0 6 0
	23第12345678	2	国国章用生ごごリ国収中の及 語活みみサ及集間	方びごの系処排イび・処	計県み定ご里出ラ県重里及の処義みフ量ルの搬	び達理・のロ・・平・・	県成の.分一 ・・均・・	の目状・別・・・値・・	計標況 ・区 ・・・と・・・	画 ・・・分 ・・・の ・・	··· ·· ·· ·· · · · · · · · ·																		 	. 18 . 17 . 18 . 19 . 20 . 20 . 30	5 7 7 8 9 0 5 0 1
	23第123456789	2	国国章用生ごごリ国収中最の及 語活みみサ及集間終	方びごの系処排イび・処処の手がである。	计県み定ご里出ク県重里分及の処義みフ量ルの搬	び達理:のロ・・平・・・	県成の.分一..均...	の目状・別・・・値・・・	計標況 ・区 ・・・と・・・・	画 ・・・分 ・・・の ・・・	··· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ··	較																	 	. 18 . 17 . 17 . 18 . 20 . 28 . 30 . 33	$\frac{1}{5}$ $\frac{1}{5}$ $\frac{1}{6}$ $\frac{1}{3}$
	23第1234567891	2	国国章用生ごごリ国収中最の及 語活みみサ及集間終こ	方びごの系処排イび・処処みの手ができます。	. 计県み定ご里出ク県重里分処及の処義みフ量ルの搬・・理	び達理・のロ・・平・・・経	県成の ‥分一 ‥ ‥均 ‥ ‥ ‥費	の目状・別・・・値・・・の	計標況 ‥区 ‥ ‥ と ‥ ‥ ・推	画 分 の	··· ·· · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																	 	. 18 . 17 . 17 . 18 . 20 . 20 . 30 . 31 . 32	$\frac{1}{5}$ $\frac{1}{5}$ $\frac{1}{6}$ $\frac{3}{4}$
	23第12345678911	2 0 1	国国章用生ごごリ国収中最の及一語活みみサ及集間終こ類	方びごの系処排イび・処処み似金貝を気に耳とが見返すを処理	. 计県み定ご里出ク県重里分処団及の処義みフ量ルの搬・・理体	び達理・のロ・・平・・・経と	県成の ‥分一 ‥.均 ‥ ‥ ・費の	の目状.別...値...の比	計標況 ・区 ・・・と・・・推較	画 ・・・分 ・・・の ・・・移 ・	··· ··· ··· ··· ··· ···	· · · · · · · 較 · · · · ·																		. 18 . 17 . 17 . 18 . 20 . 28 . 30 . 31 . 32 . 34	$\frac{1}{5}$ $\frac{1}{7}$ $\frac{1}{7}$ $\frac{1}{8}$ $\frac{1}{9}$ $\frac{1}{9}$ $\frac{1}{9}$ $\frac{1}{9}$ $\frac{1}{9}$ $\frac{1}{9}$
	23第123456789111	2 0 1 2	国国章用生ごごリ国収中最の及一語活みみサ及集間終こ舞こ	方びごの系処排イび・処処み似れの手がである。	計県み定ご里出り県重里分処団ま及の処義みフ量ルの搬・・理体で	び達理・のロ・・・平・・・経との	県成の.分一..均...費の取	の目状.別...値...の比組	計標況.区...と...推較の	画 ・・・分 ・・・の ・・・移・評																				. 18 . 17 . 17 . 18 . 19 . 20 . 20 . 30 . 31 . 32 . 32 . 33 . 34 . 37	$\frac{1}{5}$ $\frac{1}{5}$ $\frac{1}{7}$ $\frac{3}{7}$ $\frac{1}{7}$ $\frac{1}{7}$
	23第123456789111第	2 0 1 2	国国章用生ごごリ国収中最 章の及 語活みみサ及集間終こ類こ	方びごの系処排イび・処処み似れ課金則が気に乗出り過過五分娩回る器	. 计県み定ご里出り県重里分処団ま頃及の処義みフ量ルの搬・・理体での	び達理:のロ・・平・・・経との整	県成の.分一..均...費の取理	の目状.別...値...の比組.	計標況.区...と...推較の.	画 ・・・分 ・・・の ・・・移 ・評・																				. 18 . 17 . 17 . 18 . 19 . 20 . 28 . 30 . 32 . 32 . 32 . 34 . 37 . 48	5 7 7 8 9 5 6 7 7 7 7 7
	23第123456789111	0 1 2 3	国国章用生ごごリ国収中最の及一語活みみサ及集間終こ舞こ	方びごの系処排イび・処処み似れ課抑金リみ気で乗出り過過五分処氏で提供	. 计杲 4 定ご里出ク県重里分処団ま頃別及の処義みフ量ルの搬 ・・理体での・	び達理・のロ・・平・・・経との整・	県成の ‥分一 ‥ ‥均 ‥ ‥ ・費の取理 ‥	の目状:別・・・値・・・の比組・・	計標況 区と推較の	画 ・・・分 ・・・の ・・・移 ・評 ・・																				. 15 . 17 . 17 . 18 . 19 . 20 . 30 . 31 . 32 . 32 . 34 . 45 . 45	5 7 7 8 9 5 6 7 7 7 5 7 7 5

	2		ılπ	隹		·æ	1 6几																								10
	3																														. 46
	4		中	間	処	埋									•	• •		• •		 • •	• •	• •	 		• •	• •	 •		• •		. 46
	5		最	終	処	分														 			 								. 46
	第	4	章		基	本	理	念	•	基	本	方	針	等						 			 								. 47
	1		基	本	理	念														 			 								. 47
	2		基	本	方	針														 			 								. 48
	3				_																										. 49
	_																														. 50
	رد د		•											•																	. 50
																															. 50 . 51
	2																														
	3																														. 51
	4																														. 52
	5																														. 52
	6		集	寸	資	源		収	率											 			 								. 53
	7		Ĵ	み	排	出	量													 			 								. 55
	8		生	活	系	ご	み	排	出	量										 			 								. 55
	9		IJ	サ	1	ク	ル	率												 			 								. 56
	1	0		再	生	利	用	率												 			 								. 57
	1	1			H	減	量	· 化.		沓	源	化.	目	標	മ	ŧ	ىل	אל) .				 								. 58
	笙	6	章																												. 60
	1		•				• •																								. 60
	2		-	-																											. 61
									-			-																			
	3																														. 62
	4		巾	氏	•	爭	苿	首	0)	収	組	٠.		٠.	•	• •	•	• •	• •	 • •	• •	• •	 	• •	• •	• •	 •	• •	• •	• • •	. 73
第	3	編			牛	活	排	水	狐	理	_									 			 				 				76
	第	1	章		生	活	排	水	処	理	の	現	状	٢	課	題				 			 				 •				. 77
	1		生	活	排	水	を	取	IJ	巻	<	社	会	情	勢	•				 			 								. 77
	2		生	活	排	水	処	理	の	状	況									 			 								. 78
	3		課	題	の	整	理													 			 								. 82
	第	2	章		生	活	排	水	の	処	理	計	画							 			 								. 83
	1		処	理	方	針	ع	処	理	主	体									 			 								. 83
	2		関	捙	計	画														 			 								. 83
	3			. —																											. 84
	4																														. 87
	-					-		. –																							. 88
	-								-																						
	1																														. 88
	2																														. 88
	3																														. 88
	4		そ	ത	佃	ത	旃	筶																							. 88

第	4	編		計	画	の	進	行	管	理	•		• •				• •	• •			• •		•	• • •	• •	•		•	• •		• •	• •		•	89
	第	1	章	進	行	管	理	の	方	法																									90
	1		基本	的	考	え	方																												90
	2		実施	体	制																		•												90
	第	2	章	計	画	の	フ	才		—	ア	ツ	プ	٠.																					91
	1		一般	廃	棄	物	処	理	実	施	計	画	の	策	定																				91
	2		施策				-			-					-			-	-																
	3		計画	ī の	見	直	し																												91
資		料	編	į .									• •		• •						••		•	• • •	• • •			•			•	• •		•	92
	1		朝霞	市	廃	棄	物	の	減	量	及	び	適	正	化	に	関	す	る	条	例														93
	2		朝霞	市	廃	棄	物	減	量	等	推	進	審	議	会	条	例																	. 1	01
	3		第 5	次	朝	霞	市	_	般	廃	棄	物	処	理	基	本	計	画	の	策	定	経	過	ļ.,										. 1	03
	4		第 5	次	朝	霞	市	_	般	廃	棄	物	処	理	基	本	計	画	の	策	定	経	過	<u>ı</u> (改	定	<u> </u>							. 1	04
	5		朝霞	市	廃	棄	物	減	量	等	推	進	審	議	会	委	員	名	簿															. 1	.05
	6		朝霞	市	廃	棄	物	減	量	等	推	進	審	議	会	委	員	名	簿	(改	定)											. 1	.06
	7		朝霞	市	ご	み	の	減	量	化	•	再	資	源	化	•	処	理	に	関	す	る	市	民	ア	ン	15	r -	_	۲	調	査	: .	. 1	07
	8		用語	i の	解	説																	•											. 1	31

第1編 計画概要と地域特性

第1章 計画策定の趣旨

1 計画見直しの目的

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに物質的豊かさといった大きな恩恵をもたらしましたが、その一方で、限りある天然資源[◇]の枯渇問題、生態系の破壊、地球温暖化、最終処分場[◇]のひっ迫化など多岐にわたる地球環境問題を引き起こしています。このような社会情勢に対処するため、国においては、循環型社会[◇]の形成を目指して、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとして、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)」の改正や「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」といった各種リサイクル法[◇]の整備を進めました。

朝霞市(以下、「本市」という。)においても、市内に最終処分場を有さず、民間施設に依存していることを踏まえ、廃棄物の処理は大きな課題の一つとして捉え、最終処分量の削減を基本施策として、平成26(2014)年3月に平成35(2023)年度までを計画期間とする第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(以下、「第5次計画」という。)を策定し、この計画に基づいて、循環型社会の形成に向けた各種施策を実施・拡充しています。

現在、計画策定から5年が経過しており、この間に、排出抑制計画、資源化計画を基本施策として取組を推進した結果、ごみ排出量は平成24(2012)年度(第5次計画における基準年度)の38,804 t から平成29(2017)年度は37,620 t と約3%減少し、第5次計画の平成29(2017)年度における目標値38,336 t を下回り、平成30(2018)年度の目標値を既に達成しています。

しかしながら、平成 25 (2013) 年度から平成 29 (2017) 年度の推移を見ると、家庭ごみは減少が鈍化しており、事業ごみ[◇]は増加傾向になっております。これまでの成果に留まらずさらに対策を強化し、ごみ排出量を削減していく必要があります。

リサイクル率 $^{\Diamond}$ は平成 24 (2012) 年度に 28.9%、平成 29 (2017) 年度は 27.3%と減少しており、第5次計画の平成 29 (2017) 年度の目標値 30.9%を達成していません。

インターネットの普及に伴う紙媒体の減少、店頭回収の活用、容器包装類の軽量化などにより資源物の排出量が減少しており、集団資源回収に関しても減少傾向となっています。

平成23 (2011) 年3月に発生した東日本大震災により、東北地方を中心に甚大な被害が発生しました。被災地などで発生した災害廃棄物は、自区内の既存の処理施設だけでは処理が困難で、全国的に処理が可能な自治体に処理を依頼したり、民間の処理・処分施設に委託したり、仮設の処理施設で処理を行っています。本市では大きな被害はありませんでしたが、教訓を活かしながら災害発生時のごみ処理体制を構築しておくことが課題となっています。

平成25(2013)年4月には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」が施行され、本市においても小型家電製品のリサイクルを開始しましたが、より効果的な運用を検討する必要があります。

また、クリーンセンターのごみ焼却処理施設は、平成6 (1994) 年 12 月に竣工し、定期的な整備補修による予防保全と基幹的設備改良事業による施設の延命化を平成 26

(2014) 年度に完了しておりますが、今後は施設の更新に備え、和光市とごみ処理広域 化の検討を進めます。

こうした状況の中、市民の生活意識や産業活動の変化及び自然災害などに的確に対応して廃棄物行政を進めて行くために、計画の見直しが必要となっています。

生活排水については、下水道、合併処理浄化槽[◇]の整備・普及を図り、生活排水処理率は98.6%となっています。また、収集したし尿及び浄化槽汚泥については、朝霞地区一部事務組合[◇](朝霞市・志木市・和光市・新座市)のし尿処理場で、広域的に適正処理を行っています。公共用水域の水質保全を図るため、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽[◇]を利用している家庭に対する生活雑排水の適正処理を推進する必要があります。

また、全国各地で台風や豪雨による風水害が報告されており、地震による被災と併せて対策を検討しておく必要があります。

こうした情勢の変化を捉え、第5次計画の中間見直しを行うものです。

2 計画の位置付け

本計画の位置付けは、次のとおりです。[図 1-1-1]

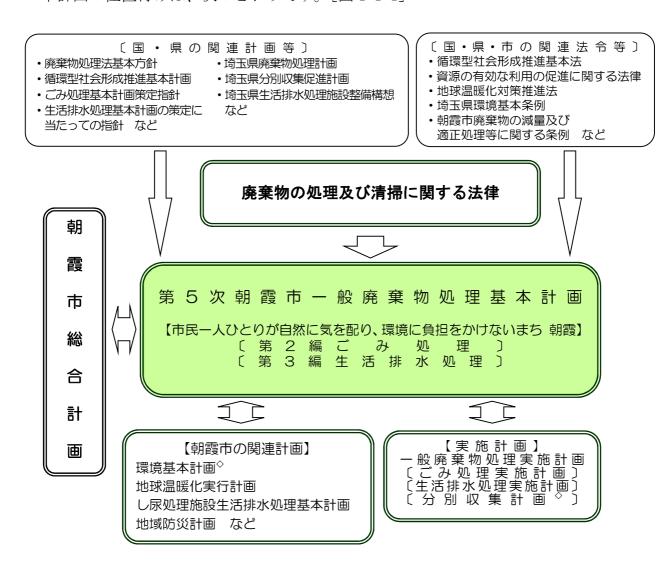


図 1-1-1:本計画の位置付け

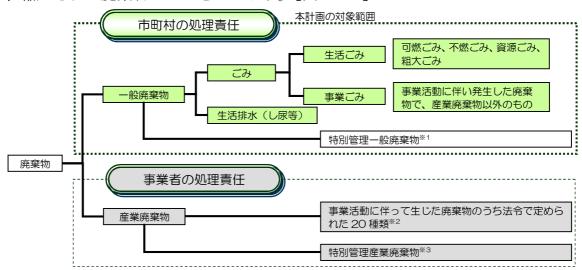
3 計画の対象区域

計画の対象区域は、本市全域とします。

4 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を含む「一般廃棄物◇」です。

廃棄物の区分を次に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のものと、輸入された廃棄物のことをいいます。「図1-1-2〕



※1: 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物 (PCB使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物)

※2:燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、汚泥のコンクリート固形化物など産業廃棄物を処分するために処理したもの

※3: 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物(有害物質を含む廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物など)

図 1-1-2:対象とする廃棄物

5 計画目標年度

本計画は、平成 26 (2014) 年度を初年度とし、10 年後の平成 35 (2023) 年度までを計画期間とします。平成 30 (2018) 年度となり、計画策定から 5 年が経過したことから、中間の見直しを行うものです。

一般廃棄物処理基本計画は、おおむね5年ごとに改定するとともに、計画策定の前提 となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施 策などについての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえ見直しを行います。

また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検証し、必要に応じ新たな対応を講じていくものとします。[図1-1-3]



(兄旦し) 図 1_1_2 · 章

図 1-1-3:計画目標年度

第2章 朝霞市の概要

1 地理的・地形的特性

本市は県庁所在地であるさいたま市から約9km、東京都心から約20kmの距離にあり、市の南部が東京都練馬区と接する埼玉県西部に位置しています。

本市の地形は、武蔵野台地と荒川低地に大別され、その間の斜面林が武蔵野の面影を 残しています。また、荒川とほぼ並行して新河岸川が流れ、市の中央部には東西に黒目 川が流れるなど、変化に富んだ地形となっています。

交通の面では、本市の南部を国道 2 5 4 号 (川越街道)、東部の市境を外かく環状線が通り、高速道路に容易にアクセスすることができます。また、北西から南東の方向には都心と直結する東武東上線と東京メトロ有楽町線・副都心線(東急東横線、みなとみらい線と相互乗入)、南西から北東の方向にはさいたま市など県央地域と結ぶ JR 武蔵野線が走り、都心交通の重要な結節点となっています。[図 1-2-1]



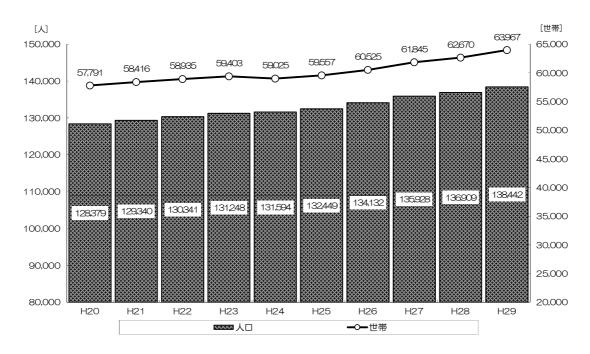
図 1-2-1:地域概況図

2 人口・世帯の推移

人口は、増加傾向を示しており、平成 20 (2008) 年度に 128,379 人でしたが、平成 29 (2017) 年度には 138,442 人となり 10,063 人 (約8%) 増加しています。

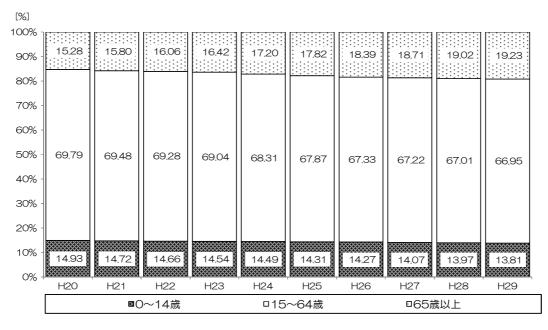
世帯数は、平成 20 (2008) 年度に 57,159 世帯でしたが平成 29 (2017) 年度には 63,967 世帯となり 6,176 世帯(約11%) 増加しています。

年齢別人口では 65 歳以上が増加傾向にあるものの、平成 29 (2017) 年度においては 男女とも 40 歳から 44 歳が最も多くなっています。「図 1-2-2」、「図 1-2-3」、「図 1-2-4]



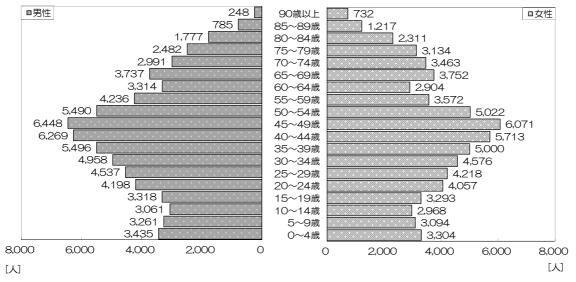
出典:平成29年度版統計あさか (各年度1月1日)

図 1-2-2: 人口・世帯の推移



出典: 平成29年度版統計あさか (各年度1月1日)

図 1-2-3:年齢別人口構成比(3区分)の推移

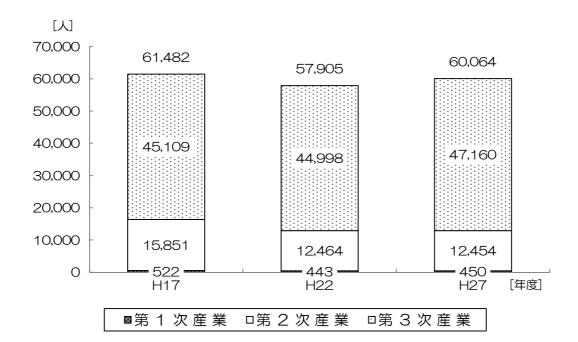


出典: 平成29年度版統計あさか (平成30年1月1日現在)

図 1-2-4: 人口ピラミッド

3 産業別就業人口の推移

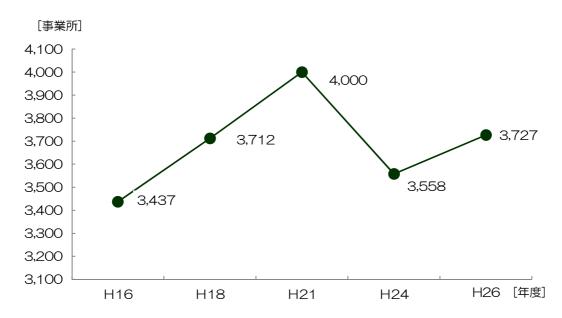
産業別就業人口は、減少傾向を示しており、平成 17 (2005) 年度の 61,482 人に対し 平成 27 (2015) 年度には 60,064 人となり 1,418 人 (約2%) 減少しています。産業分類別にみると第1次産業が約 14%減少、第2次産業が約 21%と大幅に減少の一方、第3次産業は約4%増加しています。[図 1-2-5]



出典: 平成21、29年度版統計あさか (各年度10月1日現在)

図 1-2-5:産業別就業人口の推移

事業所数は平成 16 (2004) 年度に 3,437 事業所でしたが、平成 21 (2009) 年度に 4,000 事業所に増加した後、減少に転じ、平成 24 (2012) 年度には 3,558 事業所に増加しました。平成 26 (2014) 年度には再び 3,727 事業所に増加(平成 16 (2004) 年度に対して約 8%増) しています。「図 1-2-6〕



出典: 平成24年度及び平成28年度版統計あさか (平成16年度は7月1日、 平成18年度は10月1日、平成21年度は7月1日、平成24年度は2月1日、 平成26年度は7月1日現在いずれも民間事業所数を示し、公務を除く)

図 1-2-6: 事業所数の推移

4 土地利用の推移

本市の総面積は1,834haで、田、畑、山林、原野、雑種地は減少傾向を示し、宅地は 増加傾向を示しています。[表 1-2-1]

表 1-2-1:土地利用(地目別面積)の推移

(各年1月1日現在 単位:ha)

年	総数	Ш	畑	宅 地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成26年	1,838.0	32.5	206.2	699.8	1.5	30.8	5.3	255.3	606.6
27	1,834.0	32.4	201.6	705.4	1.5	30.2	5.3	254.5	603.1
28	1,834.0	32.3	196.6	711.6	1.5	29.7	5.3	254.2	602.8
29	1,834.0	31.9	193.8	715.3	1.5	29.3	5.1	253.0	604.1
30	1,834.0	31.0	189.6	715.8	1.5	29.1	5.0	258,2	603.8

注:「その他」とは、墓地、境内地、水道用地、用悪水路、公衆用道路及び公園等をいう

出典:平成29年度版統計あさか

5 将来人口

将来人口については、過去 10 年間、各年度の1月1日時点の人口実績値を基づきトレンド法で推計し、平成 35 (2023) 年度は 144,394 人、平成 40 (2028) 年度は 149,878 人になるものとして計画します。 [図 1-2-7]

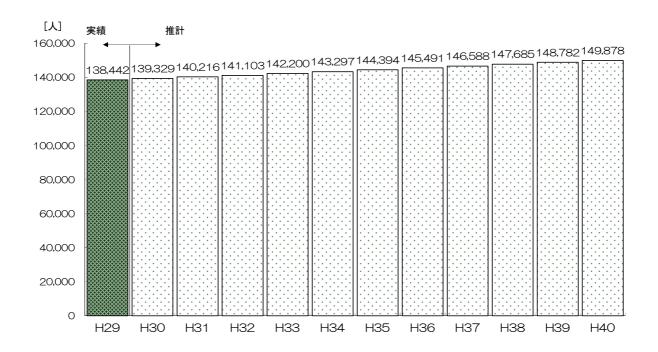


図 1-2-7: 将来人口

6 市の成り立ち

明治初年、市内の村々は膝折村ほか9か村からなっていましたが、明治22 (1889) 年に膝折村・溝沼村・岡村・台村・根岸村が合併して膝折村に、同じく浜崎村・宮戸村・田島村・上内間木村・下内間木村が合併して内間木村となりました。

昭和7 (1932) 年に、膝折村に東京ゴルフ倶楽部のゴルフ場が移転してきたことをきっかけとして、当時の名誉会長であった朝香宮殿下の名前をいただいて、「朝霞」と村名を変更し、同時に町制施行を行い、朝霞町となりました。一方、内間木村は、昭和19(1944)年に志木町・宗岡村・水谷村と合併し、志紀町となりましたが、昭和23 (1948) 年には分離して、再び内間木村に戻りました。

その後、昭和 30 (1955) 年に朝霞町と内間木村が合併して、新しく朝霞町となり、 さらに昭和 42 (1967) 年市制施行に伴い、現在に至っています。

7 ごみ処理事業の経緯

本市のごみ処理事業の経緯については、以下のとおりです。[表 1-2-2]、[表 1-2-3]

表 1-2-2:ごみ処理事業の経緯

年 月	<u>教工とと、このが選挙者の性権</u> 事業等の内容
- 73	
昭和36年9月	職員7名で対応
昭和47年10月	・朝霞市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
昭和50年4月	- 粗大ごみ有料収集運搬開始(予約申込み制)
昭和59年8月	• 粗大ごみ処理施設(30t/5h)竣工、建物延面積 460.813 ㎡ 総工費 217,000 千円
昭和61年4月	・焼却灰処理委託(茨城県北茨城市)開始 ※平成 18 年度で終了
平成元年 4 月 (1989 年)	・可燃ごみ収集業務 一部地区での委託開始・焼却灰処理委託(埼玉県寄居町)開始
平成元年7月	・ 不燃物の分別容器配布開始
平成元年 10月	• 地域リサイクル活動推進補助金制度 冷開始
平成3年8月	市内公共施設に牛乳パックの回収箱を設置 空き缶圧縮機を集団回収団体に貸付開始
平成4年4月	・資源ごみ(新聞、雑紙、ダンボール、布類)の収集開始・カレット[◇]、アルミの再資源化開始
平成4年8月	• 焼却灰処理委託(群馬県草津町)開始
平成4年10月	• ストーカ式焼却炉(80t/16h)建設に着工
平成5年10月	・焼却灰処理委託(長野県豊田村、平成 18 年度から中野市)開始 ※平成21年度で終了
平成5年11月	• 第 1 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定
平成6年4月	・可燃ごみ収集業務を市内全域委託業務に移行
平成6年6月	・朝霞市廃棄物減量等推進審議会の設置・第1期朝霞市分別収集計画策定
平成6年12月	 朝霞市クリーンセンター80t 炉ごみ焼却処理施設竣工(40t/16h×2 炉 ストーカ炉) 建物延面積 3,570.82 ㎡ 総工費 4,480,500 千円 60t 炉ごみ焼却処理施設休止
平成7年1月	・80t 炉ごみ焼却処理施設稼働開始
平成7年5月	・紙パックと再生トイレットペーパーとの交換事業開始 ・ごみ集積所用クリーンネット [◇] の貸付け開始
平成9年4月	おき缶資源化施設竣工(5t/5h)、建物延面積 131.36 ㎡ 総工費 33,475 千円 「資源の日」を週 1 回設け、びん、かん、ペットボトル、新聞、布類、ダンボールの7品目の分別収集開始 ・公共施設での乾電池回収箱設置 ・市内スーパーに、食品トレーの店頭回収の協力依頼
平成9年6月	•80t 炉全連化改造工事着工(60t/24h×2炉)
平成9年10月	•80t 炉全連化改造工事竣工(60t/24h×2炉)、総工事費 37,800 千円
平成10年4月	透明、半透明ごみ袋の完全実施 電動式生ごみ処理機購入者への補助金交付開始
平成 11 年 3 月	• 第 2 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定
平成 11 年 4 月	・朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行
平成 11 年6月	• 第 2 期朝霞市分別収集計画策定
平成 11 年 10 月	・朝霞市リサイクル推進員制度の設置
平成 12 年 7 月	朝霞市リサイクルプラザ(エコネットあさか◇) 開所
平成 13 年 4 月	・プラスチック資源ごみ分別収集の開始・燃やせないごみ、資源ごみの祝日収集の開始・家電リサイクル法施行に伴い、家電4品目(テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫)を粗大ごみから除外
平成 14 年 4 月	・セメント原料化するため、焼却灰(主灰)の一部の搬出開始
平成 14 年 6 月	• 第 3 期朝霞市分別収集計画策定
平成 14 年 11 月	・折りたたみ分別容器配布開始
平成 16 年 3 月	・飛灰のセメント資源化に伴うごみ処理焼却処理施設の乾灰(飛灰)取出し設備設置工事竣工、 総工事費 21,420 千円 ・第3 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定 ・セメント原料化するため、焼却灰(主灰)の一部に加え、飛灰の一部を搬出開始
平成 16年 10月	• 資源有効利用促進法に基づき家庭系パソコンを粗大ごみ及び不燃ごみから除外

表 1-2-3:ごみ処理事業の経緯

年月	<u> 表 1~2~3:この処理事業の程程</u> 事業等の内容
·	
平成 17 年 6 月	• 第 4 期朝霞市分別収集計画策定
平成 17年7月	・容器包装プラスチックリサイクル処理問題について調査委員会を設置
平成 17年 10月	・「資源ごみ」「もやせないごみ」「粗大ごみ」の収集業者を変更
平成 18 年 4 月	・クリーンセンターの搬入時間拡大(生活系ごみ 第 2、4 土曜日→毎週土曜日) ・「粗大ごみ」の取り扱いが一部変更
平成 18年9月	• 紙パックと再生トイレットペーパーとの交換事業廃止
平成 18年 10月	・紙パック集積所収集を開始 ・クリーンセンターの搬入拡大(毎週土曜日生活系ごみ→毎週土曜日生活系ごみと事業ごみ)
平成 19年3月	• 紙パック、乾電池の拠点回収◇を終了
平成 19 年 6 月	• 第 5 期朝霞市分別収集計画策定
平成 19年7月	• 生活系ごみ訪問収集事業を実施
平成 19 年 11 月	 「資源とゴミの分け方、出し方」のパンフレットを全戸配布(全面改正) 粗大ごみシール制度開始+料金体系改正(12月1日収集分より) 雑紙について透明のビニール袋または紙袋に入れても収集可能に変更 ペットボトルについて、ラベルまで取ることに変更 ビデオテープ、カセットテープは施設に悪影響があるため不燃ごみで排出するよう変更
平成20年4月	• セメント原料化するため固化灰(ばいじん)の一部の搬出開始
平成 20 年 11 月	・布団有価売り払い開始
平成 21 年 2 月	携帯電話有価売却開始 第4次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定
平成21年3月	・第4次朝霞巾一般廃棄物処理基本計画床に ・ペットボトルの容リ協へ引き取り依頼開始 ・硬質プラスチック有価売り払い開始
平成 21 年 4 月	 プラスチック類処理施設稼働開始 粗大ごみ処理施設から出たビデオテープ等のプラスチック類を搬出開始 プラスチック類処理施設から出たビデオテープ等のプラスチック類を搬出開始 プラスチック類処理施設から出た汚れたプラスチック類等を搬出開始
平成21年8月	• 発泡スチロール売り払い開始
平成 21 年 9 月	・不燃物の搬出契約開始 ・プラスチック類処理施設から出た汚れたペットボトルを有価売り払い開始
平成 22 年 3 月	・朝霞市一般廃棄物処理業務に係る専門委員会の廃止 ・リサイクル推進員制度の廃止 ・電動式生ごみ処理機の貸出終了(メーカー耐用年数が過ぎたため)
平成 22 年 4 月	 ・市内全域の粗大ごみ収集委託業務を1 社に委託開始 ・ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、あき缶資源化施設、プラスチック類処理施設の運転管理委託業務を長期継続契約に変更(契約期間3年間) ・焼却炉の延命化工事を開始(5か年計画) ・事業ごみの搬入品目見直し(金属、廃プラスチック等)
平成22年6月	•第6期朝霞市分別収集計画策定
平成22年6月	・ごみ集積所監視パトロール業務委託開始(リサイクル推進員制度を見直して開始した業務)
平成 22 年 10 月	・ごみのパンフレット全戸配布(表紙の3R啓発強調)
平成23年2月	・新計量システム導入(従前の台貫に加えて、焼却灰積み込み場前にも台貫を設置) ・生ごみ処理機器機購入費補助金におけるコンポスト、EMぼかしに対する補助が終了
平成23年3月	・生こみ処理機器機構入貨補助金におけるコンバスト、EMIはかしに対する補助が終了 (電動生ごみ処理機に対する補助はそのまま継続) ・スプレー缶処理委託開始
平成23年4月	・
平成 23 年 10 月	・ごみのパンフレット改定版作成
平成 25 年 6 月	• 第7期朝霞市分別収集計画策定
平成 25 年 11 月	・小型家電リサイクル制度運用開始
平成 26 年 3 月	・第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定 - 小型電影はサイクは 物 5回収開教
平成26年10月	・小型家電リサイクル拠点回収開始
平成27年4月	・新たな焼却灰処理委託(宮城県栗原市、栃木県日光市)開始
平成28年4月 平成28年6月	・布団、発砲スチロール有価売却終了 ・第8期朝霞市分別収集計画策定
平成28年6月	・ 第8 期期段中力が収集計画を定 ・ ごみ焼却処理施設事業延期(3年程度)
平成29年3月	・都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト参加
平成30年1月	・資源とごみの分け方出し方のパンフレット全戸配布
平成30年6月	・ ごみ処理施設建設広域化協議開始
平成30年8月	・朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書の締結

第2編 ごみ処理

第1章 関連法令、計画

1 関連法令

(1) 関連法令の概要

平成 13 (2001) 年 1 月「循環型社会形成推進基本法」が制定され、環境負荷 $^{\diamond}$ の少ない持続的発展が可能な社会形成の推進や「 $3 R^{\diamond}$ 」の考え方が示されました。この法律の施行を契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法が順次施行されています。[表 2-1-1]、[図 2-1-1]

表 2-1-1:関連法令の概要

施行年月	関連法令	概 要
平成6年8月	環境基本法◇	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施 策の基本となる事項を定めています。
平成12年4月	容器包装リサイク ル法	一般家庭から排出されるごみの容積比で6割、重量比で2~3割を占める容器包装廃棄物の再資源化を進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者には再資源化の責任を明確化しています。
平成13年1月	循環型社会形成推 進基本法	廃棄物・再資源化対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
	家電リサイクル法	平成13年4月以降、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付けて おり、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び 製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金および運搬費の 負担を義務付け、家電製品の再資源化を推進しています。
平成13年4月	資源有効利用促進 法	10業種・69品目(一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー)を対象 業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R(リデュース、リユース、再資源化)の取組を求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成13年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法	国などの公的部門による環境物品などの調達の推進、環境物品などの情報 提供の推進及び環境物品などへの需要の転換を促進するために必要な事項 を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図 ることを目的としています。
平成13年5月	食品リサイクル法◇	食品廃棄物について、発生抑制◇と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料などの原材料として再生利用◇するなど、食品関連事業者(製造、流通、外食など)による食品循環資源の再生利用などを促進しています。
平成14年5月	建設リサイクル法	建築物を解体する際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
平成17年1月	自動車リサイクル法	循環型社会を形成するため、自動車の再資源化について最終所有者、関連 事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最 終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバッグ類、シュレッダー ダストの再資源化)を負担することが義務付けられています。
平成25年4月	使用済小型電子機 器等の再資源化の 促進に関する法律	使用済小型電子機器などの再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

(2) 関連法令の体系

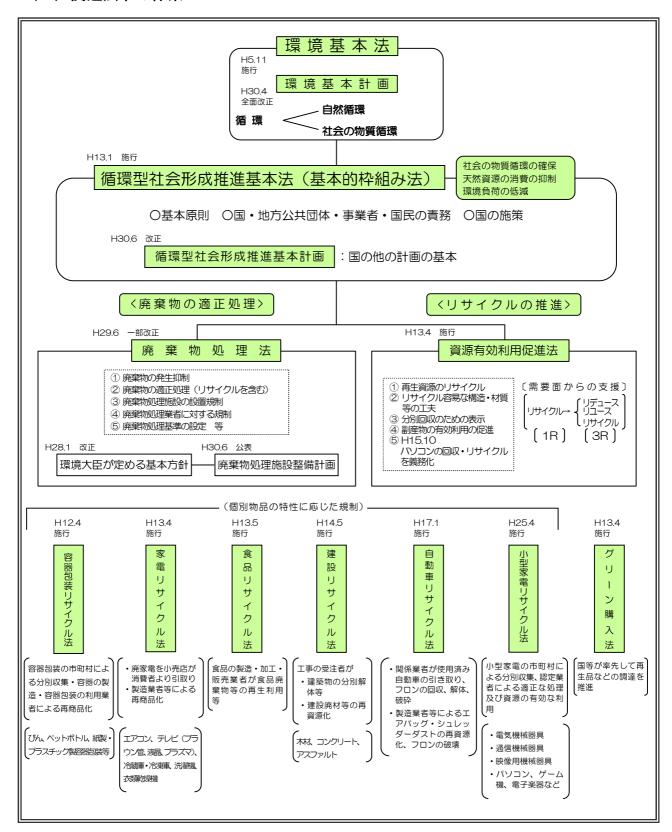


図 2-1-1:関連法令の体系

2 国の方針及び県の計画

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。[表 2-1-2]

表 2-1-2: 廃棄物処理・再資源化に関する国の方針及び県の計画などの経過

年月	関連する計画等	
平成13年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を 図るための基本的な方針(国)	
平成15年3月	循環型社会形成推進基本計画(国)	
平成17年4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入(国)	
平成17年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を 図るための基本的な方針【改正】(国)	
平成18年3月	第6次埼玉県廃棄物処理基本計画(埼玉県)	
平成19年6月	一般廃棄物会計基準(国) 一般廃棄物処理有料化の手引き(国) 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(国)	
平成20年3月	第2次循環型社会形成推進基本計画(国)	
平成22年8月	第6期埼玉県分別収集促進計画(埼玉県)	
平成22年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を 図るための基本的な方針【改正】(国)	
平成23年3月	第7次埼玉県廃棄物処理基本計画(埼玉県)	
平成28年1月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を 図るための基本的な方針【改正】(国)	
平成28年3月	第8次埼玉県廃棄物処理基本計画(埼玉県)	
平成30年6月	第4次循環型社会形成推進基本計画(国)	

3 国及び県の達成目標

(1) 国の達成目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、可能な限りごみの発生・排出を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用[◇]、再資源化、熱回収[◇]の順に循環的な利用を行い、最終的に利用が不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。[表 2-1-3]

表 2-1-3:国の達成目標

項目	· 標	
ごみ排出量	平成24年度に対し、平成32年度において約12%削減	
再生利用率◇	平成24年度の21%に対し、平成32年度において約27%に増加	
最終処分量	平成24年度に対し、平成32年度において約14%削減	

(2) 県の達成目標

埼玉県では、平成28 (2016) 年3月に「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」が策定されており、この計画は、循環型社会づくりに関する埼玉県の基本的な計画で、廃棄物の減量その他その適正処理に関する具体的な目標や方策などについて定めています。同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量等の目標が定められています。[表2-1-4]

計画の目指す方向性

「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指して」

- (1) 循環型社会形成を目指す3本柱
 - I.3R推進に向けて
 - Ⅱ.廃棄物の適正処理の推進
 - Ⅲ.環境産業の育成
- (2) 備えの柱
 - Ⅳ.災害廃棄物対策の推進

表 2-1-4: 県の達成目標

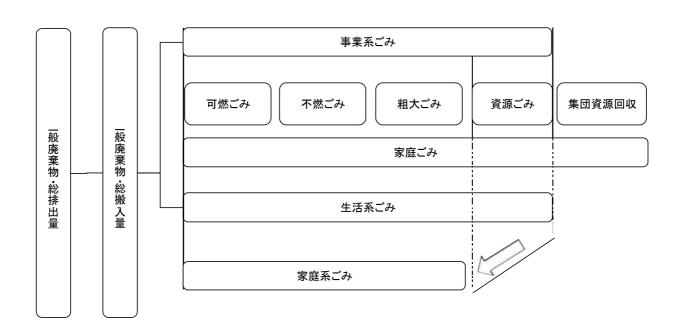
項	Į			目 標
ごみ	排	出	囲	 ・ 県民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量: 平成25年度実績541g/人・日に対し、平成32年度において503g/人・日(約7%削減) ・ 事業系ごみ排出量: 平成25年度実績543千tに対し、平成32年度において488千tに削減(10%削減)
最 終	処	分	量	平成25年度実績49g/人・日に対し、平成32年度において44g/人・日(約10%削減)

第2章 ごみ処理の状況

1 用語の定義

一般廃棄物は、家庭など人の生活に伴って発生する「生活系ごみ[◇]」と事業活動に伴って生じる「事業系ごみ」の2つに分けられます。「生活系ごみ」は、時に「家庭系ごみ」や「家庭ごみ」という表現に置き換えられて使われているケースも見受けられます。しかし、国の「循環型社会形成推進計画」や「廃棄物処理基本方針」の中で使用している「家庭系ごみ」と「生活系ごみ」では、定義が異なり、数値も異なります。

「家庭系ごみ」は、「生活系ごみ」(集団資源回収量を加えない)から収集区分上の「資源ごみ」を除いたものです。家庭における分別行動が直接数値に反映されており、3R全般の進捗を見るのに役立ち、減量化の指標として使われます。一方、「生活系ごみ」はリサイクルに先立って求められる 2R (リデュース、リユース) の進捗を見るのに役立ち、減量化の指標として使われます。 [図 2–2–1]



※集団資源回収とは、市民の日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用できる資源を回収する団体に地域リサイクル活動推進補助金を交付し、資源の再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的に行っている「朝霞市地域リサイクル活動推進補助金交付要綱」に基づく回収です。

図 2-2-1:用語の定義

2 生活系ごみの分別区分

本市の生活系ごみの分別区分は、以下のとおりです。[表 2-2-1]

表 2-2-1:生活系ごみの分別区分

	分別品目	ごみの種類	排出容器	収集回数 排出場所	
	びん	飲料用びんなど	分別容器(コンテナ)		
	かん	飲料用かんなど	分別容器 (コンテナ)		
	ペットボトル	飲料用、酒用、しょうゆ用、み りん用など	分別容器 (コンテナ) 専用ネット		
	新聞	新聞、折込チラシ	ひもで結束		
資源物	ダンボール	ダンボール	ひもで結束		
	紙パック	内側が白色のもの	ひもで結束	週1回	
	雑誌・雑がみ	雑誌、本、パンフレット、カタログ、紙箱類、厚紙など	ひもで結束 雑紙・紙袋は 透明袋も可	一ごみ集積所◇	
	布類	衣料類、肌着、毛布など	透明袋		
	プラスチック資源	容器包装類、プラスチックのみ の製品	透明袋、半透明袋		
燃やせないごみ		陶器、ガラス、乳白色のびん、 カセットボンベ、スプレーかん、 ライター、ビデオテープ、カセ ットテープ、家電製品など	分別容器(コンテナ)		
有害	ごみ◇	蛍光灯、電球、乾電池、水銀体 温計など	透明袋		
燃や	すごみ	生ごみ、草木くず、おむつ、革、 ゴム、汚れの取れないプラスチック製品など	透明袋、半透明袋	週2回 ごみ集積所	
粗大	ごみ 1 辺が 50cm 以上のもの		_	随時(予約制) 指定場所	

本市のごみ処理フロー(平成29(2017)年度)は、次のとおりです。[図2-2-2]

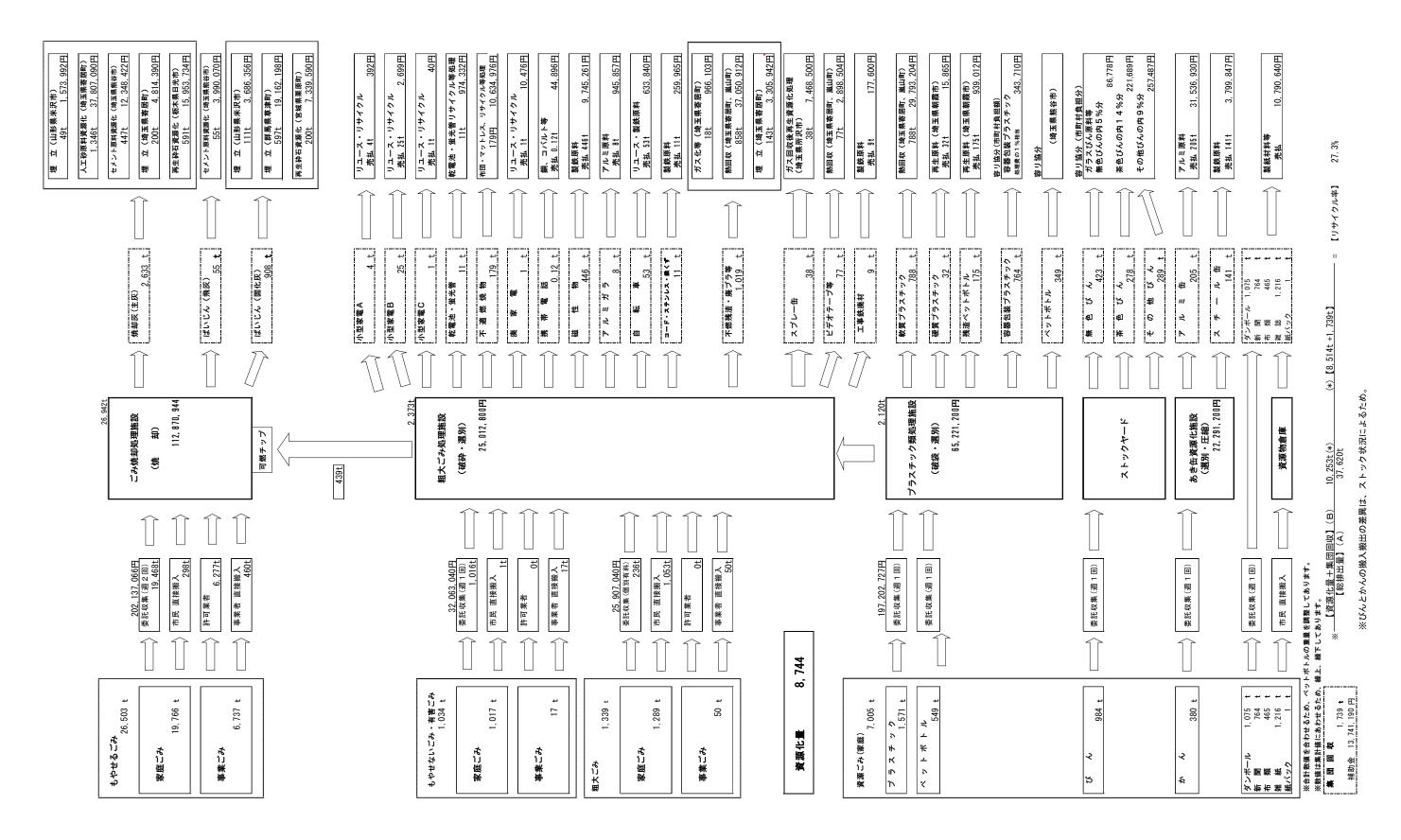


図 2-2-2:ごみ処理フロー

(1) ごみ排出量の実績

本市のごみ排出量は平成 24 (2012) 年度の 38,804 t から 1,184 t 減少し、平成 29 (2017) 年度には 37,620 t (約3%減) となっています。生活系ごみは、平成 24 (2012) 年度の 32,493 t から 1,677 t 減少し、平成 29 (2017) 年度には 30,816 t (約5%減) となっています。事業ごみは、平成 24 (2012) 年度の 6,311 t から 493 t 増加し、平成 29 (2017) 年度には 6,804 t (約7%増) となっています。[図 2-2-3]

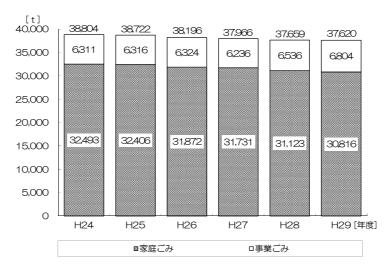


図 2-2-3:ごみ排出量の推移

(2) 人口などの第4次計画における平成29年度推計値との比較

本市の人口やごみ排出量などの第5次計画における平成29(2017)年度の推計値(以下「推計値」という。)との比較は、以下のとおりです。

① 人口(各年度1月1日現在)

人口の実績値は、平成 25 (2013) 年度までは推計値を下回っていましたが、平成 26 (2014) 年度から上回るようになり、推計値を 1,950 人(約 1.4%) 上回っています。「図 2-2-4〕

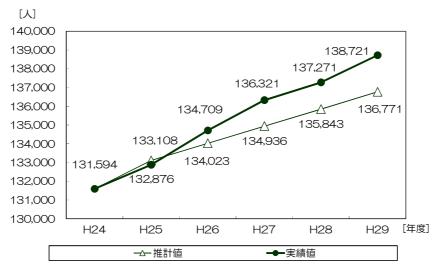


図 2-2-4:人口の実績値と推計値との比較

② ごみ排出量

ごみ排出量の実績値は、減少傾向を示し、推計値を 716 t (約 2%) 下回っています。[図 2-2-5]

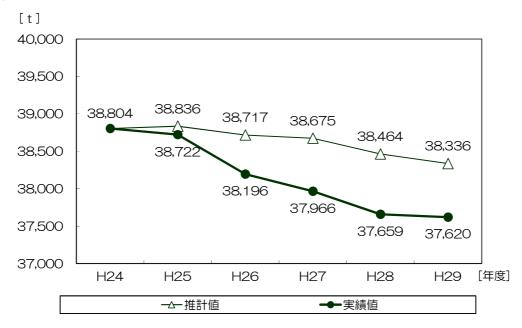


図 2-2-5:ごみ排出量の実績値と推計値との比較

③ 生活系ごみ排出量(集団資源回収量除く)

生活系ごみ排出量の実績値は、減少傾向を示し、推計値を 741 t (約 2%) 下回っています。[図 2-2-6]

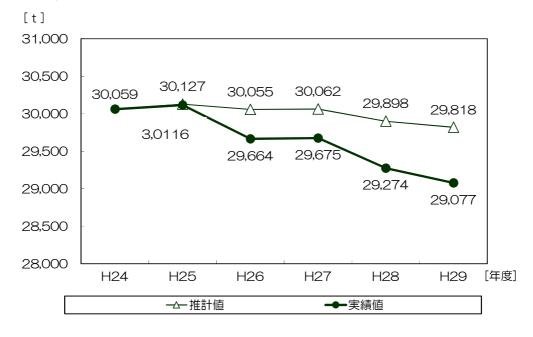


図 2-2-6:生活系ごみ排出量(集団資源回収量除く)の実績値と推計値との比較

④ 1人1日当たり生活系ごみ排出量(以下、「生活系ごみ原単位」という)

生活系ごみ原単位**(集団資源回収量除く)の実績値は、減少傾向を示し、推計値を23g/人・日(約4%)下回っています。[図 2-2-7]

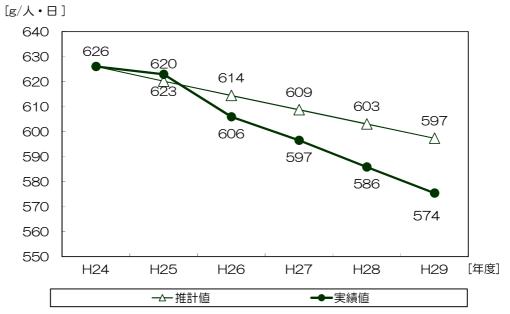


図 2-2-7:生活系ごみ原単位(集団資源回収量除く)の実績値と推計値との比較

⑤ 事業ごみ排出量

事業ごみ排出量の実績値は、平成 27 (2015) 年度には平成 24 (2012) 年度に比べ 75 t 減少しましたが、平成 29 (2017) 年度は 6,804 t で推計値 837 t (約 12%) を上回っています。「図 2-2-8〕

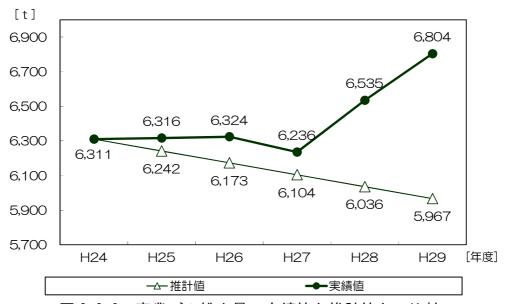


図 2-2-8:事業ごみ排出量の実績値と推計値との比較

※:生活系ごみ原単位 (g/人・日) =生活系ごみ÷人口(各年度1月1日現在)÷年間日数×10⁶

⑥ 集団資源回収量

集団資源回収量の実績値は、平成 29 (2017) 年度まで減少し、推計値を 866 t (約 34%) 下回っています。[図 2-2-9]



図 2-2-9:集団資源回収量の実績値と推計値との比較

(3) ごみの種類別割合

平成 29 (2017) 年度のごみの種類別割合は、燃やすごみが 70%、燃やせないごみが 3%、資源物(収集)が 19%、資源物(集団資源回収)が 5%、粗大ごみ 4%となっています。[図 2-2-10]

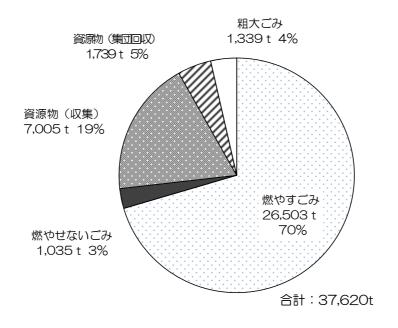


図 2-2-10:ごみの種類別割合

(4)燃やすごみの組成

本市のごみ焼却処理施設では、ごみ排出量の 70% (平成 29 (2017) 年度)を占める燃やすごみに関して、ごみ質の調査を行っています。平成 29 (2017) 年度において、紙類が 39.6%を占め、次いで厨芥類 $^{\Diamond}$ (生ごみ)が 29.2%、ビニール・プラスチック類が 13.3%を占めており、これらに関しては減量化・資源化できる余地があるものと考えられます。 [図 2-2-11]

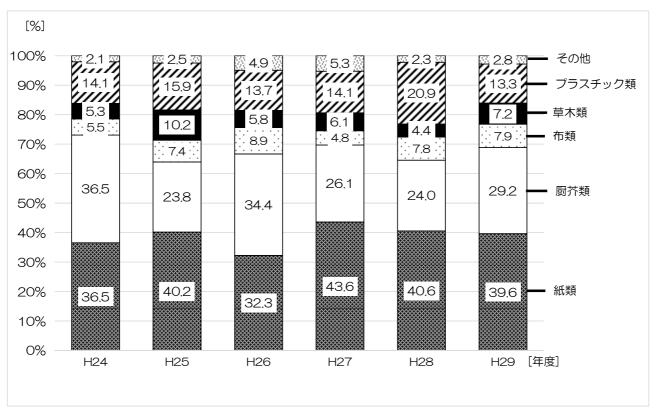


図 2-2-11: 燃やすごみの組成

5 リサイクル

(1) リサイクル量の実績

本市のリサイクル量は平成 24 (2012) 年度の 13,682 t から 789 t 減少し、平成 29 (2017) 年度には 12,893 t (約6%減) となっています。なお、平成 27 (2015) 年度の再生砕石資源化が開始され、焼却灰のリサイクルが増加傾向になりました。[表 2-2-2]

表 2-2-2: リサイクル量の推移

	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
区 分	単位	H24	HZ5	H26	HZ /	HZ8	H29
リサ <u>イクル量</u>	t/年	13,681.76	13,648.50	13,238.29	13,199.05	12,877.14	12,892.90
集団資源回収量	t/年	2,433.92	2,290.76	2,207.34	2,054.73	1,849.41	1,739.28
中間処理後リサイクル量	t/年	8,781.08	8,744.67	8,628.45	8,736.58	8,484.00	8,514.21
廃家電	t/年	1.85	1.21	1.91	0,21	1,21	0.22
磁性物	t/年	516.60	493.92	455.76	490.46	442.11	445.76
アルミガラ	t/年	7.14	8.18	8.06	5.76	8.22	8.27
プラスチック	t/年	2,468.65	2,210.74	2,309,27	2,453.55	2,424.93	2,518.06
ペットボトル	t/年	330.95	338.92	338.75	357.74	373.41	349.48
びん	t/年	1,024.59	1,023.42	1,017.65	1,030.84	991.20	990.08
無色	t/年	395.47	422.00	402.75	422.15	400.17	423.30
茶色	t/年	290.62	313.15	285.16	284.73	272.93	277.80
その他	t/年	338.50	288.27	329.74	323.96	318.10	288.98
かん	t/年	381.29	382.08	367.77	368.08	354.48	346.03
アルミ	t/年	194.41	195.19	199.98	206.13	210.10	205.24
スチール	t/年	186.88	186.89	167.79	161.95	144.38	140.79
ダンボール	t/年	960.77	981.65	989.23	1,026,27	1,041.52	1,075.26
新聞紙	t/年	1,049.66	1,066.14	915.85	854.97	810.88	763.83
	t/年	415.79	447.33	441.61	500.31	444.60	465.13
雑誌	t/年	1,278.54	1,379.88	1,318.53	1,368.76	1,269.94	1,215.76
紙パック	t/年	3.50	2.56	4.54	2.15	1.55	0.85
自転車	t/年	44.46	47.57	48.68	48.04	47.05	52.82
コード、ステンレス、鉄くず	t/年	61.47	27.18	32.32	16.13	24.29	11.37
乾電池、蛍光管	t/年	18.97	15.25	14.40	11.14	10.29	10.74
布団	t/年	12.98	8.51	7.68	4.95	0.00	0.00
携帯電話	t/年	0.10	0.04	0.06	0.06	0.03	0.12
残渣ペットボトル	t/年	168.06	159.69	156.41	107.39	163.99	175.47
スプレー缶	t/年	35.71	35.22	45.78	38.68	38.03	38.30
小型家電品合計	t/年	0.00	59.77	67.07	33.18	27.79	29.12
А	t/年	0.00	3.19	7.59	3.48	3.59	3.68
В	t/年	0.00	56.58	59.48	29.39	24.01	25.04
C	t/年	0.00	0.00	0,00	0.31	0.19	0.40
不燃物	t/年	-	55.41	87.12	17.92	8.48	17.54
リサイクル率	%	28.9	28.5	28.4	28.4	27.4	27.3
残 <u>渣リサイクル量</u>	t/年	2,466.76	2,613.07	2,402.51	2,407.74	2,543.73	2,639.41
焼却残渣	t/年	2,466.76	2,613.07	2,402.51	2,407.74	2,543.73	2,639.41
セメント原料化	t/年	642.60	759.00	661.00	613.00	563.00	502.00
人工砂原料化	t/年	1,824.16	1,854.07	1,741.51	1,244.74	1,191.73	1,346.41
再生砕石資源化	t/年	0.00	0.00	0.00	550.00	789.00	791.00
不燃残渣	t/年	793.32	555.41	583.12	721.92	745.48	875.54
熱回収	t/年	721.56	640.00	573.00	721.00	813.00	934.00
ガス化	t/年	71.76	55.41	87.12	17.92	8.48	17.54
再生利用率	%	35.2	35.2	34.7	34.8	34.2	34.3

注:リサイクル率及び再生利用率とは、以下の式で算出される値です。

リサイクル率= (集団資源回収量+クリーンセンターで中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量) ÷ごみ排出量 再生利用率= (集団資源回収量+クリーンセンターで中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量+焼却残渣のリサ イクル量) ÷ごみ排出量

注:不燃残渣のリサイクル量は、上段のプラスチックの量に含まれています。そのため、残渣リサイクル量には加えていません。

(2) リサイクル率の推計値との比較

第5次計画ではリサイクル率を徐々に増加し、推計値において 30.9%になるとしていましたが、実績値は、27.3%~28.9%の間で推移しています。また、集団資源回収量分のリサイクル率は、6.3%から徐々に増加する推計値でしたが、実績値は徐々に減少し、近年は 4.6%で推移しています。「図 2-2-12」、「図 2-2-13

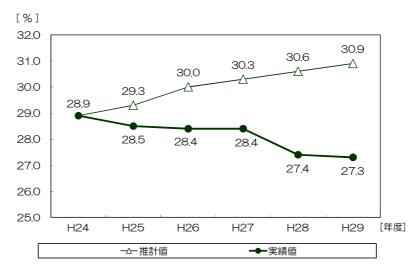


図 2-2-12:リサイクル率の実績値と推計値との比較

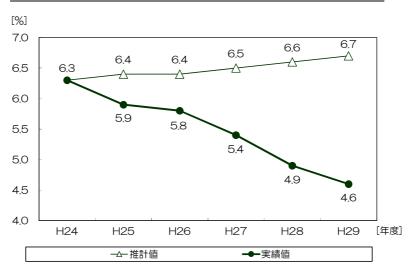


図 2-2-13:リサイクル率(集団資源回収量分)の実績値と推計値との比較

6 国及び県の平均値との比較

(1) 1人1日当たりごみ排出量(以下、「ごみ排出量原単位」という)の比較

ごみ排出量原単位(g/人・日)は、ごみ排出量(生活系ごみ+集団資源回収+事業 ごみ)÷人口(各年度10月1日現在)÷年間日数×10⁶により算出します。

国及び県のごみ排出量原単位は、環境省一般廃棄物処理実態調査**(以下、「環境省実態調査」という)に基づきます。環境省実態調査では、各年度10月1日の人口に基づきごみ排出量原単位を算出しているため、ここで、本市においても、各年度10月1日の人口に基づき算出した値とします。

※:「環境省一般廃棄物処理実態調査」は、一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、 全国の市町村及び特別地方公共団体に対し環境省が行っている調査 本市のごみ排出量原単位は、国及び県の平均値を下回っており、平成 27 (2015) 年度の実績値は、国の平均値よりも $176 \, \mathrm{g} / \mathrm{A}$ ・日、県平均値よりも $121 \, \mathrm{g} / \mathrm{A}$ ・日下回った値となっています。また、ごみ排出量に占める事業ごみの割合は、本市が 17%であるのに対し、県の平均値は 23%、国の平均値が 30%となっています。[図 2-2-14]、[図 2-2-15]、「図 2-2-16]

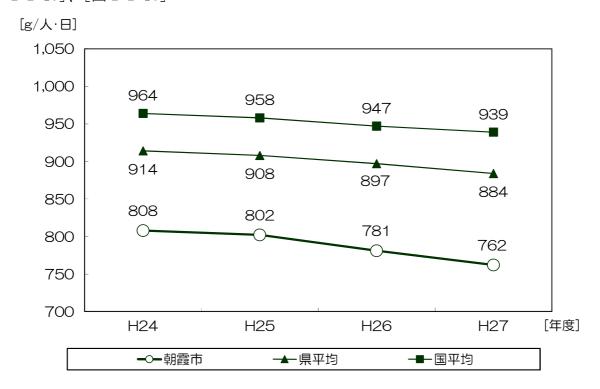


図 2-2-14:ごみ排出量の国及び県平均値との比較

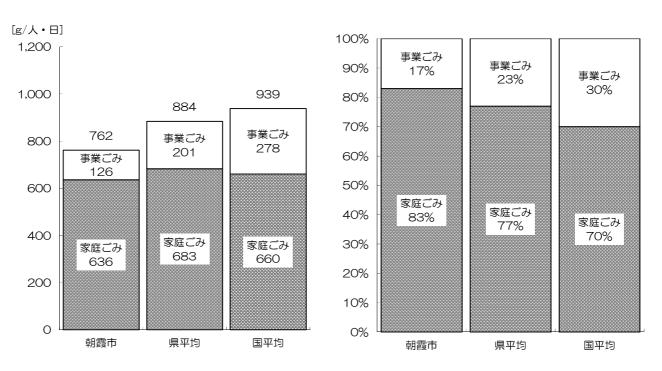


図 2-2-15:平成 27 年度ごみ排出量の 国県及び平均値との比較

図 2-2-16: 平成 27 年度生活系ごみ・事業 ごみ構成比 国及び県平均値との比較

(2) 再生利用率の比較

再生利用率について国及び県の平均値との比較をすると、本市の再生利用率は、国及び県の平均値を上回っており、平成27(2015)年度の実績値は、国の平均値よりも約14.4ポイント、県の平均値より約10.1ポイント高い値となっています。

なお、国及び県の再生利用率は、環境省実態調査に基づきます。(環境省実態調査では再生利用率を「リサイクル率」としています。)[図 2-2-17]

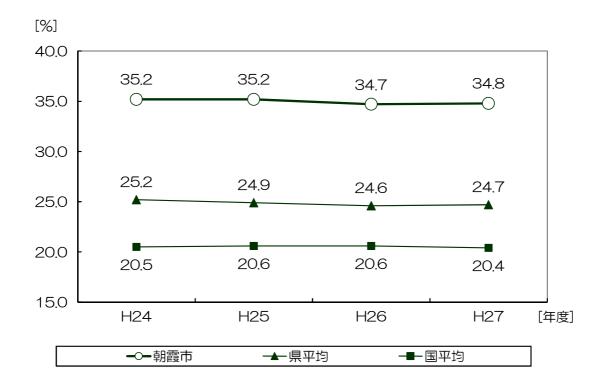


図 2-2-17: 再生利用率の実績値と国及び県平均値との比較

(3) 国及び県の目標値と本市の実績値との比較

国及び県の減量化・資源化目標と本市の実績値を比較しますと、平成 29 (2017) 年度実績において、「再生利用率」、「最終処分量」で国及び県の目標値を達成しています。

その他の指標については、平成32 (2020) 年度の目標に対して、概ね達成が見込まれていますが、事業ごみ量については、7.2%増と県が示す10%減からは17.2ポイント下回っています。

第8次埼玉県廃棄物処理基本計画では、「3Rの推進」を目指し、食品ロスの削減への県民運動の推進を図るほか、事業系ごみに対して市町村と共同し、事業系ごみ削減キャンペーン、市町村等のごみ処理施設における搬入物検査の実施などの取組が示されています。

このような県の計画を参考として、本市における取組の検討が必要です。[表 2-2-3]

表 2-2-3:国及び県の減量化・資源化目標と本市の実績との比較

	ΕΛ	玉	県	本	市
項目	区分	廃棄物処理法に基づ く基本方針 平成 28 年 1 月公表	第 8 次埼玉県廃棄物 処理基本計画 平成 28 年 3 月策定	国の目標値との比較	県の目標値との比較
1人1日当たり家庭系ごみ	基準年度及 び基準値	平成 12 年度	平成 25 年度 541 g/人•日 ^{*1}	_	平成 25 年度 465 g/人•日
排出量(旧家 庭ごみ-資源 物)	目標年度及 び目標値	平成 32 年度 500 g /人・日(25%減)	平成 32 年度 503 g/人・日(10% 減)	-	平成 29 年度 436g/人・日(6% 減)
	基準年度及 び基準値	目標設定無し	平成 25 年度 543 千 t /年	_	平成 25 年度 6,316 t
事業ごみ量	目標年度及 び目標値	目標設定無し	平成 32 年度 488 千 t /年 (10%減)	_	平成 29 年度 6,804 t (7.2%増)
ごみ排出量	基準年度及 び基準値	平成 24 年度 指数:100	目標設定無し	平成 24 年度 38,804 t	_
この排币重	目標年度及 び目標値	平成 32 年度 指数:88(12%減)	目標設定無し	平成 29 年度 37,620 t (3.1%減)	_
再生利用率	基準年度及 び基準値	平成 24 年度 21%	目標設定無し	平成 24 年度 29%	_
· 中土利用学	目標年度及 び目標値	平成 32 年度 27%	目標設定無し	平成 29 年度 34.3%	_
	基準年度及 び基準値	平成 24 年度 指数:100	平成 25 年度 49 g/人・日	平成 24 年度 1,592 t	平成 25 年度 29 g/人・日 ^{*2}
最終処分量	目標年度及び目標値	平成 32 年度 指数:86(14%減)	平成32年度 44g/人・日(10% 減)	平成 29 年度 1,167 t (36%減)	平成 29 年度 23 g/人·日*2(29% 減)

※1:家庭系ごみとは、生活系ごみから資源ごみを除いた値。

※2:最終処分量原単位

(1) 収集・運搬体制

ごみの収集・運搬は、民間に委託しています。収集・運搬に際しては、安全運転を 励行し、交通渋滞の回避、環境への負荷削減に努めています。

(2) 家庭ごみ訪問収集

高齢や障害がある等により、ごみ集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力を得られない世帯を対象に、自宅からごみを回収する「生活系ごみ訪問収集事業」を実施しています。燃やすごみ、燃やせないごみ、資源物(びん・かん・ペットボトル・プラスチック・新聞等)について、毎週1回、訪問して玄関先から一括で収集しています。

(3)収集・運搬量

収集・運搬量は平成 24 (2012) 年度の 28,652 t から 927 t 減少し、平成 29 (2017) 年度には 27,725 t (約 3 %減) となっています。燃やすごみは平成 24 (2012) 年度の 19,837 t から 369 t 減少し、平成 29 (2017) 年度には 19,468 t (約 2 %減) となっています。燃やせないごみは平成 24 (2012) 年度の 1,159 t から 143 t 減少し、平成 29 (2017) 年度には 1,016 t (約 12%減) となっています。資源物は平成 24 (2012) 年度の 7,404 t から 399 t 減少し、平成 29 (2017) 年度には 7,005 t (約 5 %減) となっています。粗大ごみは平成 24 (2012) 年度の 252 t から 16 t 減少し、平成 29 (2017) 年度には 236 t (約 6 %減) となっています。[図 2-2-18]

なお、資源物の減少の要因には、次のようなことが考えられます。

- インターネットの普及により紙媒体からの情報収集が減少
- 容器包装類の軽量化
- マイバックの普及、過剰包装の自粛
- 容器包装類の店頭回収、新聞店による自主回収の普及

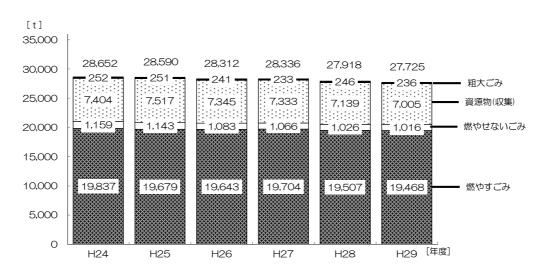


図 2-2-18: 収集・運搬量の推移

8 中間処理

(1)処理施設の概要

本市が所管する中間処理[◆]施設の概要と処理内容は、次のとおりです。 なお、施設の耐用年数は、建物が45年・設備機器が15年といわれています。 そこで、各施設において定期補修工事や修繕を行うことにより、延命化を図るなど、 適正な維持管理に努めています。[表2-2-4]、[表2-2-5]、[表2-2-6]、[表2-2-7]

表 2-2-4: ごみ焼却処理施設

項目	内容
処理能力	120 t /日(60 t /24 時間×2 炉)
処理方式	ストー力式◇
竣工年月	平成6年12月(平成26年度延命化工事完了)
運転管理	民間委託
処理内容	燃やすごみ、選別後の可燃物を焼却処理しています。

表 2-2-5: 粗大ごみ処理施設

項目	内容
処理能力	30 t /日 (5 時間)
処理方式	破砕◇・選別処理
竣工年月	昭和 59 年 8 月
運転管理	民間委託
処理内容	燃やせないごみ、粗大ごみを破砕し、可燃物、不燃物、
	資源(鉄)に選別処理しています。

表 2-2-6: あき缶資源化施設

項目	内容
処理能力	5 t /日 (5 時間)
処理方式	磁力選別処理・アルミ選別処理、圧縮処理
竣工年月	平成9年3月
運転管理	民間委託
処理内容	あき缶をスチールとアルミに選別処理し、圧縮成型しています。

表 2-2-7: プラスチック類処理施設

項目	内容
処理能力	13.2 t /日 (5 時間)
処理方式	手選別処理・圧縮処理
竣工年月	平成21年3月
運転管理	民間委託
処理内容	ペットボトル、プラスチック類を選別処理し、圧縮成型
	しています。

(2)中間処理量

① 焼却処理量

焼却処理量は平成 24 (2012) 年度の 27,028 t から 86 t 減少し、平成 29 (2017) 年度には 26,942 t (約 0.3%減) となっています。「図 2-2-19〕

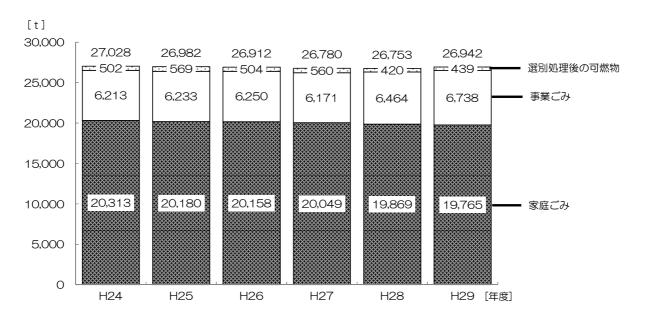


図 2-2-19: 焼却処理量の推移

② 燃やせないごみ、粗大ごみ処理量

燃やせないごみ、粗大ごみ処理量は、2,338 t から 2,502 t の間で推移しています。 [図 2-2-20]

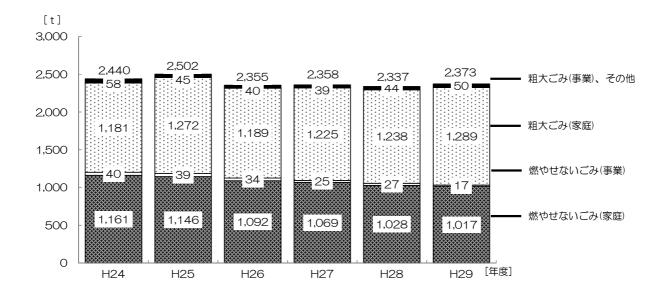


図 2-2-20: 燃やせないごみ、粗大ごみ処理量の推移

9 最終処分

(1) 最終処分の概要

本市は最終処分場を有していないため、残渣類は、埼玉県や民間の最終処分場に処分を委託しています。

最終処分量を削減するため、中間処理後に発生する焼却残渣[◇]や不燃残渣[◇]の一部について民間事業者に処理を委託してリサイクルしています。[表 2-2-8]

		_ · · //// // / / / /	>
残	渣	類	リサイクル方法
焼却灰			人工砂原料化◇、セメント原料化、
			再生砕石資源化
飛灰(ごみ焼却処理施設	め集し	セメント原料化	
選別処理後に回収される	。 残渣、	廃プラスチック類	ガス化、燃料化

表 2-2-8: 残渣類のリサイクル方法

(2) 最終処分量(埋立量)

最終処分量は残渣類をリサイクルしたことにより、平成 24 (2012) 年度の 1,592 t から 541 t 減少し、平成 29 (2017) 年度には 1,051 t (約 34.0%減) となっています。 [図 2-2-21]

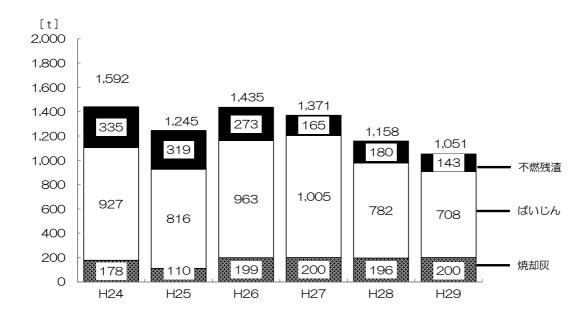


図 2-2-21: 最終処分量の推移

10 ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費は、年間13.5億円から11.3億円の間で推移しています。

平成 29 (2017) 年度における、ごみ処理原価は 1 人当たりでは年間約 8 千 2 百円、 1 世帯当たりでは年間約 1 万 8 千円、ごみ 1 k g 当たりでは 30 円となっています。 [表 2-2-9]

表 2-2-9:ごみ処理経費の推移

区分	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29
人	(人)	131,429	132,876	134,709	136,321	137,271	138,721
世帯	(世帯)	58,951	59,849	60,965	62,220	63,135	64,385
ごみ排出量	(t)	38,804	38,722	38,196	37,966	37,658	37,620
ごみ処理経費	(千円)	1,353,066	1,184,086	1,307,391	1,193,155	1,162,617	1,135,931
1人当たり年間ごみ処理原価	(円)	10,295	8,911	9,705	8,752	8,469	8,189
1世帯当たり年間ごみ処理原価	(円)	22,952	19,785	21,445	19,176	18,414	17,643
1kg当たりごみ処理原価	(円)	35	31	34	31	32	30

出典:本市の清掃事業概要

注:人口、世帯数は年度末

11 類似団体との比較

(1)類似団体との比較図

ごみ処理状況についての類似団体*(24団体)との比較は、次頁のとおりです。 本データは環境省実態調査に基づきます。(ここでは、本市における実績データも 実態調査から引用しています。最終処分率については処分量÷ごみ排出量により算出 した値です。)

環境省実態調査の人口は10月1日現在です。

1人1日平均ごみ排出量の生活系ごみには集団資源回収量を含んでいます。

環境省が示すリサイクル率とは本市の再生利用率に相当します。

ごみ処理経費に関しては、収集・運搬費、処理・処分費、運転管理費の合計で、施設の建設・改良費は年度ごとに変動が大きいため含んでいません。

類似団体との比較は、客観的に廃棄物処理の状況を評価し、本市がどのレベルにあるのか判断するための手法です。 [図 2-2-22]、[表 2-2-10]

^{※:}類似団体:年齢別人口構成、産業別就業人口の構成などに基づき、総務省が自治体を類型別に分類したもの。 関東圏内で市制を施行している類似団体は24団体あります。

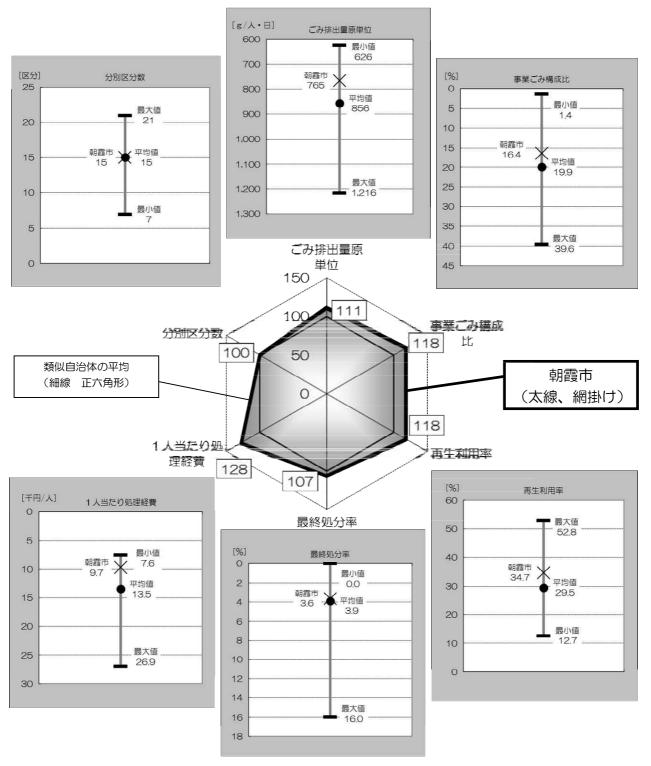


図 2-2-22:類似団体との比較

各評価項目とも平均値よりも上段にある場合、類似団体よりも取組の効果が高いことを示します。

- ○ごみ排出量原単位:類似団体平均よりも少ない。(排出抑制の取組効果が高い)
- ○事業ごみ構成比:類似団体平均よりも少ない。(事業ごみに対する抑制効果が高い)
- ○再生利用率:類似団体平均よりも多い。(資源物回収の取組効果が高い)
- ○最終処分率:類似団体平均よりも少ない。(ごみの減量効果が高い)
- ○1人当たり処理経費:類似団体平均よりも少ない。(費用対効果が高い)
- ○分別区分数:類似団体平均よりも多い。(資源物の分別収集に積極的)

表 2-2-10:類似団体との比較

県名	市区町村名	人口		日平均ごみ抗 (g/人・日)	非出量	家庭ごみ・ 構成比		再生利用率		処理及び維 持管理費(1 人当たり)	分別 区分数
		(J.)	全体	家庭ごみ	事業ごみ	家庭ごみ	事業ごみ	再生利用率	処分率	(千円/人)	(区分)
埼玉県	朝霞市	135,556	765	640	126	83.6	16.4	34.7	3.6	9.7	15
茨城県	土浦市	144,277	1,216	741	476	61.0	39.0	29.1	11.1	11.6	16
茨城県	取手市	109,056	914	737	177	80.7	19.3	27.4	3.3	7.6	16
埼玉県	鴻巣市	119,262	815	666	149	81.8	18.2	27.2	0.2	10.0	15
埼玉県	戸田市	134,722	903	632	271	70.1	29.9	19.8	6.9	9.0	18
埼玉県	入間市	149,556	884	724	161	81.9	18.1	23.5	6.9	11.1	13
埼玉県	富士見市	109,856	761	633	128	83.2	16.8	25.5	5.0	8.2	15
埼玉県	三郷市	137,356	970	733	238	75.6	24.4	15.4	8.4	7.6	7
埼玉県	坂戸市	101,310	779	642	138	82.3	17.7	29.6	2.8	12.2	16
埼玉県	ふじみ野市	112,730	803	619	184	77.1	22.9	29.9	3.4	12.9	17
千葉県	木更津市	133,923	1,146	692	455	60.4	39.6	22.3	3.0	19.7	12
千葉県	成田市	131,829	1,099	712	388	64.8	35.2	12.7	7.1	15.8	13
千葉県	我孫子市	132,859	854	679	176	79.5	20.5	24.4	16.0	13.6	20
千葉県	鎌ヶ谷市	109,483	819	644	176	78.6	21.4	22.9	8.0	10.6	14
東京都	武蔵野市	143,251	842	715	126	85.0	15.0	40.2	0.0	18.3	10
東京都	青梅市	136,840	847	727	120	85.8	14.2	35.6	0,0	17.7	14
東京都	昭島市	112,881	778	661	117	84.9	15.1	36.4	0.1	17.6	11
東京都	小金井市	117,851	626	617	9	98.6	1.4	52.8	0.2	26.9	14
東京都	国分寺市	119,914	695	639	56	92.0	8.0	45.6	0.1	23.2	14
東京都	東久留米市	117,102	770	656	114	85.2	14.8	34.0	0.0	14.1	12
東京都	多摩市	147,664	830	664	166	80.1	19.9	34.3	0,0	13.6	13
神奈川県	伊勢原市	101,575	874	722	152	82.6	17.4	21.5	6.0	11.3	21
神奈川県	海老名市	130,579	819	656	163	80.1	19.9	32.5	0.4	10.3	18
神奈川県	座間市	129,791	733	646	87	88.2	11.8	30,8	0.4	12.4	16
<u> </u>	平均値	125,801	856	675 変亚成 27	181	80.1	19.9	29.5	3.9	13.5	15

資料:環境省平成27年度廃棄物事業実態調査による。人口は平成27年10月1日現在。

志木市、和光市、新座市は類似団体ではありませんが、本市に隣接する市として参考 に掲載します。[表 2-2-11]

表 2-2-11: 近隣 3 市との比較

県名	県名 市区町村名		1人1日平均ごみ排出量 (g/人・日)			家庭ごみ・事業ごみ 構成比(%)		再生利用率、処分率 (%)		処理及び維 持管理費(1	分別 区分数
米口 神色動物口	111231313	(人)	全体	家庭ごみ	事業ごみ	家庭ごみ	事業ごみ	再生利用率	処分率	人当たり) (千円/人)	(区分)
埼玉県	志木市	73,953	783	630	152	80.5	19.5	29.5	4.7	8.8	13
埼玉県	和光市	80,705	770	648	121	84.2	15.8	29.0	3.8	10.3	13
埼玉県	新座市	163,674	799	648	151	81.1	18.9	27.1	4.9	8.3	15

12 これまでの取組の評価・検証

本市における第5次計画に定めた平成29 (2017) 年度目標値の達成状況及び施策の実施状況については、以下のとおりです。[表2-2-12]

(1) 平成 29 (2017) 年度目標値の達成状況

表 2-2-12: 平成 29 (2017) 年度目標値の達成状況

項目	指標	平成 29 年度目標値	評価				
块口	1日1示	平成 29 年度実績値					
計画目標							
─ ``フ↓+#⊦↓ ↓		平成 29 年度目標値: 38,336 t					
ごみ排出量(生活系ごみ+	ごみ排出量	平成29年度実績値:37,620 t (平成29年度目標値を達成し、さらに716 t (約2%)下回っている。)	0				
事業ごみ		平成29年度目標值:30.9%					
十集団資 源回収)	リサイクル率	平成 29 年度実績値: 27.3% (平成 29 年度目標値に対して 3.6 ポイント下回っている。) なお、残 渣類のリサイクル量も含めた再生利用率は34.3%となっている。	Δ				
	生活系ごみ排出	平成 29 年度目標値: 29,818 t					
	量	平成29 年度実績値: 29,077 t 平成29 年度目標値を達成し、さらに741 t (約2%) 下回っている。	0				
 生活系	人口	平成29年度目標値:132,600人(目標値は設定されていません。)					
ごみ		平成29年度実績値: 138,442人(平成30年1月1日現在)					
		平成29年度目標值:597g/人·日					
	1人1日当たりのごみ排出量	平成29年度実績値:574g/人・日 (平成29年度目標値を達成し、さらに17g/人・日(約3%)下回っている。)	0				
		平成29 年度目標值: 5,967 t					
事業ごみ	事業ごみ排出量	平成29年度実績値: 6,804 t (平成29年度目標値を837 t (約12%) 上回っている。)	Δ				
集団資源		平成29 年度目標値: 2,551 t					
	集団資源回収量	平成 29 年度実績直: 1,739 t	Δ				
		(平成29年度目標値を812 t (約32%) 下回っている。)					

出典:本市の清掃事業概要

評価の凡例: 〇平成 29 年度の計画どおりに実施できた指標

△平成29年度の計画の一部が実施できなかった指標

(2) 基本施策の実施状況

第 5 次計画で定めた各種施策の平成 29 (2017) 年度までの実施状況は、以下のとおりです。 [表 2-2-13] ~ [表 2-2-19]

表 2-2-13:施策の実施状況の確認

	<i>(-</i> 2	施策の概要					
項目	細目	主な実施状況	評価				
排出抑制	<u> </u> 計画(リテ	デュース・リユース)					
17) EL 17)(1).	環境教育の	環境学習の機会の提供 ごみの減量、分別に対する意識の向上					
	充実	・3R推進団体協働事業を開催。参加者:23人・クリーンセンター見学会を開催。見学者数:1,159人	0				
		・リサイクルプラザ^ヘにおける情報提供・定期的な情報誌の発行・各種教室、講座、イベントの実施・広報紙、ホームページにおけるごみの減量意識啓発のための情報提供					
	市民への意識啓発	 ・ごみ処理に関する情報を市ホームページに掲載。 ・ごみ処理に関する情報を広報あさかに記事を掲載。 ・啓発用のパンフレットを発行。 ・リサイクルプラザ企画運営協議会◇と協働で各種講座等を開催。 延べ講座数:35回、延べ参加者数:569人 ・ごみ分別アプリを導入している、自治体の利用状況効果の確認。 	0				
生活系ごみ	啓発イベン トの実施	 6月の環境月間[◇]におけるイベントの実施 10月の3R推進月間[◇]におけるイベントの実施 店頭啓発事業を実施。 場所:5月実施 マルエツ溝沼店、10月実施 コモディイイダ 朝霞仲町店 	0				
<u>C</u> β	生ごみ減量化の推進	 ・水切りの推進 ・食品ロスへの取り組み推進 ・広報あさか8月号、ホームページで「食品ロス」の記事を掲載。 ・エコネットへ生ごみの水切りの記事を掲載。 ・店頭啓発活動において啓発物(水切りネット)を配布。 ・6月の環境月間事業で、市役所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、リサイクルプラザで水切ネットを配布。 ・リサイクルプラザで、食品ロスになる食品の回収及び配布。 	0				
	再使用・再 生利用の促 進	 ・不用品の再使用、再生利用の促進 ・リサイクルプラザにおける再生販売事業及びリサイクルショップ事業 ◇の推進 ・広報、ホームページにおいてプラスチック資源ごみのごみ分別の 啓発を行った。 ・リサイクルプラザにおいて、家具類の再生販売と、不用となった生活 用品等をリサイクルショップで預かり、必要な方に販売。 ① [家具類] 展示件数 634 件、申込件数 2,400 件、販売件数 561 件、販売金額 1,122,100 円 	0				

評価の凡例: 〇平成 29 年度の計画どおりに実施できた指標

△平成29年度の計画の一部が実施できなかった指標

表 2-2-14: 施策の実施状況の確認

	<u>表 2-2-14・脆泉の実施状況の確認</u> 施策の概要				
項目	細目		評価		
		主な実施状況			
排出抑制	計画(リデ	ュース・リユース)			
生活系ごみ		・ 国や関係機関などに対して要望			
	店頭・販売 店回収の促 進	 ● EPR(生産者責任)法の制定について社団法人全国都市清掃会議 (以下「全都清」という。)を通じて国や関係機関などに要望を行った。 ● 資源回収ボックス設置・エコバッグ[◆]推進店舗の情報を市ホームページ に掲載。 	0		
	生活系ごみ	・ 生活系ごみ有料化の検討			
	有料化の検 討	・ 県内他自治体での動向、効果の把握を行った。	0		
		事業ごみの減量、再資源化についての意識啓発ごみ集積所への排出禁止の指導			
	事業者への意識啓発	事業系ごみの搬入検査を実施。ごみ集積所への事業ごみの排出に対して警告シールを貼付したほか、事業者に対して、事業系ごみとして自ら処理するように指導。	0		
	ごみの減量・再資源 化事業の検 討	 ・ エコショップ、エコオフィス◇などの認定制度の検討 ・ 事業系一般廃棄物減量等計画書◇の対象事業所の拡大 ・ 事業系一般廃棄物減量等計画書の提出対象事業所の拡大を検討するため、市内事業所の状況について調査。 ・ 事業者における資源回収ボックスの設置店舗、エコバッグの販売店、ポイント割引制度のある店舗の情報をホームページへ掲載。 	0		
赤₩一 "つ.	小規模事業 者に対する 適正排出の 推進	・ 有料ごみ袋制度等の検討・ 委託収集業者からの情報を基に情報収集を行い、ごみ集積所への排出 事業者が判明した場合は、適正なごみ排出について直接事業者へ指 導を実施。	0		
事業ごみ		 事業系生ごみ減量化の検討 民間堆肥化施設における処理量の調査を実施。 調査結果(堆肥化量)○学校給食センター:24,161kg ○朝霞市立保育園:8,518kg、○社会福祉協議会:885kg ○本田研究所(朝霞市内):68,732kg、○合計:135,860kg 事業所の生ごみの排出状況を調査。 	0		
	等の責任の 確立	国や関係機関への要望 EPR(生産者責任)法の制定について、各種リサイクル諸法の見直しについて全都清を通じて国や関係機関などに要望を行った。	0		

評価の凡例:〇平成29年度の計画どおりに実施できた指標

△平成29年度の計画の一部が実施できなかった指標

表 2-2-15: 施策の実施状況の確認

7	細目	施策の概要				
項目		主な実施状況	評価			
再資源化計画(リサイクル)						
	分別排出の 徹底	1. 从国际(英語)田国語:跨国語:不从人力儿語),从集積时田分別差				
		・朝霞市地域リサイクル活動推進。・集団資源回収活動が促進されるよう、市ホームページに記事を掲載したほか、店頭啓発活動で制度啓発チラシを配布。	Δ			
生活系ごみ	小型家電品 の再資源化	 ・小型家電品からのレアメタルなどの資源物回収促進 ・クリーンセンターにおけるピックアップ回収のほか、拠点回収を実施。 拠点回収:市役所、リサイクルプラザ、朝霞台出張所 回収実績(合計) 小型家電:回収量 29,120kg 売払額 3,131円 	0			
	学習機会の 提供	・リサイクルプラザにおける学習会、講座、環境大学◇の開催 ・あさか学習おとどけ講座◇ ・クリーンセンター見学会の開催 ・リサイクルプラザにおいて、環境大学や講座等を開催。 環境大学:計4回開催 参加者 142人、講座等:参加者 569人 ・クリーンセンター見学会を実施。	0			
	紙類の資源 化推進	・ペーパーリサイクル[◇]及び分別の周知・ごみ処理・再資源化の状況をホームページへ掲載。・店頭啓発活動で、雑がみの啓発を実施。	0			
		・生ゴミリサイクル及び分別の周知。 ・生ごみ再資源化実施の情報収集を実施。				
		・再生品の購入・使用を周知、環境負荷のかからない商品の利用促進 ・リサイクル家具類の展示販売について、ホームページに掲載。	0			

評価の凡例: 〇平成 29 年度の計画どおりに実施できた指標

△平成29年度の計画の一部が実施できなかった指標

表 2-2-16:施策の実施状況の確認

75 0	細目	施策の概要				
項目		主な実施状況	評価			
再資源化	再資源化計画(リサイクル)					
	関係情報の 収集・提供	・ 啓発用のパンフレットを作成し配布・10 月の環境月間事業で、市内の一般廃棄物許可業者と契約している事業所及びクリーンセンターへ直接搬入している事業所へ、再資源化のリーフレットを配布。・ホームページへ事業ごみ削減、再資源化の情報を掲載	0			
	実地検査・ 指導の実施	 実地検査の実施及びごみ減量化、再資源化の指導 対象事業所から提出された事業系一般廃棄物減量等計画書の内容を確認。提出事業所数:40件。 計画書を提出の事業者の中からごみ排出量の多い1社を実地検査。業者名:オリンピック朝霞台店 ごみ集積所に排出された事業ごみの排出者が特定できた場合に、直接事業所へ行き指導を実施。 				
事業ごみ	紙類資源化 の推進	 再資源化ルートの確立、周知 クリーンセンターへの事業系ごみの持ち込みの際に、可燃ごみと紙類の分別を指導するとともに、古紙問屋への持込み案内を実施。 市内の一般廃棄物許可業者と契約している事業所及びクリーンセンターへ直接搬入している事業所へ、紙類の再資源化にかかるリーフレットを配布。 紙類の再資源化に関する情報収集を実施。 	0			
	生ごみ再資源化の推進	 生ごみ再資源化の啓発、促進 10月の環境月間事業で、市内の一般廃棄物許可業者と契約している事業所及びクリーンセンターへ直接搬入している事業所へ、生ごみ再資源化のリーフレットを配布。 実地検査を行った、オリンピック朝霞台店において食品リサイクル法遵守の確認を実施。 	0			

評価の凡例:〇平成29年度の計画どおりに実施できた指標

△平成29年度の計画の一部が実施できなかった指標

表 2-2-17: 施策の実施状況の確認

-7 -5 49 -5		施策の概要			
項目	細目	主な実施状況	評価		
収集・運搬計画					
ごみ集積所の管理	分別の徹底	分別の徹底に関する周知、啓発 ホームページ、広報あさかへ、プラスチック資源ごみ分別の啓発や異物の混入状況について掲載 ごみの収集時に、不適切な分別のごみ袋に警告シールを貼付し、改善を要求。収集員による貼付件数:21,274 件、職員パトロールによる貼付件数:46 件 管理が不十分なごみ集積所の利用者に対して、ごみ分別パンフレット等を配布し、管理の改善を要求。実施件数:4件(43 世帯) 分別容器交換・新規交換数 びん:157 個、かん:191 個ペットボトル:258 個、不燃:178 個・ごみ集積所及び資源物持ち去り防止監視パトロール業務を実施。	0		
	安全管理の 徹底	・劇薬物、感染性廃棄物[◇]、在宅医療廃棄物[◇]等の排出に関する情報提供・市ホームページ、広報あさかに、集積所排出のプラスチック資源ごみの中に危険物等(スプレー缶、注射針等)を混入させないように啓発記事を掲載	0		
	ごみ排出マナーの向上	 ・マナー向上の推進 ・ごみ集積所監視パトロールの実施 ・ごみ集積所用分別看板を配布。配布枚数:55枚 ・不法投棄◇について警告シールを貼付の上、状況に応じて1週間様子を見て、変化がなければ収集業者または、クリーンセンターで回収。回収件数:75件 ・不法投棄について関係機関と情報収集行い収集を実施。 	0		
収集業務の向上		・ 効率的な収集体制の検討・収集業務委託を実施している、委託業者2社と委託 調整会議を開催。	0		
事業ごみ排出の適正化		 ・事業者に対する指導の強化、啓発 ・ごみ集積所への事業ごみの排出に対して警告シールを貼付したほか、 排出が判明した事業者に対して、事業系ごみとして自ら処理するよう に指導。 ・ホームページへ、事業ごみの適正排出について掲載 ・事業ごみの出し方について、パンフレットを作成し、ホームページへ の掲載やクリーンセンター窓口で配布。 	0		
高齢者・障害のある方 への支援		・市のホームページへ戸別訪問収集の記事の掲載、市内の介護事業者、市役所(長寿はつらつ課、障害福祉課)へ制度の周知を行っており、家庭ごみ訪問収集実施要綱に基づき、戸別訪問収集を実施。 実績:新規申請件数:28世帯、平成30年3月末現在:103世帯	0		

評価の凡例:〇平成29年度の計画どおりに実施できた指標

△平成29年度の計画の一部が実施できなかった指標

表 2-2-18:施策の実施状況の確認

	<u> </u>			
項目細目	施策の概要			
块 日 和 日	主な実施状況	評価		
中間処理計画				
	• 各処理施設の運転管理、清掃、点検、修理の実施、適正な維持管理			
安全・適正な維持管理	・日常の点検整備のほか、定期補修工事の実施により、ごみ処理に支障のないよう、施設の維持管理を実施。 2号炉補修工事 平成 29 年 11~12 月施工、1号炉補修工事 平成30年1~2月施工、共通系補修工事 平成30年2月施工	0		
	・ 施設更新の実施経過、実施内容			
計画的な整備計画	 ごみ焼却処理施設の更新に向けて各業務を実施。 概要整備計画等の策定期間(平成27年度~29年) 工事期間(平成30年度~33年度) 本稼動(平成34年4月) 実施業務 施設整備基本計画策定業務(業務完了) 測量業務(業務完了) 生活環境影響調査業務(業務完了) PFI等事業方式選定調査業務(業務完了) PFI等事業者選定アドバイサリー業務(業務未完了) 平成29年6月5日 全員協議会にて新施設の建設延期を報告。 平成29年7月22日 ごみ焼却処理施設建設事業の延期についての説明会を開催。 粗大ごみ処理施設の粗大ごみ破砕機投入フード整備及びコンプレッサ交換等工事を実施。 プラスチック処理施設のプラスチック類選別ライン破除袋機等の消耗部品の交換及びペットボトル結束機部品交換修繕を実施。 	0		
	 新たなごみ処理技術の情報収集 			
新技術の情報収集	・ごみ処理に関する情報誌や処理施設の視察研修に参加。平成 29 年度 全都清関東地区協議会 施設見学会視察先:武蔵野クリーンセンター	0		
	・ 広域処理の検討			
広域処理の検討	・平成26年3月に、ごみ処理を本市単独で継続することの方針となったため、広域処理は未検討。	_		

評価の凡例: 〇平成 29 年度の計画どおりに実施できた指標

△平成29年度の計画の一部が実施できなかった指標

表 2-2-19: 施策の実施状況の確認

<u> </u>				
項目細目	施策の概要	評価		
-	主な実施状況	от іш		
最終処分計画				
	• 最終処分場の確保			
最終処分場の確保	 ごみ処理ルートに関する情報をホームページへ掲載。 3か所の最終処分場で、焼却灰等の埋立処分を実施。 埼玉県への処分実績 主 灰: 199.90 t / 不燃物: 143.40 t 残容量: 110万6,598 mfH30.1 末) 群馬県への処分実績 固化灰: 597.40 t 残容量: 201万0,107 mfH30.3 末) 山形県への処分実績 主 灰: 48.58t、固化灰: 110.69 t 残容量: 24万mfH30.3 末) 	0		
	ごみの減量化、再資源化の推進			
最終処分場の延命化	 ・最終処分場での埋立処分を減らし、再資源化を推進。 焼却灰をセメント原料へ再資源化。(主灰:446.63 t /飛灰:55.39 t) 焼却灰を人工砂原料へ再資源化。(主灰:1,346.41 t) 廃プラスチック残渣等を焼却し熱エネルギーを再資源化。 (廃プラ:857.66 t)、(ビデオテープ:76.68t) (軟質プラ:788.18 t) 焼却灰を再生砕石へ再資源化しました。 (焼却灰:590.88t)、(固化灰:199.88t) 			
最終処分とリサイク	• 現地調査の実施			
ル処理の現地調査・ 確認	最終処分場の現地視察を実施。最終処分場:3か所(埼玉県、群馬県、山形県)			
	・ 自然環境への負荷に関する情報提供			
自然環境への負荷の低減	・市ホームページに、ごみ処理フローを掲載したほか、リサイクルプラザ に廃棄物、焼却灰に混入していた不純物を展示し、ごみの処分、リサイ クルの現状を市民へ周知。			
災害廃棄物処理計画				
被災時の処理体制の 確保 ・平成 29 年度災害廃棄物の発生量: 15,760kg。 ・平成 29 年度に埼玉県主催で行われました図上訓練に参加。 ・平成32年度中の策定を目指して災害廃棄物処理基本計画の		0		
支援体制の確保	・埼玉県及び県内市町村等による「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」に基づく、協力や支援の要請に至る災害はありませんでした。・平成32年度中の策定を目指して災害廃棄物処理基本計画の策定を開始。			

評価の凡例:〇平成29年度の計画どおりに実施できた指標

△平成29年度の計画の一部が実施できなかった指標

第3章 課題の整理

ごみ処理の現状を踏まえ、本市における課題を整理すると、以下のとおりです。

1 排出抑制

ごみ排出量は減少傾向を示し、推計値を下回り、ごみ排出量原単位は、国、県及び類似団体の平均値を下回っています。また、生活系ごみ量、生活系ごみ原単位、事業ごみ量について、いずれも推計値を下回っており、これまでの取組の成果として一定の評価ができると考えられます。市民アンケート調査結果からも、市民のごみ減量・リサイクルに対する関心は高く、日頃から様々な取組を行っていることがわかります。

ただし、ごみ排出量は平成 26 (2014) 年度から平成 29 (2017) 年度の間は年平均 0.5% 減少((38,196 t -37,620 t)/38,196 t $\times 100 \div 3$)となっており減少率が鈍化しています。 要因としては、事業系ごみの増加が一因と考えられます。 (平成 29 (2017) 年度目標値 5,967 t に対して実績値 6,804 t)

今後は、これまでの取組の継続と推進を図るとともに、ごみ排出量原単位が本市を下回る類似団体などにおける取組などを参考としながら、さらにごみを削減することが課題となります。

2 リサイクル

集団資源回収量、集団回収率は、減少傾向を示し、資源物の収集量も減少傾向を示しています。そのため、集団資源回収量及びリサイクル率は、推計値を達成できていません。ただし、残渣類のリサイクルも含めた再生利用率は、国、県及び類似団体の平均値を上回っており、これまでの取組の成果として一定の評価ができると考えられます。

今後は、集団資源回収について、制度の情報提供と周知を徹底し、市民へ浸透させて 集団回収率の向上や資源物の分別収集の推進及び新たな取組の検討が課題となります。

さらに、小型家電リサイクル法の施行に伴い、本市でも平成25 (2013) 年11月より小型家電製品のリサイクルを開始し、平成27 (2015) 年度から拠点での回収も開始しました。今後も実績の検証と社会情勢を踏まえ、より効果的な取組方法の検討が課題となります。

3 収集・運搬

燃やすごみの中には、紙・布類、プラスチック類が大量に含まれています。

本市では、新聞、ダンボール、紙パック、雑誌・雑紙、布類、ペットボトル、プラスチック資源を分別収集しリサイクルを推進しており、こうした資源物の分別徹底が課題となります。また、収集・運搬に際しては、運搬車両の安全運行励行による事故防止や効率的かつ効果的な収集・運搬を確保することが課題となります。

さらに、今日の収集・運搬車両の技術革新などにより、省資源・省エネ及び温室効果ガス^令の低減が図れ、市民への啓発も期待できる車両などが登場しており、これらの採用も視野に入れ、収集・運搬体制の再検討が課題となります。

4 中間処理

本市のごみ焼却処理施設は、平成6 (1994) 年 12 月に竣工し、老朽化が進行していることから、平成22 (2010) 年度から5 か年計画で延命化対策工事を平成26 (2014) 年度に完了しました。

ごみ処理事業の効率化、合理化、未利用エネルギーの活用推進を図るため、次の施設 更新の際には、第2次埼玉県ごみ処理広域化計画による和光市との広域処理についての 検討、地球温暖化防止対策として温室効果ガスの排出抑制、大規模災害時の廃棄物処理 についての検討が課題となります。また、過去の市民アンケート調査結果において、施 設を建て替える際に重要と考える事項については、公害防止、余熱利用、耐震への配慮 が高い割合を占めており、これらについて十分配慮した施設整備の推進が課題となりま す。

5 最終処分

本市は最終処分場を有していないため、これまで焼却灰、ばいじん、不燃残渣の一部を埼玉県や市外の民間の最終処分場で処分し、その他を人工砂原料化、セメント原料化、ガス化する等して再資源化することにより、最終処分量の削減に努めてきました。

そのため、最終処分量は、平成 26 (2014) 年度に対して平成 29 (2017) 年度は 384 t 減少しており、最終処分率は、類似団体の平均値を下回っています。

市民に対して本市の最終処分の現状や取組に対する情報提供を行い、市民の協力の下、 今後もごみの排出抑制、リサイクルを積極的に推進することにより、さらに最終処分量 を削減することが課題となります。また、最終処分場における処分量には限りがあるこ とから、最終処分を継続的に安定して行うために、最終処分場の確保が課題となります。

第4章 基本理念 基本方針等

1 基本理念

私たちは、便利で快適な生活を求めて高度に経済社会を発展させてきました。その結果、天然資源の枯渇や地球温暖化など様々な地球環境の問題とともに、廃棄物の排出量の増大と質的な多様化などの問題をもたらしました。こうした問題は、物質的な豊かさの追求に重きを置いてきた価値観やライフスタイルに要因の多くがあります。

地球環境を健全な状態にして将来の世代に引き継ぐことにより人類が持続的に発展するためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した循環型社会に転換していく必要があります。

それには、市民一人ひとりが、これまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、 市民・事業者・行政の3者が各々の役割と協働の基に、それぞれの立場で環境に配慮し た具体的な行動を起こすことが最も重要です。

本市は、平成 24 (2012) 年 3 月に「第 2 次朝霞市環境基本計画」を策定し、「水と緑を育む 環境にやさしいまち 朝霞」を望ましい環境像として定め、本市の環境を構成する要素である「地球環境」の環境目標として、「低炭素・循環型社会の構築」を掲げています。

その上で、日常生活での省資源、省エネルギーなどの環境負荷の少ない社会システムやライフスタイルを確立し、地球環境保全に貢献するまちづくりを目指しています。

以上を踏まえて、本計画においては、「市民一人ひとりが自然に気を配り、環境に負担をかけないまち 朝霞」を本市が目指す望ましい将来像とし、そのための基本理念を次のとおりとします。

基本理念

市民・事業者・行政の3者の協働による低炭素・循環型社会の構築

2 基本方針

低炭素・循環型社会の構築を目指すための基本方針を次のとおり定め、これらの基本 方針に沿って取組を推進していくこととします。

方針1:3Rが根づいた社会づくり

循環型社会を構築するために、第一にごみの発生・排出をできる限り抑制(Reduce)し、第二にごみとして排出する前に再使用(Reuse)を心がけ、第三にごみを排出する場合には原材料としてリサイクル(Recycle)し、残ったごみは適正処理するとともに熱回収し、最後に適正処分する3Rが根づいた社会づくりを推進します。

方針 2: 市民・事業者・行政の役割分担に基づく低炭素・循環型社会の形成

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担することを前提とした3者のパートナーシップに基づく低炭素・循環型社会の形成を推進します。その役割分担としては、市民は環境配慮型の生活様式を選択し、事業者は「排出者責任」、「拡大生産者責任〉」の観点から製品が廃棄された後まで責任を持ち、行政は3者のパートナーシップに基づいて協力関係を構築します。

方針3:安心・安全で環境負荷の少ない廃棄物処理システムづくりの推進

ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、安心・安全で環境負荷の少ない廃棄物処理システムづくりを推進します。ごみ処理費用をできるだけ低減するために、収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、経済性を考慮した効率的な事業運営を推進します。

市民、事業者、行政のそれぞれの役割は、次のとおりとします。「図 2-4-1]

市民

○排出者としての自覚 ○ライフスタイルの見直し

資源の消費に伴う環境負荷を認識し、商品の選択、購入、消費などの行動を通して、大量消費型から環境にやさしいライフスタイルに切り替えていきます。

市民と行政が連携

市民と事業者が連携

市民・事業者・行政の 協働による3Rの推進

行政

- ○ごみが循環する仕組みづくり
- ○適正処理・処分の推進

低炭素・循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化・資源化に重点を置いた取組を推進します。

また、ごみの適正処理を推 進するために、処理体制の充 実に努めます。

事業者

○ごみの適正処理 ○排出責任の徹底

商品の製造及び販売など に伴う環境負荷を軽減する ため、排出者責任に基づき、 資源の循環利用とごみの適 正処理を行い、地域社会に おけるゼロエミッション[◆] を目指します。

行政と事業者が連携

図 2-4-1:市民、事業者、行政の役割

第5章 ごみ減量化・資源化目標

1 目標設定の考え方

本市の平成 29 (2017) 年度におけるごみ排出量などの実績値は、一部の指標において目標値を達成していますが、目標達成のため、本計画の基本理念である「市民・事業者・行政の3者の協働による低炭素・循環型社会の構築」に向け、さらに、ごみの減量化・資源化を推進する方針に基づき、第5次計画の目標値を見直し、新たに数値目標を設定することとします。[表 2-5-1]

表 2-5-1:数値目標を設定する項目

<u> </u>				
指標	単位	備。考		
 ごみ排出量	t /年	生活系ごみ排出量、事業ごみ排出量、集団資源回		
	ι / 11	収量の合計		
		リサイクル率=(集団資源回収量+クリーンセン		
リサイクル率	%	ターで中間処理後に回収される資源及び搬入さ		
		れた資源の量)÷ごみ排出量		
		再生利用率=(集団資源回収量+クリーンセンタ		
 再生利用率	%	ーで中間処理後に回収される資源及び搬入され		
舟土利用平 	%	た資源の量+焼却残渣のリサイクル量)÷ごみ排		
		出量		
家庭系ごみ排出量	t /年	 生活系ごみ一資源物		
	1/4 エルボング 真源初			
生活系ごみ排出量	t/年	家庭系ごみ排出量+資源物		
1人 1 日当たりの生活	/	生活系ごみ排出量を人口及び年間日数で割って		
系ごみ排出量	g/人·日	求めた値		
事業ごみ排出量	t/年	_		
		 集団資源回収の構成比=集団資源回収量÷資源 		
	× %	物総量(集団資源回収量+クリーンセンターで中		
集団資源回収率		間処理後に回収される資源及び搬入された資源		
		の量)		
		/		

2 ごみ減量化・資源化目標

本計画における平成 35 (2023) 年度のごみ減量化・資源化目標及び平成 40 (2028) 年度の推計値は、次のとおりです。「表 2-5-2]

表 2-5-2:ごみ減量化・資源化目標

指標	単位	平成24年度(基準年度)	平成 29 年度 (改定後の基準 年度)	平成 35 年度 (第5次目標年度)	平成 40 年度 (目標達成後の推計値)
ごみ排出量	t /年	38,804	37,620	(推計値) 36,053 (目標値) 33,701	(推計値) 35,361 (目標値) 32,675
				※10.4%削減	※13.1%削減
				(推計値) 25.7	(推計値) 24.6
リサイクル率	%	28.9	27.3	(目標値) 30.9	(目標値) 32.6
				※3.6 ポイント増加	※5.3 ポイント増加
				(推計値) 32.8	(推計値) 31.9
再生利用率	%	35.2	34.3	(目標値) 37.6	(目標値) 39.1
				※3.3 ポイント増加	※4.8 ポイント増加
				(推計値) 27,534	(推計値) 26,642
生活系ごみ排出量	t/年	30,059	29,077	(目標値) 25,148	(目標値) 24,114
				※13.5%削減	※17.1%削減
 1人1日当たりの				(推計値) 521	(推計値) 487
生活系ごみ排出量	g/人•日	626	574	(目標値) 476	(目標値)441
エルボンの排山里				※17.1%削減	※23.1%削減
				(推計値) 7,304	(推計値) 7,790
				(目標値) 6,804	(目標値) 6,804
事業ごみ排出量	t/年	6,311	6,804	※増減なし	※増減なし
				※推計値に対して	※推計値に対して
				7.3%削減	14.5%削減
				(推計値) 12.3	(推計値) 9.5
集団資源回収率	%	% 21.7	17.0	(目標値) 16.8	(目標値) 16.5
				※O.2 ポイント減少	※0.5 ポイント減少

※: 改定後の基準年度(平成29(2017)年度)に対しての増減率を示す。

3 ごみ排出量等の将来予測(推計値)と数値目標との比較

ごみ排出量等の将来の予測(推計値)を算定する場合、「ごみ処理基本計画策定指針」 (平成28(2016)年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づきトレンド 法により行います。

トレンド法とは、年度の経過とごみ量の推移の関係を示す推計式を求め、求めた推計 式に基づき、将来、年度が経過した場合にどの程度ごみ量が変化するかを予測する手法 です。(これを回帰分析といいます。)

トレンド法に用いられる推計式には様々な種類がありますが、将来予測に用いる推計式は、実績値の推移と適合性の高い推計式を採用します。

その上で、それぞれの回帰分析で推計する項目は、「1人1日当たりの生活系ごみ排出量」・「事業ごみ排出量」・「集団資源回収量」で、「べき乗曲線式」を採用します。

予測は、平成30(2018)年度~平成40(2028)年度までの11年間について行います。

4 1人1日当たりの生活系ごみ排出量

1人1日当たりの生活系ごみ排出量について、実績値に基づき回帰分析を行い適合性の高いべき乗曲線式により推計すると、平成29(2017)年度実績に対し、平成35(2023)年度は9.2%(53g/人・日)減少、平成40(2028)年度は15.2%(87g/人・日)減少する見通しです。

減量化目標は、市民の意識啓発を推進することなどにより、推計値よりもさらに低減した値を目指し、平成 29 (2017) 年度実績に対し、平成 35 (2023) 年度は 17.1% (98 g/人・日) 削減、平成 40 (2028) 年度は 23.2% (133 g/人・日) 削減するものとして設定します。 [図 2-5-1]

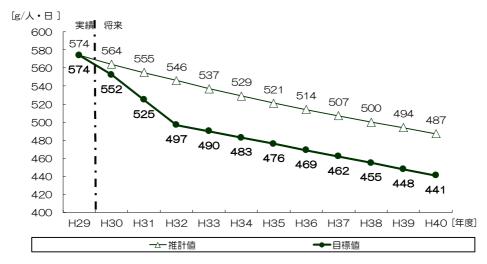


図 2-5-1:1人1日当たりの生活系ごみ排出量の推計値と目標値

5 事業ごみ排出量

(1) 事業所契約件数推計値

事業所契約数推計値について、実績値に基づき回帰分析を行い適合性の高い対数式により推計すると、平成29(2017)年度実績に対し、平成35(2023)年度は23.3%(251件)増加、平成40(2028)年度は40.2%(433件)増加する見通しです。[図2-5-2]

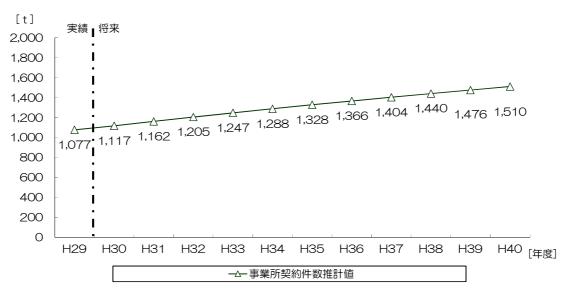


図 2-5-2: 事業所契約件数の推計値

(2) 事業ごみ排出量

事業ごみ排出量について、実績値に基づき回帰分析を行い適合性の高いべき乗曲線式により推計すると、平成29(2017)年度実績に対し、平成35(2023)年度は7.3%(500 t)増加、平成40(2028)年度は14.5%(986 t)増加する見通しです。

事業活動に伴う廃棄物は排出者責任、拡大生産者責任があることを明確にして、事業者への3Rの取組を指導することなどにより、平成29(2017)年度実績に対し、平成35(2023)年度、平成40(2028)年度は排出量増加を抑制するものとして平成29(2017)年度の排出量6,804tと設定します。[図2-5-3]

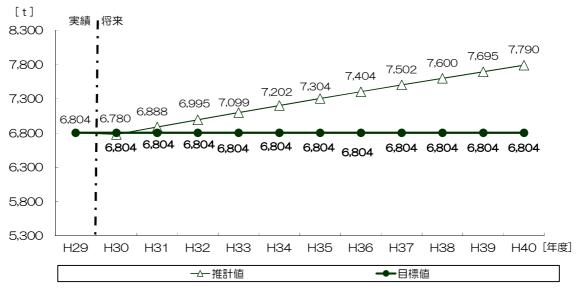


図 2-5-3:事業ごみ量の推計値と目標値

6 集団資源回収率

(1)集団資源回収率

集団資源回収量の資源物総量に占める割合について、平成29(2017)年度実績に対し、平成35(2023)年度は16.8%(0.2ポイント減少)、平成40(2028)年度は16.5%(0.5ポイント減少)するものとして設定します。[図2-5-4]

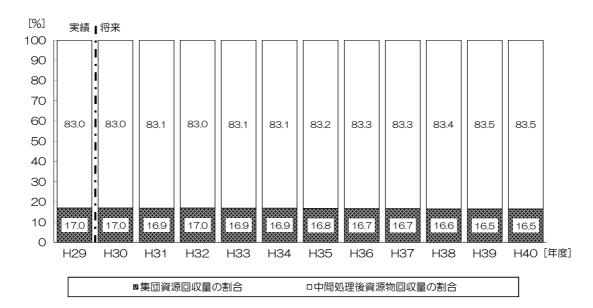


図 2-5-4:集団資源回収量の資源物総量に占める割合

(2)集団資源回収量の推移

集団資源回収量について、実績値に基づき回帰分析を行い適合性の高いべき乗曲線式により推計すると、平成29 (2017) 年度実績に対し、平成35 (2023) 年度は523 t (30.1%) 減少、平成40 (2028) 年度は809 t (46.5%) 減少する見通しです。これに対して、減量化目標、資源化目標を達成した場合の集団資源回収量は、平成29 (2017) 年度実績に対し、平成35 (2023) 年度は9 t (0.5%) 増加、平成40 (2028) 年度は17 t (1.0%) 増加するものとして設定します。[図2-5-5]



図 2-5-5:集団資源回収量の推移

7 ごみ排出量

ごみ排出量の推計値は、生活系ごみ排出量、事業ごみ排出量、集団資源回収量を加算して算出します。推計値は平成 29 (2017) 年度実績に対し、平成 35 (2023) 年度は 1,567 t (4.1%) 減少、平成 40 (2028) 年度は 2,259 t (6.0%) 減少する見通しです。これに対して、減量化目標、資源化目標を達成した場合のごみ排出量は、平成 29 (2017) 年度実績に対し、平成 35 (2023) 年度は 3,919 t (10.4%) 削減、平成 40 (2028) 年度は 4,945 t (13.1%) 削減するものとして設定します。[図 2-5-6]



図 2-5-6:ごみ排出量の推計値と目標値

8 生活系ごみ排出量

「4 1人1日当たりの生活系ごみ排出量」で求めた1人1日当たりの生活系ごみ排出量(推計値)に人口と年間日数を乗じて算出した生活系ごみ排出量は、平成29(2017)年度実績に対し、平成35(2023)年度は1,543 t (5.3%)減少、平成40(2028)年度は2,435 t (8.3%)減少する見通しです。これに対して、減量化目標、資源化目標を達成した場合の生活系ごみ排出量は、平成29(2017)年度に対し、平成35(2023)年度は3,929 t (13.5%)削減、平成40(2028)年度は4,963 t (17.1%)削減するものとして設定します。[図2-5-7]

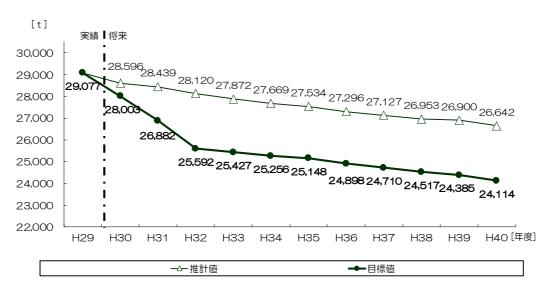


図 2-5-7: 生活系ごみ排出量の推計値と目標値

9 リサイクル率

1人1日当たりの資源物排出量は実績値と同様に今後も減少するものとして、ごみ排出量及びごみ処理量に実績値から求めたごみの種類ごとの割合を乗じて各資源物量を算出します。各資源物量に「6 集団資源回収率(2)集団資源回収量」で示した集団資源回収量を加算して資源物の合計値を求め、ごみ排出量で割りリサイクル率を算出します。推計計算に基づく場合、リサイクル率は、やや減少する見通しです。

その上で目標を設定する場合、広報啓発の推進、資源物の分別徹底などにより1人1 日当たりの資源物量は横ばいで推移するものとして設定し、人口と年間日数を乗じて資源物量を算出します。中間処理後の資源物量に関しては推計計算に基づく場合と同様に ごみ処理量に実績から求めた比率を乗じて算出します。

こうして求めた資源物量の合計値をごみ排出量で割りリサイクル率を算出します。

資源化目標を達成した場合のリサイクル率は、平成 29 (2017) 年度の 27.3%に比べ、 平成 35 (2023) 年度に 30.9% (3.6 ポイント増加)、平成 40 (2028) 年度に 32.6% (5.3 ポイント増加) として設定します。[図 2-5-8]

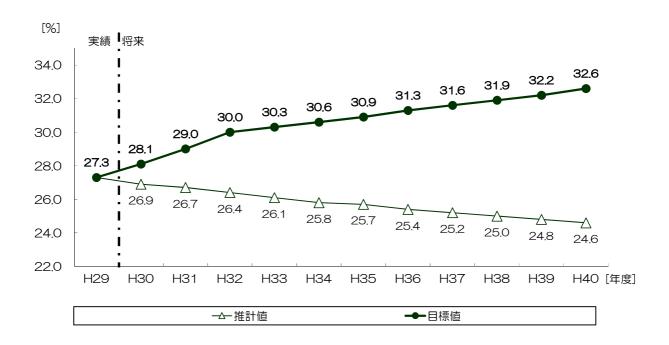


図 2-5-8:リサイクル率(中間処分のみ)の推計値と目標値

10 再生利用率

再生利用率は、推計計算に基づく場合も資源化目標を達成した場合も同様に、「9 リサイクル率」で求めた資源物量の合計に焼却残渣類の資源化量を加算して算出します。 推計計算に基づく場合、再生利用率はほぼ横ばいで推移する見通しです。

資源化目標を達成した場合の再生利用率は、平成35 (2023) 年度に37.6% (3.3 ポイント増加)、平成40 (2028) 年度に39.1% (4.8 ポイント増加) として設定します。[図2-5-9]

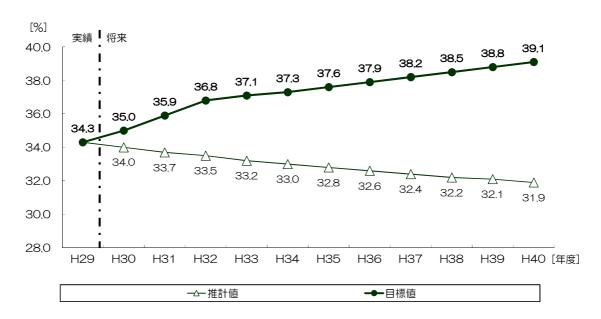


図 2-5-9:再生利用率(リサイクル率(中間処分のみ)+(最終処分))の推計値と目標値

11 ごみ減量化・資源化目標のまとめ

推計値と目標値は、次のとおりです。「図 2-5-10]、「図 2-5-11]、「図 2-5-12]

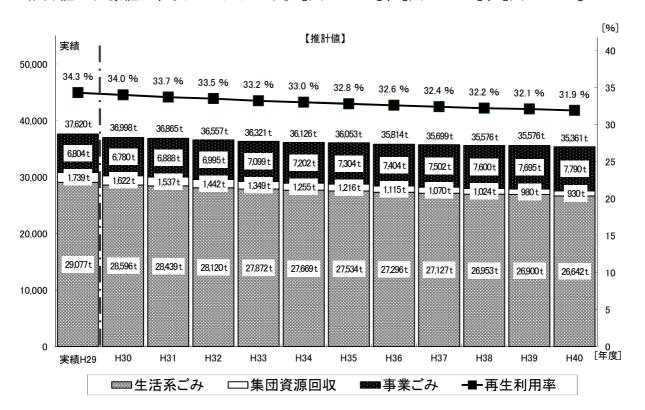


図 2-5-10:推計値

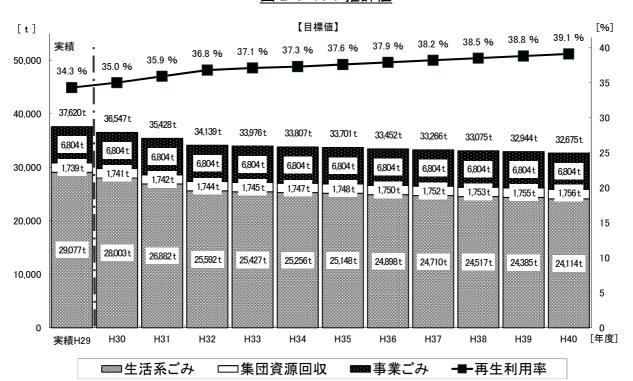


図 2-5-11:目標値

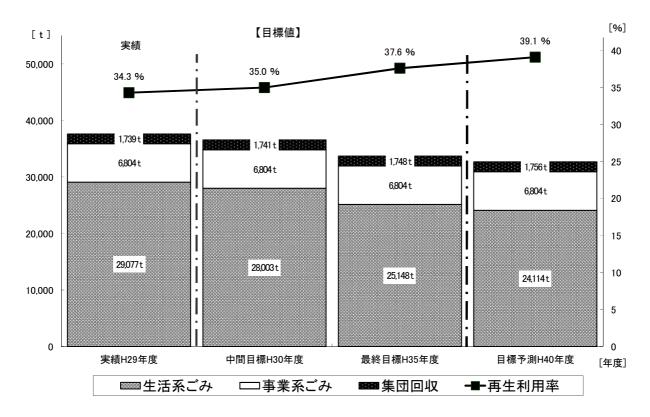


図 2-5-12:目標値

第6章 施策体系

1 施策体系

第5次計画の課題を踏まえ、本計画において市が取り組む施策の体系について、重点的に取り組む項目と個別の施策を優先度・短期的・中長期的に整理するとともに、それぞれの項目の方針は、 次のとおりとします。

なお、方針については、第5次計画の施策を引き続き実施する項目を「継続」とし、継続する施策において、さらに積極的に実施する項目を「推進」とします。また、施策の内容について調査・ 研究などを行う項目を「検討」とし、新たに取組む施策を「新規」として位置づけます。「図 2-6-1]

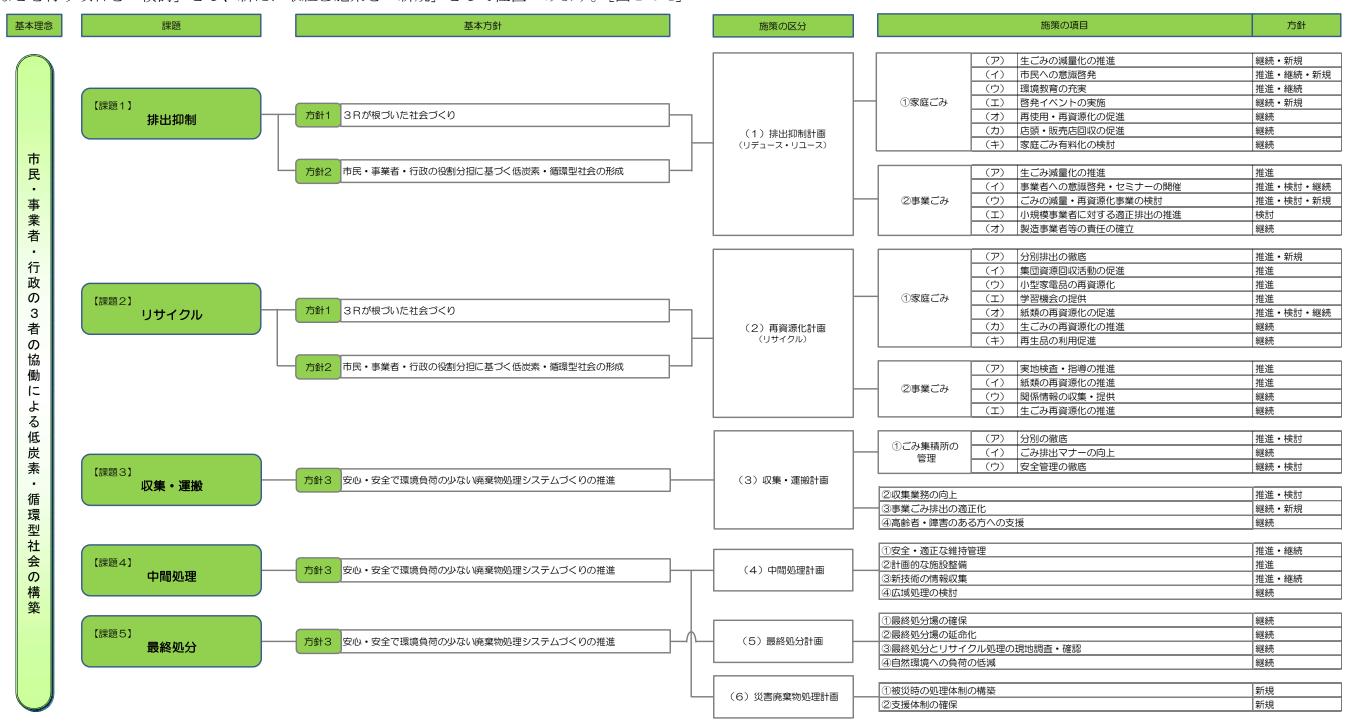


図 2-6-1:施策体系

2 重点的に取り組む項目

今後、施策の体系と方針に沿って目標の達成に向けて重点的に取り組む項目は、次のとおりです。

(1) 排出抑制の推進(リデュース・リユース)

○ 循環型社会の構築に向けて、市民、事業者、行政の適切な役割分担と連携・協働のもと2Rを推進し、ごみ排出量の削減に努めます。また、市民、事業者は、ごみの発生抑制・資源化に関心を持ち、お互いのパートナーシップのもとで2Rの活動が実践し、行政はライフスタイルや事業活動の変革が進むよう、普及啓発活動や各種の情報提供、環境教育に積極的に取り組みます。【推進】

(2) 資源化の推進(リサイクル)

○ 本市は資源物のリサイクルを推進するために分別収集及び集団資源回収に取組んでいます。また、民間事業者が店頭等に資源物回収ボックスを設け、食品トレイ、紙パック、ペットボトル、空き缶などの回収を行っています。さらに、国では容器包装リサイクル法や小型家電品リサイクル法などのリサイクル関連法を整備し、循環型社会づくりを推進しており、こうした社会背景も踏まえ、今後も市民が手軽に資源物のリサイクルに取り組める仕組みづくりを推進します。【推進】

(3) 収集・運搬の見直し

○ ごみの収集・運搬は、市民生活に直結するものであり、市民の快適で衛生的な生活を確保し、適正なごみ処理を行うために必要不可欠なものです。その上で、市民の利便性やごみの排出マナーの向上、分別の徹底、高齢者世帯や子育て世帯の負担軽減を図るため、情勢を考慮した収集・運搬体制を構築します。また、リサイクル関連法の施行や改正を考慮し、できるだけ市民への負担や環境負荷が少ない収集・運搬に取り組みます。【推進】

(4) 関係情報の収集・提供

○ 本市には焼却灰等を埋め立てる最終処分場がなく、他の自治体に処分を依存していることから、できる限り再資源化に努めなければなりません。したがって、適正かつ低コストで再資源化できるよう、他の自治体等で実施している再資源化についての情報を収集し研究します。また、市民がごみの分別について理解できるよう、家庭から排出された資源が、どのように再資源化されているかを広報紙やホームページを通じた周知を推進します。【推進】

(5)計画的な施設整備の推進

○ 新たにごみ焼却処理施設を建設する場合、用地確保、市民の合意形成、施設の調査・計画・設計、事業方式の検討、事業者選定、建設工事など全体で 10 年程度必要とされています。そうした中、既存のごみ焼却処理施設は老朽化が進行しており、施設更新の緊急性が高まっていることから、建設までに要する期間を考慮し計画的な施設整備を推進します。【推進】

3 市の施策

市は、廃棄物の減量を推進するとともにその適正な処理を図り、併せて市民及び事業者に対し、廃棄物の減量及びその適正な処理に関する意識啓発を進め、自主的な活動を促進するよう努めます。市が行う具体的な取組は、以下のとおりです。

(1) 排出抑制計画(リデュース・リユース)

①家庭ごみ

(ア) 生ごみの減量化の推進

○ 平成 29 (2017) 年度の生活系ごみの約 70%が可燃ごみで、可燃ごみの約 45% が水分となっています。また、生ごみは水分を多く含み、可燃ごみの約 30%を占めています。

こうしたことから市では、生ごみの減量施策の一つとして、市民が実践しやすい家庭での水切りを推進します。【継続】

- リサイクルプラザでは、食品ロスとして生ごみとなり、廃棄されることを防ぐ ため食品ロス削減事業行います。【新規】
- 食品ロスについての現状や減量方法について、市民が実践しやすい家庭での食品ロス削減について推進します。【新規】
- 小学校の給食などから、ごみを身近な問題として理解を深めるように、給食の 食べ残しを減らし、食品ロス削減に対する意識を高めます。【新規】
- 雑草、剪定枝等を乾燥させてから、排出することを啓発します【新規】。

(イ) 市民への意識啓発

- ごみの減量や再資源化に関する情報拠点であるリサイクルプラザでは、ごみに 関する資料を展示します。【継続】
- リサイクルプラザでは、開所以来、環境等に関する書籍を購入し、市民の方々 に閲覧していただいておりますが、今後は備え置いてある書籍の貸出を行います。 【新規】
- レジ袋の削減を図るため、スーパーマーケットや商店街と連携してマイバッグ キャンペーン[◇]を推進します。【推進】
- 市民主体で構成するリサイクルプラザ企画運営協議会との協働による各種講 座の開催及びリサイクルに関する情報の発信を行います。【推進】

- 地域における商店街、企業、NPO、大学などと連携し、マイボトル、マイ箸、マイ容器等の利用を励行し、使い捨て製品の使用を抑制します。【推進】
- 広報紙やホームページで、ごみ排出量やごみ処理コストを公表するとともに、 最終処分場を他の自治体や民間に依存している本市特有の事情を十分理解して いただき、ごみの減量・再資源化の必要性を強く訴えるなど、3R活動の普及に 向けたPRを推進します。【推進】
- 外国人居住者や集合住宅などへ、ごみの減量や再資源化の方法などの理解を深めるよう、わかりやすくまとめた啓発用冊子など啓発物の作成・配布を行います。 【継続】
- 排出抑制や再生利用の推進など、住民の意識改革の手法について、情報収集や 検討をします。【新規】
- 食品ロスの現状、食べきりや使い切りなどの食品ロスについて理解していただき、食品ロス削減を推進します。【新規】

(ウ)環境教育の充実

- 3 R推進団体と協働で実験学習を開催し、実験を通した効果的な学習の場を提供します。【推進】
- 環境講座やクリーンセンター見学会などを開催し、体験を通した印象に残る学習を推進します。【推進】
- 幼少期からごみを身近な問題として理解を深めるよう、様々な環境学習の機会を提供します。また、学習により子供たちが自分から行動を起こせるよう、ごみの減量、分別に対する意識を高めます。【継続】

(エ) 啓発イベントの実施

- リサイクルプラザ企画運営協議会や民間事業者と協働で、6月(環境月間)、 10月(3R推進月間)に各種の環境や資源の循環をテーマとしたイベントを実施 します。【継続】
- 各種イベントなどで、ごみの減量・分別徹底についての啓発を実施します。 【新規】

(オ) 再使用・再資源化の促進

○ ごみの減量・再資源化を積極的に推進するため、家庭で不用になった生活用品の再使用・再生利用を促進します。

- リサイクルプラザでは、市民の再使用に対する関心を高めるため、家具類の再生販売事業、生活用品等を預かり必要な方に販売するリサイクルショップ事業を 実施します。【継続】
- リサイクルプラザでは、使用可能な市内中学校の制服を廃棄物にしないため、 朝霞市教育委員会の協力を得て、必要な方に配布するための制服リサイクル事業 を実施します。【新規】
- 市民と事業者が協働してごみ減量・再資源化を推進するため、資源回収ボックス設置・エコバッグ推進店舗の紹介を積極的に行います。市民の認知度を高めるため、広報紙やホームページを効果的に活用します。【推進】

(カ) 店頭・販売店回収の促進

○ 製造事業者等による容器回収システムが構築されるよう、リターナブルびん[◇] の普及やデポジット制度の導入など法的整備について、国や関係機関等に対して 要望します。【継続】

(キ) 家庭ごみ有料化の検討

○ ごみ減量意識の高揚や負担の公平化を図るため、家庭ごみの有料化についての情報収集と先進地における導入効果の検証を行うなど、今後も検討します。【継続】

②事業ごみ

(ア) 生ごみ減量化の推進

- 事業生ごみ (厨芥類) の排出実態について、クリーンセンターや排出事業所へ の調査を行うなどして情報収集を行います。【推進】
- 食品廃棄物の削減に努める事業者について情報収集し、有効な取組を広報やホームページなどで紹介するなどして食品廃棄物を排出する事業者の啓発を図ります。【推進】

(イ) 事業者への意識啓発

- 事業者のごみ減量・再資源化の方法に関して、ホームページの更新を行うなど、 事業者が必要とする情報を的確に発信できるようにします。【推進】
- クリーンセンターにおいて搬入ごみ検査を実施し、分別が守られていない事業者に対する指導を徹底します。また、資源の分別が不十分な事業者や、排出ルールに違反している事業者に対しては直接指導を行います。【推進】

- 事業ごみの減量・再資源化について、事業者用パンフレットの周知と意識啓発 を図ります。また、ごみ集積所への事業ごみの排出について、適切な指導を実施 します。【継続】
- 市内の事業者や廃棄物処理業者を対象に、廃棄物減量や資源化等に関する知識や情報を提供するとともに、リサイクル意識を喚起し、市内事業者がごみに関する自発的な取り組みと将来像を考えるためのセミナーの開催を検討します。 【検討】
- 県と連携して「事業系ごみ削減キャンペーン」を実施し、事業系ごみの削減を 目指して取り組みます。【検討】
- 排出事業者等のごみ減量意識高揚のための施策の導入について、先進地の効果 などを調査し、当市での導入を検討します。【新規】

(ウ) ごみの減量・再資源化事業の検討

- 市民と事業者が協働してごみ減量・再資源化を推進するため、資源回収ボック ス設置・エコバッグ推進店舗の紹介を積極的に行います。【推進】
- 古紙類や剪定枝などの木質バイオマスについて、民間同士で再資源化が促進されるよう民間の再生事業者の斡旋を行います。【推進】
- 事業系一般廃棄物減量等計画書の対象事業所については、現在、床面積の合計が 3,000 m²以上となっていますが、対象事業所の拡大を図るため、面積要件の見直しを検討します。【検討】
- 情報収集と先進地における手法など事業ごみ減量の有効な手法を検討します。 【新規】

(エ) 小規模事業者に対する適正排出の推進

○ 事業ごみの排出量が少ない小規模事業者に対して適正排出の徹底を図るため に、ごみ集積所に出すことができる有料ごみ袋制度について、情報収集と先進地 における導入効果の検証を行うなど、今後も検討します。【検討】

(オ) 製造事業者等の責任の確立

○ 製品や容器等を製造、販売する事業者が、製品の製造や流通だけでなく、製品が使用され、廃棄された後においても、適正な処理や再資源化がされる段階まで 責任を負うよう法的整備について、国や関係機関等に対して要望します。【継続】

(2) 再資源化計画(リサイクル)

①家庭ごみ

(ア)分別排出の徹底

- ごみの分別や出し方など、ごみ集積所への適正排出を徹底するために、分別・ 啓発の冊子やごみ集積所用分別看板を配布します。また、広報紙やホームページ などを活用した広報に努め、分別排出の徹底を図ります。【推進】
- ごみ集積所監視パトロールを実施し、分別排出について直接指導を行います。 【推進】
- 市外からの転入者、外国人居住者、集合住宅の入居者等については、管理人や 管理会社と協力して、分別排出やごみ集積所の管理について、周知を徹底します。 【推進】
- 容器包装プラスチックの分別収集について、実施団体における実態や効果について調査し、本市における導入の検討をします。【新規】

(イ)集団資源回収活動の促進

- 市民団体等による集団資源回収活動に対し、朝霞市地域リサイクル活動推進補助制度を推進することで、再資源化に対する意識の高揚を図ります。また、集団資源回収活動の認知度を高めて登録団体数の増加を図り、資源回収率の向上に努めます。【推進】
- 集団資源回収活動の未実施地域の現状を把握し、未実施地域において新たに活動する団体を増やします。【推進】

(ウ) 小型家電品の再資源化

○ 小型家電品からのレアメタルなどの資源物の回収を推進します。また、認定事業者の動向や小型家電品の引き取り条件などを踏まえ、効果的な再資源化について調査研究を行います。【推進】

(エ) 学習機会の提供

○ ごみの減量や再生利用について理解を深めていただくため、リサイクルプラザ にてごみの減量、再資源化等についての教室や講座を開催します。また、「あさ か学習おとどけ講座」やクリーンセンターの見学会を実施します。【推進】

(才)紙類の再資源化の促進

○ 広報紙やホームページなどで紙類の再資源化を啓発します。【推進】

- ペーパーリサイクルを推進している先進地の実態を調査し、本市への適用について検討します。【検討】
- 可燃ごみの中には再生利用が可能な紙類が多く含まれています。それらが資源として有効活用できるよう、ペーパーリサイクルや分別について周知します。【継続】

(カ) 生ごみの再資源化の推進

○ 生ごみを再資源化して有効利用できるよう、新たな再資源化方法について研究 します。【継続】

(キ) 再生品の利用促進

○ 循環型社会の構築には再生品が流通することが不可欠であることから、再生品の購入・使用を啓発(周知)するとともに、環境に負荷のかからない商品の利用を促進します。【継続】

②事業ごみ

(ア) 実地検査・指導の推進

○ 事業者から提出される一般廃棄物減量等計画書に基づき、必要に応じて実地検 査を行い、ごみ減量の取組や分別、処理方法等を積極的に指導します。【推進】

(イ) 紙類の再資源化の推進

○ 本市では、事業ごみの受入を燃やすごみに限定していることから、その他の事業ごみの再資源化を促進するため、再資源化ルートに関する情報収集を行うとともに、事業者に対して許可業者、古紙問屋等の情報提供を行います。【推進】

(ウ) 関係情報の収集・提供

○ ごみの減量、再資源化に関する情報を掲載したパンフレットを配布するととも に、広報紙やホームページなどで事業者に対し啓発を行います。【継続】

(エ) 生ごみ再資源化の推進

○ 生ごみの再資源化方法等を研究し、事業者に生ごみの再資源化について周知します。また、食品リサイクル法を遵守するよう指導します。【継続】

(3) 収集・運搬計画

①ごみ集積所の管理

(ア)分別の徹底

- 資源物は、他のごみや汚れたものが混入していると再資源化ができなくなることから、分別を徹底する必要があります。そのため、分別啓発用冊子の配布、ごみ集積所の分別看板の設置、広報紙やホームページなどを通じ、周知徹底を図ります。【推進】
- プラスチック資源に関しては、再資源化するために品質の向上を図る必要があるため、再資源化の実態や異物や汚れたものが混入した場合の問題に関して、広報紙やホームページでわかりやすく説明し、分別の徹底、排出ルールの周知を図ります。【推進】
- ごみ回収分別容器の貸出しや、ごみ集積所監視パトロールを実施して分別の徹底を促進します。【推進】
- 戸別収集など、分別の徹底を図るための取組を実施している先進地における実態や効果について調査し、本市における採用の可能性を検討します。【検討】
- 外国人居住者へ分別の徹底を図るための取組を実施している、先進地の実態や 効果について調査し、本市において採用の検討をします。【新規】
- ごみ集積所の資源物持ち去り防止のため、ごみ集積所監視パトロールを定期的 に実施するほか、関係機関と連携して、持ち去り防止に努めます。【新規】

(イ) ごみ排出マナーの向上

○ ごみは、分別して決められた曜日、時間までに排出するよう周知しているところですが、分別が不適切なごみ集積所や不法投棄、設置されているクリーンネットを使用しないなどの事例が見受けられます。そこで、ごみ集積所用注意看板の設置やごみ集積所監視パトロールにより注意を喚起するとともに、不法投棄について関係機関との連携を密にし、マナーの向上を図ります。【継続】

(ウ) 安全管理の徹底

○ 劇薬物、感染性廃棄物、在宅医療廃棄物における感染の恐れがある注射針等の 廃棄に関する情報などホームページ、パンフレット等で周知し、収集における事 故の防止に努めます。【検討・継続】 ○ 劇薬物、感染性廃棄物、在宅医療廃棄物における感染の恐れがある注射針等廃棄に関する適正処分について、医師会などの医療機関と調整し、適正処理に向けて検討します。【新規】

②収集業務の向上

- 収集車両に関しては、車両の更新時に低公害車の導入を推奨し、収集・運搬業 務における環境負荷の低減、温室効果ガスの排出を抑制します。【新規】
- 収集・運搬作業の効率化、事故等を防止するため、収集業者との意見交換を行います。【推進】
- 小型家電品の再資源化を踏まえ、排出方法や収集・運搬における対応方法について市民に対して周知徹底します。【推進】
- 収集・運搬は民間委託し実施していますが、収集・運搬効率の向上やコスト削減を目指して、経営の健全化、技術レベル、収集・運搬体制など一定の水準にあることを確認した上で、契約の手法について検討します。【検討】
- びん容器がペットボトルに代わってきたように、生活ニーズの変化とともにご みの種類や排出量も変動します。また、新たな再資源化等による分別に対応する ため、日頃よりごみの種別と排出量を把握しつつ、効率的な収集体制を検討しま す。【検討】

③事業ごみ排出の適正化

- 生活系ごみ集積所への事業ごみ排出を防止するため、事業者に対する指導を強 化します。【継続】
- ○小規模事業者の適正排出や啓発の方法について、情報収集と先進地における手法 など今後も検討します。【新規】

④高齢者・障害のある方への支援

○ 高齢や障害などにより、ごみ集積所にごみを出すことができない世帯を対象に、 個別訪問収集を実施していますが、今後も、関係機関との連携と広報紙やホーム ページを通じて制度の周知に努めます。【継続】

(4)中間処理計画

①安全・適正な維持管理

- 定期的な点検・清掃・補修整備により予防保全を徹底し、各施設の延命化を図ります。また、設備の交換、改良時には、省エネ機器を導入し、温室効果ガスの削減を図ります。【推進】
- 分別区分・排出方法の変更やごみ処理量・ごみ質の変化に対応し、効率的で効果的な処理が行えるよう、状況に応じた施設の運転管理に努めます。【推進】
- 市内から排出される多くのごみを毎日、確実に処理できるよう、各施設において万全な清掃・点検・修理を行い、事故のないよう安全で適正な維持管理に努めます。【継続】

②計画的な施設整備

- ごみ焼却処理施設は平成 26 (2014) 年度に老朽化が著しいことから延命化対策 工事を実施しました。これにより延命化が図られますが、いずれ施設の更新が必 要になることから、和光市とのごみ処理広域処理施設の建設について協議します。 【新規】
- 施設の更新に際しては、環境保全、周辺環境との調和、余熱利用、災害時の対応、効率的な施設整備・運営による経費削減、市民の意識啓発などに配慮し、整備内容の充実を図ります。【推進】
- 小型家電品のリサイクルを推進するため、認定事業者の対応を踏まえながら処理施設、処理体制の整備を推進します。【推進】

③新技術の情報収集

- 再資源化技術や資源化ルートを有している民間事業者について情報収集し、処理の安定性、信頼性、経済性、環境保全性などを総合的に検討し、有効な場合には積極的に採用し、処理の効率化、コスト削減を推進します。【推進】
- 再資源化技術は多方面にわたり研究されていること、温室効果ガスの排出を抑制する必要があることなど、施設改修や新施設の建設に備え、新技術の情報収集を行います。【継続】

4 広域処理の検討

○ ごみ焼却処理施設や他施設の更新に際しては、ごみ処理の広域処理について和 光市とのごみ処理広域化を協議します。【新規】

(5) 最終処分計画

① 最終処分場の確保

○ 本市には焼却灰等を埋め立てる最終処分場がなく、他の自治体や民間に依存していることを市民が十分理解し、その上で常に埋め立て完了時期等を把握し、長期展望に立って確実に確保する必要があります。また、最終処分場の選定には、現地を確認の上、最終処分地としての適性や処分コストを勘案するなど、安定した最終処分場の確保に努めます。【継続】

②最終処分場の延命化

○ 本市には最終処分場がないことから、埋め立て処分から一部を再資源化にシフトし、焼却灰はセメント原料化や人工砂原料化、廃プラスチック残渣についても再資源化するよう努めています。その上で、焼却灰等の再資源化を継続して行えるよう、再資源化技術の動向や再資源化を行う事業者の情報収集に努めます。また、法的整備、社会情勢を踏まえ新たな資源化品目の検討を行い、可能な限り再資源化を拡充することにより、処分量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。【継続】

③最終処分とリサイクル処理の現地調査・確認

○ 排出した焼却灰やプラスチック類が適正に処分・処理されているかを確認する ことは本市の責務です。そのため現地を訪問し、処分・処理が適正に行われてい るかを調査・確認します。【継続】

④自然環境への負荷の低減

○ 焼却灰等には自然界での分解が困難な物質も多く含まれており、最終処分として埋め立てることは、自然環境に対しても大きな負荷を与えています。そのことから、市民・事業者に対して、生活や事業活動による自然環境への負荷を自覚して行動するよう周知します。【継続】

(6)災害廃棄物処理計画

①被災時の処理体制の構築

- 東日本大震災の教訓を活かし、災害発生時のごみ処理を円滑に行うために、処理施設の予防保全、耐震化、電源・水源の確保、被災時の処理体制の検討など防災対策に努めます。【継続】
- 災害発生時には、市内の状況、ごみの収集・運搬車両や処理・処分施設の状況 などを把握するため迅速に情報収集し、被災状況に応じた処理体制の構築を図り ます。【継続】

- 災害廃棄物を選別・保管できる仮置き場を確保し、クリーンセンターにおいて 計画的に処理を行います。【継続】
- 災害廃棄物の処理に際しても、再資源化を優先し、分別排出の徹底、資源物の 選別・回収を推進します。また、可燃物は焼却処理を行い、残渣類に関しても再 資源化ルートの確保を図ります。【継続】

②支援体制の確保

○ 本市単独での対応が困難な場合には、「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」に基づき、埼玉県及び県内の市町村などへごみ処理の協力を求め、一方、他市町村からの協力要請があった場合には、協定に基づき支援を行います。

また、民間事業者などとも協議し、被災時に必要となる人員、機材などについて調査・研究を行います。【継続】

4 市民、事業者の取組

市民及び事業者が取り組む項目と方針は、次のとおりです。「表 2-6-1]

表 2-6-1: 市民及び事業者が取り組む項目と方針

施策の区分	施策の項目	方針
	ごみ減量の心がけ	推進
	生ごみの水切りの徹底	推進
	集団資源回収への参加	推進
本民の取 組	分別収集への協力	推進
市民の取組	リサイクルプラザの積極的な活用	推進
	環境学習への積極的な参加	推進
	フリーマーケットへの積極的な参加	推進
	店頭回収などの活用	推進
	排出者責任、拡大生産者責任の認識	推進
	ごみとなるものを作らない・売らない	推進
古光子の四名	廃棄物管理者の設置	推進
事業者の取組	環境学習への積極的な参加	推進
	社員に対する環境教育の実施	推進
	環境管理システムの構築	推進

1) 市民の取組

市民は廃棄物の減量及びその適正な処理に関して市が行う施策に協力し、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を図り、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めます。 市民の具体的な取組は、以下のとおりです。

(1) ごみ減量の心がけ

買い物の際はマイバッグを利用し、レジ袋をもらわないようにするなど、ごみになるものを家庭に持ち込まないことが最も効果的な方法です。そのため、必要なものだけ買うなど、ごみになるものを出来る限り家庭に持ち込まないよう、日常生活において常に心がけ、行動するよう努めます。【推進】

(2) 生ごみの水切りの徹底

生ごみには多量の水分が含まれています。ごみとして排出する前に水分を減らすことができれば、ごみの減量に大きな効果が期待できます。さらに、水切りネットなどの水切りグッズを利用して、生ごみの水切りを徹底します。【推進】

(3)集団資源回収への参加

地域で実施されている集団資源回収に積極的に参加します。【推進】

(4) 分別収集への協力

市が実施する分別収集の排出方法を遵守し、資源物のリサイクルとごみの適正処理に協力します。【推進】

(5) リサイクルプラザの積極的な活用

リサイクルプラザで実施されている再生販売事業・リサイクル事業などに積極的に 参加し、物を大切に長く使う方法やリサイクルの方法などについて知識を深めると共 に、不用品のリユースに努めます。【推進】

(6)環境学習への積極的な参加

ごみの排出抑制の方法や再使用の方法に関する情報収集を行い、学習の機会として 市と3R推進団体が実施する実験学習や講座を積極的に活用します。【推進】

(7) フリーマーケットへの積極的な参加

市や団体などが開催するフリーマーケットやその他再資源化関連のイベントへ積極的に参加し、使わなくなったものや不用となったものがごみにならないように努めます。【推進】

(8) 店頭回収などの活用

スーパーマーケットなどが実施している資源物の店頭回収や販売店による新聞の 回収など、民間事業者が行っている資源回収活動に協力します。【推進】

2) 事業者の取組

事業者は廃棄物の減量及びその適正な処理の確保に関し市の施策に協力し、廃棄物の 発生を抑止し、再生利用を図ることにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めま す。また事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなり ません。

事業者の具体的な取組は、以下のとおりです。

(1) 排出者責任、拡大生産者責任の認識

事業者は、排出者責任を認識し、事業活動に伴い発生するごみの排出抑制・再使用・ リサイクルを率先して行い、ごみとして排出する場合には、適正処理に努めます。ま た、生産者は、製品のライフサイクルにおいて、環境への負荷の低減やリサイクルに 対して配慮した製品づくりを行います。【推進】

(2) ごみとなるものを作らない・売らない

事業者は、商品の量り売り、詰め替え容器の普及、容器の薄肉化などによりごみの排出抑制を推進します。また、耐用年数の長期化、修理・補修体制の充実、買い替え時に不用となった商品を引き取るなど、市民が取り組みやすい環境を整備します。【推進】

(3) 廃棄物管理者の設置

ごみの排出抑制を図るためには、事業者自らが排出抑制に努めることが重要です。 その上で、事業者は、廃棄物管理者を設置して、ごみの排出抑制・再使用・リサイクル・分別の徹底及び適正処理が円滑に行われるよう、主体的に取り組みます。【推進】

(4)環境学習への積極的な参加

ごみの排出抑制・再使用・リサイクルの方法に関する情報収集や学習の機会として、 市が実施する広報・啓発活動・市民団体との協働による実験学習会などに積極的に参加します。【推進】

(5)従業員に対する環境教育の実施

事業所でごみの減量・再資源化を実施するためには、従業員一人ひとりの環境意識の向上が重要です。そのため、社員に対してごみの排出抑制・再使用・リサイクルに関する環境教育を実施します。【推進】

(6)環境管理システムの構築

ISO14001やエコアクション21 $^{\diamond}$ など環境管理システムの導入・運用を推進し、環境に配慮した事業活動に取り組みます。【推進】

第3編 生活排水処理

第1章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水を取り巻く社会情勢

(1) 関連法令の概要

水質汚濁の防止などに関しては様々な法律が施行されており、こうした法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備等が行われています。[表 3-1-1]

施行年月	関 連 法 令	概 要				
昭和 33 年4月	下水道法	公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公 衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。				
昭和45年12月	水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される排水及び地下に浸透する水を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。				
昭和 58 年5月	净化槽法	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿 及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び 公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。				

表 3-1-1: 関連法令の概要

(2) 国及び県の計画

国及び県では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するための計画を 定めています。[表 3-1-2]

年 月	関連する計画など						
平成15年10月	社会資本整備重点計画(国)						
平成18年3月	埼玉県生活排水対策マニュアル(埼玉県)						
平成21年3月	社会資本整備重点計画改定(国)						
平成28年10月	埼玉県生活排水処理施設整備構想(埼玉県)						
平成27年9月	社会資本整備重点計画改定(国)						

表 3-1-2: 国及び県の計画の経過

(3) 国及び県の達成目標

① 国の目標

国では、社会資本整備重点計画法に基づき社会資本整備重点計画を策定(平成 27 (2015)年9月)しており、快適で活力のある暮らしの実現を図るため、公衆衛生の向上と生活環境の改善を推進し、汚水処理人口普及率(生活排水処理率と同意)を平成 32 (2020)年度までに約96%にすることを目標としています。

② 県の目標

県では、平成28 (2016) 年10月に「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を策定しており、全体計画の最終目標となる平成37 (2025) 年度(目標年度)において、生活排水処理人口普及率を100%としています。

2 生活排水処理の状況

(1) 生活排水処理体系

生活雑排水^{※1} については、下水道の整備・普及を図り、単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への切り替えを推進し、生活排水処理率は 96.8%となっています。また、収集したし尿及び浄化槽汚泥については、朝霞地区一部事務組合(朝霞市・志木市・和光市・新座市)(以下、「組合」という。)のし尿処理場で、広域的に適正処理を行っています。

本市の生活排水*2 の処理体系は、次のとおりです。[図 3-1-1]

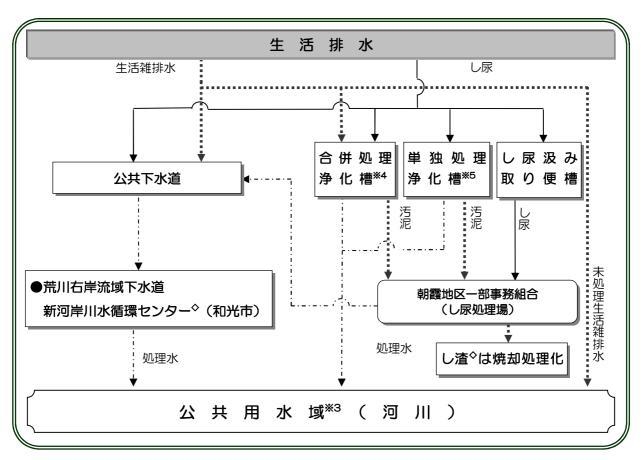


図 3-1-1:生活排水の処理体系

※1:生活雑排水:生活排水のうちし尿を除くものをいう。

※2:生活排水:し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいう。

※3:公共用水域:河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域

※4:合併処理浄化槽:浄化槽法における浄化槽

※5:単独処理浄化槽:浄化槽法におけるみなし浄化槽

(2) 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体は、次のとおりです。[表 3-1-3]

X · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
処理施設の種類	処理対象物	処理主体							
公共下水道	し尿・生活雑排水	下水道課							
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	世帯							
単独処理浄化槽	し尿	世帯							
し 尿 処 理 場	し尿・浄化槽汚泥	朝霞地区一部事務組合							
新河岸川水循環セ ン タ ー	し尿・生活雑排水	埼玉県							

表 3-1-3 生活排水の処理主体

(3) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口は、下水道人口においては平成 25 (2013) 年度が 121,483 人でしたが、平成 29 (2017) 年度は 132,002 人となり 10,159 人(約9%) 増加しています。

単独処理浄化槽人口においては、平成 25 (2013) 年度が 2,968 人でしたが、平成 29 (2017) 年度は1,347 人となり1,621 人(約55%)減少しています。[図 3-1-2]

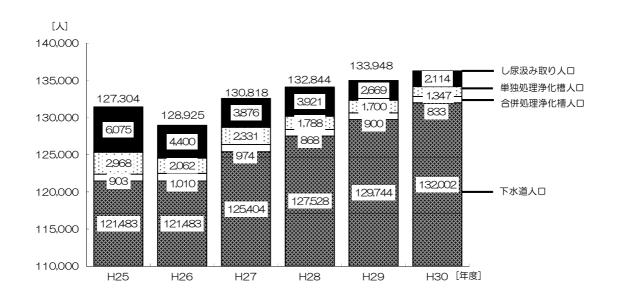
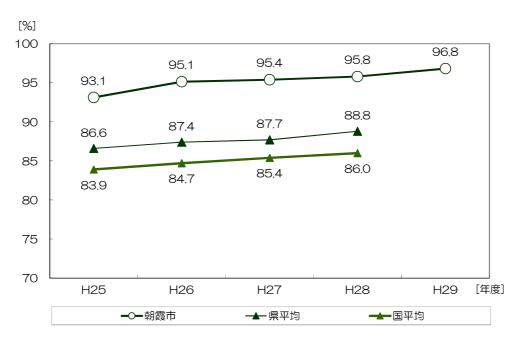


図 3-1-2:生活排水処理形態別人口の推移

(4) 生活排水処理率

生活排水処理率は、平成 25 (2013) 年度は 93.1%でしたが、平成 29 (2017) 年度 には 96.8% となり、3.9 ポイント増加しています。[図 3-1-3]



注:国及び県の平成29年度における平均値は、平成30年8月現在では公表されていません。

図 3-1-3:生活排水処理率の推移

(5) し尿及び浄化槽汚泥処理量

し尿及び浄化槽汚泥処理量は、し尿及び浄化槽汚泥とも減少し、平成 25 (2013) 年度は全体で 4,119 k \emptyset でしたが、平成 29 (2017) 年度には 2,713 k \emptyset となり、33.5%減少しています。[図 3-1-4]

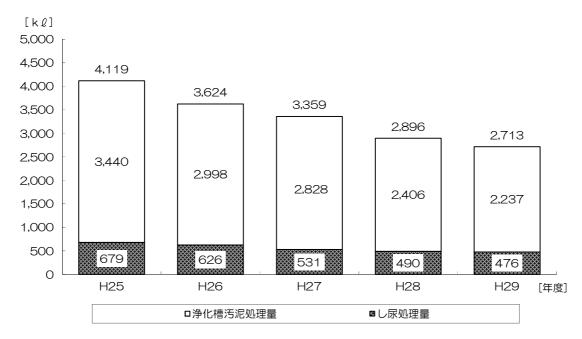


図 3-1-4: し尿など処理量の推移

(6)下水道整備

①下水道普及率

本市の下水道は、昭和56 (1981) 年4月から新河岸川水循環センター(旧荒川右岸流域下水道終末処理場)で処理が開始され、昭和57 (1982) 年8月には市内の一部地域(309.88ha)で供用を開始しました。その後、平成29 (2017) 年度末で1,085.3haに処理区域内面積を拡大し、行政人口にかかる普及率は97.6%です。

②汚水管整備事業

汚水管整備事業は、平成 29 (2017) 年度末で認可区域内の整備率が 96.6%です。 今後は、未整備地区の整備を早急に行う必要があります。

③下水道の維持管理

下水道事業を開始して30年以上を経過していることから、汚水管の老朽化が見受けられ、地下水の浸入等による機能低下への対策が必要です。

④下水道の概要

本市の下水道の概要は、次のとおりです。 [表 3-1-4]、 [表 3-1-5]

表 3-1-4: 下水道の概要

					- 2	X 0 1 1. 1 / N / E 0 / M / X
項!	<u>_</u>	\	\	が 	酸	公共下水道
計	画		標	年	次	平成36年
卜	水	排	除	方	式	分流式
計	画	処	理	面	積	1,403 ha
計	画	処	理	人		118,700人
計画汚水量(日最大)					大)	56,100 m ³

出典:荒川右岸流域関連朝霞公共下水道事業計画変更認可図書

表 3-1-5: 下水道終末処理場の概要

項				内 容				
施	設	名	称	新河岸川水循環センター (埼玉県荒川右岸流域下水道)				
所	在地		地	埼玉県和光市新倉6丁目1番1号				
処	理	能	カ	642,760 m ³ /⊟				
処	理	方	式	標準活性汚泥法 凝集剤添加循環式硝化脱窒法 高速濾化法				

出典:埼玉県荒川右岸流域下水道維持管理事業概要

(7) 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、組合の許可業者により行っています。

(8)中間処理

収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は組合のし尿処理場で、広域的に適正処理を 行っています。[表 3-1-6]

	<u>X • • • • • • • • • • • • • • • • • • •</u>								
	項			内 容					
施	設	名	称	朝霞地区一部事務組合 し尿処理場					
所	7:	Ē	地	埼玉県朝霞市大字根岸770番地					
処	理	能	カ	$38\mathrm{k}\ell$ /日(し尿 $6\mathrm{k}\ell$ /日、浄化槽汚泥混合 $32\mathrm{k}\ell$ /日)					
処	理	方	式	前処理•希釈下水道放流方式					
竣	エ	年	月	平成30年7月					
残	渣 処	分 方	法	焼却処理を委託					
処	Ę		水	流域下水道へ放流					
敷	地	面	積	2,133.61m ²					
運	転 管	理体	制	直営					

表 3-1-6: し尿処理施設の概要

(9) 最終処分

し尿等処理後に発生するし渣は志木地区衛生組合新座環境センターで焼却処理を 行い、汚泥は希釈して公共下水道へ放流します。

3 課題の整理

本市の生活排水処理率は年々増加し、平成29(2017)年度においては96.8%となっていますが、3.2%が生活排水を単独処理浄化槽及び汲み取りによる処理となっています。そうしたことから、水質汚濁を防止し良好な水環境を維持するために生活排水処理率の向上を目指し、下水道を整備・普及し接続と利用を促進すること、また、下水道区域以外については、合併処理浄化槽の設置を普及することが課題となります。

し尿処理場においては、公共下水道の普及により、し尿及び浄化槽汚泥の減少が見込まれますが収集量に留意し、適正な処理体制を維持することが課題となります。

第2章 生活排水の処理計画

1 処理方針と処理主体

(1)基本方針

組合における生活排水処理の基本方針は、以下のとおりです。

基本方針

し尿及び浄化槽汚泥の処理に当たっては、継続して適正処理を推進します。また、将来、し尿処理場における処理量は減少が見込まれることから、 し尿及び浄化槽汚泥の量及び性状の変動に対応した処理体制の構築及び 施設の更新を行います。

(2) 処理主体

目標年度における生活排水の処理主体は、以下のとおりです。「表 3-2-1]

処理施設の種類	処理対象物	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	下水道事務所
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	世帯
単独処理浄化槽	し尿	世帯
し 尿 処 理 場	し尿・浄化槽汚泥	朝霞地区一部事務組合
新 河 岸 川 水 循 環 セ ン タ ー	し尿・生活雑排水	埼玉県

表 3-2-1: 将来の処理主体

2 関連計画

埼玉県では、平成28 (2016) 年10月に「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を策定し、公共用水域の水質に対する汚染負荷低減の観点から、生活排水処理施設の整備に関する指針を定めています。

この構想では、平成37(2025)年度に生活排水処理率100%を達成することが目標として示されています。本市に関する下水道人口の目標は、以下のとおりです。[表3-2-2]

表 3-2-2:下水道人口の目標

年 度	目標
平成 32 年度	98.4%
平成 37 年度	100%

3 生活排水処理の目標

(1) 処理形態別人口

「埼玉県生活排水処理施設整備構想」では、主に水洗化率を向上させることを目標に目標値が設定されており、本市においてもこれに向けて取組を進めているところです。しかし、組合では、これらの取組の進捗に関わらず、組合圏域から発生するし尿及び浄化槽汚泥を将来において安定的に処理していく必要があります。

(2)目標値の設定パターン

- ○パターンA:県の目標値を達成する場合の将来人口
 - ・計画処理区域内人口:過去5年間の実績によりトレンド法にて推計
 - ・合併処理浄化槽人口:過去5年間の実績によりトレンド法にて推計
 - ・非水洗化人口(単独処理浄化槽人口+汲み取り人口): 県の目標値を採用
 - ・公共下水道人口:県の目標値を採用(単独処理浄化槽人口と汲み取り人口は平成29年度実績比率により按分)[表3-2-3]、[図3-2-1]
- ○パターンB:過去5年間のトレンドから推測される将来人口
 - ・計画処理区域内人口:過去5年間の実績によりトレンド法にて推計
 - ・合併処理浄化槽人口:過去5年間の実績によりトレンド法にて推計
 - ・単独処理浄化槽人口:過去5年間の実績によりトレンド法にて推計
 - ・汲み取り人口:過去5年間の実績によりトレンド法にて推計
 - ・公共下水道人口:計画処理区域内人口から上記処理形態別人口を減じた値「表 3-2-4]、「図 3-2-2]

処理形態別人口の予測は、次頁のとおりです。

表 3-2-3:処理形態別人口の予測:パターンA(県の目標を達成した場合の値)

				水	先化・生活架	推排水処理人	\		生活雑排水未処理人口			
	年度	計画処理 区域内人 口	公共下水 道人口	構成比率 (%)	合併処理 浄化槽人 口	構成比率	計	処理率 (%)	単独処理 浄化槽人 口	し尿収集 (汲み取 り)人口	計	未処理率 (%)
	H25	131, 429	121, 483	92. 4	903	0.7	122, 386	93. 1	2, 968	6, 075	9, 043	6. 9
	H26	132, 876	125, 404	94. 4	1, 010	0.8	126, 414	95. 1	2, 062	4, 400	6, 462	4. 9
実績	H27	134, 709	127, 528	94. 7	974	0.7	128, 502	95. 4	2, 331	3, 876	6, 207	4. 6
	H28	136, 321	129, 744	95. 2	868	0.6	130, 612	95.8	1, 788	3, 921	5, 709	4. 2
	H29	137, 271	132,002	96. 2	900	0.7	132, 902	96.8	1, 700	2, 669	4, 369	3. 2
	H30	138, 865	134, 571	96. 9	833	0.6	135, 404	96. 9	1, 347	2, 114	3, 461	2. 5
	H31	140, 191	136, 902	97. 7	561	0.4	137, 463	97.7	1, 062	1, 667	2, 728	1. 9
	H32	141, 472	139, 208	98. 4	340	0. 2	139, 548	98. 4	749	1, 175	1, 924	1. 4
	Н33	142, 711	141, 227	99.0	328	0. 2	141, 555	99.0	450	706	1, 156	0.8
	H34	143, 911	142, 817	99. 2	317	0.2	143, 134	99. 2	302	475	777	0. 5
予測	H35	145, 074	144, 058	99. 3	305	0.2	144, 363	99. 4	277	434	566	0. 4
	H36	146, 202	145, 500	99. 5	292	0.2	145, 793	99. 5	159	250	409	0. 3
	Н37	147, 298	147, 003	99.8	295	0. 2	147, 298	99.8	28	45	73	0.0
	Н38	148, 362	148,066	99.8	297	0.2	148, 362	99.8	23	182	60	0.0
	H39	149, 398	149,099	99.8	299	0.2	149, 398	99.8	17	27	44	0.0
	H40	150, 406	150, 105	99.8	301	0. 2	150, 406	99.8	11	91	29	0.0
		1	2=	3	4 =	⑤	6 =	⑦=	8	9	10=	11)
7	,測根拠	人口推計 結果	①×3	埼玉県生 活排水処 理基本構 想	①×⑤	埼玉県生 活排水塊 理基本構 想	2+4	6÷1)	(①-⑥) ? 度の単独浄 と汲み取り 率で按分		①×①	埼玉県生 活排水構 理基本 想

[※]生活排水処理形態別人口比率:埼玉県生活排水処理基本構想(平成28年10月)より設定。

ただし、この構想では平成32年度、平成37年度における目標値が定められているため、目標値が定められていない年度については、 一定の増減率で推移させ、各年度の人口を求めた。

※水洗化・生活雑排水処理人口の処理率については、予測根拠に示す計算式によるため、構成比率の合計とは必ずしも一致しない。

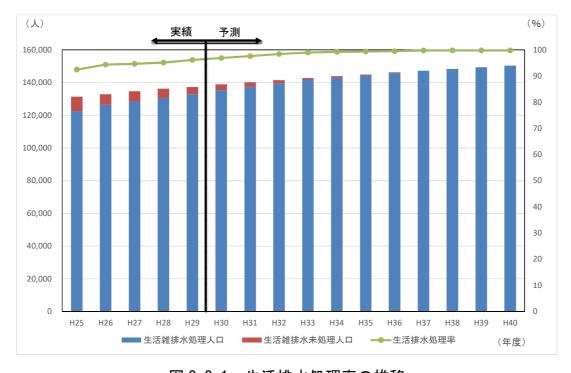


図 3-2-1:生活排水処理率の推移

表 3-2-4:処理形態別人口の予測:パターンB(過去5年を基にした推計値)

				水流	先化・生活架	推排水処理ノ	\			生活雑排水未処理人口			
	年度	計画処理 区域内人 口	公共下水道人口	構成比率 (%)	合併処理 浄化槽人 口	構成比率 (%)	計	処理率 (%)	単独処理 浄化槽人 口	し尿収集 (汲み取 り)人口	計	未処理率 (%)	
	H25	131, 429	121, 483	92. 4	903	0. 7	122, 386	93. 1	2, 968	6, 075	9, 043	6. 9	
	H26	132, 876	125, 404	94. 4	1, 010	0.8	126, 414	95. 1	2, 062	4, 400	6, 462	4. 9	
実績	H27	134, 709	127, 528	94. 7	974	0. 7	128, 502	95. 4	2, 331	3, 876	6, 207	4. 6	
	H28	136, 321	129, 744	95. 2	868	0. 6	130, 612	95.8	1, 788	3, 921	5, 709	4. 2	
	H29	137, 271	132, 002	96. 2	900	0. 7	132, 902	96.8	1, 700	2, 669	4, 369	3. 2	
	H30	138, 865	136, 078	98. 0	835	0. 6	136, 914	98. 6	777	1, 173	1, 951	1.4	
	H31	140, 191	137, 653	98. 2	826	0. 6	138, 479	98.8	686	1, 027	1, 712	1. 2	
	H32	141, 472	139, 149	98. 4	817	0. 6	139, 966	98. 9	605	902	1, 506	1. 1	
	H33	142, 711	140, 576	98. 5	808	0. 6	141, 384	99. 1	533	794	1, 328	0. 9	
	H34	143, 911	141, 939	98. 6	800	0. 6	142, 739	99. 2	470	702	1, 172	0.8	
予測	H35	145, 074	143, 245	98. 7	791	0. 5	144, 037	99.3	415	623	1, 037	0. 7	
	H36	146, 202	144, 499	98.8	784	0. 5	145, 283	99. 4	366	554	920	0.6	
	H37	147, 298	145, 705	98. 9	776	0. 5	146, 481	99. 4	322	494	817	0.6	
	H38	148, 362	146, 867	99. 0	769	0. 5	147, 636	99. 5	284	442	726	0. 5	
	H39	149, 398	147, 989	99. 1	762	0. 5	148, 751	99. 6	251	396	647	0. 4	
	H40	150, 406	149, 073	99. 1	755	0. 5	149, 828	99. 6	221	356	577	0. 4	
		1	②=	3	4	⑤ =	6 =	⑦=	8	9	10 =	11)=	
7	⁵ 測根拠	人口推計 結果	1-4-10	2÷1)	トレンド法	4÷1)	2+4	(6) ÷ (1)	トレンド法	トレンド法	(8+9)	(1) ÷ (1)	

※水洗化・生活雑排水処理人口の処理率については、予測根拠に示す計算式によるため、構成比率の合計とは必ずしも一致しない。

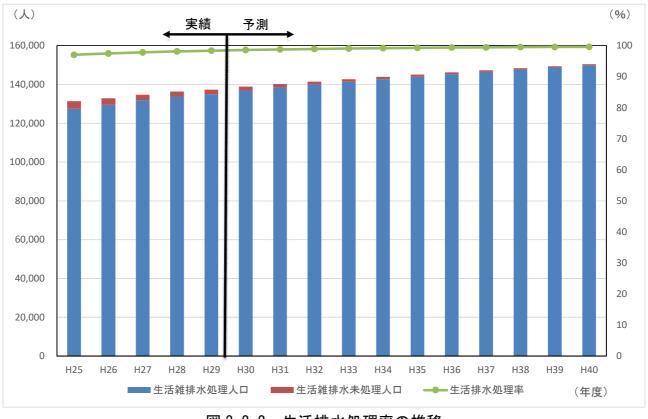


図 3-2-2:生活排水処理率の推移

4 生活排水の処理計画

(1) 下水道施設の計画的整備

旧暫定逆線引き地区の市街化区域への編入に伴い、平成25(2013)年3月に認可区域を拡大し、平成25(2013)年度から拡大した区域の整備を計画的に進めています。

(2) 下水道の普及と適切な維持管理

市民に制度の活用を周知しながら、浄化槽使用世帯の下水道への接続を進めます。また、老朽化した施設の更新などを進め、下水道施設の適切な維持管理に努めます。

(3) 合併処理浄化槽の設置推進

公共下水道の計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置と単独処理浄化槽からの転換を推進します。また、浄化槽の適正な維持管理の指導に、引き続き努めます。

第3章 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1 収集・運搬計画

組合圏域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、組合の許可業者により行っています。今後も、現体制を継続していくものとし、収集対象世帯数等に大きな変動が生じた場合は、適宜見直しを行うものとします。

2 中間処理計画

現在、組合圏域におけるし尿及び浄化槽汚泥は、組合のし尿処理場において処理を行っています。平成30(2018)年8月より処理能力38kl/日の新施設が稼働しました。今後は、新施設で生活環境の保全に努めるとともに、施設の運営管理を適正に行っていきます。

3 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で発生するし渣は、志木地区衛生組合新座環境センターで焼却処理を行い、汚泥は希釈して公共下水道に放流します。

4 その他の施策

(1)環境学習の充実

生活排水に対する意識を高揚するための環境学習の場を提供し、住民一人ひとりが 発生源削減対策を実施できるよう啓発を図ります。

(2)環境情報の提供

チラシ等の配布、市ホームページの活用などにより、生活排水対策についての情報 提供に努めます。

第4編 計画の進行管理

第1章 進行管理の方法

1 基本的考え方

本計画を着実に実行し、また、適宜見直しを行うなどして実効性のある取組の展開を目指すため、Plan(計画の策定)、Do(施策の実施)、Check(点検・評価)、Action(改善・代替案)のPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

2 実施体制

PDCAサイクルに沿って進捗状況を把握、点検・評価し、計画を着実に推進します。 また、点検・評価の結果については、「朝霞市廃棄物減量等推進審議会」で検討するとと もに、広報紙、ホームページ等により市民に公表していきます。[図 4-1-1]

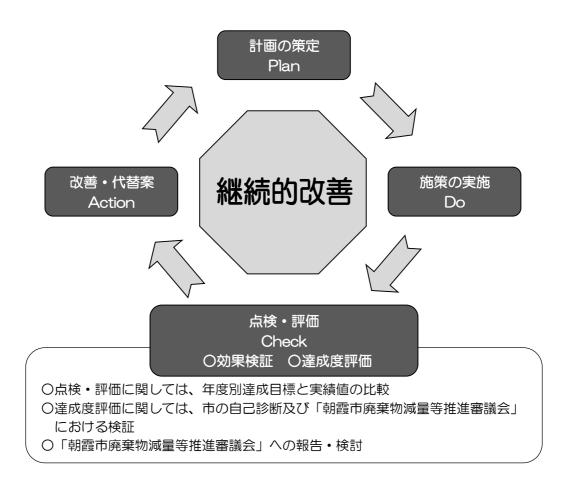


図 4-1-1: PDCAサイクルに基づく実施体制

第2章 計画のフォローアップ

1 一般廃棄物処理実施計画の策定

「第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画」が10年の長期計画であるのに対し、各年度の計画として「朝霞市一般廃棄物処理実施計画」を策定する必要があります。

一般廃棄物処理実施計画◇では、以下のような内容について具体的な計画を作成します。

(1) ごみ処理

- ① 処理計画量等の見込み
- ② 排出抑制計画
- ③ 再資源化計画
- ④ 収集·運搬計画
- ⑤ 中間処理計画
- ⑥ 最終処分計画
- ⑦ 災害廃棄物処理計画

(2) 生活排水

- ① 下水道施設の整備
- ② 下水道の普及と適切な維持管理
- ③ 合併処理浄化槽の設置推進

(3) し尿及び浄化槽汚泥

- ① 収集·運搬計画
- ② 中間処理計画
- ③ 最終処分計画
- ④ その他の施策

2 施策の進捗状況の確認及び施策推進策等の検討

施策の推進に当たっては、進捗状況を把握し、必要があれば事業の促進を図っていくことが求められます。また、社会情勢の変化などに対応し、新たな視点での施策展開が求められることも考えられます。また、朝霞地区一部事務組合が策定した「し尿処理施設生活排水処理基本計画」の処理方針の推進状況と連携・整合を図っていくことも必要です。

これらのことを的確に判断し、効率的・効果的な施策展開を図るため、施策の進捗状況を「朝霞市廃棄物等減量推進審議会」に報告し、各種施策の達成度の検証、評価及び推進策の検討等を行っていくこととします。

3 計画の見直し

各年度の「朝霞市一般廃棄物処理実施計画」及び「し尿処理施設生活排水処理基本計画」の施策の進捗状況を踏まえ、「朝霞市廃棄物等減量推進審議会」の意見をもとに、計画の点検・評価を行います。なお、計画を見直す時期については、5年ごととします。また、法制度の改正、新法の施行、施設整備の進捗など、情勢の変化を踏まえ必要が生じた場合には、状況に応じて行うものとします。

資 料 編

平成 10 年 12 月 24 日 条例第 35 号

朝霞市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年朝霞市条例第 22 号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 廃棄物の減量等(第6条-第14条)
- 第3章 一般廃棄物の処理等(第15条-第20条)
- 第4章 地域の生活環境(第21条・第22条)
- 第5章 手数料 (第23条・第24条)
- 第6章 補則 (第25条-第30条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄部を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。 (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
 - (2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
 - (3) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
 - (4) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条 第4項に規定する再生資源をいう。
 - (5) 再生品 再生資源を原料として製品化した物をいう。
 - (6) 再生利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再使用すること又は資源と して利用することをいう。
- 2 前項各号に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)において使用する用語の意義の例による。

(市の責務)

- 第3条 市は、廃棄物の減量を推進するとともに、その適正な処理を図らなければならない。
- 2 市は、市民及び事業者に対し、廃棄物の減量及びその適正な処理に関する意識の啓発 を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量及びその適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を図ることにより、廃棄物の減量及び 資源の有効利用に努めなければならない。
- 2 市民は、廃棄物の減量及びその適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。 (事業者の責務)
- 第5条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を図ることにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量及びその適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければ ならない。

第2章 廃棄物の減量等

(市が行う廃棄物の減量)

第6条 市は、廃棄物の分別収集、処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に 努めなければならない。

(市民が行う廃棄物の減量)

- 第7条 市民は、再生利用が可能な物の分別を行い、これを資源の回収日に排出すること 等により廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。
- 2 市民は、商品の購入に当たっては、当該商品の内容、包装等を考慮し、廃棄物の減量 及び資源の有効利用並びに生活環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければ ならない。

(事業者が行う廃棄物の減量)

- 第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、再生資源及び再生品を使用するとともに、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、再生利用が可能な物の分別の徹底を図る等再生利用を推進するために必要な措置を講ずることにより、その事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

(多量排出事業者に対する指示)

第9条 市長は、多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者で規則で定めるものに対し、 当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬又は処 分すべき場所及び運搬又は処分の方法その他必要な事項を指示することができる。

(事業用建築物の所有者等の義務等)

- 第10条 事業用の建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量 が図られるようその管理を行わなければならない。
- 2 事業用の建築物で規則で定める大規模なもの(以下「事業用大規模建築物」という。) の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及びその適正な処理に 関する義務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければなら ない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、前項に規定する業務の実施に関する計画書を作成、 市長に提出しなければならない。
- 4 事業用の建築物の占有者は、当該建築物の所有者の指示に従い、当該建築物から排出 される事業系一般廃棄物の減量に努めなければならない。
- 5 市長は、事業用の建築物の所有者又は占有者に対し、前各項の規定の実施に関し必要な事項を指示することができる。

(再生利用促進物)

- 第11条 市長は、再生利用を促進する必要があると認められる製品、容器等を再生利用促進物として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。
- 3 再生利用促進物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自ら率先して再生利用促進物の回収を行うこと等により、その再生利用の推進に努めなければならない。
- 4 市長は、再生利用促進物の再生利用が促進されるよう市民及び事業者と協力して、再 生利用促進物の周知、その回収及び再生利用の啓発に努めなければならない。
- 5 市長は、再生利用促進物の製造、加工、販売等を行った事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

(適正包装等)

- 第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、その包装、容器等の適正化を 図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に当たっては、再生利用が可能な包装、容器等の 普及に努め、使用後の包装、容器等の回収を行うこと等により、その包装、容器等の再 生利用の推進に努めなければならない。
- 3 事業者は、消費者が商品の購入に当たって、当該商品について適正な包装、容器等を 選択できるよう努めるとともに、消費者が包装、容器等を不要とし、又はその返却をす

るときには、その回収に努めなければならない。

(市民の自主的活動への支援)

第13条 市は、再生利用その他廃棄物の減量化に関する市民の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援をするよう努めるものとする。

(再生資源収集団体への支援)

第14条 市は、再生資源の収集を行う団体の活動を促進するため、当該団体を支援するよう努めるものとする。

第3章 一般廃棄物の処理等

(一般廃棄物処理計画の告示)

第15条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを 告示するものとする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、同様とする。

(家庭系廃棄物の処理)

- 第16条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、生活環境の保全上支障が生じないうちに、家 庭系廃棄物の収集、運搬及び処分を行わなければならない。
- 2 市民は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を適正に分別し、保管し、排出する等市が行う家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
- 3 市民は、一時多量に輩出する家庭系廃棄物で規則で定めるもの(以下「一時多量家庭 系廃棄物」という。)については、市長に届け出て、市長の指示する場所に自ら運搬しな ければならない。

(資源物の所有権)

- 第16条の2 前条第2項の規定により排出された家庭系廃棄物のうち、資源物(再生利用を目的として分別して収集するものをいう。)の所有権は、市に帰属する。
- 2 市又は市長が指定する事業者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

- 第17条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬 し、若しくは処分し、又は一般廃棄物収集運搬業者に運搬させ、若しくは一般廃棄物処 分業者に処分させなければならない。
- 2 市は、家庭系廃棄物の処分に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処分を 市の処理施設において行うことができる。

(適正処理困難物の指定等)

- 第18条 市長は、一般廃棄物のうちから、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に 照らしその適正な処理が困難となっていると認められるもの(法第6条の3第1項の規 定により指定されたものを除く。)を適正処理困難物として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者 に対し、当該適正処理困難物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力 を求めることができる。

(動物の死体の処理)

第19条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬、猫その他の動物の死体を自ら処理することが困難なときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(排出禁止物)

- 第20条 何人も、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。
 - (1) 有害性のある物
 - (2) 危険性のある物
 - (3) 引火性のある物
 - (4) 著しく悪臭を発する物
 - (5) 特別管理一般廃棄物
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は 市の処理施設の機能に支障が生ずる物
- 2 市長は、前項各号に掲げる物を処分しようとする者に対し、必要な事項を指示することができる。

第4章 地域の生活環境

(土地又は建物の管理)

- 第21条 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物に、みだりに 廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。
- 2 土地の占有者は、その占有し、又は管理する土地に廃棄物が捨てられたときは、当該 廃棄物を自らの責任において処理するよう努めなければならない。

(ごみ集積所の清潔保持)

第22条 ごみ集積所の利用者は、自らの責任において当該ごみ集積所の清潔を保つよう努めなければならない。

第5章 手数料

(一般廃棄物処理手数料)

- 第23条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1に定める手数料を徴収する。
- 2 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前項に規定する手数料を免除 することができる。

(許可申請手数料)

第24条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者又は法第7条の2第1項

- の規定により事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、別表 2 に定める手数料を 申請の際に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により既に納付された手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由 があると認めるときは、この限りでない。

第6章 補則

(勧告及び公表)

- 第25条 市長は、第9条に規定する指示に従わない事業者又は第17条第1項に違反している事業者に対し、期限を定めて当該指示の内容を履行するよう又は当該違反している事実を改善するよう勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、その勧告に従わなかったときは、 その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者にその理由を通知し、意見を述べる機会及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第26条 市長は、前条第2項の規定による公表をした後において、当該事業者が同条第1項の規定による勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者から排出される事業系一般廃棄物を市の処理施設で受け入れることを拒否することができる。

(報告の徴収)

第27条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度 において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業 とする者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

- 第28条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業所に立ち入り、一般廃棄物の処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に 提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して はならない。

(技術管理者の資格)

- 第29条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。
 - (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、 上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、 1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年刺令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若 しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以 外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年刺令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年刺令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者と認められる者 (委任)
- 第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に申請が行われているものに係る手数料については、なお従 前の例による。
- 3 この条例による改正前の朝霞市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により行われた処分その他の行為は、この条例の相当規定により行われたものとみなす。

附 則 (平成 11 年条例第 15 号) 抄 (施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成 12 年条例第 26 号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年条例第4号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成 17 年条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 29 号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表1(略)

平成6年3月28日 条例第7号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定 に基づき、朝霞市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、一般廃棄物の減量等に関する事項について審議 し、これらの事項について答申する。

(委員)

- 第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) 市長が必要と認めた者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。
- 4 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民環境部資源リサイクル課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成 10 年条例第 34 号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第13号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第41号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

3 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の策定経過

開催日	内 容
平成 25 年 5 月 10 日	第1回廃棄物減量等推進審議会 〇第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画案及び計画策定スケジュール について 〇朝霞市ごみの減量化・再資源化・処理に関する市民アンケート調査に ついて
平成 25 年 6 月 10 日 から平成 25 年 6 月 24 日まで	朝霞市ごみの減量化・再資源化・処理に関する市民アンケート調査
平成 25 年 7 月 11 日	第2回廃棄物減量等推進審議会 ○第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画案「現状と課題」について ○今後の取組の骨子について ○朝霞市ごみの減量化・再資源化・処理に関する市民アンケート調査集 計結果の速報
平成25年8月7日	第3回廃棄物減量等推進審議会 ○第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画案「ごみの減量化・資源化目標」について○今後の取組の骨子について
平成 25 年 9 月 25 日	第4回廃棄物減量等推進審議会 ○第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画案について ○朝霞市ごみの減量化・再資源化・処理に関する市民アンケート調査集 計結果の最終報告
平成25年11月14日	第5回廃棄物減量等推進審議会 〇第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画案のまとめ
平成 25 年 12 月	第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画案についての朝霞市庁内パブリックコメント及び市民に対するパブリックコメント
平成 26 年1 月8日	第6回廃棄物減量等推進審議会 〇第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画案の最終決定について報告 〇朝霞市庁内パブリックコメント及び市民に対するパブリックコメン ト意見集計結果について

4 第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の策定経過(改定)

開催日	内容
平成30年5月28日	第1回廃棄物減量等推進審議会 〇平成26年度~平成29年度計画目標達成状況検証について 〇第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画見直し項目の意見について 〇第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)及び改定スケジュールについて
平成30年7月26日	第2回廃棄物減量等推進審議会 〇第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)、第1編計画概要と地 域特性、第2編ごみ処理、第6章施策体系について
平成30年8月27日	第3回廃棄物減量等推進審議会 ○第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)第6章施策体系について
平成30年10月22日	第4回廃棄物減量等推進審議会 〇第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)について
平成30年11月	第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)についての朝霞市庁内 パブリックコメント及び市民に対するパブリックコメント
平成30年12月20日	第5回廃棄物減量等推進審議会 〇第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)について 市民に対するパブリックコメント及び職員コメントの結果につい て

5 朝霞市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(◎:会長 ○:副会長)順不同・敬称略

区分		氏 名	所属・職名
第1号委員	知識経験を有する者	山井 毅	埼玉県西部環境管理事務所廃棄物• 残土対策担当部長
		岡﨑 和弘	朝霞市議会議員
		○松波 淳也	法政大学経済学部教授
		福島 満	全国都市清掃会議総務部長
第2号委員	関係団体を代表する者	松川 ヨシ子	朝霞市商工会女性部
		◎川野 紀代美	朝霞市リサイクルプラザ企画運営協 議会会長
		梶原 孝男	朝霞市自治会連合会副会長
		阿部 ツタ子	朝霞市くらしの会理事
第3号委員	公募による市民	戸野谷 喜美恵	
		岡田 一成	

6 朝霞市廃棄物減量等推進審議会委員名簿(改定)

(◎:会長 ○:副会長)順不同・敬称略

区分		氏 名	所属•職名
第1号委員 知	知識経験を有する者	川端 直樹	埼玉県西部環境管理事務所 廃棄物·残土対策担当部長
		大橋 昌信	朝霞市議会議員
		◎松波 淳也	法政大学経済学部教授
		大川・敏彰	全国都市清掃会議総務部長
第2号委員 関係	関係団体を代表する者	福満 あき子 並木 芳子 (第5回審議会から変更)	朝霞市商工会女性部
		藤井 由美子 	朝霞市リサイクルプラザ 企画運営協議会
		○星野 隆	朝霞市自治会連合会副会長
		大村 相哲	朝霞地区四市廃棄物処理協会
第3号委員	公募による市民	中村 昌子	
		渡邉 浩道 (第5回審議会から変更)	
		平澤 芳子	
		渡邉 ふじ江 (第5回審議会から変更)	

7 朝霞市ごみの減量化・再資源化・処理に関する市民アンケート調査

本計画の策定に当たり、市民のごみの減量やリサイクルに対する意識と行動の状況、 ごみ行政や廃棄物処理に関する意見や要望等について把握することを目的とした、「朝霞 市ごみの減量化・再資源化・処理に関する市民アンケート調査」を実施しました。

調査結果から、多くの市民がごみの減量やリサイクルに関心を持っていることや、実際に様々な取組を実践していることがわかりました。

一方で、集団資源回収や、本市には最終処分場が無く、焼却した後の灰の最終処分は 多額の費用をかけて、他市・町で行っていることなどに関してほとんどの市民に周知さ れていないことがわかりました。

本市のごみ処理の現状や取組について、情報提供の充実及び徹底が重要であることについて確認することができました。

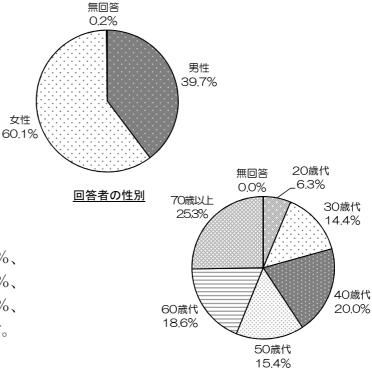
アンケートの概要と調査結果は、以下のとおりです。

①調査地域	朝霞市の全域
②調査対象数	3,000人
③対象年齢	20 歳以上
④使用データ	住民基本台帳データ(外国人含む)平成 25 年 5 月 1 日現在
⑤抽 出 方 法	④の住民基本台帳に基づき①~③に該当する市民の中から無作為に抽出
⑥調査方法	郵送配布—郵送回収法
⑦調 査 期 間	平成 25 年 6 月 10 日~6 月 24 日(督促状: 1 回送付)
⑧有効対象数 2,917 人	
90 収数	1,512人
10回 収 率	51.8%

(1) 市民アンケート調査

問1 性別について

回答者の性別は60.1%が女性、39.7%が男性となっています。



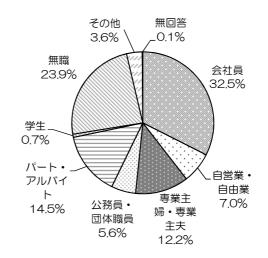
問2 年齢について

回答者の年齢は、20歳代が6.3%、30歳代が14.4%、40歳代が20.0%、50歳代が15.4%、60歳代が18.6%、70歳以上が25.3%となっています。

回答者の年齢

問3 職業について

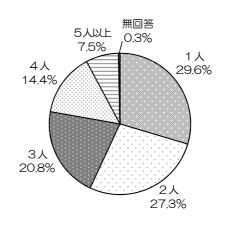
回答者の職業は、会社員が32.5%で最も多く、次いで無職が23.9%、パート・アルバイトが14.5%、専業主婦・専業主夫が12.2%、自営業・自由業が7.0%、公務員・団体職員が5.6%、学生が0.7%、その他が3.6%となっています。



回答者の職業

問4 同居家族の人数について

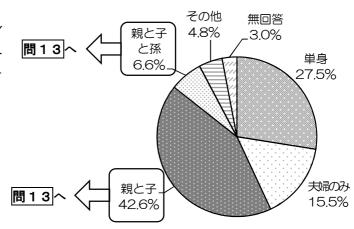
回答者の同居家族の人数は、1 人が29.6%、2 人が27.3%、3 人が20.8%、4 人が14.4%、5 人以上が7.5%となっています。



回答者の同居家族の人数

問5 同居家族の世帯構成について

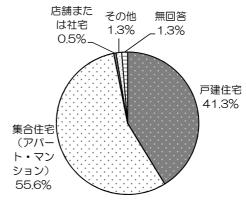
回答者の同居家族の世帯構成は、単身が 27.5%、夫婦のみが 15.5%、親と子が 42.6%、親と子と孫が 6.6%となっています。



回答者の同居家族の世帯

問6 住居形態について

回答者の住居形態は、集合住宅(アパート・マンション)が55.6%で最も多く、次いで戸建住宅が41.3%、その他が1.3%、店舗または社宅が0.5%となっています。

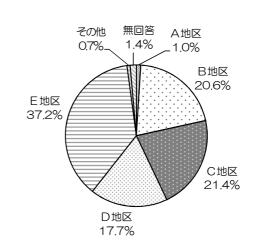


回答者の住居形態

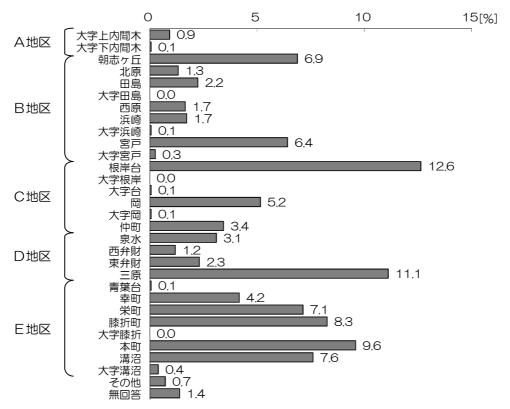
問7 居住地域について

回答者の居住地域は、E地区が 37.2% で最も多く、次いでC地区が 21.4%、B地区が 20.6%、D地区が 17.7%、A地区が 1.0%となっています。

大字・町丁別でみた居住地域は、根岸台が12.6%、三原が11.1%、本町が9.6%となっています。



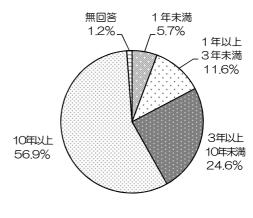
※地域区分については、下図参照。



回答者の居住地区

問8 居住年数について

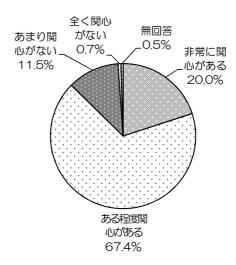
回答者の居住年数は、10 年以上が56.9%で最も多く、次いで3 年以上10年未満が24.6%、1 年以上3 年未満が11.6%、1 年未満が5.7%となっています。



回答者の居住年数

問9 ごみ問題への関心について

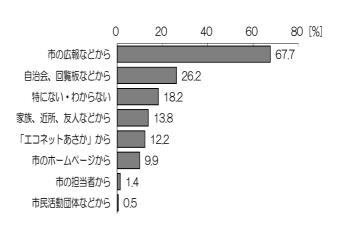
ごみの減量やリサイクルへの関心は、「ある程度関心がある」が 67.4%で最も多く、次いで「非常に関心がある」、「あまり関心がない」、「全く関心がない」となっています。



ごみの減量やリサイクルへの関心

問10 ごみ問題に関する情報の入手先 について

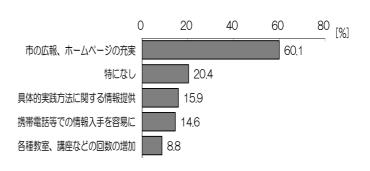
本市のごみに関する情報の入手先は、「市の広報などから」が67.7%で最も多く、次いで「自治体、回覧板などから」、「特にない・わからない」となっています。



ごみの問題に関する情報の入手先

問11 情報入手のために望む支援の 方法

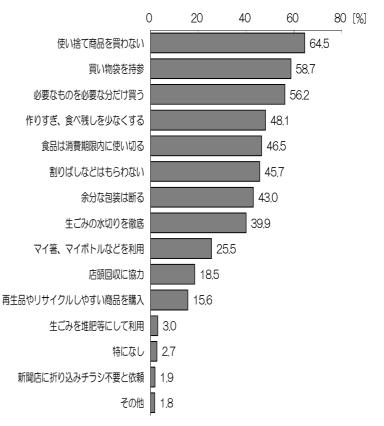
ごみ問題についての情報入手のために望む支援の方法については、「市の広報、ホームページの充実」が60.1%で最も多く、次いで「特になし」、「具体的実践方法に関する情報提供」となっています。



情報入手のために望む支援の方法

問12 ごみ問題についての日頃の取組

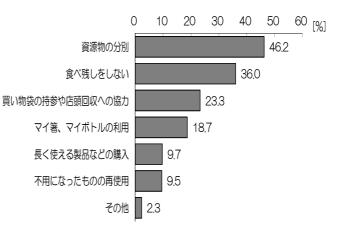
ごみ減量化のために日頃行っている 取り組みは、「使い捨て商品を買わない」 が 64.5%で最も多く、次いで「買い物袋 を持参」、「必要なものを必要な分だけ買 う」となっています。



ごみ減量化のために日頃行っている取組

問13 お子様への実践促進の状況

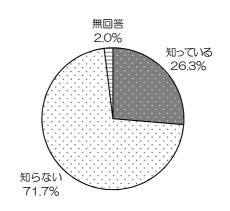
お子様への実践促進の状況については、「資源物の分別」が 46.2%で最も多く、次いで「食べ残しをしない」、「買い物袋の持参や店頭回収への協力」となっています。



お子様への実践促進の状況

問14 資源回収ボックス設置・エコバッ グ推進店舗等の認知状況

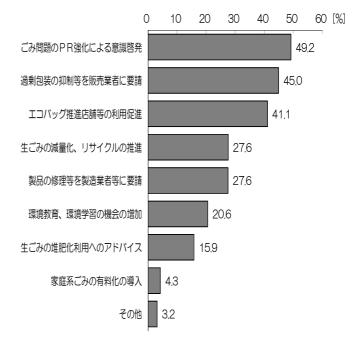
資源回収ボックス設置・エコバッグ推進店舗の認知状況については、「知らない」が71.7%、「知っている」が26.3%となっています。



資源回収ボックス設置・エコバッグ推進店舗等の認知

問 1 5 ごみ減量化のために市が行う べき取組

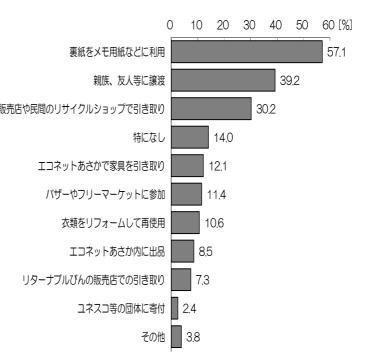
ごみの減量化のために市が取り組むべきことについては、「ごみ問題のPR強化による意識啓発」が49.2%で最も多く、次いで「過剰包装の抑制等を販売業者に要請」、「エコバッグ推進店舗等の利用促進」となっています。



ごみの減量化のために市が取組むべきこと

問16 不用品の再使用の状況

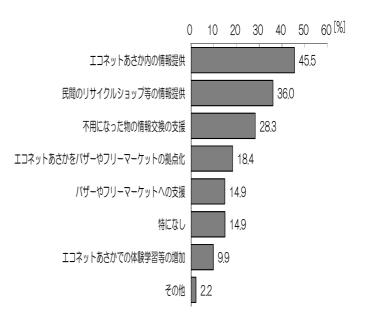
不用品の再使用状況については、「裏紙をメモ用紙などに利用」が57.1%で最も多く、次いで「親族、友人等に譲渡」、販売店や民間のリサイクルショップで引き取り「販売店や民間のリサイクルショップ 特にないで引き取り」となっています。 エフネットあさかで家見を引き取り



不用品の再使用の状況

問17 再使用推進のために市に取組で ほしいこと

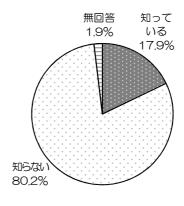
再使用を推進するために市に取り組
んでほしいことについては、「エコネットあさか内の情報提供」が 45.5%で最も多く、次いで「民間のリサイクルショップ等の情報提供」、「不用になった物の情 エフネットあさかをバザーやフリーマーケットの拠点化報交換の支援」となっています。



再使用推進のために市に取組んでほしいこと

問18 集団資源回収についての認識

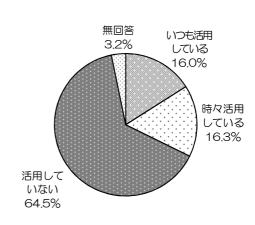
集団資源回収については、「知らない」が80.2%、「知っている」が17.9%となっています。



集団資源回収の認識

問19 集団資源回収の活用状況

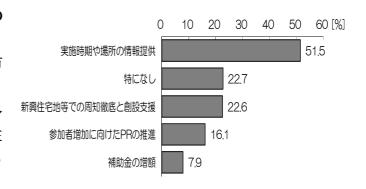
集団資源回収の活用状況については、「活用していない」が 64.5%で最も多く、次いで「時々活用している」が 16.3%、「いつも活用している」が 16.0%となっています。



集団資源回収の活用状況

問20 集団資源回収の活用促進のため に市に取組んでほしいこと

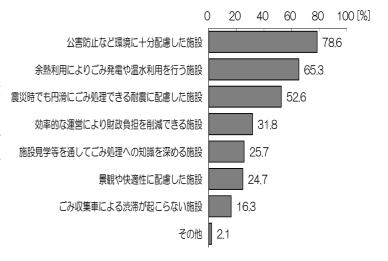
集団資源回収の活用促進のために市 に取り組んでほしいことについては、 「実施時期や場所の情報提供」が最も多 く51.5%、次いで「特になし」、「新興住 宅地等での周知徹底と創設支援」となっ ています。



集団資源回収の活用促進のために市に取組んでほしいこと

<u>問21</u> 施設建て替えをする際に重要と 考えること

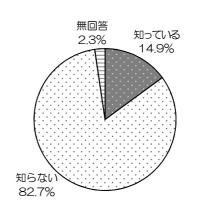
施設建て替えをする際に重要と考えることについては、「公害防止など環境に十分配慮した施設」が78.6%と最も多く、次いで「余熱利用によりごみ発電や温水利用を行う施設」、「震災時でも円滑にごみ処理できる耐震に配慮した施設」となっています。



施設建て替えをする際に重要と考えること

問22 最終処分の状況に関する認識

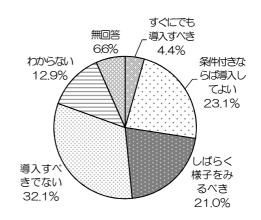
本市には焼却した後の灰などを埋め立てる(最終処分場)がなく、多額の経費をかけて、他市・町にお願いして処分していること、より一層ごみの減量化・リサイクルに努め、処分量を削減し、最終処分場の延命化を図る必要があることに対する認識については、「知らない」が82.7%、「知っている」が14.9%となっています。



本市の埋立処分に関する認識

問23 家庭系ごみの有料化やについて

家庭系ごみの処理手数料徴収については、「導入すべきでない」が最も多く32.1%、次いで「条件付きならば導入してよい」が23.1%、「しばらく様子をみるべき」が21.0%、「わからない」が12.9%、「すぐにでも導入すべき」が4.4%となっています。



家庭系ごみの処理手数料徴収について

(2) 自由意見のまとめ(主要なカテゴリー別)

具体的な内容の表記につきましては、一部の表現を除き、原文となっています。

① 情報収集について

情報収集についての自由意見(1/2)

具体的な内容

ごみ問題に関心がないわけではないが自らホームページを見たりして情報を収集しようとまでは思ったことがありません。朝霞市の現状を知らないので、何のためにごみを減らすのかリサイクルが必要なのかがぴんときません。たとえばこのままごみが増え続けることで私たちの生活にどのように負担が増えるのかが分かれば積極的に自分にできることを取り組みたいと思います。また1人1人にできることがあればそういった情報が欲しいです。

ゴミは分別しているが、時々出る家財、家具などはリサイクルにまで回していなかった。もう少しリサイクルプラザの情報を広めてもらいみんなが活用できる制度にしてもらえればと思う。

市の取り組みを知る機会がない。インターネットでわざわざ見ようとも思わない中で、周知させるにはどうしたらいいでしょうか?全く興味がないわけではないので、もっと知る機会、環境があってもいいと思います。リサイクルや分別なども人によって意識がちがうので、このアンケートの現状をもっと知らせて"ヤバイぞ"っていう意識を持たせるとか、なぜリサイクルや分別が必要なのかともっと情報を公開して広めるということも必要だと思います。

2013年4月より「小型家電リサイクル法」が施行されています。これは「都市鉱山」と呼ばれるパソコン、携帯電話等を回収、リサイクル有効利用する為の法律と理解しています。朝霞市としてはこの法律をどのように実施するつもりなのか情報がありません。是非、積極的に取り組んでもらいたいと思います。

もう少し広報に詳しい情報を載せて欲しいです。知らないことがたくさんありました。

引っ越してきたばかりで朝霞市のゴミの減量化やリサイクルの推進において知識として不十分なことが正 直あります。取り組みに積極的に協力することは良いことであると思いますが、いまいち市から得られる情 報の通達が不十分に感じられます。まだ知らないことも多いので、ゴミ問題や取り組みなどの情報を的確に 得られるよう、市には支援していってもらいたい。個人的な意見としては、携帯電話から情報を入手できる ようになるということはとても興味深いです(アプリ開発等アイデアを広げて欲しい)。

私は単身者で都内で仕事をしているため朝霞市にはただ住んでいるだけの状態です。自治会への参加もなく、新聞を取っていないため、広報を手に取る機会もありません。当然、回覧板もありません。唯一公共の情報を手に入れる方法はネットですが、朝霞市のサイトは少々見にくく重要な情報が探しにくいと思います。スマホやタブレットでも情報を探しやすいサイトを目指していただきたいです。

朝霞市へ来てあと3ヶ月ほどで1年経ちます。とても住みやすいと感じ取りますが、最初、リサイクルマーケットやフリーマーケットがない!?と思ってしまいました。おそらく情報を獲得していなかった自分もいけないと思いますが、それでも少ないと家内の意見です。厳し過ぎるのはどうかと思いますが、何故か小学校、お寺や神社の広場、公園、または企業の駐車場でフリーマーケットがよく行われていたそうです。広いところでは、作家さんもお店を出していたり、吹奏楽があったりと楽しいイベントになっていたとか。子供が多いですし、このような賑わいがあっても良いかなと思います。

設問によりですが、パソコン等無い家庭も少なからずあると思います。ホームページを見てとありますが、 見ることができないところもあります。「ホームページを見て」と頼むのではなく、歩いてポストに入れる とか情報流して欲しい。18年くらい前は広報あさかをちゃんとポストに入れてくれていたのに、1年ぐら いしか続かなかった。今は情報を知る術がないです。

転入して間がないのでいろいろ情報を吸収していこうと心がけています。市内道路は各御家庭の方々がいつ も清掃して下さりきれいだなあーと感心の念でいっぱいです。環境の安心安全のポスター等とてもいいなー と感じています。

朝霞市に住んで20年です。市内はずいぶん変わり、とてもきれいになりました。ゴミの放置など、私の生活圏の中では、ほとんど見られません。やはり、ゴミに対する意識が高まっていると思います。それには情報が第一です。これからもゴミの減量化、リサイクルをめざし、色々な情報をしっかり受け、市民として協力します。また、小さい頃からのゴミに対して、学習する事が、もっと大切だと思います。ゴミの問題(減量化、リサイクル)が、当たり前として、考えながら生活したいと思います。

リサイクルプラザの存在自体を知らない市民もいる。より多くの市民に知ってもらい、活用し、ネット上に 載せたりして情報を共有する。無料であげますなど多くあってもいい。

知らない情報もありましたので、市からの情報をもっと分かりやすく知りたいと思います。

広報を月2回から月1回にして、スマートフォンやインターネットをもっと活用して欲しい。

情報収集についての自由意見(2/2)

具体的な内容

この度市民アンケート調査の機会を得、改めて「資源リサイクルや環境情報」を朝霞市ホームページで見ました。環境への意識を高めるため、朝霞市の施策に興味を持てるよう、「環境関連の特集ページを設ける」「朝霞市ホームページのトップページに環境関連のページへの直リンクを置く」など、目を引く工夫をし、環境施策を重視している姿勢を示してほしいと思います。例えば、クリーンセンターの見学や環境ボランティア活動やイベント等を通じ、環境に関する情報提供・学習会・情報交換の場をさらに提供してほしいと思います。また、協議会等を通じ、市民や事業者から幅広く意見を取り入れる場を作り、環境施策に反映してほしいと考えています。

情報を得る手段がない。HP は快適に見れる環境にないし、公報等も駅やコンビニにおいてある時以外は見ることができない。公民館にあったとしてもサラリーマンの利用できる時間ではない。リサイクルプラザ等も平日は利用できないし、交通手段もない。休日にわざわざ行こうとは思わない。たとえば駅併設でいつでものぞけるというような環境なら利用できるかも。

燃えないゴミを回収してもらえないことがあるが、その理由が分からず困ることがある。ゴミの分別、処理の仕方を市にはもっと詳しく情報提供してほしい。

≪意見のまとめ≫

- ○ごみ問題や市の取り組みなどの情報を得たいという意見がある一方、市のHPや広報 資料にはあまり目を通さない、という意見が寄せられている。
- ○ごみの減量化、リサイクルに関して市民は日常的かつ容易に情報を入手したいと考え ていると思われる。
- ○携帯電話、スマートフォン、インターネット、アプリ開発など情報媒体の活用を提案 する声も挙げられている。

② ごみの出し方(マナー、カラスの被害等)について

ごみの出し方についての自由意見(1/2)

具体的な内容

高齢化が進み、町内会を退会する人たちが増えています。退会された方々には回覧板、広報などが配布されずゴミの出し方も自己流になりつつあります。一例、ペットボトル キャップ、ラベルは残り中身もそのまま。ゴミに関するすべての資料は大変でしょうが各家庭に必ず届くようにしてください。資源ゴミ(新聞、段ボール)集荷前に個人車がもっていくようです。何か方法を考えて下さい。

ゴミの出し方、分け方、ルール表示が古いものでいつ変わったかよく分からないのでもっと徹底して欲しい。 新しいものに張り替えて下さい。

ワンルーム(単身者)のアパート、マンションのゴミの出し方が徹底されていない。個々の問題かと思いますが、ゴミ置き場に曜日に関係なくゴミが出されているのを見かける。

私の住んでいる岡一丁目には自治会や町内会がありません。そのため、広報やゴミの出し方、分け方等の身近な情報源に欠けていて、不便な思いをしています。そのため大きな薬局や書店、ファミレス等にもそれらの冊子を置いて頂けると非常にありがたく存じます。

カラスがいたずらしたりすることが多く大変!困っております!道にまでゴミがちらかっておりますのでもう少しゴミ回収 BOX をふやして頂きたいと思います。

ごみ集積場で毎回出す人達のマナーが悪い為カラス等に荒らされ、道にごみが散乱している。同じ場所で毎回です。市の指導が必要かと思います。朝のごみ出し状況を確認し、市の担当者は自分の目で見て判断して頂けたら幸いです。

週2回生ゴミ収集に使っている網、カラスがつっつくので考えて下さい。網目細かくするとか。

カラスによるゴミのちらかしが多いので夕方などのゴミ収集も検討してほしい。

都内から引越しをしてきて 1 年経ちます。共益費がないことでアパートに住居する中、町内会の仲間に入れていただきゴミ当番を携りながらゴミを出しております。毎週感じますことは、マナーの悪さです。分別も全くしておらず、カラスにゴミを突かれ道路にゴミが散乱。分別できず取り残されたゴミの数等。とにかく、近隣の方々のごみ出しのマナーの意識のなさには、憤りを感じております。行政が力を注ぐことは大切ですが、一人ひとりがもっと環境について考え、意識していただけたらとの思いです。東京都内はこのようなことはありませんでした。

可燃ゴミの日のカラスの被害やゴミの散らかりが多い。

生ごみの件、我が家の周りにはカラスが来てゴミ袋を破くので被せる網にもう少し工夫してほしいです。私たちも網の回りに持ち上げれないようにして気をつけていますが、カラスは利口です。

ゴミの収集場所は道路上のため、交通事故を誘発する恐れがあり、大変危険な状態である。また景観上も見苦しく、特に生ゴミの日は、ネットがあってもカラスが袋を引っ張りだし毎回生ごみが付近に散乱している。 集合住宅のように、地区ごとに収集小屋(鍵付き)の設置を強く望む。

最近、カラスによる生ゴミ荒しに困っているので具体的な対策方法を市で検討、PR してもらえると嬉しいです。

ゴミ袋に、氏名を記入する方法等ないのでしょうか?マナー違反で収集されず何日も置きっ放しのゴミを見かける事もあります。ネコやカラスのゴミ散乱等もなくなり、前日から出さなくなったりもするのでは…。中身が見えないようなゴミ袋を有料化にして、氏名記入にし、そのゴミ袋しか収集せず、その袋の収入を財源確保とする案を提案します。

ごみ有料化するのであれば、ごみの出し方も指導してほしい。最近特にカラスによる、生ごみの散乱が目立っている。外観を損ねているので何とかしてほしい。ネットだけでは無理がある。

カラス対策用のゴミ保護ネットを配布してほしい。不足している。

特に、生ゴミ回収、及びプラスチックゴミの出し方をもっと、市民に周知してほしい。回収日に、回収場所に、ポンと置けば良い…という意識の住民が多いように感じる。また、カラス防けのゴミへの網を、使用していない所もあるので、徹底して欲しい。お金はかかってもカラスの嫌うゴミ袋の開発など試験的に行うなど取り組んでほしい。空地ができるとすぐマンションやアパート(特に単身者向け)は、管理徹底を家主に指導するなどしてほしい。罰金制を導入しても良いと思う。タバコのポイ捨ても、非常に多い。最悪なケースは排水口に捨てる中高年の男性をよく見かける。単にゴミ問題だけではなく、市のクリーンは地球のクリーンにつながるのではないでしょうか。

外国人には少ししつこいくらいにゴミの出し方について市へ転入した時に説明してほしい。

ごみの出し方についての自由意見(2/2)

具体的な内容

朝霞市に転入してきて、ゴミの出し方やゴミの仕分けについて詳しく書かれていたので、すごくいいと思う。 人によっては、あまり見ない人もいると思うので時々、広報誌に掲載し、啓発すると市民の意識づけになる のではないか。実家の市町村ではゴミの分別が非常に細かいので、分別の徹底ができれば、さらにゴミは減 るのではないかと思う。

自分自身ががんばっても若者(10、20代)のマナーのなさが目にあまる。学校でボランティアやリサイクル活動をもっと推進して欲しい。

自治体が取り組んでも個人のマナーが低下している今、教育の場で小さい時から教える事も必要であると考える。今、我々が居住しているマンションでも、この問題は大きなテーマとして取り組んでいる。

アパート専用のゴミボックスに道路を歩いている人や近くの人が、ゴミボックスのそばにゴミを捨てていく。アパートの人は規則を守っているのに迷惑です。マナーが悪い。自分のごみがなくなれば、どこに捨てても良いという考えが問題です。市民にこのような人がいると思うと不快です。ゴミ問題が改善されることを期待します。

マンション住まいですがマナーを守らない方が多く困っていますので、朝霞市のルールを他県から来た者にはわかりやすく、用紙を配布していただきたいです。

≪意見のまとめ≫

- ○カラスによる生ごみの散乱の被害に関して、対策用の保護ネットを工夫してほしいと いう意見が多数寄せられている。
- ○他地域からの転入者や外国人に対して、ごみの出し方の周知の徹底化を要望する意見がある。
- ○アパートやマンションでの単身ひとり暮らしに対して、ごみ出しのマナーの悪さを指摘する声が多く寄せられている。

③ 地域リサイクル活動 (集団資源回収) について

地域リサイクル活動についての自由意見(1/1)

具体的な内容

ペットボトルのキャップを別にして集めている。それを集めている友人に渡している。町会の集団資源回収に出そうと思う時があってもよくわからず(日程他)仕方なく他の回収に回している。

ゴミ問題についてもっと積極的に取り組む必要があると思っていますが、集団資源回収などの活動には、なかなか忙しくて参加できません。

リサイクルに関する資料は手元にないがあるのであれば(不用品をどうしたら良いのか、集団資源回収等含) もう少し発言を増やすなどしてほしい。

問 18~20 の地域リサイクル活動がよくわからない(内容・実地等)。朝霞市は小さな子どもが多く、又人口も増加していると感じるので、出来るかぎり、子どもに配慮した(親の立場に立った)町づくりを今後もお願いしたい。

学校でボランティアやリサイクル活動をもっと推進して欲しい。

行政と地域 (自治会など) が一体となったリサイクル活動の推進や学校教育でのリサイクル活動の推進を行ってほしい。

≪意見のまとめ≫

- ○≪全体編≫の問 18、19 の集計結果にも反映されているが、地域リサイクル活動を活用している市民は少ないようである。
- ○自治体や学校教育の場でのリサイクル活動の推進を要望する声も挙がっている。

④家庭系ごみ有料化について

家庭系ごみ有料化についての自由意見(1/4)

具体的な内容

ごみ有料化など進んでいる市がある中で、まだまだ娘の住んでる市はごみの分別がほとんどなく回収されている市があります。朝霞市は分別されて出さないとゴミを回収されないと結構厳しいので皆さんごみ処理は協力的だと思います。何でもかんでも有料化になると住みにくい世の中になると思います。

家庭用ごみの有料化については分別が出来ないような人が多ければ導入せざるを考慮しなければならないが各家庭で努力をしてゴミの減量が出来ているのなら無料のまま続けるべきだと思う。

朝霞市で焼却した灰の処分に多額の経費を使っている事を広く問題意識として PR を行った方が良いと思います。ゴミ廃棄を有料化しても一時的に減少はするが長期的な面では変わらないと思います。

ゴミの有料化は不法投棄の原因にもなり不浄な社会になりかねないので反対します。

青梅市出身です。東京都青梅市はかなり以前よりゴミ有料化しています。以前は町中にダストボックスがあり、いつでもどこでも自由にすきなだけゴミを出せた。結果、マナーは悪く悪臭はただよい業務ゴミまで出す者もいた。現在朝霞市でも実際ゴミの出し方はかなりひどい方だと思う。曜日はムシ、時間もムシ、有料化は嫌だと思う。けれどゴミは確実に減ります。出し方の意識も絶対変わります!ゆくゆくは自分達市民のためになります。

有料化は不法投棄を増やし他のトラブルを招くので実行する場合は対策を考えてから実行すべき。 資源ゴミをいつでも出せる環境を作って欲しい。 部屋やベランダに置く場所がなく家で保管できない時がある。

ごみに関心はありましたが、ごみ問題は知らなかったので自分の出来る事はもっと積極的に取り組んでいきます。ごみの有料化はやめてほしいです。おねがいします。

私は76才になる老人でこちらへ来て1年近くになります。東京(大田区田園調布)より越してきました。 ゴミ問題はいずれも同じです。ごみ処理の有料化大賛成です。やってみないといいかはわかりませんね。思 いきって有料化を考えて下さい。何かわからないが必ず結果がでます。

現在ごみ置場のそうじは一番近い2軒でボランティア的に行っています。有料化するとマナーの悪さがますます高じるのではないかとの心配もあります。それぞれの意識の向上やわかりやすい説明など徹底してほしいです。最近はガーデニングを趣味にしている人が多いと思いますがマンションに住んでいたり自宅の庭が狭いなど園芸土の廃棄に困っている人は多いのではないでしょうか。町内会そうじの当日などに捨てにくいものを回収するようにしてもらえると不法投棄物等が減るのではないかと思います。

ごみが有料化されると不法投棄が増えるような気がするので反対です。すでに大型ごみ等が集積場所に勝手に置かれたりして迷惑しているので通常の一般ごみまでが不法に捨てられるのかと思うとうんざりします。 個々のゴミを自分で処理出来ない以上、少しでもゴミ置場の整理整頓が出来るように有料化するのもいいと 思います。が、今でさえ決められたゴミ収集日及び収集場所以外にポイ捨てする人が多々いる以上難しいの

かと思います。

ごみ処理を有料化すると街に捨てる人が増えると思います。道路の清掃も頻繁に実施して下さい。

ごみ集積所について。現在住んでいるマンションは、常設の集積所がある為、曜日に関係なく捨てていく(置いていく)人が多く集積所内が"汚れ"がち。住人の意識の問題だと思うが、やはり集積所内が汚れているとあまり立ち入りたくなくなる!次の人、その次の人の捨て方(利用法)も乱雑になるのではと思う。ひいてはごみ問題に興味を持たない方向に行くのではと思う。朝霞市内に最終処分場がなく多額の費用をかけて他市に処理をお願いしているのであれば、今後、有料化は止むを得ないと思う。むしろ有料化により少なく、きれいな状態のごみ袋が出されるのであれば結果的には良い事だと思う。

朝霞に越してきて2年。以前住んでいたところはゴミは市の指定袋に入れて出していた。ゴミ袋は有料で、しかもそんなに安くなかったので朝霞に来て、ゴミ出しにお金のかからないことに驚いた。ごみ処理の有料化は反対ではないが分別ごみ(缶やペットボトル等)を売却して利益がでていると思うので分別ごみ売却の利益とごみ処理にかかる経費を比較して表などにして知らせてほしい。その上で有料ごみ袋の価格を設定すればよいかと思う。

ごみの分別にはかなり気をつけていたが「減量する」という意識は低かったように思う。ごみを有料化して も免れようとする人は必ず出てくるし、単身型の集合住宅だとごみを出す時間がバラバラなので、ごみの集 積所が今よりも荒れるのではないかと思う。人は教育によって変わるので、大人にも子供にも繰りかえし教 育していくことで時間をかけて状況は良くなっていくのではないかと思う。

相応の市民税を支払っているのだから通常の生ゴミ、資源ごみの処理を有料化すべきではない。

問 23 についてゴミの有料化の値段次第では導入してもよいと思います。

家庭系ごみ有料化についての自由意見(2/4)

具体的な内容

(時に若い人や独り暮らしの男性)ひとり暮らしだし金銭的な余裕もありません。生活系ごみの有料化は困ります。お金を取らないで減量化できる方法をまず考えてほしいです。

問21 にあるようにクリーンセンター更新に向けても含め、ゴミ処理の有料化は導入すべきと考える。また排出時に徴収するのではなく、住民税等のような形式で収入割合に応じた徴収であれば、徴収漏れや逃れがなく公平にできると考える。その時、市としての費用の使い道を明確にして欲しいと考える。

生活系ごみの有料化はやめて欲しい。粗大ゴミや回収できないようなゴミの取り扱いだけ有料であるべき。

朝霞市の現在のごみ行政に特に問題は考えておりませんでしたが、問題があれば広報等で知らせていただきたいです。ゴミ処理の有料化等はもちろん反対ですし、レジ袋をもらわない運動はレジ袋の有料化になってしまい反対です。朝霞の場合、レジ袋でゴミが出せますのでレジ袋は有効に使用されてますし、大変良いリサイクルと思います。いつの間にかレジ袋有料化、ゴミ袋の有料化にならないよう希望します。

ゴミ有料化も良いとは思いますが、それによって不法投棄が増えることは想像されますので、不法投棄が減る対策も必要だと思います。

家庭系ごみ有料化について、何でも有料にすれば良いというのは安易な考え。他市が有料化してもあくまで他市は他市。税金も上がる中、何でも有料にせず、その他取り組みで解決できるよう知恵を絞るべきでは。 有料化しなくてもスムーズに対応できるスマートな朝霞市を目指し全国のモデル市となれるよう願います。

有料化はすべきだと思うが、不法投棄が増えると思う。この対策をどうするかという問題。分別できない人 への罰則を強化すべき。

ゴミ処理の有料化にすると放置する人が出てくると思う。皆が常識的な人ばかりではないので。また有料化は問題ありと思う。

子供がいる家庭では、どうしてもゴミが出てしまいます。その生活系ごみごみを有料化するとのことは、とても負担がかかります。他が有料化しているから、朝霞市も有料化するのではなく、朝霞市は独特のやり方で市民に負担がかからないようにしていただきたいです。

ゴミ袋(大)の有料化もいいと思います。

ゴミ問題についてもっと積極的に取り組む必要があると思っていますが、集団資源回収などの活動には、なかなか忙しくて参加できません。 意識の問題だとは思いますが、有料化することである程度強制力が出れば、その意識を高めることができるので有料化の導入も今後必要だと思います。

ゴミの有料化となれば、置き場以外に捨てる人がいると思う。コンビニなどのゴミ箱に生活系ごみを持ち込む事も増える。朝霞市のごみ処理費用が一人当たりどれくらいかかっているか数値で知らせ、各個人が処理費が減るように努力する気持ちを持たせる。どういう努力をするとどれほど処理費が掛からなくなるのかわかりやすく知らせる。ぜひ取り組もうという気持ちにさせてください。

問 23 に関して、ごみ処理経費負担を考えると有料化も必要かと思いますが、例えば 1 ヶ月いくらと一律にされるとわずかな年金の一人暮らしの私などはほとんどゴミを出さないので、負担になるので、私の経験している神戸市のように「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「プラスチック容器」の袋を市が販売して、その袋代金に「ごみ処理手数料」を入れたらいかがでしょうか。そしたらめちゃくちゃにゴミを捨てないし、量も減ると思います。

家庭系ごみ有料化について、赤ん坊など小さい子供がいるとおむつなどどうしてもゴミが増えてしまう。

ゴミの有料化は反対です。不法投棄とかゴミ置き場に回収されないゴミが増えるのではないかと思います。

問 23 の生活系ごみ有料化はありえない! 大反対です!

黒目川沿いの不法投棄が気になる。ごみ処理有料化は慎重に考える必要があると思う。不法投棄が増える。

ごみ処理有料化について、埋立場、処理についても費用が発生することで有料化を進めていかなければならない状況があるということは理解ができます。ただ、ゴミには個人情報が多く、個人名が判別できるような収集方法は絶対に避けていただきたいと思います。

自分がどれくらいの排出量なのか各々がわかれば良いですね。一定量以上有料化すればゴミは減る。(年単位でも良いと思います)本当は毎回はかって kg 表示のシール等見れれば、かなり変わると思うのですが… 反対に年間何 kg 以内なら市から粗品的なものを出すとか。

ゴミの有料化は経費負担の公平性は確保できるが袋の値段によっては減量につながるのかは疑問。

家庭系ごみ有料化についての自由意見(3/4)

具体的な内容

問23の有料化で他の自治体の成果分析を知りたい。

ゴミ処理の有料化を実施している他区に勤務しています。有料化されると中に不法投棄される方も多くおり、逆にその始末に多額の費用をとられてしまう実態があります。現在でも粗大ゴミやリサイクル費用のかかるテレビ、エアコン、冷蔵庫等が市内の空き地や河川敷等に不法投棄されている現状を目にすることがあります。現在の分別やリサイクルには市民のみなさんが協力的に取り組んでおり、自治会でも主体的に実施しています。行政の側がわかりやすく働き掛けていくことで、より有効なごみ処理政策を実施できると思います。一旦有料化すると、システム変更には膨大な費用がかかり、後戻りできなくなるため熟考が必要と思われます。

ゴミ袋の有料化は有効な手段と思います。以前住んでいた所沢市のクリーンセンターはゴミ処理場のイメージが一新されました。参考にしてほしいです。

中身が見えないようなゴミ袋を有料化にして、氏名記入にし、そのゴミ袋しか収集せず、その袋の収入を財源確保とする案を提案します。

ごみの排出量があまりに多く、市や県も大変だと思いますが、リサイクル施設(税金を投入していると思います。)が、きちんと稼働し(新しく作るよりもリサイクルの方がコストがかかる事は分かっています。)適切な価格でリサイクル資源が市場に流通し、成果を上げているのか、不透明だと思います。この現状を市民にしっかりと認識させた上でのごみ処理有料化と思います。

生活系ごみの有料化が行われると川へごみを捨てる人や不法投棄が増えると思うので反対。

地域ごとにゴミ当番を決められているので高齢者も多くなってきて身体的に無理になってきている。 適当な 有料化になっても各戸口収集にしてもらいたい。

ごみの有料化は反対です。モラルのない人は、ゴミを様々な所に捨てていくと思います。費用負担をどうするかは、税金にて対応するのが良いのではと思います。

問 23 のごみ有料化についてですが、量の多さ少なさを個々に識別することは大変だと思いますが低料金であれば一律でも良いかと思います。

有料化に反対ではありません。費用も負担するつもりです。しかし、市の実情を今回初めて知った1人としては、PR活動が足りないと感じています。またこういった道徳的な問題は、初等・中等教育で地道に養われていくものであり、引き続き教育の現場で力を入れて行っていただきたい。

ごみを有料化にすると、不法投棄が増えると思います。河川近くに、家電等の有料ごみが多く捨てられているのをご存知ですか。

【ゴミ袋有料化の実例に気づくこと】生活系ごみの有料化を導入している自治体は、全国の6割にのぼると聞きます。知人の住む地域でも、導入後はゴミ量が減っているそうです。つまり、人々はゴミ料金を減らすために、ゴミ量を減らす努力をするようになるのです。ゴミになるようなものは買わない、ものは最後まで使い切る、要らないものは必要な人に譲るなどを実行します。結果的に、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を実践し、「循環型社会の形成」できる基盤を作ってしまうのです。生活系ごみの有料化は、ゴミ処理費用を徴収する効果だけではないことに驚きました。

過剰にゴミを出しすぎるのは問題だが、有料化は反対。公共サービスとして無償でやるべき。公共サービスとしてやってもらうのだから、それに応じて我々も負担をするべきところはある(分別の徹底、処理場、処分場建設に対する理解など)。

有料化にしたら、個別回収して欲しい(ゴミ集積場へゴミを運ぶのが負担だし、ゴミ当番なども次第に大変になってきたので)。

朝霞市の現状を知ろうとしていなかったので、ゴミ処理費の負担増や、このまま、ゴミの量が増加すれば、 有料化もあり得ることを周知徹底された方が良いと思う。誰しも、無料を好む傾向はあるが、財政を圧迫し ているなら、負担は、仕方ないと思う。

ごみ処理の有料化=ごみの減量には疑問を感じます。役所のみが孤軍奮闘するのではなく、企業、町内会、マンション管理会社組合、アパート経営者を通じて(活用して)住民の意識を高める取り組みも必要かと思います。

将来を考え 1 人 1 人のエコに対する考えを高めていかなければいけないと思います。最終処分場がない事を知り、財政に無理があるならば有料化もやむを得ないのではないでしょうか?

公園近くに住んでいるので、有料化すると公園への不法投棄が懸念されるので、他の自治体での例を良く検討して欲しいです。

有料化には納得できない。有料化にせざるを得ない状況をしっかりと皆へ告知すべきではないか?

家庭系ごみ有料化についての自由意見(4/4)

具体的な内容

他県(市)では、ゴミ袋の有料化になっているが朝霞市では有料化をしてほしくない。コンビニ、スーパー等のゴミ箱に勝手に捨ててしまい問題になる事が考えられるし、ギリギリの生活をしている家庭では捨てたい物も捨てれずになってしまう。まだしばらくは様子を見てほしい!ゴミ袋有料化だと、アパートに住んでいる若者などがゴミの日以外にもかってにゴミを捨ててしまうことも考えられ、住民としては注意しても直らないため!もう少し様子を見ていただけると助かる。

子育て中の家庭では、オムツを始め生ゴミ類が多く出るので、ゴミ排出量に応じた課金制度は少子化対策を必要とする社会のニーズに逆行します。この点をカバーした有料化なら検討の余地がある。

今の段階では生活系ごみの有料化はむずかしいと思う。昼間、市内にいないので(働いている)市内のことが良くわかっていないことを再認識しました。

問 23 は、有料化で不法投棄が増えると思うので「4、ごみの減量化、リサイクルなど他に取り組むことができるのであれば導入すべきでない」を選択した。不法投棄が防止できれば有料化すべき。

我が家は南風が吹くと近隣の家の(特に昔から何代も続く農家)大きな木の落ち葉がたくさん飛んできます。その他、リサイクル資源のビニールゴミ、台風の時などにゴミ袋3~5袋その度に出しています。ただ有料化にするのは乱暴な気がします。ゴミの軽量化につとめ、自分の家のゴミは1袋なのに人の家から飛んできたゴミが3袋、それを我が家が負担しつづけなくてはならなくなるのでしょうか。掃除させられるだけでたくさんです。自分の家のゴミは喜んで有料化しても協力します。

ごみの量が多い=意識が低いということではないので有料化は避けて欲しいと思います。

今年の3月までは長野市に住んでいましたので、ゴミ処理については有料でした。(ゴミ袋有料指定で値段は生(燃える)>プラ>不燃でした)やはりゴミ袋自体有料で袋も大きければ大きいほど高かったので、燃えるゴミは少なく、プラのものはちゃんとプラでという意識は自然とついていったので有料化にすれば可燃ごみは減り、分別も今よりキチンとされるのかなぁ…と思います。

単身者の多いマンションに住んでいます。入れ替わりも多いようです。自分では分別もしていますし、ペットボトルもラベルをはがし、キャップを取って出していますが、そのままの人、飲み残しをそのまま出す人、大きなゴミ袋に分別することなくすべて入れて出している人、ペットボトルもプラスチック等すべて入っています。 常識的な事ができない人がいますので有料化を考えても良いのかなと思います。

≪意見のまとめ≫

- ○集計結果と同様、「導入すべきでない」という意見が多く寄せられた。理由としては、 有料化により不法投棄が増えることが最も多く懸念されている。
- ○「条件付きならば導入してもよい」に相当する意見として、ごみ処理の負担額が安ければ有料化を導入しても良いとする意見も寄せられている。また、負担額は一律ではなく、ごみの量に応じた制度(ごみ袋)にしてほしいという意見があるなか、乳幼児のいる家庭はおむつの処理などでごみの量が多いため、負担が大きくならないか心配する声も挙げられている。
- ○有料化はごみ処理のマナーに通じる道徳的な問題だとして、小中学生などの次世代へ の教育の取組みを希望している意見もある。
- ○「しばらく様子をみるべき」に相当する意見として、有料化を実施している市町村の 成果や実績を参考に検証すべきとの意見も寄せられている。

(3) その他意見のまとめ(設問別)

① ごみの減量化について

間12 ごみの減量化について日頃あなたが取り組んでいることはどんなことですか?

その他意見

性別	年齢	「その他」の具体的な内容
女性 5	50 歳代	再利用できるものは分別を細かくして出している。例えば、お菓子の箱とかティッシ
又汪	30歳八	ュの箱など、分けて紙を出している。新聞は販売店の回収に出している。
男性	60 歳代	町内会のアルミ缶等の回収に協力している。
女性	50 歳代	ゴミの分別を徹底している。
女性	30 歳代	プラごみ(ビニール袋等)は畳んでテープ止めしたりして小さくして捨てている。
女性	30 歳代	子供の学校のリサイクル回収に協力している。
女性	70 歳以上	綿の衣類は細く切り、油等の処理や洗剤で洗う前に拭き取る用に使っている。
女性	70 歳以上	生ごみ堆肥は、平成6年より畑作りに利用している。
女性	30 歳代	物を長く使用する。人から譲ってもらう。
男性	70 歳以上	ディスポーザーの許可を希望します。近隣市では導入されています。
女性	60 歳代	子供会に紙・雑誌・缶・新聞・布・ダンボールなど、資源回収の協力をしている。
/ / // //#	女性 60 歳代	プラスチック、ビニール等はなるべく小さくして、セロテープなどで止めるようにし
又汪		てごみを小さくしている。
女性	40 歳代	紙類は全てリサイクルへ出している。
女性	30 歳代	野菜の皮むきはなるべくしないようにしている。
男性	40 歳代	マンションのリサイクル運動に協力している。
女性	70 歳以上	生ごみの水切りや乾燥を徹底している。
男性	30 歳代	家具・家電品は友人に再利用してもらっている。

≪意見のまとめ≫

- ○女性は家事(料理)の過程で、工夫をしている例が見られる。
- ○町内会や子供の学校など、グループ単位での資源回収を利用している例が見られる。

問13 問5で「3 親と子(2世代)」「4 親と子と孫(3世代)」と回答した方で、 お子様(中学生以下)のいらっしゃるご家庭の方におたずねいたします。ごみの減量 化についてお子様に実践するよう促していることはありますか?

その他意見

性別	年齢	「その他」の具体的な内容	
大性 20 54	子供が乳児のためまだやっていない。いずれは選択肢 1、買い物袋の持参や店頭回収		
又注	女性 20 歳代	への協力 と 2、資源物の分別(ごみの分別)に力を入れたい。	
女性	70 歳以上	家族全員がごみの減量を考える生活。フリーマーケットへの参加。	
女性	40 歳代	使わなくなったおもちゃや本など、利用してもらえる所へ寄付する。	
女性	30 歳代	物を大切に使うようにしている。	

≪意見のまとめ≫

○20 代の女性から、子供の成長に合わせてごみに対する実践行動を考えている意見が目 を引いた。

間15 ごみの減量化のために、市はどのような取り組みをすべきだと思いますか?

その他意見

性別	年齢	
女性	30 歳代	選択肢8、の有料化はしない方がいいと思います。不法投棄が増えるだけだと思います。
女性	20 歳代	市内のスーパー等への働きかけ。
/ ,	40 54	ペットボトルを回収する機械にペットボトルを入れると本数に応じてポイントが貯
女性 	40 歳代	まる、ということをしている店が全国にはあるらしい。そういうのがあると嬉しい。
女性	40 歳代	生ごみを畑の一部などに共有化できる簡易な堆肥処理場などを作ってみてはどうか。
男性	70 歳以上	プラスチック類の分別の知識を普及させる。
	70 歳以上	食器のトレー使用をできるだけ止めてもらう。何もかもトレーに入れてきれいに見せ
男性	70 感以上	ているが、無駄ではないか。
男性	60 歳代	生ごみの処理を町内会で PR し、実現化に向けてアドバイスの強化をする。
女性	50 歳代	資源ごみは市(市←販売メーカーが負担)が買い取る。ペットボトル1本5円とか。
男性	30 歳代	具体的なごみ減量の方法を例示すべき。
女性	30 歳代	特に子供達(小学生)に対してごみの教育をする(大人は変わらないので)。溝沼地
又注	の一家で	区は実施しているところあり。
女性	60 歳代	ごみ処理機を各家庭でもっと購入できるように、市の負担を多くして欲しい。
男性	30 歳代	学校での学習機会を増やす。→家庭内で実践
男性	60 歳代	ゴミ袋の色別。例:赤(ビン)、青(燃えないごみ)等、袋を購入して、それに入れ
カエ	の成れ	て出すようにしてはどうか。九州の実家の方で実施している。
女性	40 歳代	リサイクル資源をどのように活用しているか、成果を公表した方が良いと思います。
男性	50 歳代	リサイクル分別基準を明確にしてほしい。「廃プラは清掃したもののみ」と言われた
2011	۱ ایکورا کا	ことがあるが、歯磨きチューブなど内部を洗えないものは廃プラに出せないのか?
女性	40 歳代	もっと情報を配信してほしい。ホームページや市の資料は時間がなければ目を通さない。
男性	30 歳代	より性能の良い焼却炉にする。
女性	40 歳代	小中学校でごみの減量化、環境教育を徹底すべき。ごみを出さない大人に成長してほ
XII		しいです。
女性	40 歳代	ごみ分別についてもっと分かりやすくしてほしい。
女性	70 歳以上	ごみ袋の有料化や、小学生などの子供達にごみをむやみに捨てない教育をする。
男性	40 歳代	教育の場などで、子供の頃から教えてあげてほしい。
女性	60 歳代	次世代の子供達(保育園・小中学生)への環境学習を強化するべき。
男性	30 歳代	市の広報を紙で作らない。
女性	60 歳代	資源回収ボックスはスーパーに置くよう義務づける。

- ○小中学生などの次世代への教育の取り組みを希望している意見が多い。
- ○身近なスーパーなどへの働きかけを提案している意見もある。
- ○ごみの減量化や分別について、より具体的なやり方の提示を求める意見も寄せられている。

② 不用品の再使用について

問16 あなたは不用になったものを、どのように再使用していますか?

その他意見

性別	年齢	「その他」の具体的な内容
女性	70 歳以上	マンションの自治会でまとめて回収してもらっている。
女性	40 歳代	古本屋を利用している。
男性	50 歳代	ネットオークションに出している。
		不用品も未使用品またはそれに近いものでないと再利用の機会がほとんどない。自宅
男性	70 歳以上	前に「御入用の方はお持ち帰り下さい」と書いたカードを添付して展示するが、あま
		り再利用してもらえない。
		選択肢の 1、朝霞市リサイクルプラザ(エコネットあさか)や 2、市のリサイクルシ
女性	70 歳以上	ョップ(エコネットあさか内)について知らないため、資源ごみの日に少しずつ出し
		ている。家具など引き取って欲しいと思っている。
男性	30 歳代	ネットオークションに出品している。
男性	40 歳代	子供の靴をアフリカに送る活動に年に 1 度出している。
女性	フの歩いト	衣類は 30cm 位に切断して、フライパンの油や鍋のカスを拭いている。家具等はエ
又注	性 70歳以上	事の人や大工さんに引き取ってもらっている。
女性	60 歳代	選択肢の 1、朝霞市リサイクルプラザ(エコネットあさか)や 2、市のリサイクルシ
又汪	のの域で	ョップ(エコネットあさか内)の場所等が分からないので、もっと PR してほしい。
女性	50 歳代	Tシャツ・下着の古くなった物をカットして、雑巾として使用してから捨てている。
女性	30 歳代	買った時についてきたスプーンやプリンのカップを子供の砂場遊び用にしている。
女性	70 歳以上	子供会に出している。
女性	30 歳代	デパートのリサイクルに寄付している。
男性	40 歳代	子供会の資源ごみに出している。
女性	30 歳代	オークション販売に出している。
女性	40 歳代	オークション出品などをしている。
女性	30 歳代	衣類等は古着屋に買い取ってもらっている。
女性	70 歳以上	毛布は年 1 回、アフリカに送る運動に協力している。

- ○衣類のリサイクルを行っている意見が多い。雑巾に加工して利用したり、リサイクル ショップへ持ち込むなどしている例が多い。
- ○30~50歳代の男女共に、ネットオークションへの出品を利用している意見が多い。

間17 再使用を推進するために、あなたは市にどのようなことをしてほしいですか?

その他意見

性別	年齢	
男性	50 歳代	バザーやフリーマーケットの開催日数をもっと増やしてほしい。
女性	20 歳代	市内のスーパー等との連携を図ってほしい。
= \	40 54	リサイクルに関心のない人に興味を持ってもらうために、駅や列車内での広告等の強
男性	40 歳代	化により関心を持ってもらうような広報活動を増やしてほしい。
男性	70 歳以上	朝霞市だけでなく他市の情報の良い部分も特に提供してほしい。
F1.1/4	フの歩いト	フリーマーケット用の専用回収車を使い、回収したものを展示する作業を市が行い、
男性	70 歳以上	残品を処理するなどシステム化したらどうか。
男性	50 歳代	リサイクルプラザを拡張する。出品できる点数を増やす。服の出品数制限をなくす。
/- -\\	50 歩伏	捨てるにはもったいない物もフリーマーケットやバザーというと気後れする。市が中
女性	50 歳代	心となり引き取りに来て頂ければ沢山出せる。
女性	60 歳代	引き取りの金額をもっと安くして欲しい。大きさによってだいぶ高くなるときがある。
女性	60 歳代	持ち込みではなく、回収の場を設けてほしい。
男性	40 歳代	廃品回収のように無料で回収車で巡回してほしい。
男性	30 歳代	リサイクルプラザの取扱品目を増やしてほしい。
男性	30 歳代	子育て支援センターでの子供服交換会のような、気軽に利用・参加出来るような場
カロ	30 成八	所・機会を充実してほしい。
女性	40 歳代	引き取りサービスをしてほしい。車がないと運べない物の場合、車がない家は困る。
女性	30 歳代	朝霞のリサイクルプラザはとても良いが、知らない人や活用できていない人が多いと
又江	۱ ایکوارا کاک	思うので、みんなが利用できるようにもっと PR して、活性化させると良いと思う。
女性	60 歳代	エコネットあさかへの持ち込み数を増やしてほしい。
		エコネットあさかを利用する際、展示期間が長すぎる。また、同じものは出せない(制
男性	40 歳代	限がある)など、不用品が出た時、利用しにくい。片付けをする時は大量に片付けた
		いことが多いので、改善を検討してほしい。
女性	40 歳代	市のホームページ上で「不要品をあげます。譲ってください。」のコーナーを作って
∠ 1⊥	+O 10001 V	推進してほしい。
女性	60 歳代	気軽に不用品を提供する場がほしい。
女性	40 歳代	市のリサイクルショップを増やしてほしい。
男性	40 歳代	買い取り制度を作ってほしい。
女性	50 歳代	リサイクルプラザの持ち込み点数の制限をもう少し多くしてほしい。
男性	40 歳代	粗大ごみの無料回収をしてほしい。

- ○回収車での引き取りサービスや、不用品を提供する場の拡大を希望する意見が多い。
- ○エコネットあさかへの持ち込み点数を増やしてほしい、という意見も多数寄せられている。

③ ごみの処理・処分について

問21 朝霞市クリーンセンター(ごみ焼却処理施設)は老朽化しており、いずれは施設を建て替え(更新)する必要があります。施設を建て替えする際にどのようなことが重要と考えますか?

その他意見

性別	年齢	「その他」の具体的な内容			
女性	30 歳代	建て替えないで修理等で対応出来ないでしょうか。			
女性	30 歳代	ダイオキシンの発生を徹底して抑えてほしい。			
		ゴミ処理施設は市の中心部(朝霞の森公園等に)設け、クリーンなイメージをアップ			
男性	60 歳代	し、震災等の際にも堅固で安全な施設にしてほしい。とかく、し尿処理・下水処理・			
		火葬施設は郊外へとなりやすい。			
男性	60 歳代	市内のごみは市内で処分、スピーディーにする事を望みます。			
女性	70 歳以上	粗大ごみを持ち込みした際に、どこに持っていけば良いか分かりやすくしてほしい。			
		閉鎖された温水施設のような高額なものは不要と思います。それならば、新しいクリ			
女性	ーンセンターは、働いている人が働きやすいように臭いが気にならない、 40歳代				
又注	40 成1	能が付いた施設にする等の工夫をして、子供達の見学を増やすなど、身近な施設にし			
		て頂いた方が良い。			
男性	30 歳代	分別の手間が省ける性能の良いものにしてほしい。			
男性	30 歳代	焼却施設の高効率・高性能化。分別しなくても焼却できるようにしてほしい。			
男性	50 歳代	温泉施設などをまた県か市で運営してほしい。			
男性	40 歳代	内間木運動公園での臭いがひどいので配慮してほしい。(選択肢 1、の追加意見)			
男性	30 歳代	長持ち、高性能化。			
男性	30 歳代	建て替え(更新)を前提とせず、他の市と共同して施設を持つなど、低コストとなる			
カエ	30 成八	よう考えてほしい。			

- ○選択肢 1、の類似意見として、ダイオキシンや悪臭などの対策を行ってほしい、という意見がある。
- ○施設の高効率化・高性能化など、設備面での更新については前向きな意見がある一方、 建て替えに対する再検討を要望する意見も寄せられている。

8 用語の解説

【あ行】

あさか学習おとどけ講座

市民の主体的な学習機会の拡充と市政への理解を深めることで、生涯学習の推進と市民協働の市政の進展に寄与することを目的に、市民等で構成する5人以上の団体に、市の職員等が講師となって市の施策等の説明を行う事業。

朝霞地区一部事務組合

し尿処理事務・障害者支援更生事務・消防事務を共同で処理する定めに設立された特別地 方公共団体。朝霞市、志木市、和光市、新座市の4市で構成される。

EM (イーエム) ぼかし

EMとは、「有効微生物群」という意味で、自然界に存在する、人間、動物、自然にとって 有効な微生物(酵母菌、乳酸菌など)を選び出し、相乗効果を発揮するのが特徴。

EMぼかしは、米ぬか、コーヒーの絞りかすなどを原料にし、それにEMを定着させ乾燥 処理したもので、生ごみとEMぼかしを密封性の高い容器で発酵させ堆肥として利用する。

一般廃棄物

廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。

ごみは、家庭から排出されるごみと、産業廃棄物を除いた商店、事務所、工場などから排出されるごみに分けられる。本計画では、前者を生活系ごみ、後者を事業ごみと呼ぶ。

一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画を推進するため、ごみ排出量の見込み、収集運搬から処理・処分、 再資源化の方法等を年度ごとに定めた計画。

エコアクション 21

全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。

エコオフィス

省資源・省エネルギー対策を進め、環境への負荷の少ない事務活動を行っている事業所の こと。

事務活動からの二酸化炭素の排出削減など、地球温暖化防止を進めている事業所を指すこともある。

エコバッグ

買い物をする際に自宅から商品を入れる買い物袋を持参し、レジ袋等を使わないようにする取組で、ごみの減量化やレジ袋の原料の石油消費を減らすことを目指している。

エコネットあさか「朝霞市リサイクルプラザ」

朝霞市リサイクルプラザの通称。

朝霞市リサイクルプラザは、廃棄物の再生利用促進やごみ問題の意識啓発などを積極的に推進するための情報拠点施設で、リサイクル品を展示・斡旋するリサイクルショップ、リサイクルギャラリー、リサイクル情報図書コーナー、不用品情報交換コーナー、リサイクル活動室及び各種講座・教室などを行うリサイクル工房・リフォーム工房を設置している。

SDGs

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

温室効果ガス

太陽からの熱を吸収することによって、地球を暖める働きがあるガスのこと。

京都議定書では、「二酸化炭素」や「メタン」、「一酸化二窒素」等の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か行】

海洋プラスチック問題

海洋プラスチック問題は、地球温暖化と同じように緊急な解決が求められている国際的な環境問題です。プラスチックごみは埋め立てされるか、焼却処理されていますが、一部が漏れ出して海に入ります。環境省でも今後の方向性として「プラスチック資源循環戦略の策定」を2019年のG20までに策定を予定しています。

拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという 考え方として、OECD(経済協力開発機構)が提唱した。

循環型社会形成推進基本法にこの考え方は取り入れられており、容器包装リサイクル法や 家電リサイクル法において製造者に製品のリサイクル義務を課しているのも、この拡大生 産者責任に基づくものである。

家庭系ごみの有料化

最終処分場の延命化等から、市民がごみの減量やリサイクルを進めるきっかけになるよう、 ごみ量に応じたごみ処理料金を負担する制度。

カレット

ガラス製品 (ソーダ石灰ガラス) をリサイクルする際に、いったん破砕した状態のガラス くずのこと。

環境基本計画

環境基本法の基本理念により、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定したもので、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から持続可能な社会への転換を図るため「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」を長期的な目標としている。

環境基本法

環境に関する基本法。「公害対策基本法(昭和 42 年)」 と「自然環境保全法(昭和 47 年)」 を合わせて発展させた法律で、環境に関する施策の基本的な方向を示す規定で構成してい て、廃棄物の増大や地球温暖化、オゾン層の破壊などといった環境問題に対処し、環境の 保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的としている。

環境月間

国では、環境保全について関心と理解を深めるとともに、積極的に環境保全に関する活動を行う意欲を高めるよう6月を「環境月間」とした。

全国で環境に関する様々な行事が行われている。

環境大学

リサイクルプラザで実施する環境に関する学習事業。

毎年2月に開講し、4回すべて受講した参加者に修了証書を発行する。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれ のあるもの。

工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

感染性廃棄物

医療関係機関等から発生する廃棄物で、形状、排出場所、感染症の種類の観点より、廃棄物処理法に基づく「感染性廃棄物処理マニュアル」において定義されている。

処理は、特別管理廃棄物として、密閉した容器での収集運搬や感染性を失わせる処分方法 等が処理基準として定められている。

合併処理浄化槽

汚水や生活雑排水(風呂、台所等からの汚水)を、微生物の働きなどを利用して浄化し、 きれいな水にして放流するための施設。

公共下水道などが整備されていない地域でトイレを水洗化するときに設置が義務付けられている。

拠点回収

市役所や公民館などを拠点として資源物等を回収すること。

クリーンネット

カラス等による集積所のごみの散乱を防止するためのネット。

ごみ集積所

生活系ごみを出す場所で、ごみ収集車が回収する。本市には約4,500箇所(平成25年度)のごみ集積所が点在する。

【さ行】

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立て処分する場所及びその施設・設備をいう。

処分場には、安定型 (廃プラスチック等)、管理型 (汚泥等)、遮断型 (埋立基準値以上の 有機物質を含む) がある。

再使用(リユース)

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施したうえで再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」などがある。

再生利用(リサイクル)

廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材料の物を 大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品 では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物 等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル、科学的に処理して 利用することをケミカルリサイクルという。

再生利用率

ごみの総排出量のうちリサイクルされた量(集団資源回収量+クリーンセンターで中間処理 後に回収される資源及び搬入された資源の量+焼却残渣のリサイクル量)の割合。

在宅医療廃棄物

自宅での治療に伴い発生する廃棄物。輸液バッグ・注射針など。

事業系一般廃棄物減量等計画書

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定による大規模建築物の事業所^(*)(床面積3,000m²以上)が毎年市に提出する。

当該年度における事業所のごみ排出量、再資源化量の目標等を掲げた計画書。

事業ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。 本計画では事業系一般廃棄物をいう。

し渣

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理したあとに残る汚泥以外のもの。

磁性物

磁気を帯びた鉄類等の物質。

循環型社会

「大量生産・大量消費・大量廃棄型」の社会に代わるものとして提示された概念。

循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された 廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できない ものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制さ れ、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

循環型社会形成推進地域計画

施設整備等に対する循環型社会形成推進交付金の申請に伴い、市町村による一般廃棄物処理に関する総合的な施策を掲載した計画で、5か年程度の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示す。

焼却残渣

ごみ焼却施設でごみを処理した後に発生する焼却灰や飛灰(集塵装置で捕集された灰)の 総称。

食品リサイクル法

法律名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減ら し、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義 務付けた法律。

新河岸川水循環センター

荒川右岸流域下水道で和光市に所在する下水処理施設。

人工砂原料化

焼却灰の再生利用方法の一つ。路盤材等の土木資材に用いる人工砂への再資源化方法。

ストーカ式

焼却炉内にある金属の棒を格子状に組み合わせてある火格子の上でごみを転がし、焼却炉の上部からの熱で乾燥、過熱し、移動しながら燃やす仕組み。

3R (スリーアール)

リデュース (Reduce): 発生抑制、リユース (Reuse): 再使用、リサイクル (Recycle): 再生利用の3つの頭文字をとったもの。

3R (スリーアール) 推進月間

循環型社会を形成するには国民、事業者、行政が互いに協力し、3Rの取り組みを進めていくことが重要で、3R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を3R推進月間と定め、広く国民に向けて、普及啓発活動を実施している。

生活系ごみ

一般家庭の日常生活から発生する廃棄物。

セメント原料化

焼却灰の再生利用。焼却灰の成分がセメントに近いことから、焼却灰を生成して、セメント原料にする再資源化方法。

ゼロエミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源 循環型の社会システム。

総合計画

地方自治法の規定に基づき定める基本構想及び基本計画、実施計画の3層からなる本市の 都市づくりの指針となる計画。

【た行】

大規模建築物の事業所

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定により、市に事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を義務付けている床面積が3,000m²以上の事業所。

脱水汚泥

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理したあとに残る水分の少ない汚泥。

単独処理浄化槽

汚水だけを処理する浄化槽。生活雑排水(風呂、台所等からの汚水)は未処理のまま放流 される。

浄化槽法の改正により、現在は合併浄化槽のみが「浄化槽」として位置づけされ、単独浄化槽は、原則として新たな設置ができなくなった。

地域リサイクル活動推進補助金制度

資源の再生利用の推進、ごみの減量等を図ることを目的に、市民の日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用できる古紙、缶、びんなどの資源を回収する団体に補助金を交付する。

厨芥類

食べ物のくず。生ごみ。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけご みの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理 すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、 有効利用する役割もある。

低炭素社会

地球温暖化対策に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素(CO₂)の排出量が少ない産業や生活のしくみを構築した社会のこと。

デポジット制度

製品価格に一定金額のデポジット(預託金)を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却されたときに預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度。

天然資源

石油・石炭・ガスなど、天然に存在する資源。

【な行】

熱回収(サーマルリサイクル)

ごみを焼却し、熱エネルギーとして利用すること。

【は行】

破砕

砕いてこなごなにすること。本市では粗大ごみ処理施設で不燃ごみ、粗大ごみを破砕処理 している。

発生抑制 (リデュース)

ごみの発生そのものをおさえることで再使用 (リユース)、再利用 (リサイクル) に優先される。

発生抑制のためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要である。

不燃残渣

ごみの中間処理等で残ったカスで、本市の焼却処理施設で焼却できないごみ。

不法投棄

廃棄物を法律が定める方法に従って適切に取り扱わず、山林や水辺などに投棄すること。

分別収集計画

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべきリサイクルの具体的方法を策定するもの。

ペーパーリサイクル

資源として排出された古紙、雑紙等の再生利用。

【ま行】

マイバッグキャンペーン

ごみの減量化・再資源化を推進するため、自分専用の買い物袋 (バッグ) を使用すること でレジ袋を削減するよう広く呼びかける啓発事業。

【や行】

有害ごみ

人体に害を及ぼす物質を含む廃棄物。蛍光管、乾電池、水銀体温計など。

【ら行】

リサイクルショップ事業

リサイクルプラザで運営する不用品の再使用事業。

市民から家庭で不用になった生活用品を預かり、必要な方に販売して精算する制度で、不用品の再使用による減量化を市民に広く啓発する。

リサイクルプラザ「エコネットあさか」

本市がごみの減量化、再資源化に対する市民の意識の啓発を図り、循環型社会の形成に寄与することを目的に設置した施設。

ごみの減量化、再資源化に関する情報の収集及び提供、ごみの再生利用の促進に関する事業等を実施する。

リサイクルプラザ企画運営協議会

リサイクルプラザの開設当初(平成12年7月)から発足し、リサイクルプラザを拠点に「ご みの減量化」「5R(リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア)の啓発」 に取り組んでいる市民ボランティア団体で、環境にやさしい5R事業を企画運営し、本市 と市民とのパートナーシップ(協働)を実践している。

リサイクル法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称。

当初、資源の有効利用を進めるために「再生資源の利用の促進に関する法律」として制定され、業種や製品ごとに事業者に対するリサイクルを進めるための判断基準や表示基準を定めた。その後、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の積極的導入を図るために改定された。

リサイクル率

ごみの総排出量のうちリサイクルされた量 (集団資源回収量+クリーンセンターで中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量)の割合。

リターナブルびん

牛乳びんやビールびんなど、繰り返し使用されるガラスびん。

小売店を通じて回収された後、メーカーで洗浄され、中身を詰めて再び商品として販売される。

第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画

平成31(2019)年3月(改定)

編集・発行 朝霞市 市民環境部 資源リサイクル課

〒351-0033

埼玉県朝霞市大字浜崎 390-45

T E L : 048-456-1593

URL: http://www.city.asaka.lg.jp





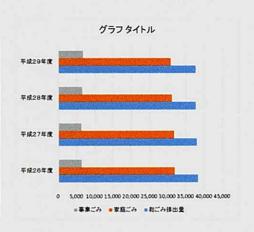


むさしの フロント 奉さか

4市排出量状況

Z	分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	総ごみ排出量	38, 196	37, 966	37, 658	37, 620
朝霞市	家庭ごみ	31, 872	31, 730	31, 123	30, 816
	事業ごみ	6, 324	6, 236	6, 535	6, 804

※家庭ごみ減少傾向 ※事業ごみ増加傾向



Z	[分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	総ごみ排出量	22, 970	22, 733	22, 365	22, 481	
和光市	家庭ごみ	19, 246	19, 144	18, 775	18, 811	
	事業ごみ	3, 724	3, 589	3, 590	3, 670	

※家庭ごみ減少傾向 ※事業ごみ横ばい

	5	ブ ラフタイ	トル		
平成29年度					
平成28年度				dens	
平成27年度					1
平成26年度			icus (file		
0	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000

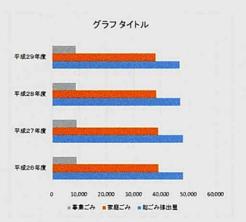
Ø	(分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	総ごみ排出量	17, 686	17, 960	18, 172	18, 154
志木市	家庭ごみ	14, 689	14, 714	14, 657	14, 623
	事業ごみ	2, 997	3, 246	3, 515	3, 531

※家庭ごみ減少傾向 ※事業ごみ増加傾向

	グラ	フタイトル		
平成29年度				
平成28年度				
平成27年度				
平成26年度				
0	5,000	10,000	15,000	20,000

					·
Ø	分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	総ごみ排出量	47, 912	47, 849	46, 902	46, 695
新座市	家庭ごみ	38, 893	38, 798	38, 098	37, 908
	事業ごみ	9, 019	9, 051	8, 804	8, 787

※家庭ごみ減少傾向 ※事業ごみ減少傾向



※家庭ごみは、集団回収含 ※近隣3市、家庭ごみは朝霞市と同様の傾向 ※志木市、和光市は事業ごみは朝霞市と同様の傾向、新座市は減少傾向

	県名	市町村	人口		增減		1人1日平均	1人1日平均ごみ排出量		£
No.	州 石	11111143	H23. 10. 1	H27. 10. 1	- 日伊		40, 817	42, 278	增加	····
		単位	人	人	人	%	人	人	g	%
1	埼玉県	朝霞市	128, 604	135, 556	6, 952	5. 4	837	765	-72	-8. 6
2	茨城県	土浦市	143, 265	144, 277	1, 012	0.7	1, 342	1, 216	-126	-9. 4
3	茨城県	取手市	110, 117	109, 056	-1, 061	-1.0	885	914	29	3. 3
4	埼玉県	鴻巣市	119, 010	119, 262	252	0.2	833	815	-18	-2.
5	埼玉県	戸田市	120, 721	134, 722	14, 001	11.6	994	903	-91	-9.
6	埼玉県	入間市	149, 068	149, 556	488	0.3	940	884	-56	-6.
7	埼玉県	富士見市	105, 945	109, 856	3, 911	3. 7	771	761	-10	-1.
8	埼玉県	三郷市	130, 646	137, 356	6, 710	5. 1	997	970	-27	-2.
9	埼玉県	坂戸市	99, 508	101, 310	1, 802	1.8	842	779	-63	-7.
10	埼玉県	ふじみ野市	106, 096	112, 730	6, 634	6.3	866	803	-63	-7.
11	千葉県	木更津市	129, 393	133, 923	4, 530	3. 5	1, 168	1, 146	-22	-1.
12	千葉県	成田市	126, 789	131, 829	5, 040	4. 0	1, 113	1, 099	-14	-1.
13	千葉県	我孫子市	134, 364	132, 859	-1, 505	-1.1	922	854	-68	-7.
14	千葉県	鎌ヶ谷市	108, 595	109, 483	888	0.8	855	819	-36	-4.
15	東京都	武蔵野市	135, 987	143, 251	7, 264	5. 3	956	842	-114	-11.
16	東京都	昭島市	111, 593	112, 881	1, 288	1.2	823	778	-45	-5.
17	東京都	小金井市	113, 895	117, 851	3, 956	3. 5	660	626	-34	-5.
18	東京都	国分寺市	115, 363	119, 914	4, 551	3. 9	795	695	-100	-12.
19	東京都	東久留米市	114, 413	117, 102	2, 689	2. 4	804	770	-34	-4.
20	東京都	多摩市	144, 384	147, 664	3, 280	2. 3	882	830	-52	-5.
21	神奈川県	伊勢原市	98, 292	101, 575	3, 283	3. 3	922	874	-48	-5.
22	神奈川県	座間市	128, 113	129, 791	1, 678	1.3	748	733	-15	-2.
	近隣3市							-11-11		
1	埼玉県	志木市	70, 080	73, 953	3, 873	5. 5	851	783	-68	-8.
2	埼玉県	和光市	76, 713	80, 705	3, 992	5. 2	830	770	-60	-7.
3	埼玉県	新座市	158, 651	163, 674	5, 023	3. 2	845	799	-46	-5.

※類似団体22団体中20団体で人口が増加している中、1人1日あたりのごみ排出量は減少している。

※近隣3市においても、人口が増加している中、1人1日あたりのごみ排出量は減少している。